

# 暴力団排除に関する 国民の意識調査

平成 25 年 5 月

公益財団法人 日工組社会安全財団

## ま え が き

平成に入ってから、暴力団対策は、大きく進展した。平成4年3月1日に施行された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）は、暴力団を反社会的勢力と位置付け、それまで取り締まることが必ずしも容易ではなかった暴力団員による国民に対する不当な要求行為について、都道府県公安委員会にこれを中止する行政命令を発出する権限を与えた。

以来、暴力団対策法の改正による規制強化、犯罪収益の没収に関する法規制の強化、官民協同による各事業からの暴力団排除等の活動が行われ、今日に至っている。

このようにして積み重ねられた努力の結果、昭和の末期に見られた度重なる対立抗争、市内に堂々と看板を掲げた組事務所、暴力団が組織の威力を誇示する行事などは、影をひそめるにいたった。また、縄張りと呼称する区域での事業者に対する用心棒代等の金銭の要求も相当程度減少したと思われる。

しかしながら、暴力団は、今日なお、6万3千人を超える勢力を保っている。これは、暴力団がこれらの規制等にも関わらず、経済社会の表裏両面において種々の方法で利益を得ていることを示すものである。

この状況に対応する新たな暴力団に関する法的規制が行われた。それが暴力団排除条例の制定、施行である。平成22年4月、福岡県において施行された暴力団排除条例は、平成23年10月に東京都でも施行され、全国で施行されるにいたった。これらの条例は、暴力団事務所の開設に関する規制等の暴力団対策法を補完する規定のほか、これまでは被害者として捉えられていた事業者に対して暴力団への利益供与を禁止する内容を含むものであり、施行に際しては、種々の議論を呼んだ。

本報告書は、暴力団排除条例が全国都道府県で施行されてから1年が経過した時点における、暴力団排除についての事業者の取り組み状況と国民の意識等を全国規模で調査したものである。警察当局はもとより、国および地方公共団体の関係機関、事業者団体等の今後の活動への一助となることを期待している。

公益財団法人 日工組社会安全財団  
専務理事 上田正文

## 調査研究の機関

本調査研究は、財団法人 社会安全研究財団（平成 25 年 4 月 1 日から「公益財団法人 日工組社会安全財団」に改称）内に設置された「暴力団排除に関する調査研究会」が調査の企画、立案、調査結果の分析、報告書の作成を行った。研究会の構成と各メンバーが担当した部・章は次のとおりである。研究会メンバーの所属は、平成 25 年 3 月末日現在である。

代表	星野周弘	日本犯罪社会学会 名誉会員 (第Ⅲ部：第 3 章・ 4 章)
	村上 泰	真和総合法律事務所 弁護士 (第Ⅰ部：第 3 章)
	山本 功	淑徳大学コミュニティ政策学部 准教授 (第Ⅲ部：第 5 章・ 6 章・ 7 章)
	永房典之	新渡戸文化短期大学生活学科 准教授 (第Ⅱ部：第 5 章・ 6 章・ 7 章)
	高橋尚也	立正大学心理学部対人・社会心理学科 准教授 (第Ⅲ部：第 2 章・ 8 章)
	渡辺昭一	(財) 社会安全研究財団 研究主幹 (第Ⅱ部：第 1 章・ 2 章・ 3 章・ 4 章、第Ⅲ部：第 1 章)
オブザーバー		
	阿部大輔	前警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課 課長補佐
	田代友弘	警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課 係長 (第Ⅰ部：第 1 章・ 2 章)
	上田正文	(財) 社会安全研究財団 専務理事

## 目 次

まえがき	i
調査研究の機関	ii
第Ⅰ部 暴力団等の情勢と暴力団排除活動	1
第1章 暴力団等の状況	3
1. 暴力団情勢／2. 暴力団構成員等の状況／3. 暴力団構成員等以外の反社会的勢力の情勢／4. 暴力団の指定状況	
第2章 暴力団対策の現状	6
1. 暴力団犯罪の検挙状況／2. 暴力団対策法の施行状況等／3. 暴力団排除の推進	
第3章 暴力団排除条例について	13
1. 概況／2. 背景および経緯／3. 条例の主な内容／4. 規制の現状と今後の見通し	
第Ⅱ部 暴力団排除条例制定後の事業者の意識調査	17
第1章 調査の目的と調査実施の概要	19
1. 調査の目的／2. 調査項目／3. 調査の方法／4. 標本構成	
第2章 暴力団排除条例についての知識	23
1. 暴力団排除条例の内容に関する認識／2. 地方別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識／3. 業種別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識／4. 企業の規模と暴力団排除条例の内容に関する認識／5. 要約	
第3章 暴力団等との取引	31
1. 過去における暴力団等との取引の有無／2. 地方別にみた暴力団等との取引の有無／3. 業種別にみた暴力団等との取引の有無／4. 暴力団等との取引の内容／5. 企業の規模と暴力団等との取引の有無／6. 要約	
第4章 暴力団等からの働きかけを受けた経験とそれへの対処	36
1. 暴力団等からの働きかけを受けた経験／2. 地方別にみた暴力団等からの働きかけ／3. 業種別にみた暴力団等からの働きかけ／4. 企業の規模と暴力団等からの働きかけ／5. 暴力団等からの働きかけがあった時期／6. いちばん最近の暴力団等からの働きかけ／7. 暴力団等からの働きかけに対する対処／8. 要約	
第5章 暴力団等を排除するための対応	46
1. 暴力団排除条項の導入状況／2. 地方別にみた暴力団排除条項の導入状況／3. 業種別にみた暴力団排除条項の導入状況／4. 企業の規模と暴力団排除条	

項の導入状況／5. 暴力団排除条項の導入時期／6. 暴力団を排除するための企業としての対応／7. 取引先が暴力団等であるかの確認の有無／8. 取引先が暴力団等であるかの確認の方法／9. 暴力団等との関係を遮断するための取組み／10. 暴力団排除条例の施行に際しての警察、行政への要望／11. 暴力団等を排除するために必要な方策／12. 要約	
第6章 暴力団排除条例の効果についての評価	62
1. 暴力団等の不当要求の抑制に対する効果／2. 暴力団等との取引の遮断に対する効果／3. 暴力団排除条例の施行による変化や効果／4. 要約	
第7章 事業者における暴力団排除条例の認知と暴力団等排除への態度	68
1. 暴力団排除条例の内容の認知と暴力団等排除への態度／2. 暴力団排除条例の内容を認知している企業の特徴／3. 要約	
<b>第Ⅲ部 暴力団に関する市民の意識調査</b>	<b>75</b>
第1章 調査の目的と調査実施の概要	77
1. 調査の目的／2. 調査項目／3. 調査方法／4. 標本構成	
第2章 暴力団についてのイメージと評価	82
1. 暴力団に対するイメージ／2. 暴力団イメージに関する平成5年内閣府調査との比較／3. 暴力団に対する不安とその理由／4. 暴力団の存在に関する捉え方／5. 暴力団に対するイメージと暴力団に対する不安との関係／6. 暴力団の存在に関する捉え方と暴力団に対する不安との関係／7. まとめ	
第3章 暴力団についての認知状況	100
1. 居住地域における暴力団員の認知状況／2. 暴力団と関わりをもつ人についての認知状況／3. 居住地域における暴力団事務所の認知状況／4. 居住地域における暴力団犯罪の見聞／5. 暴力団の認知状況と暴力団への不安との関係／6. 暴力団の認知状況と暴力団排除活動への協力意志との関係／7. 要約	
第4章 暴力団に利益を与える企業・人への評価	109
1. 暴力団にお金を出す企業への評価／2. 暴力団を利用する人への評価／3. 暴力団利用者を許容する理由／4. 暴力団員の不当要求行為に応じる人に対する評価／5. 暴力団に利益を与える企業・人に対する許容性相互間の関係／6. 許容性と暴力団への不安および暴力団排除活動への協力との関係／7. 要約	
第5章 暴力団からの被害と暴力団との取引	120
1. 暴力団からの被害／2. 暴力団との取引／3. 要約	
第6章 暴力団を排除する取組み	124
1. 暴力団排除条例の認知と評価／2. 暴力団排除の取組み／3. 要約	

第7章 暴力団許容意識の分析 .....	145
1. 暴力団イメージと暴力団許容意識／2. 社会経済的地位と暴力団許容意識／	
3. 信頼と暴力団許容意識／4. 総合考察／5. 要約	
第8章 暴力団に対する不安意識の分析 .....	157
1. 暴力団に対する不安意識の特徴／2. 暴力団イメージと暴力団に対する不安意識／	
3. 暴力団に対する不安意識の規定因／4. 暴力団に対する不安意識やイメージが暴力団排除条例の認知に与える影響／	
5. 暴力団に対する不安意識やイメージが暴力団排除への協力意向に与える影響／6. 暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団に対する見聞や取組みの効果認識との関連／	
7. まとめ	
第IV部 資料 .....	171
資料1 暴力団排除条例制定後の事業者の意識調査・調査票／資料2 事業者の意識調査・単純集計表／	
資料3 暴力団に関する市民の意識調査・調査票／	
資料4 市民の意識調査・単純集計表	



## 第 I 部 暴力団等の情勢と暴力団排除活動





第Ⅰ部では、第Ⅱ部および第Ⅲ部の調査結果を考察するために必要最小限度の範囲で、暴力団等の状況、暴力団対策の現状および暴力団排除条例について記述した。

## 第 1 章 暴力団等の状況

### 1. 暴力団情勢

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を偽装し、あるいは共生者（注）を利用するなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

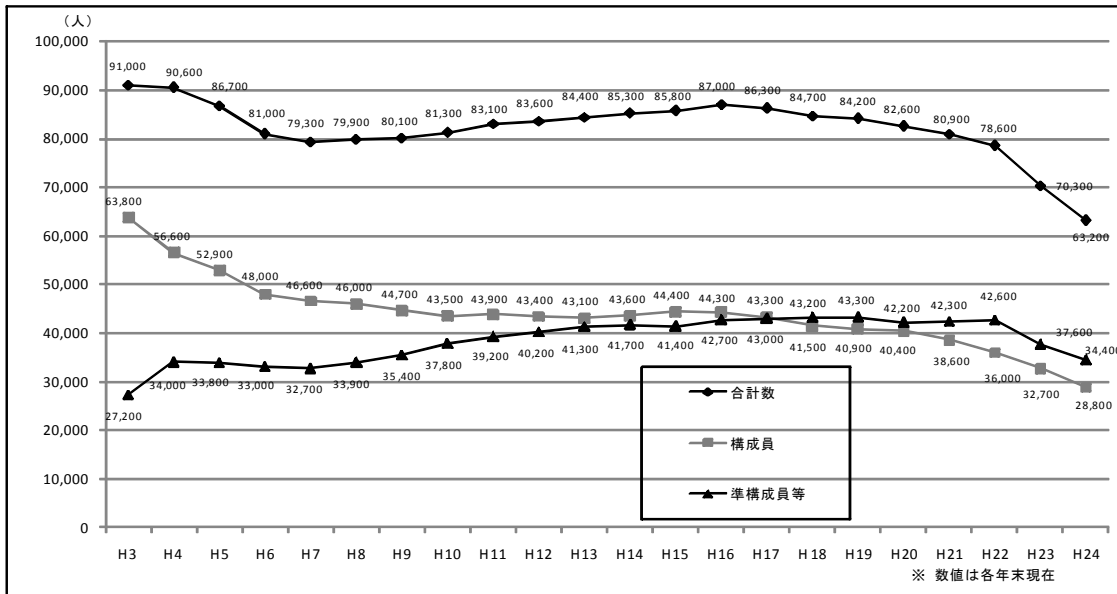
警察は、暴力団の活動の変化に対応して、暴力団犯罪の取締り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の運用および暴力団排除活動を推進している。

（注）暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

### 2. 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員および準構成員（注）等（以下、この章において「暴力団構成員等」という。）の数は、平成 24 年末現在 63,200 人であり、暴力団構成員等の推移は、図 I-1-1 のとおりである。

（注）暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者をいう。



(注) 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

図 I - 1 - 1 暴力団構成員等の推移

### 3. 暴力団構成員等以外の反社会的勢力の情勢

警察庁は、企業を主たる対象とする総会屋（注1）、会社ゴロ（注2）、新聞ゴロ（注3）および一般の市民をも対象とする社会運動標ぼうゴロ（注4）、政治活動標ぼうゴロ（注5）の5区分によって、暴力団構成員等以外の反社会的勢力を把握している。

(注1) 単位株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け、または受けようとしている者

(注2) 総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員的不正等に付け込み、賛助会費等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし、または常習とするおそれのある者

(注3) 総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員的不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし、または常習とするおそれのある者

(注4) 社会運動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

(注5) 政治運動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

#### (1) 総会屋・会社ゴロ等の状況

平成 24 年末現在、総会屋 280 人、会社ゴロおよび新聞ゴロ 970 人、合計 1,250 人が把握されている。

#### (2) 社会運動等標ぼうゴロの状況

平成 24 年末現在、社会運動標ぼうゴロ 620 人、政治活動標ぼうゴロ 5,700 人、合計 6,320 人が把握されている。

### 4. 暴力団の指定状況

暴力団対策法は、暴力団を「その団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体」と定義した上で、

- ・暴力団員が、暴力団の威力を利用して資金を得ることを容認すること等を実質上の目的とする団体であること
- ・暴力団の幹部または全暴力団員のうちに占める犯罪経歴保有者の割合が一定以上であること
- ・暴力団の首領等の統制の下に階層的に構成された団体であること

の 3 つの要件を満たす暴力団を都道府県公安委員会が指定し、この指定暴力団に対して種々の規制をかけている。

平成 24 年末現在で、21 団体が指定暴力団として指定されている。また、全暴力団員約 28,800 人のうち、約 27,800 人が指定暴力団の構成員である。

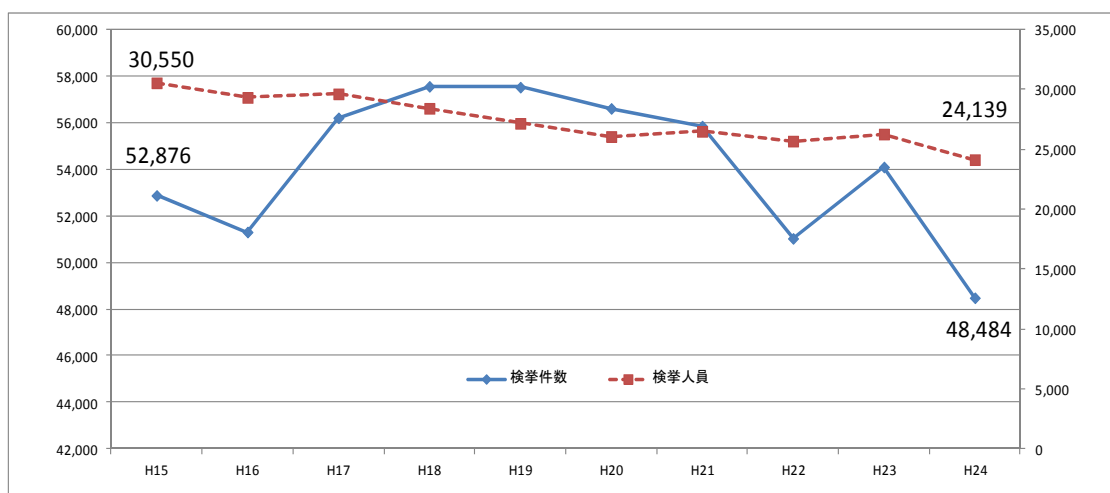
## 第2章 暴力団対策の現状

### 1. 暴力団犯罪の検挙状況

#### (1) 全般的検挙状況

平成24年中における暴力団構成員等（暴力団構成員および準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は、24,139人で、このうち構成員は5,510人、準構成員その他の周辺者は18,629人である。

最近10年間の暴力団構成員等の検挙人員と検挙件数の推移は、**図 I - 2 - 1**のとおりである。



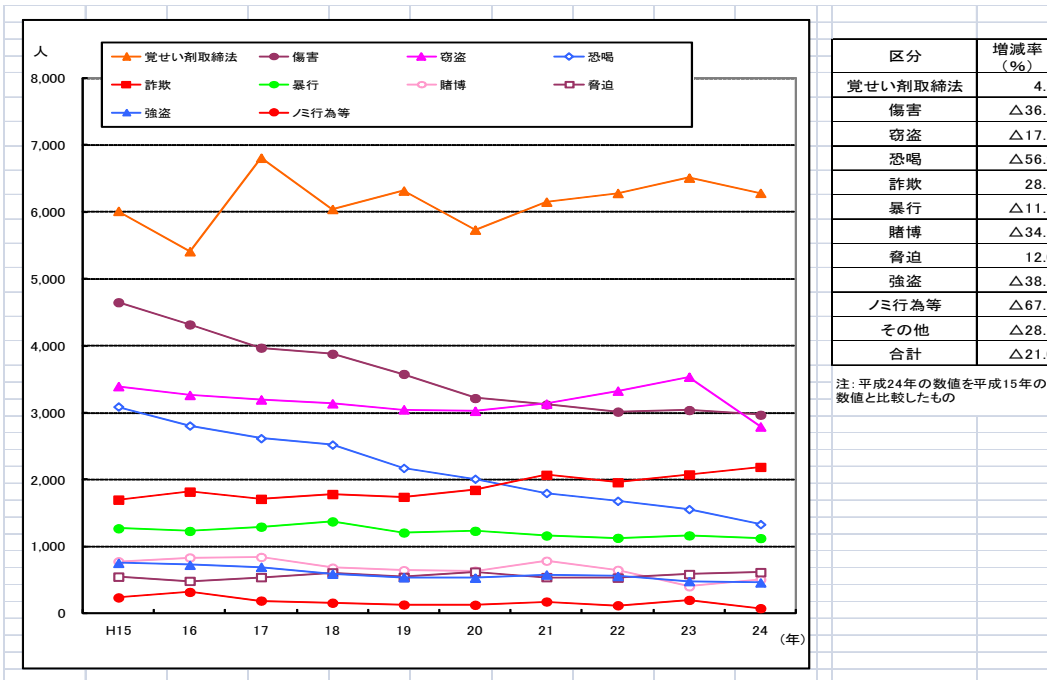
警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

**図 I - 2 - 1 暴力団構成員等の検挙人員と検挙件数の推移**

#### (2) 主要罪種別検挙人員の推移

暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移は、**図 I - 2 - 2**のとおりである。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博およびノミ行為等（注）（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の検挙人員が占める割合は、3割程度で推移している。警察庁は、これらが暴力団の有力な資金源となっていると分析している。また、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員に占める割合は増加傾向にあることから、暴力団の資金獲得活動が変化している状況がうかがわれる（**表 I - 2 - 1**）。

（注）公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法およびモーターボート競走法の各違反）をいう。



警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

図 I - 2 - 2 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移

表 I - 2 - 1 暴力団構成員等に係る伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の推移

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
暴力団構成員等の総検挙人員 (人)		30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	24,139
伝統的資金獲得犯罪検挙人員 (人)		10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921	8,742	8,680	8,209
	覚せい剤	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	6,285
	恐喝	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334
	賭博	780	837	845	685	648	639	789	652	405	511
	ノミ行為等	240	322	193	161	133	130	179	123	203	79
	構成比 (%)	33.2	32.0	35.3	33.1	34.1	32.7	33.7	34.0	33.0	34.0

警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

### (3) 暴力団によるとみられる事業者襲撃等事件および対立抗争事件の発生状況

#### ① 事業者襲撃等事件

暴力団の要求に従わない事業者に対する襲撃等事件は、平成 23 年中に全国で 29 件（うち九州で 25 件）、平成 24 年中に全国で 20 件（うち九州で 13 件）がそれぞれ発生している。このうち、拳銃や手りゅう弾、火炎瓶を使用する事件は、九州各地で 18 件発生しており、拳銃を使用した建設会社役員の殺害や手りゅう弾のガス会社社長宅への投てき等の被

害が生じている（表 I - 2 - 2）。

表 I - 2 - 2 事業者襲撃等事件の発生状況

年次 件数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
発生件数	16	24	18	15	29	20	122

警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

## ②対立抗争事件

平成 15 年（対立抗争の発生事件数 7、発生回数 44、死者 7、負傷者 15）以降、対立抗争事件の発生は減少傾向にあるものの、平成 18 年に発生した道仁会と九州誠道会との対立抗争がいまだ終息せず、九州において、対立抗争に起因する拳銃発砲等の不法行為が相次いで発生している。

対立抗争に起因する不法行為は、平成 23 年中に 13 回発生し、死者 5 人、負傷者 3 人を出した。平成 24 年においても 6 回発生し、負傷者 2 人を出している。これらの不法行為は、地域社会に対する大きな脅威となっている。

（注）対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終わりで「発生事件数」1 事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

## 2. 暴力団対策法の施行状況等

暴力団対策法は、指定暴力団員等が指定暴力団の威力を示して民事介入暴力、行政対象暴力等の暴力的要求行為を行うことを禁止している。また、指定暴力団員の不法行為に対する損害賠償請求や、指定暴力団等の事務所に対する使用差止請求等を妨害することを禁止しているほか、指定暴力団員が対立抗争に関する賞揚等を行うこと等を禁止している。

これらの禁止行為が行われた場合には、都道府県公安委員会が措置命令を発出することができるほか、対立抗争時の指定暴力団の事務所の使用を制限する命令を発出することもでき、命令の実効性を担保するための罰則がおかれている。

### （1）行政命令の発出状況

#### ①中止命令

平成 24 年には、中止命令が 1,823 件発出されている。このうち、資金獲得活動である暴力的要求行為に対するものが 1,332 件と全体の 73.1%を占め、加入強要・脱退妨害に対するものが 230 件と全体の 12.6%を占めている（表 I - 2 - 3）。

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、40,934 件に上っている。

## ②再発防止命令

平成 24 年には、再発防止命令が 81 件発出されている。このうち、資金獲得活動である暴力的要求行為に対するものが 67 件と全体の 82.7%を占め、加入強要・脱退妨害に対するものが 10 件と全体の 12.3%を占めている（表 I - 2 - 3）。

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,650 件に上っている。

## ③防止命令

平成 24 年には、損害賠償請求等の妨害についての防止命令が 2 件発出されている（表 I - 2 - 3）。

## ④禁止命令

平成 24 年には、暴力行為の賞揚等についての禁止命令が 12 件発出されている（表 I - 2 - 3）。

## ⑤事務所使用制限命令

平成 24 年には、事務所使用制限命令が 17 件発出されている（表 I - 2 - 3）。

表 I - 2 - 3 暴力団対策法に基づく行政命令の発出状況

区分 \ 年次	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
中止命令	2,609	2,717	2,668	2,488	2,427	2,270	2,119	2,130	2,064	1,823
再発防止命令	114	161	112	128	110	86	65	85	93	81
防止命令	—	—	—	—	—	3	0	8	5	2
禁止命令	—	—	—	—	—	61	30	8	14	12
事務所使用制限命令	6	0	1(1)	0	0	0	0	0	27(1)	17

警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

## （２）暴力団対策法の改正

事業者襲撃等事件や対立抗争事件が相次いで発生するなど、暴力団が市民生活に対する大きな脅威となっていることから、平成 24 年 10 月 30 日から、市民に対する危害の防止のための規制強化等を内容とする改正暴力団対策法が施行されている。

暴力団対策法の主要な改正点は、次のとおりである。

### ① 特定抗争指定暴力団等の指定制度の創設

改正法は、人の生命または身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を伴う対立抗争が発生した場合に、その対立抗争により更に人の生命または身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、3 月以内の期間および警戒区域を定めて、その対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定し、その構成員が警戒区域において暴力団事務所を新たに設置すること、対立相手の暴力団事務所付近をうろつくこと等を禁止し、これに違反する行為を処罰の対象とするなどにより、対立抗争に係る暴力行為の抑止を図った。



## ②特定危険指定暴力団等の指定制度の創設

改正法は、指定暴力団員が暴力的要求行為等に関連して人の生命または身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行い、その指定暴力団員の所属する指定暴力団等の構成員が更に同様の暴力行為を行うおそれがあると認める場合に、公安委員会が1年を超えない範囲内の期間および警戒区域を定めてその指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定し、その構成員が警戒区域において行う暴力的要求行為等を直接処罰するとともに、暴力的要求行為を行う目的でその相手方につきまとうなどの行為も中止命令および再発防止命令の対象とし、危険な暴力行為の抑止を図った。

## ③都道府県暴力追放運動推進センターによる暴力団事務所の使用差止請求制度の創設

改正法は、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、裁判上または裁判外において、自己の名をもってその事務所の使用等の差止めを請求できることとし、請求をしようとする付近住民の負担の軽減を図った。

## ④暴力的要求行為の規制の強化

改正法は、事業者等が取引を拒絶しているにもかかわらず指定暴力団等の威力を示して不当に取引を要求する行為を、新たに暴力的要求行為として規制の対象とした。

また、改正法は、国等が行う公共工事の入札等に関する暴力的要求行為の規制の対象を国等が行う入札等全般に拡大するなど、規制を強化した。

## ⑤罰則の引上げ

暴力団対策法の罰則は、平成3年の制定時以来、約20年間、引き上げられておらず、暴力的要求行為に係る中止命令・再発防止命令に違反した者については、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するとされているのが最高刑であり、暴力団による違法・不当な行為を許さないという国民の意識との乖離もみられた。

改正法は、上記の懲役および罰金刑の上限をそれぞれ3年および500万円に引き上げるとともに、他の命令違反にかかる法定刑についても所要の引上げを行った。

## ⑥国および地方公共団体ならびに事業者の責務に関する規定の整備

改正法は、国および地方公共団体の責務として、指定暴力団員等を入札に参加させないようするための措置を講ずるほか、その事務または事業に関する暴力団員による不当な行為の防止およびこれにより当該事務または事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない旨を明記した。

また、改正法は、暴力団の不当要求に対する事業者の自発的な取組を促すため、事業者の責務として、不当要求による被害を防止するために必要な責任者の選任等の措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない旨を明記した。

### 3. 暴力団排除の推進

#### (1) 暴力団排除活動に対する警察の支援

警察は、平成 23 年 12 月に、事業者等からの情報提供の要請に的確に対応し、暴力団情報を積極的かつ適切に提供していくため、暴力団情報の部外への提供の在り方を見直すとともに、暴力団等による犯罪の被害者、暴力団排除活動関係者、暴力団との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業の関係者等の安全を確保するため、新たに「保護対策実施要綱」を制定した。

#### (2) 国および地方公共団体における暴力団排除

国および地方公共団体は、平成 21 年 12 月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者等の指名基準や契約書に暴力団排除条項を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団員等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。

また、民間工事等に関係する業界および独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

#### (3) 各種事業・取引等からの暴力団排除

##### ① 各種事業における暴力団排除

警察は、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。また、近年各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等における暴力団排除条項の整備が進んでいる。

##### ② 各種取引における暴力団排除

警察は、企業が気付かずに暴力団関係企業等と経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）および平成 21 年 12 月のワーキングチームにおける申合せに基づき、関係機関と連携を強化し、各種取引における暴力団排除を推進している。

一例を挙げれば、証券取引については平成 24 年 1 月から、暴力団構成員等のデータベースを蓄積した警察庁のサーバと日本証券業協会のサーバを接続し、日本証券業協会員証券会社の顧客の暴力団員該当性について、各社からの照会に応じるシステムの運用が開始されている。

##### ③ 地域住民等による暴力団排除活動

警察は、地域住民等による暴力団事務所撤去運動等を支援し、暴力団に事務所を撤去させるなど地域住民等に対する支援を実施している。また、暴力追放運動推進センターおよび弁護士会と緊密に連携し、暴力団犯罪に起因する損害賠償請求訴訟や暴力団事務所撤去

訴訟等の民事訴訟に対する支援を実施するなど、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団による被害の救済等に努めている。

### 第3章 暴力団排除条例について

#### 1. 概況

現在、すべての都道府県と多くの市町村において、「暴力団排除条例」が制定され、施行されている。暴力団に対して規制を行う立法としては、国のレベルでは、いわゆる「暴力団対策法」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）がある。法律上の規制がなされている対象に関して、地方自治体により関連する規制を行う条例が制定されることはあるが、すべての都道府県等において同様の条例が制定されることは希である。

#### 2. 背景および経緯

このように暴力団排除条例が制定された背景には、暴力団対策法による暴力団に対する法的規制が、必ずしも十分ではないと考えられたことがある。

暴力団の社会に対する迷惑行為の最たるものは、暴力団間の対立抗争であると考えられるが、その態様は、相手方の暴力団員や暴力団事務所等に対するけん銃の発砲等の違法行為である。これらは犯罪行為に該当するため、事件が発生した場合には、警察が刑事事件として検挙しているほか、暴力団対策法において、対立抗争時における暴力団事務所の使用制限等の行政規制が行われることとされている。

しかし、対立抗争の発生時に、暴力団においては、警察による取締りを免れるため、相手方を襲撃する「ヒットマン」を潜伏・逃走させるなど、検挙が困難になっている一方、対立抗争は一般の市民を巻き添えにすることが少なくない。

特に、平成18年に道仁会の内部分裂により始まった対立抗争は、現在でも終息しておらず、その対立抗争の過程で一般市民が巻き添えにより射殺されるなど社会に与える影響が甚大であるため、新たな規制が求められた。

他方、暴力団員が行う各種の不当行為は、市民・企業等に対する迷惑行為であるにとどまらず、その生命・身体に対する危害を加えるなど、違法性が著しく強い場合がある。暴力団員の行為が犯罪に該当する場合は、警察により検挙されることになるほか、暴力団対策法では、「暴力的要求行為」として、一定の類型の不当行為を行政規制の対象としている。

しかし、暴力団の側では、このような取締りや規制を巧妙にかいくぐる手段を発展させているほか、このような不当行為が行われ、根絶することができない背景には、暴力団を利用したり、暴力団と密接に交際したりして暴力団の活動を助長している者がいることがある。

以上のような背景事情の下、福岡県等においては、暴力団事務所が対立抗争の拠点等となり付近住民に強い不安感を与えること、暴力団の活動を助長する事業者の規制が必要であること等の認識から、新たに暴力団排除条例を制定することになった。

福岡県条例が施行されたのが、平成22年4月であるが、その後平成23年10月に東京都等の条例が施行されたことにより、すべての都道府県で暴力団排除条例が制定・施行されるに至った。短期間にこのように条例が制定された背景には、暴力団の不当行為等に対する規制を求める市民社会からの要請があったとも考えられる。

### 3. 条例の主な内容

各地方自治体が定める条例であるから、その内容には差異があるが、概ね次のような内容を定めている条例が多い。

第1に、各行政機関等における義務を定める規定である。

その1が、公共工事その他の公共契約からの暴力団の排除である。公共工事等が暴力団の資金源となっていることがかねてより指摘されてきたが、市民の税金が暴力団の活動に利用されていることに他ならないことから、その排除のための規定が設けられている。

その2が、警察による情報提供や保護等の措置に関することである。警察は都道府県の行政機関であるが、暴力団の粗暴性や危険性を考えれば、警察によるバックアップなしに暴力団排除等の措置を行うことは困難であるため、必要な措置に関する規定が設けられている。

その3が、青少年に対する影響を防止する教育等に関することである。近年の意識調査により、青少年の中に暴力団を美化・容認する風潮が一定程度みられるため、その影響排除のための措置に関する規定が設けられている。

第2に、暴力団事務所に関する規定である。

暴力団が新たな事務所を開設することを阻止するため、不動産の取引（売買・賃貸借）に関して、関係する事業者に対して暴力団排除措置をとることを求める規定が設けられているほか、青少年が関係する学校等の施設周辺において暴力団事務所を開設することを禁止する規定が設けられている。

第3に、事業者に対する規制である。

暴力団が活動を継続することができるのは、社会から活動の基礎となる資金が流入していることがあるため、事業者に対して、暴力団に対する利益提供を禁止する規定が設けられているほか、事業者に対して、取引に係る契約に暴力団排除条項（取引の相手方が暴力団等である場合に契約を解除することができる旨の契約規定）の導入を求める規定が設けられている。

なお、このような事業者に対する規制は、究極的に暴力団の活動を規制する目的であって、事業者自身に対する規制を目的とするものではないため、努力義務を課す規定とすることや、違反した場合の措置について段階的に規制を強化する規定とすること等により、事業者の自発的な対応を促すことに配慮されている。

#### 4. 規制の現状と今後の見通し

暴力団は、社会からかけ離れた存在ではなく、社会の中に深く根を張って存在しているから、その「根」が断ち切られれば、存続することができない。

暴力団排除条例のうち、事業者に対して利益提供を禁止する規定は、この意味で暴力団の存在基盤を失わせる目的があるものであるが、その規制の実効性の確保は、事業者がこの規定を理解して行動するかどうかにかかっている。

この数年、暴力団勢力が減少する傾向にあることは、警察統計によれば顕著であるが、事業者等の社会の側における暴力団排除の動向が暴力団の盛衰に多大な影響があることを認識して、これを注視していく必要がある。



## 第Ⅱ部 暴力団排除条例制定後の 事業者の意識調査





## 第1章 調査の目的と調査実施の概要

### 1. 調査の目的

暴力団を弱体化させ、壊滅するためには、警察による徹底的な取締りと同時に、社会全体で暴力団を孤立させ、追い詰めていくことが不可欠である。平成22年4月に、福岡県において、暴力団排除に関する県民や事業者の役割、暴力団排除の基本的施策、事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止を定めた「福岡県暴力団排除条例」が施行された。その後、暴力団の経済取引や事業活動からの排除を主たる目的とする暴力団排除条例の制定が全国的に進み、平成23年10月までに全都道府県で施行された。

暴力団排除条例は、事業者等が暴力団等へ利益を供与する行為を禁止し、違反者に対して勧告、公表等の行政措置で臨むこととしているが、条例の効果は、必ずしも行政措置によってのみ生じるものではなく、条例の精神、趣旨等が周知徹底されることにより、事業者等が自主的に暴力団等との関係遮断、取引断絶等を進めることによって生まれる。

本調査は、全都道府県で暴力団排除条例が施行されてから1年が経過したのを機に、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の協力を得て、事業者等に対してアンケートを行い、条例の周知状況の検証と適切な運用等に関する基礎資料とすることを目的としている。

### 2. 調査項目

- (1) 暴力団排除条例の周知状況
- (2) 暴力団等からの働きかけや取引の有無・内容
- (3) 暴力団等を排除するための対応・取組み
- (4) 暴力団排除に関して望むこと
- (5) 暴力団排除条例の効果・施行後の変化

### 3. 調査の方法

#### (1) 調査対象事業者

全国の上場企業および従業員10人以上の未上場企業、計10,000社を調査対象とした。対象事業者の抽出方法は以下のとおりである。

東京商工リサーチのデータベースを利用して、上場企業全社(3,546社)および従業員10人以上の非上場企業6,454社を選定した。非上場企業については、総務省統計局の「平

成21年経済センサス基礎調査」の従業員区分を使用し、「10～49人」、「50～99人」、「100～299人」、「300～999人」、「1,000人以上」の割合に沿って無作為抽出を行った。地域や業種分類での事業所も結果としてほぼ母集団に準じて抽出されると想定される。

本調査での非上場企業6,545事業所の従業員数割当件数は以下のとおりである。

従業員数	法人数	割当比率	割当件数
10～49人	387,555	78.2%	5,048
50～99人	55,396	11.2%	721
100～299人	37,455	7.6%	488
300～999人	11,463	2.3%	149
1,000人以上	3,713	0.7%	48
10人以上全産業 (S公務を除く)	495,582	100.0%	6,454

## (2) 調査時期

平成24年10月1日（月）から11月12日（月）までの間。

## (3) 調査方法

郵送法により実施した。

平成24年10月1日（月）に対象事業所宛に調査票を発送した。その後10月9日（火）に全事業所を対象に督促状（はがき）を発送し、更に10月19日（金）に未返送の事業所に宛て2度目の督促状（はがき）を発送した。10月末日を返送締め切りとし、更に11月上旬まで返送待機期間とした。

## (4) 回収標本数および回収率

回収した標本数は3,842票で、回収率は38.4%である。

## (5) 調査実施機関

社団法人 新情報センター

## 4. 標本構成

回答が得られた3,842事業所の①地方別、②警察管区別、③業種別、④資本金別、⑤従業員数別、⑥上場・未上場別の標本構成は、以下のとおりである。

なお、調査票と各質問項目の集計表を、第IV部に資料として添付した。

①地方別

	総数	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国
【総数】	3,842	141	261	1,386	679	631	227
%	100.0	3.7	6.8	36.1	17.7	16.4	5.9

	四国	九州	無回答
【総数】	112	356	49
%	2.9	9.3	1.3

②警察管区別

	総数	北海道	東北管区	警視庁	関東管区	中部管区
【総数】	3,842	141	261	859	805	434
%	100.0	3.7	6.8	22.4	21.0	11.3

	近畿管区	中国管区	四国管区	九州管区	不明
【総数】	598	227	112	356	49
%	15.6	5.9	2.9	9.3	1.3

(注) 本報告書における警察管区別の都道府県は次のとおりである。

北海道：北海道

東北管区：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

警視庁：東京都

関東管区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、  
長野県、静岡県

中部管区：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿管区：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国管区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国管区：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州管区：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

③業種別

	総数	農・林・ 水産	建設	製造	運輸・ 倉庫	卸売・ 小売
【総数】	3,842	48	620	934	236	697
%	100.0	1.2	16.1	24.3	6.1	18.1
	金融・ 保険	不動産・ 物品賃貸	宿泊・飲食 サービス	その他の サービス	その他	無回答
【総数】	86	100	107	667	300	47
%	2.2	2.6	2.8	17.4	7.8	1.2

④資本金別

	総数	5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 3億円 未満	3億円 以上	無回答
【総数】	3,842	2297	295	165	984	101
%	100.0	59.8	7.7	4.3	25.6	2.6

⑤従業員数別

	総数	50人 未満	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300人 以上	無回答
【総数】	3,842	2,221	417	261	156	742	45
%	100.0	57.8	10.9	6.8	4.1	19.3	1.2

⑥上場・未上場別

	総数	1部上場	2部上場	その他の 上場	未上場	無回答
【総数】	3,842	462	157	318	2,722	183
%	100.0	12.0	4.1	8.3	70.8	4.8

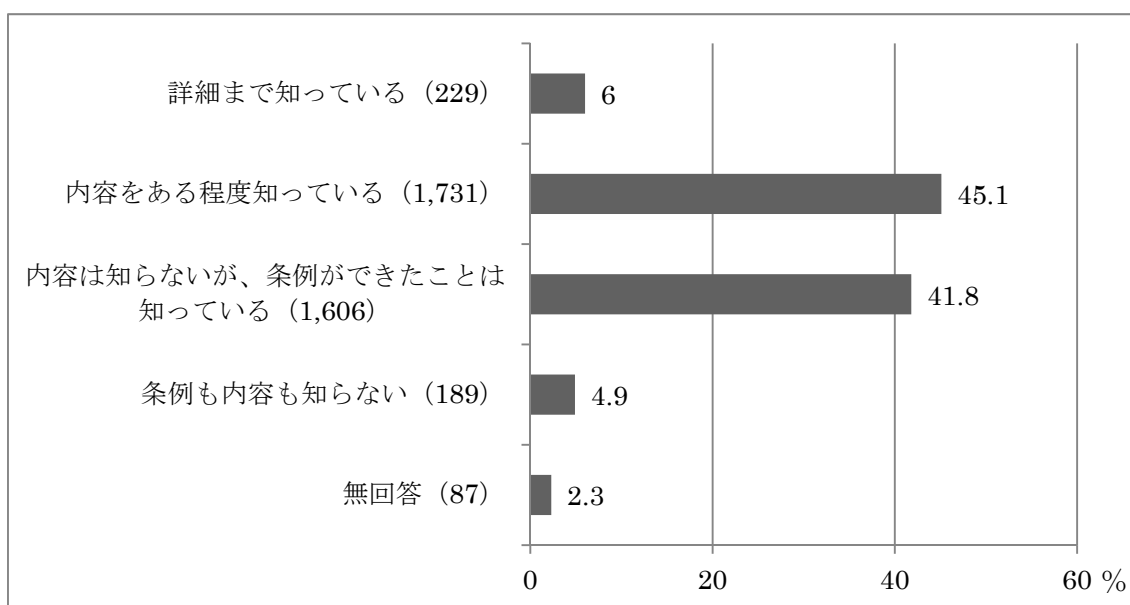
## 第2章 暴力団排除条例についての知識

この章では、事業者が暴力団排除条例の内容についてどの程度認識しているかを明らかにする。暴力団排除条例の内容についての事業者の認識に地域差がみられるか、業種や企業規模によって認識に違いがあるかについて分析した。

### 1. 暴力団排除条例の内容に関する認識

暴力団排除条例の名称についての認識をみると、**図Ⅱ－2－1**に示すように、有効回答企業 3,842 社のうち、「知っている」と回答した企業が 3,566 社（92.8%）、「知らない」と回答した企業が 189 社（4.9%）であった。ところが、暴力団排除条例の内容について、どの程度知っているかを尋ねたところ、条例の内容を「知っている」（「詳細まで知っている」と「内容をある程度知っている」の合計）と回答したのは 1,960 社（51.0%）、「知らない」（「内容は知らないが条例は知っている」と「条例も内容も知らない」の合計）と回答したのは 1,795 社（46.7%）であった。

暴力団排除条例の名称を知っていても、その内容を多少とも知っている事業者は約半数に過ぎない。

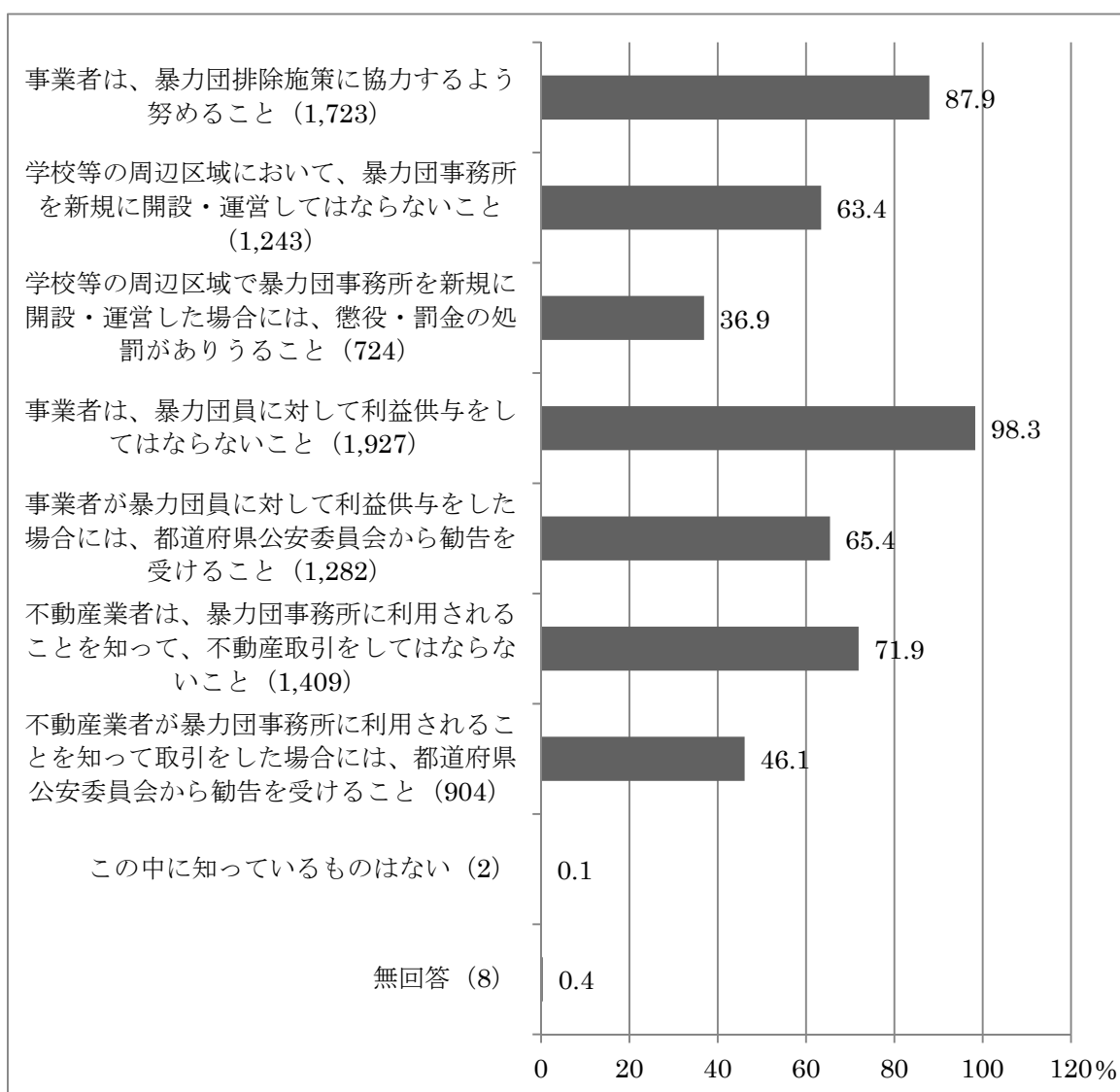


(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。

図Ⅱ－2－1 暴力団排除条例の内容に関する認識

暴力団排除条例の内容を「詳細まで知っている」と「内容をある程度知っている」と回答した 1,960 の事業者に、条例の内容として知っている条項を複数選択で尋ねた。得られた回答数は 9,222 で、回答比率は図Ⅱ－２－２に示すとおりである。

条例の内容を知っていると回答したほとんどの事業者が、「暴力団員に対して利益供与してはならないこと」(98.3%) および「暴力団排除施策に協力するよう努めること」(87.9%) といった規定を知っていた。しかし、「暴力団員に対して利益供与した場合には、都道府県公安委員会から勧告を受ける」という規定を知っていたのは、65.4%にすぎない。



(注) ( ) 内の数値は回答数である。

図Ⅱ－２－２ 暴力団排除条例の内容に関する知識（複数回答）

## 2. 地方別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識

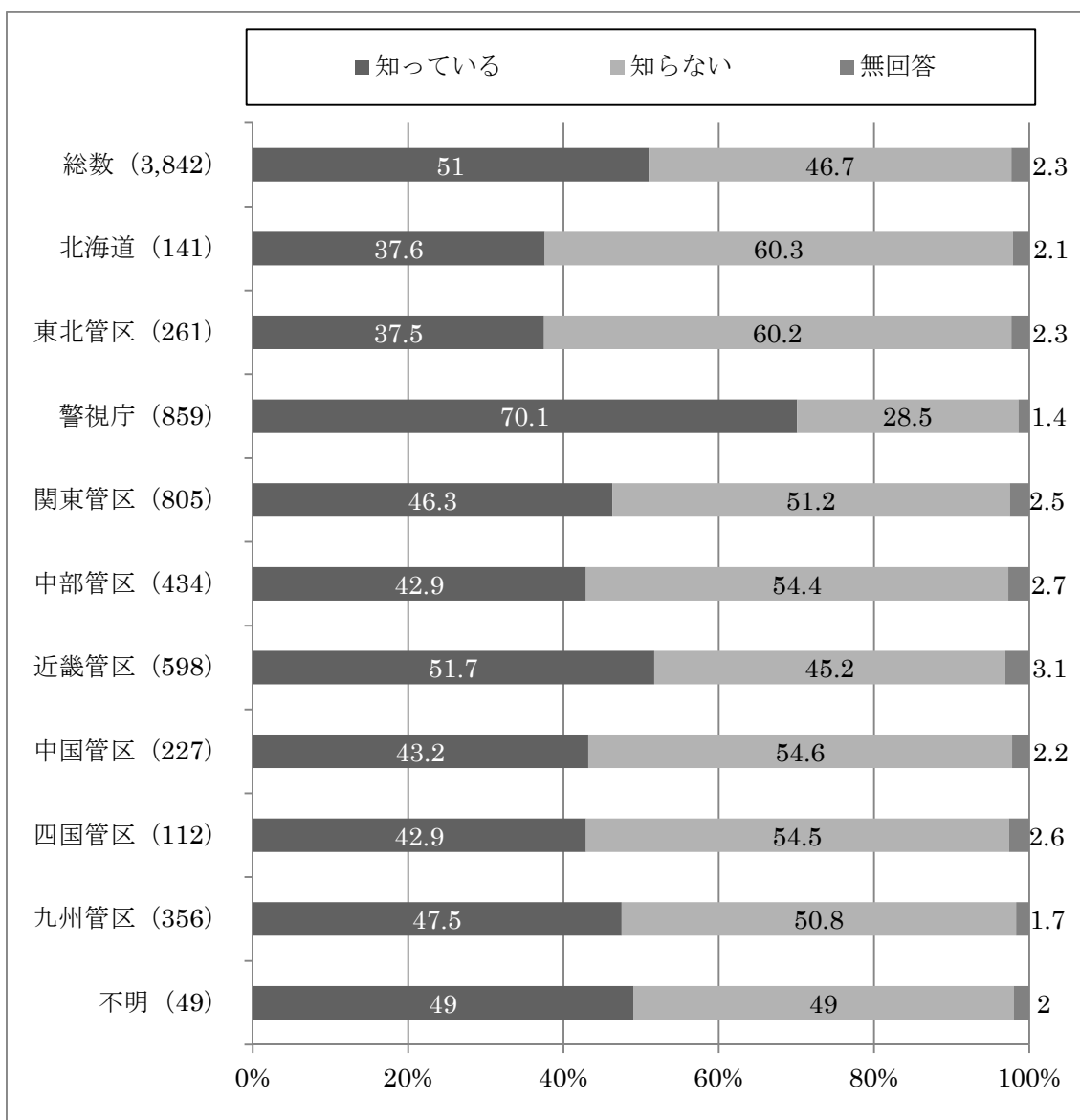
暴力団排除条例の内容についての認識に地域差があるだろうか。図Ⅱ-2-3は、暴力団排除条例の内容についての認識度を警察管区別に示したものである。図中の「知っている」は、条例の内容について「詳細まで知っている」と「内容をある程度知っている」の合計回答率を、「知らない」は、「内容は知らないが条例は知っている」と「条例も内容も知らない」の合計回答率を示している。以下、この章における「知っている」と「知らない」の区分は同様である。

警察管区別にみると、暴力団排除条例の内容についての認識には、統計的に有意な差がみられた。暴力団排除条例の内容について「知っている」の回答率が最も高いのは警視庁（70.1%）で、次いで近畿管区（51.7%）であった。この他の管区の「知っている」の回答率は、いずれも50%以下で、なかでも東北管区と北海道は40%以下であった。

都道府県別にみると、東北管区内の6県はいずれも「知っている」と回答した企業が50%以下で、特に青森県は24.2%と最も低かった。関東管区内の10県のうち「知っている」と回答した企業が50%を超えるのは、割合が高い順に山梨県（62.5%）、茨城県（61.2%）、新潟県（52.3%）、神奈川県（51.7%）で、他の6県はいずれも50%以下であった。最も割合が低かったのは栃木県の26.7%であった。中部管区内の6県のうち「知っている」と回答した企業が50%を超えるのは、石川県（52.0%）のみで、三重県は最も低く24.2%であった。近畿管区内の6府県のうち「知っている」と回答した企業が50%を超えるのは和歌山県（69.2%）と大阪府（55.0%）で、他の4府県は50%以下であった。中国管区内の5県はいずれも「知っている」と回答した企業が50%以下であった。四国管区内の4県のうち「知っている」と回答した企業が50%を超えるのは高知県（61.1%）のみで、他の3県は50%以下であった。九州管区内では「知っている」と回答した企業が50%を超えるのは福岡県（61.0%）のみで、他の7県は50%以下であった。

暴力団排除条例の内容に関する認識と平成23年の都道府県の人口（『平成24年版警察白書』資料編による）との間に関連がみられるかを検討したところ、人口500万人以上の9都道府県のうち、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県で条例の内容について「知っている」と回答した企業が50%を超えるが、愛知県、埼玉県、千葉県、兵庫県、北海道は50%以下であった。また、人口100万人未満の7県のうち、山梨県と高知県は条例の内容について「知っている」と回答した企業が60%を超えている。このことから、都道府県の人口規模と条例の内容に関する認識との間には関連がないと考えられる。





(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。  $\chi^2(8)=180.05, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－２－３ 警察管区別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識度

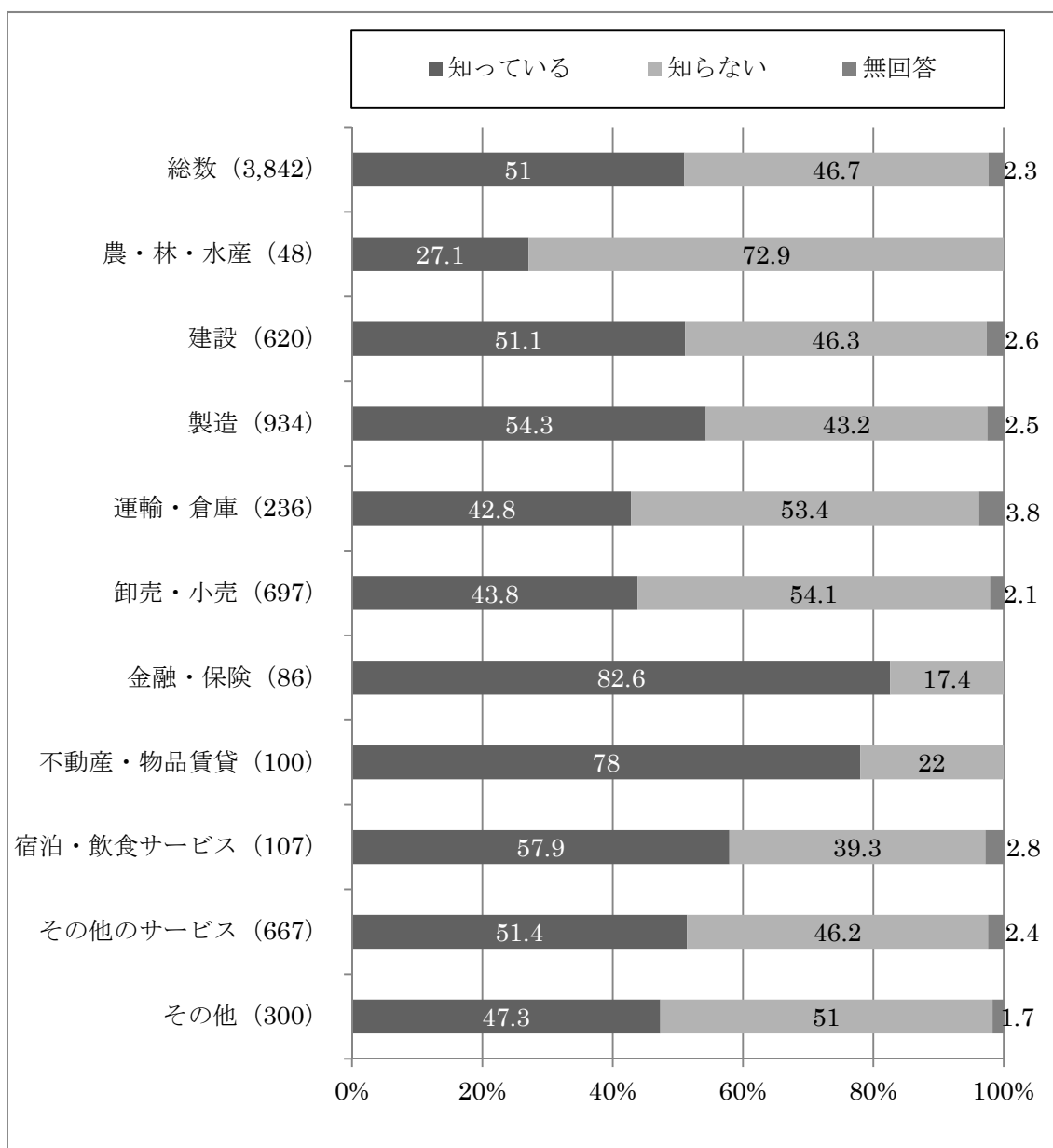
### 3. 業種別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識

図Ⅱ－２－４は、暴力団排除条例の内容について、「知っている」と「知らない」の回答率を、業種別に示したものである。暴力団排除条例の内容に関する認識の度合いには、業種によってかなり違いがあることが示された。

業種別にみると、「知っている」と回答した割合が最も高かった業種は、金融・保険業で86社中71社(82.6%)、次いで不動産・物品賃貸業が100社中78社(78.0%)であった。金融業や不動産業は、業界団体からの指導等もあり、暴力団排除条例に対する認識度が高

かったものと思われる。一方、農・林・水産業では48社中13社(27.1%)、運輸・倉庫が236社中101社(42.8%)、卸売・小売が697社中305社(43.8%)にとどまり、その他業種を除けば「知っている」と回答した割合が低い。

この結果は、第4章で述べる、暴力団等から働きかけを受けたことのある業種とある程度関連する。すなわち、金融・保険、宿泊・飲食サービス、建設および不動産・物品賃貸といった業種は、暴力団等から働きかけを受けたことがある企業が1割以上を占めるが、その他の業種はそれ以下である。



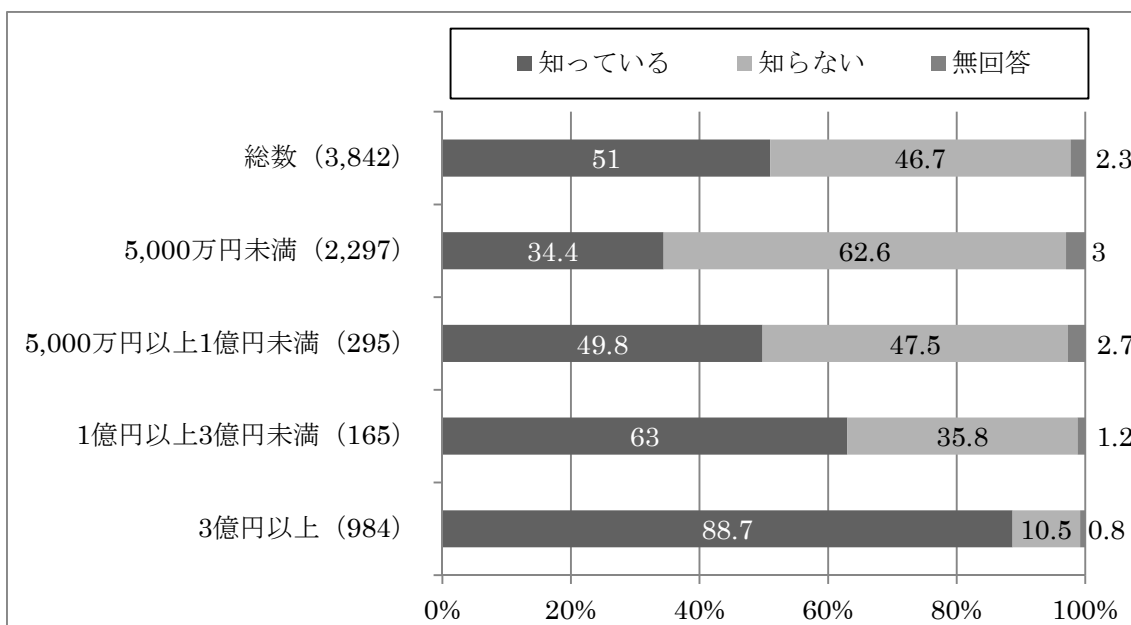
(注) ( ) 内の数値は企業数である。  $\chi^2(9)=99.95, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ-2-4 業種別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識度

#### 4. 企業の規模と暴力団排除条例の内容に関する認識

図Ⅱ－２－５から図Ⅱ－２－８は、企業の規模別に暴力団排除条例の内容に関する認識度を示したものである。企業の規模を示す指標として資本金、従業員数、証券取引所への上場および事業所数を取り上げた。

資本金別でみると、図Ⅱ－２－５に示すように、資本金が多い企業ほど、暴力団排除条例の内容についての認識度が高いことが示された。条例の内容を「知っている」と回答した企業は、資本金「3億円以上」の企業では984社中873社（88.7%）と最も割合が高く、資本金が少ない企業ほどその割合が低くなり、「5,000万円未満」の企業では2,297社中790社（34.4%）にとどまった。

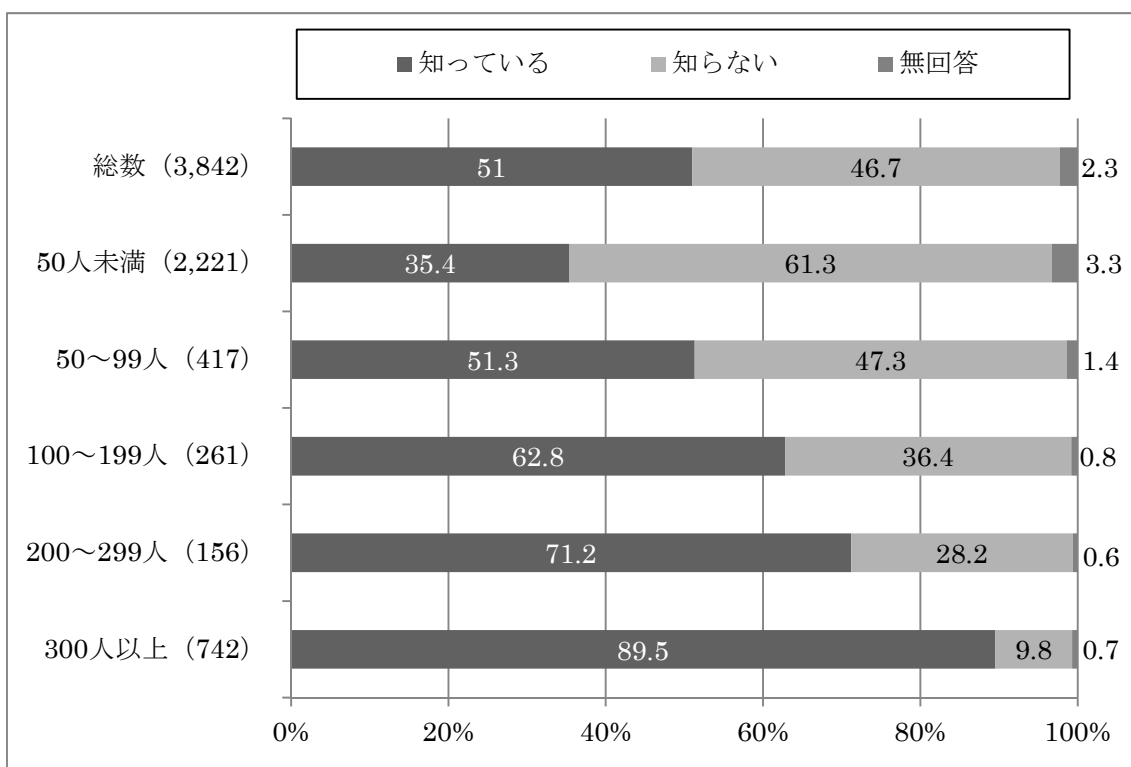


(注) ( ) 内の数値は企業数である。  $\chi^2(3)=802.64, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－２－５ 資本金別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識度

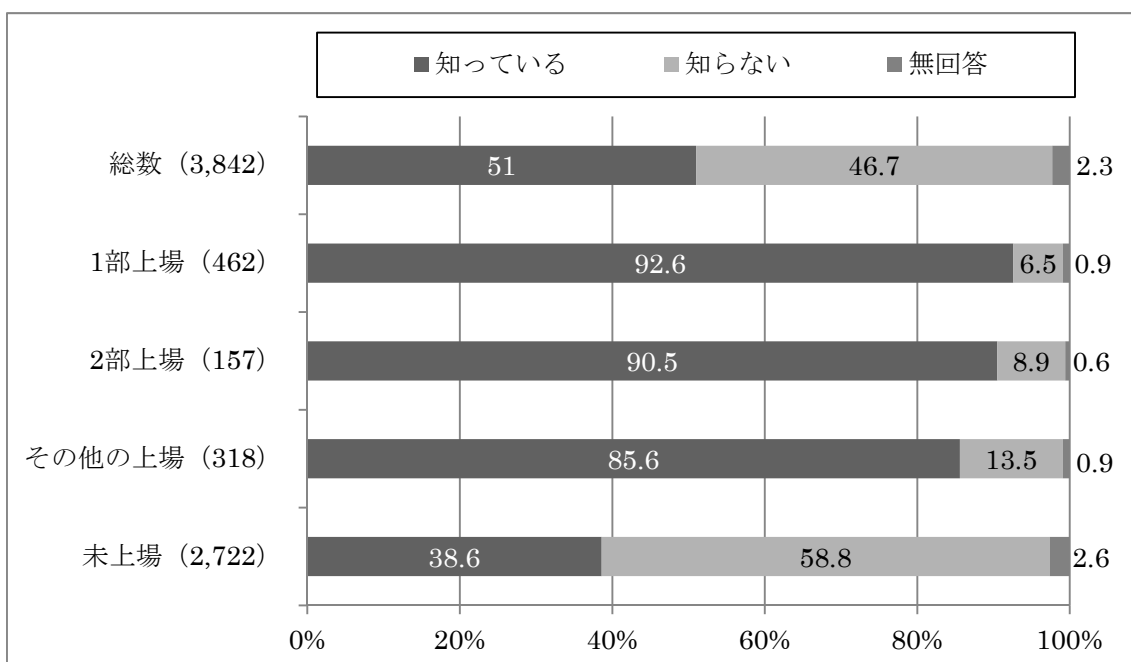
図Ⅱ－２－６は、従業員数別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識度を示したものであるが、資本金別にみた場合と同様の傾向がみられる。すなわち、従業員数が多い企業ほど条例の内容について「知っている」と回答した割合が高かった。

図Ⅱ－２－７は、証券取引所への上場と暴力団排除条例の内容に関する認識との関係を示したものである。条例の内容について「知っている」と回答したのは、1部上場企業では462社中428社（92.6%）、2部上場企業では157社中142社（90.5%）、その他の上場企業では318社中272社（85.6%）であった。上場企業全体では、「知っている」と回答した企業は89.9%だったのに対して、未上場企業では、「知っている」と回答したのは2,722社中1,051社（38.6%）にとどまった。



(注) ( ) 内の数値は企業数である。  $\chi^2(4)=668.97, p<0.001$  (無回答を除く)。

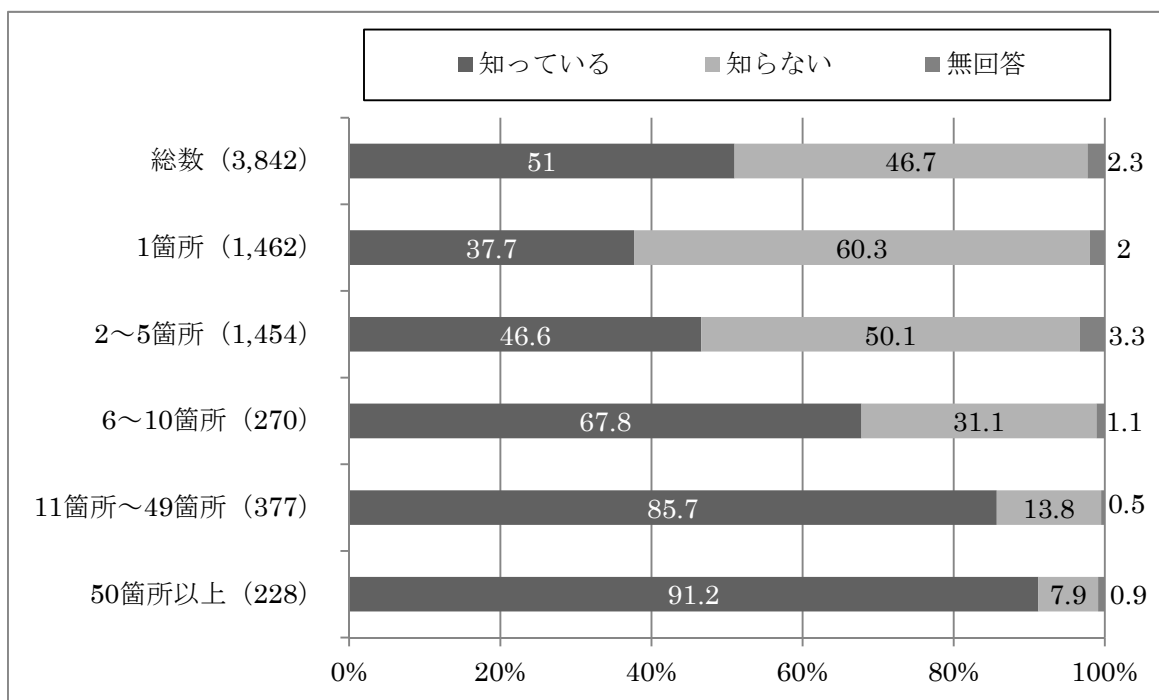
図Ⅱ－２－６ 従業員数別にみた暴力団排除条例の内容に関する認識度



(注) ( ) 内の数値は企業数である。  $\chi^2(3)=721.59, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－２－７ 証券取引所への上場と暴力団排除条例の内容に関する認識度

図Ⅱ－２－８は、本社を含む事業所数と暴力団排除条例の内容に関する認識との関係を示したものである。事業所数が多いほど「知っている」と回答した企業の割合が高く、事業所数が50箇所以上の企業では91.2%を占め、1箇所だけの企業では37.7%にとどまる。



(注) ( ) 内の数値は企業数である。χ<sup>2</sup>(4)=462.61, p<0.001 (無回答を除く)。

図Ⅱ－２－８ 事業所数と暴力団排除条例の内容に関する認識度

図Ⅱ－２－５から図Ⅱ－２－８に示した結果から、企業規模が大きいほど暴力団排除条例の内容に関する認識度が高いといえよう。

## 5. 要約

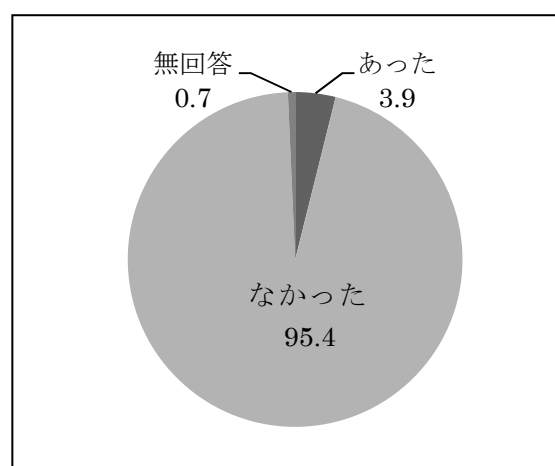
この章で示してきた、事業者の暴力団排除条例についての知識は次のように要約できる。  
 ①暴力団排除条例の名称を知っていても、その内容を多少とも知っている事業者は半数に過ぎない。  
 ②暴力団排除条例の内容についての認識を地方(警察管区)別にみると、内容について「知っている」の回答率が最も高いのは警視庁で、次いで近畿管区であった。この他の管区の「知っている」の回答率は、いずれも50%以下で、なかでも東北管区と北海道は40%以下であった。  
 ③業種別にみると、「知っている」の回答率が最も高いのは金融・保険業で、次いで不動産・物品賃貸業であった。金融業や不動産業は、業界団体からの指導等もあり、暴力団排除条例に対する認識度が高かったものと思われる。  
 ④企業規模が大きいほど暴力団排除条例の内容に関する認識度が高い、などの特徴をみることができる。

### 第3章 暴力団等との取引

この章では、過去における暴力団等との取引の有無と取引内容および暴力団等との取引の有無に、地方別、業種別および企業の規模による違いがみられるかについて分析した。これは、暴力団等との取引の有無が企業の暴力団を排除するための対応に影響を及ぼすと考えられるため、この間の関係を考察する資料を提供することを目的としている。

#### 1. 過去における暴力団等との取引の有無

過去に暴力団等と取引があったかどうかを尋ねたところ、3,842社中「あった」と回答した企業は149社（3.9%）、「なかった」と回答した企業は3,665社（95.4%）、無回答が28社（0.7%）であった（図Ⅱ-3-1）。



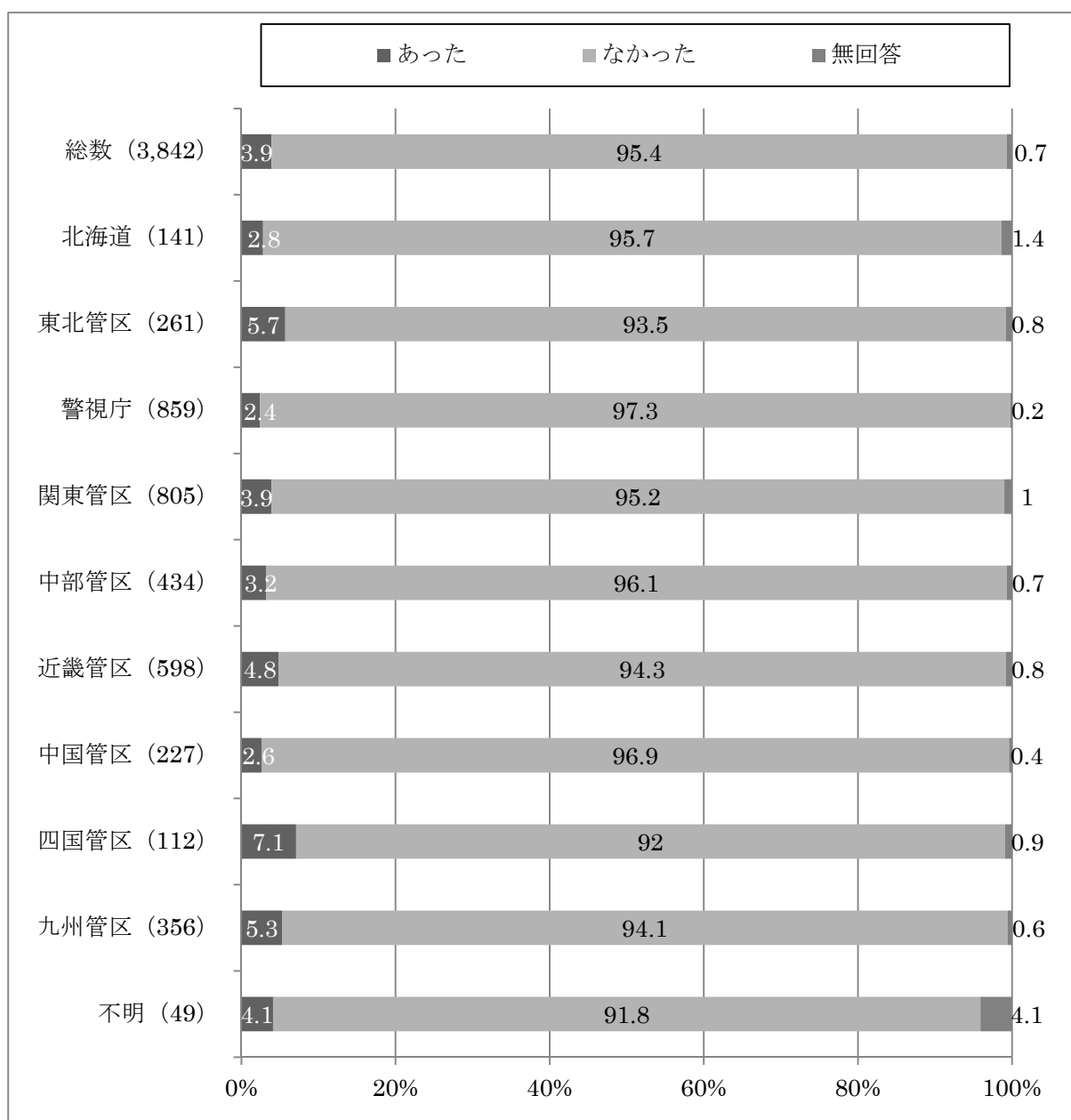
図Ⅱ-3-1 暴力団等との取引の有無

#### 2. 地方別にみた暴力団等との取引の有無

過去における暴力団等との取引の有無に地域差がみられるだろうか。図Ⅱ-3-2に、警察管区別に過去において暴力団等との取引があったか否かを示した。警察管区別にみると、暴力団等との取引が「あった」と回答した割合が最も高かったのは、四国管区（7.1%）で、次いで東北管区（5.7%）、九州管区（5.3%）の順であった。この他の管区はいずれも、「あった」の回答率が5%以下であった。しかしながら、その差はわずかであり、過去における暴力団等との取引の有無に、警察管区による違いはほとんどみられない。

暴力団等との取引の有無を都道府県別にみると、取引が「あった」と回答した割合が最も高かったのは和歌山県（23.1%）で、次いで鳥取県（12.5%）、愛媛県（11.1%）、滋賀県（10.3%）の順に高かった。平成23年における人口が500万人以上の都道府県（『平成24年版警察白書』資料編による）について、取引が「あった」と回答した割合を人口が多い順にみると、東京都2.4%、神奈川県2.8%、大阪府2.1%、愛知県4.7%、埼玉県1.9%、千葉県3.8%、兵庫県5.7%、北海道2.8%、福岡県7.1%であった。

これらの結果から、過去において暴力団等との取引を行った経験のある企業は、必ずしも人口の多い都道府県に多いわけではない。



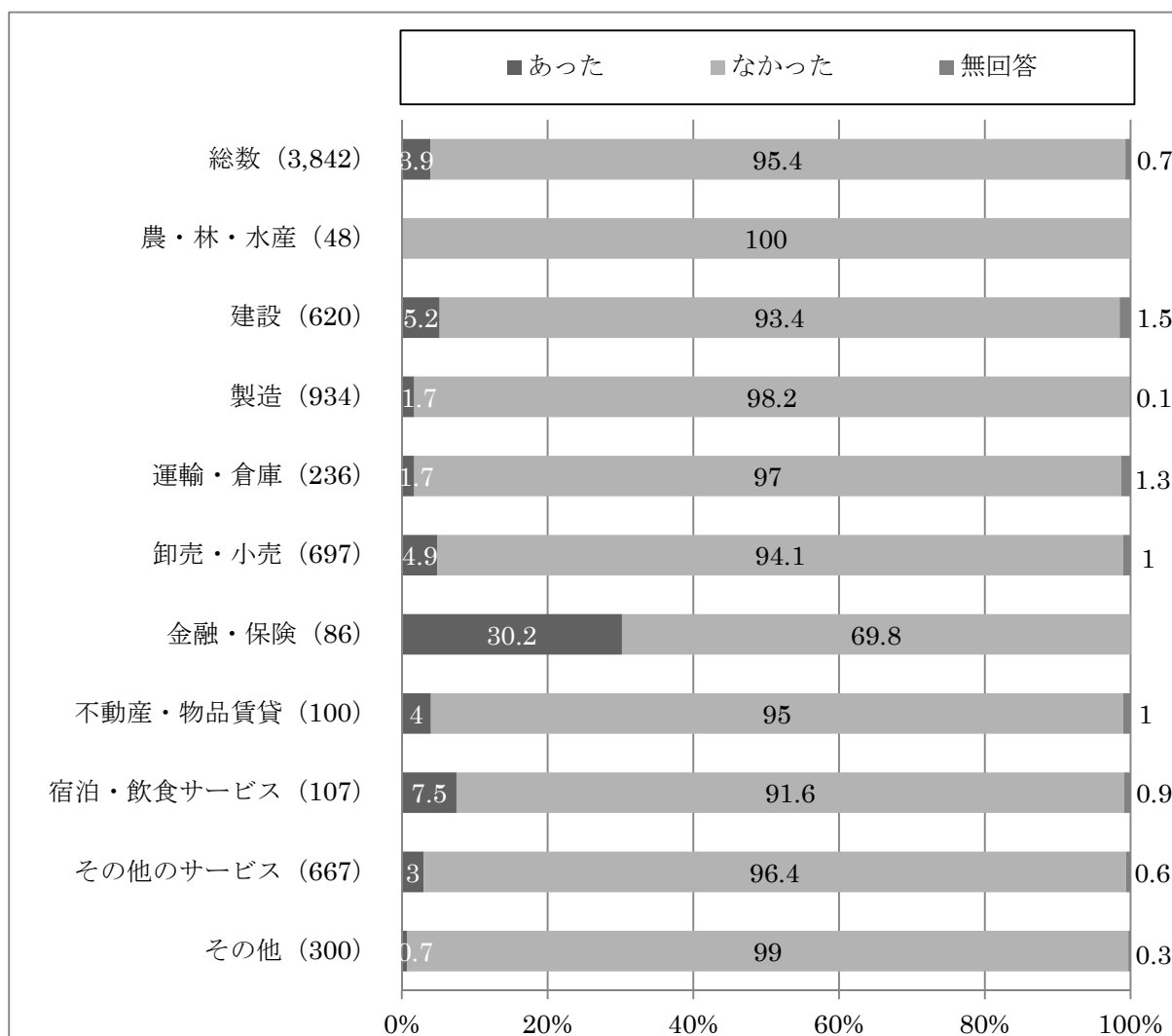
(注) ( ) 内の数値は企業数である。

図Ⅱ－３－２ 警察管区別に見た暴力団等との取引の有無

### 3. 業種別に見た暴力団等との取引の有無

図Ⅱ－３－３は、過去における暴力団等との取引の有無を業種別に見たものである。取引が「あった」と回答した業種は、金融・保険業が最も多く 86 社中 26 社 (30.2%) を占め、次いで多いのが、宿泊・飲食サービス業で 107 社中 8 社 (7.5%)、建設業が 620 社中

32社（5.2%）、卸売・小売業が697社中34社（4.9%）の順となっている。カイ二乗検定の結果、過去における暴力団等との取引の有無と業種との間には有意な差がみられた。



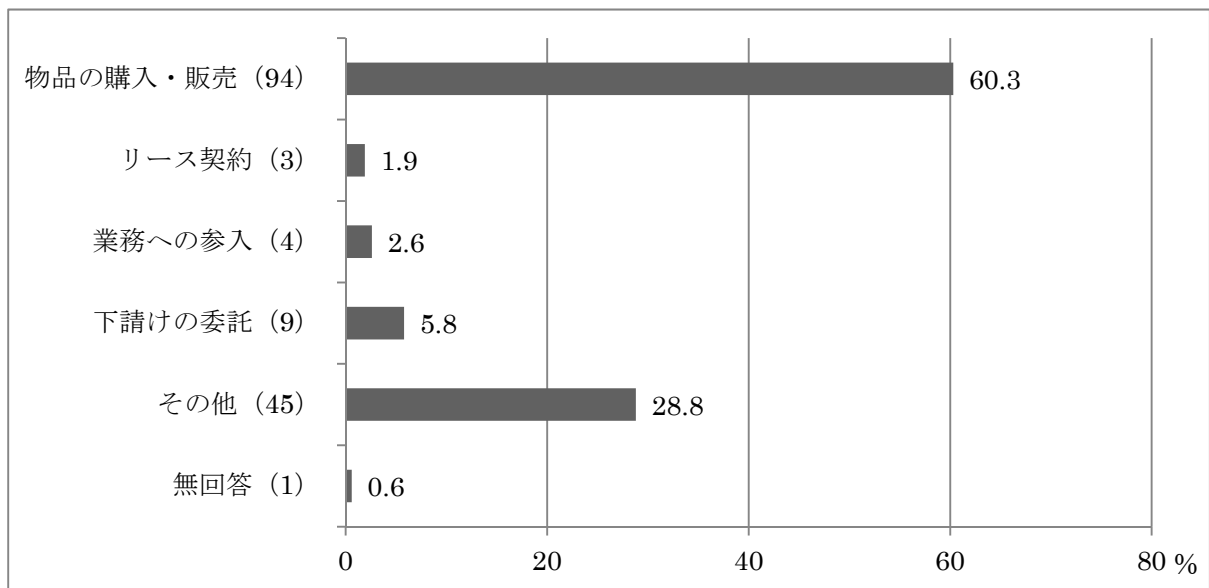
(注) ( ) 内の数値は企業数である。 $\chi^2(9)=195.45, p<0.001$ （無回答を除く）。

図Ⅱ－3－3 業種別にみた暴力団等との取引の有無

#### 4. 暴力団等との取引の内容

過去に暴力団等と取引が「あった」と回答した企業に、取引の内容を複数選択で尋ねた。得られた回答数は156で、回答比率は図Ⅱ－3－4に示すとおりである。取引の内容別にみると、「物品の購入・販売」が最も多く、全体の60.3%を占める。次いで多いのが「その他」の取引で、28.8%であった。その他の内容としては、預金・融資取引が半数以上を占めているが、これは取引があったと回答した業種に金融・保険業が最も多く含まれるためであろう。





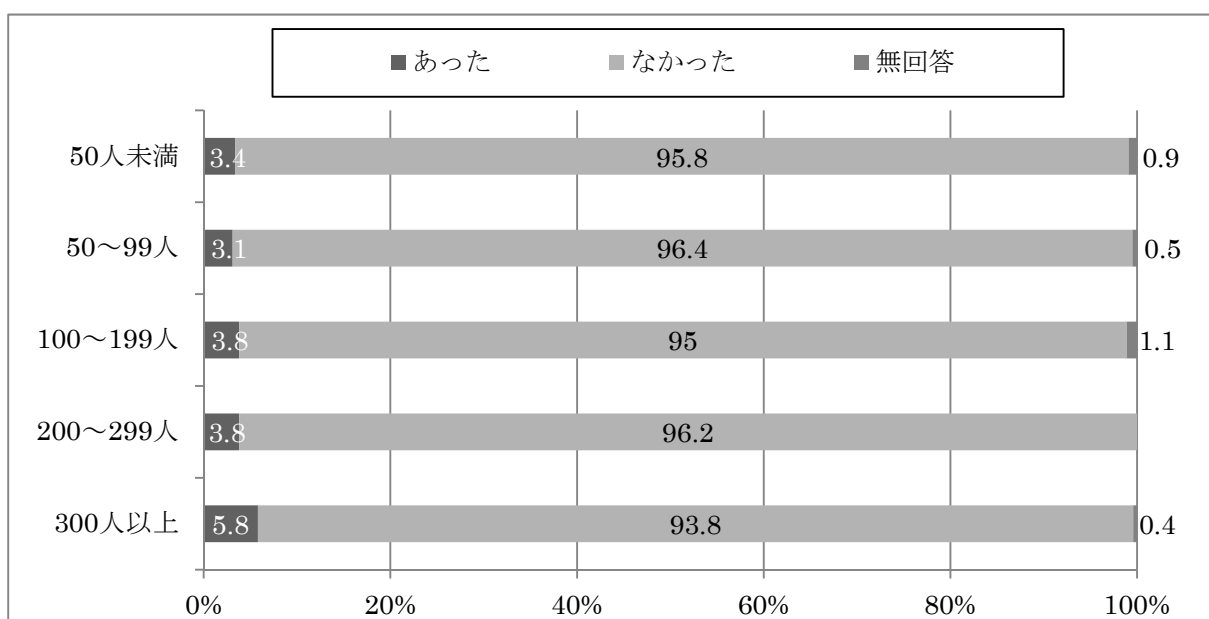
(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。

図Ⅱ-3-4 暴力団等との取引の内容（複数回答）

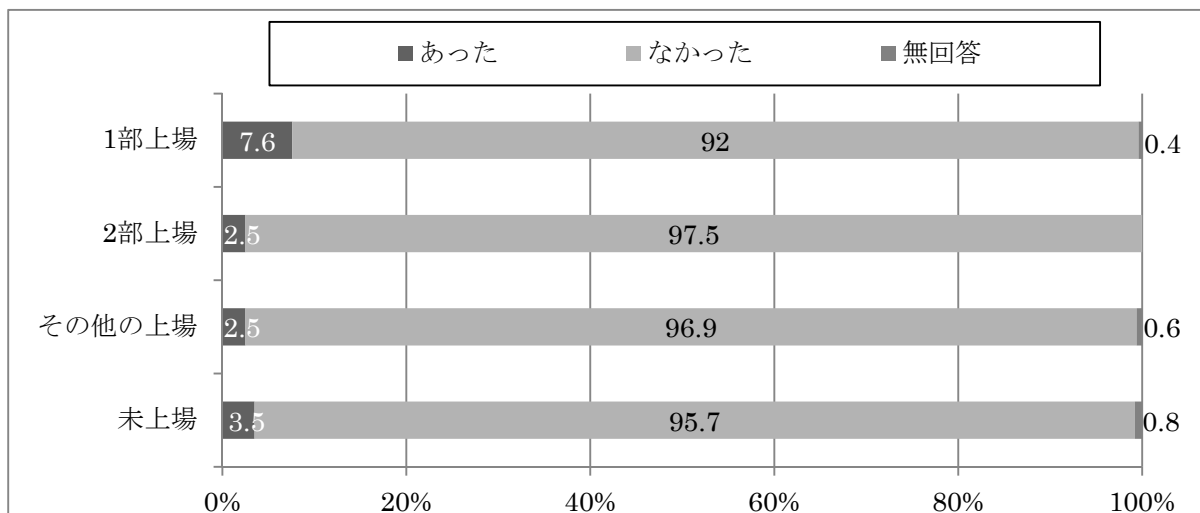
## 5. 企業の規模と暴力団等との取引の有無

図Ⅱ-3-5から図Ⅱ-3-7は、企業の規模と暴力団等との取引の有無との関係を見たものである。企業の規模を示す指標として従業員数、証券取引所への上場および事業所数を取り上げた。

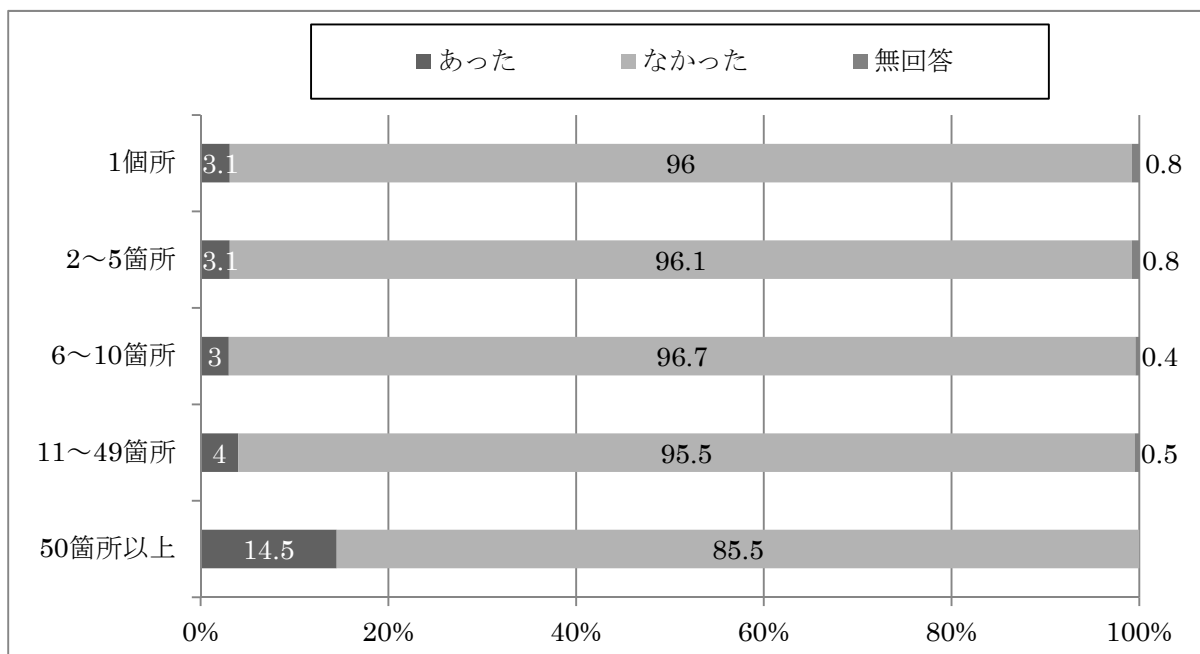
過去に暴力団等と取引が「あった」と回答した企業は、従業員300人以上、1部上場企業、事業所数50箇所以上の大企業に多い傾向がみられるが、その差はわずかである。



図Ⅱ-3-5 従業員数別にみた暴力団等との取引の有無



図Ⅱ－３－６ 証券取引所への上場と暴力団等との取引の有無



図Ⅱ－３－７ 事業所数と暴力団等との取引の有無

## 6. 要約

この章で示した結果は、次のように要約できる。①過去において暴力団との取引が「あった」と回答した企業は 3,842 社中 149 社 (3.9%) であった。②取引のあった企業は、必ずしも人口の多い都道府県に多いわけではない。③取引があったと回答した企業を業種別にみると、金融・保険業が最も多く、次いで多いのが、宿泊・飲食サービス業、建設業の順であった。④取引の内容別にみると、「物品の購入・販売」が最も多く、次いで多いのが「預金・融資取引」であった。

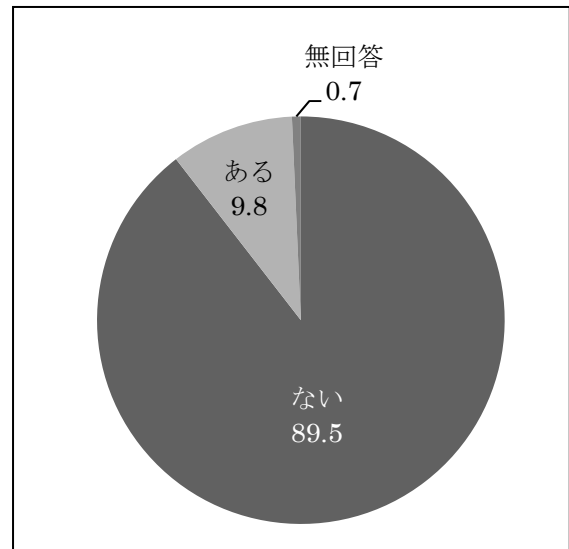
## 第4章 暴力団等からの働きかけを受けた経験とそれへの対処

この章では、企業が暴力団等からの働きかけを受けた経験とそれに対してどのように対処したかについて明らかにする。暴力団等からの働きかけの有無を、地方別、業種別、企業規模別および時期別に分析した。また、いちばん最近の暴力団等からの働きかけの内容とその相手方および働きかけに対する対処とその結果について分析した。なお、働きかけとは、法的義務のない経済的利益や契約上の取引などの要求等をいう。

### 1. 暴力団等からの働きかけを受けた経験

これまでに暴力団等から何らかの働きかけを受けたことがあるかを尋ねたところ、**図Ⅱ-4-1**に示すように、「ある」と回答した企業は3,842社のうち376社（9.8%）であった。

1割近い企業が、過去に暴力団等から何らかの働きかけを受けていた。これは決して少ない数とは言えないであろう。



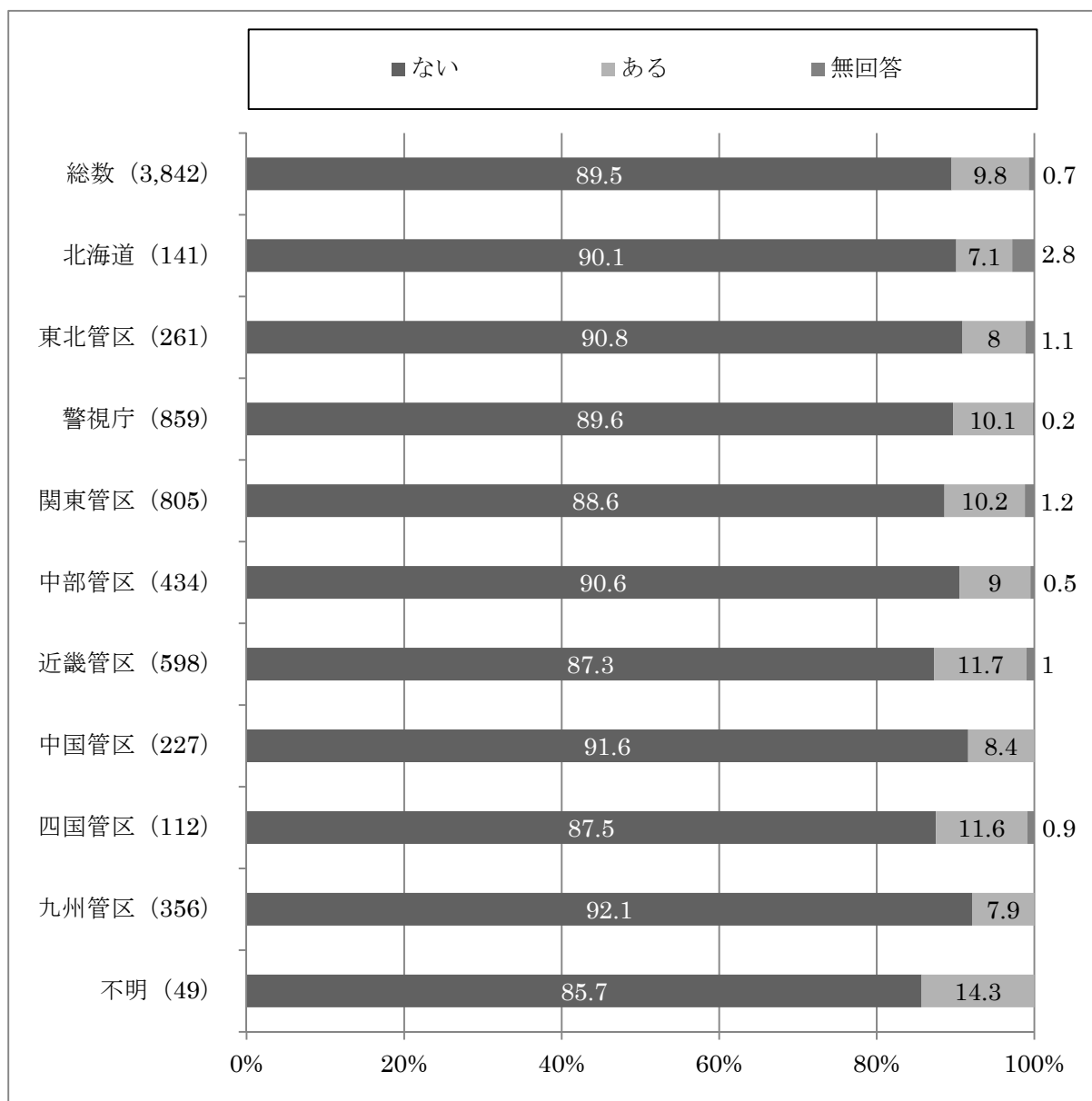
図Ⅱ-4-1 暴力団等からの働きかけ

### 2. 地方別にみた暴力団等からの働きかけ

暴力団等から働きかけを受けたことのある企業を警察管区別にみると、**図Ⅱ-4-2**に示すように、働きかけを受けたことが「ある」と回答した企業が10%を超えるのは、近畿管区（11.7%）、四国管区（11.6%）、関東管区（10.2%）、警視庁（10.1%）であった。しかしながら、暴力団等からの働きかけの有無と地方（警察管区）との間に、統計上有意な差は認められない。

都道府県別にみると、働きかけを受けたことが「ある」と回答した割合が最も高いのは滋賀県で、29社中6社（20.7%）であった。次いで、高い順に青森県と愛媛県がそれぞれ33社中6社（18.2%）、高知県が18社中3社（16.7%）、宮崎県が32社中5社（15.6%）、和歌山県が26社中4社（15.4%）で、15%以上の企業が暴力団等からの働きかけを受けていた。これらの県のサンプル数は16～36社と、比較的少ない。ちなみにサンプル数の最も多い東京都は859社中87社（10.1%）、次いで大阪府が329社中39社（11.9%）、愛知県が311社中25社（8.0%）、神奈川県が178社中21社（11.8%）、福岡県が141社中

14 社（9.9%）で暴力団等からの働きかけを受けていた。

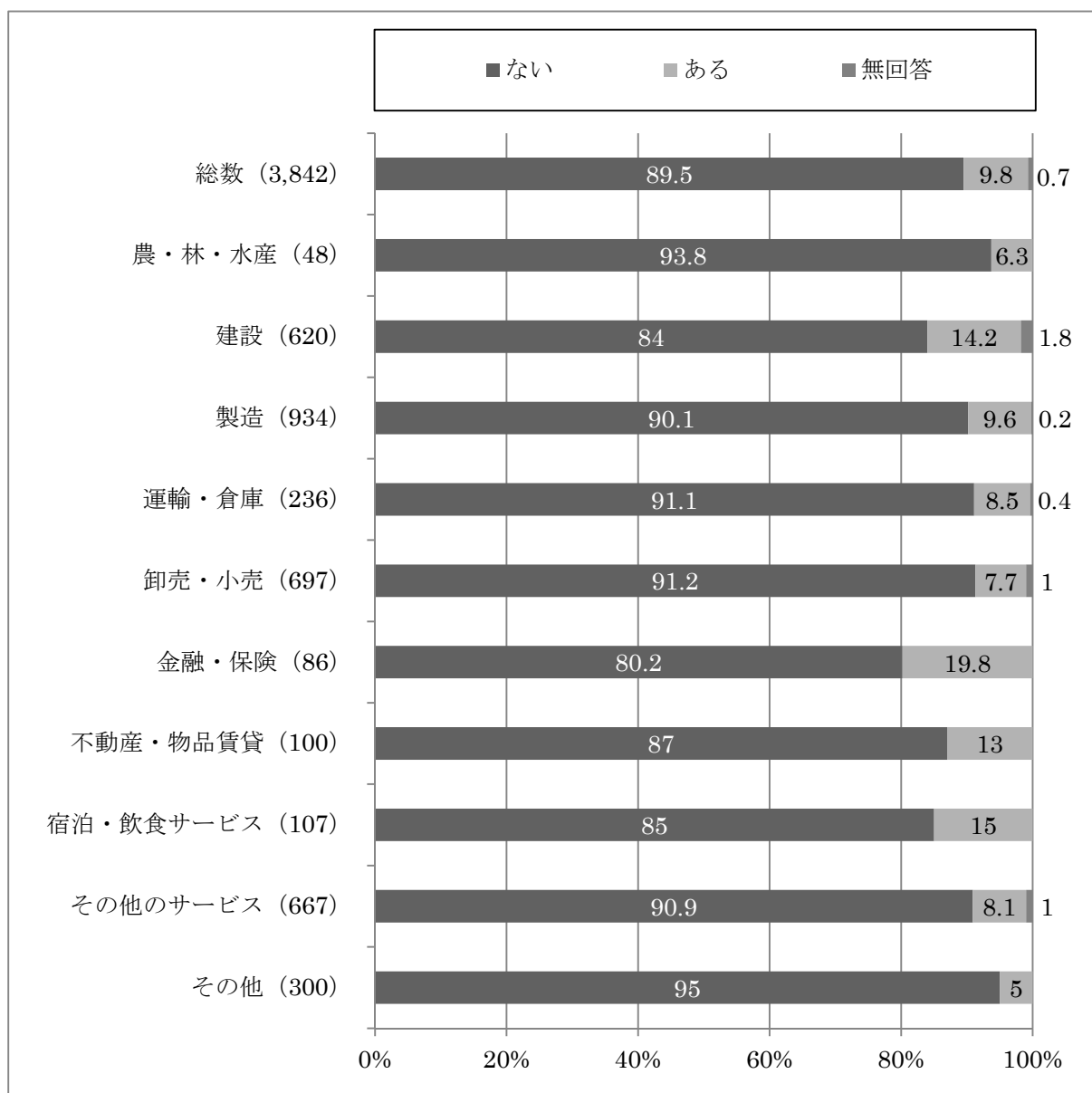


(注) ( ) 内の数値は企業数である。χ<sup>2</sup>(8)=7.65, n.s. (無回答を除く)。

図Ⅱ－４－２ 警察管区別にみた暴力団等からの働きかけの有無

### 3. 業種別にみた暴力団等からの働きかけ

図Ⅱ－４－３は、暴力団等から働きかけを受けたことのある企業を業種別にみたものである。暴力団等からの働きかけの有無と業種との間には関連がみられる。働きかけを受けたことが「ある」と回答した業種は、金融・保険業が最も多く、86社中17社（19.8%）であった。次いで、「ある」と回答した割合が高い業種は、宿泊・飲食サービス業が107社中16社（15.0%）、建設業が620社中88社（14.2%）と続く。

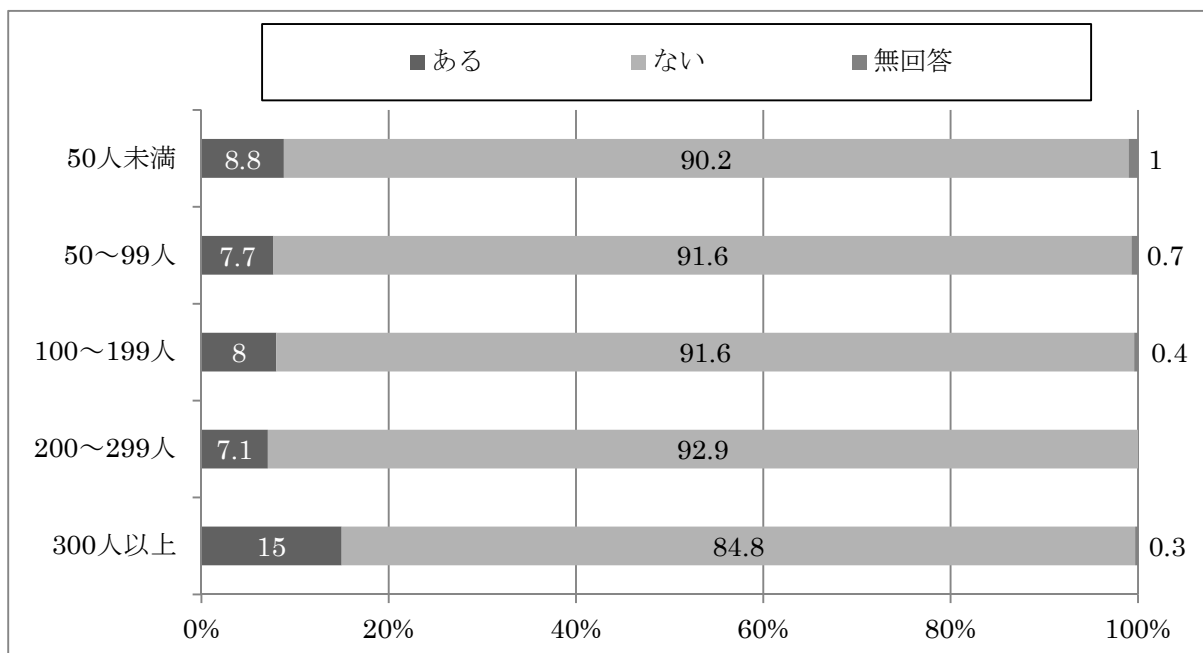


(注) ( ) 内の数値は企業数である。 $\chi^2(9)=42.81, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－４－３ 業種別にみた暴力団等からの働きかけの有無

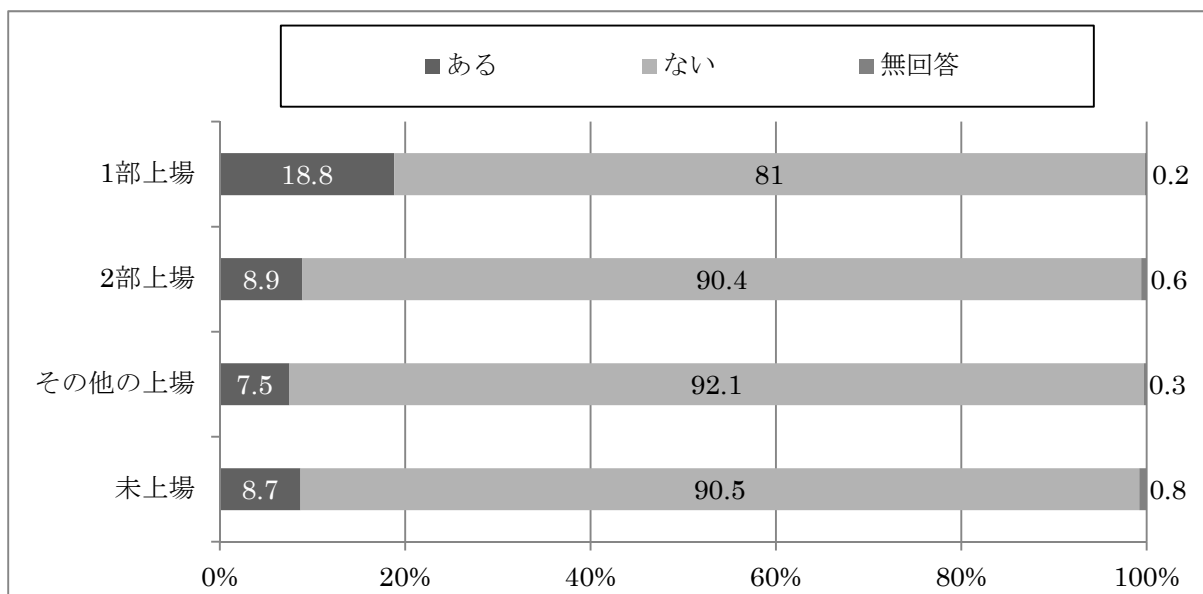
#### 4. 企業の規模と暴力団等からの働きかけ

暴力団等からの働きかけと企業の規模との関係を見るために、従業員数、証券取引所への上場、事業所数別に、働きかけの有無をみたのが図Ⅱ－４－４から図Ⅱ－４－６である。暴力団等からの働きかけは企業の規模に関わらず認められるが、従業員数300人以上、1部上場、事業所数50箇所以上の大企業で最も割合が高かった。



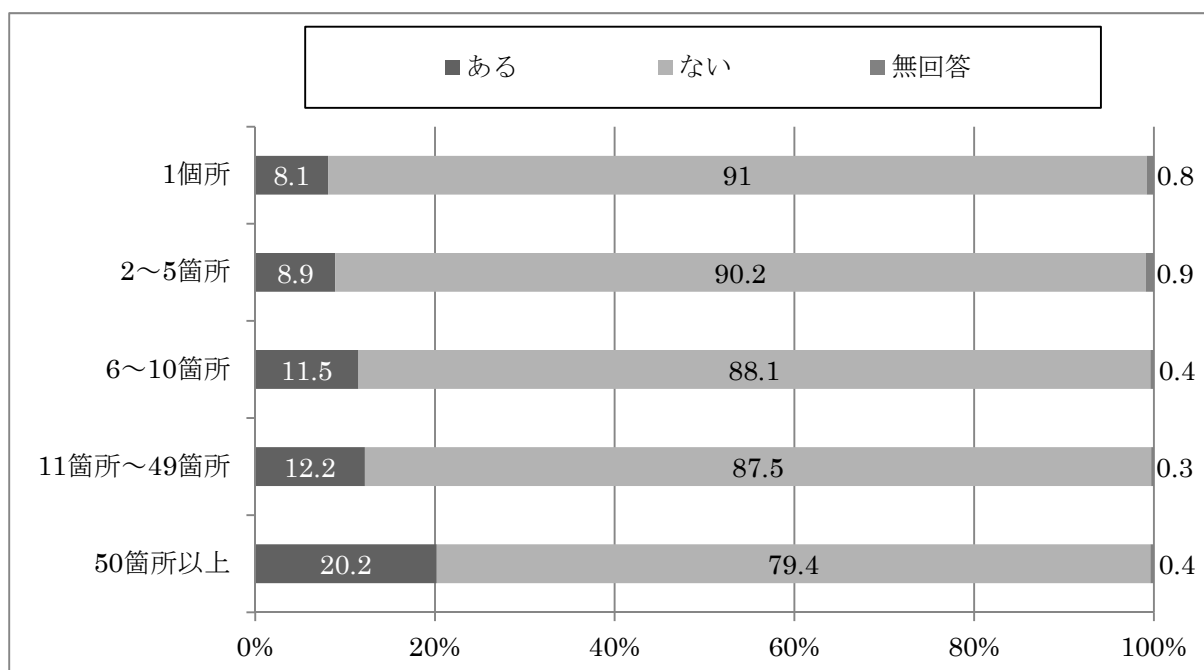
(注)  $\chi^2(4)=28.68, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－４－４ 従業員数別にみた暴力団等からの働きかけの有無



(注)  $\chi^2(3)=47.25, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－４－５ 証券取引所への上場と暴力団等からの働きかけの有無



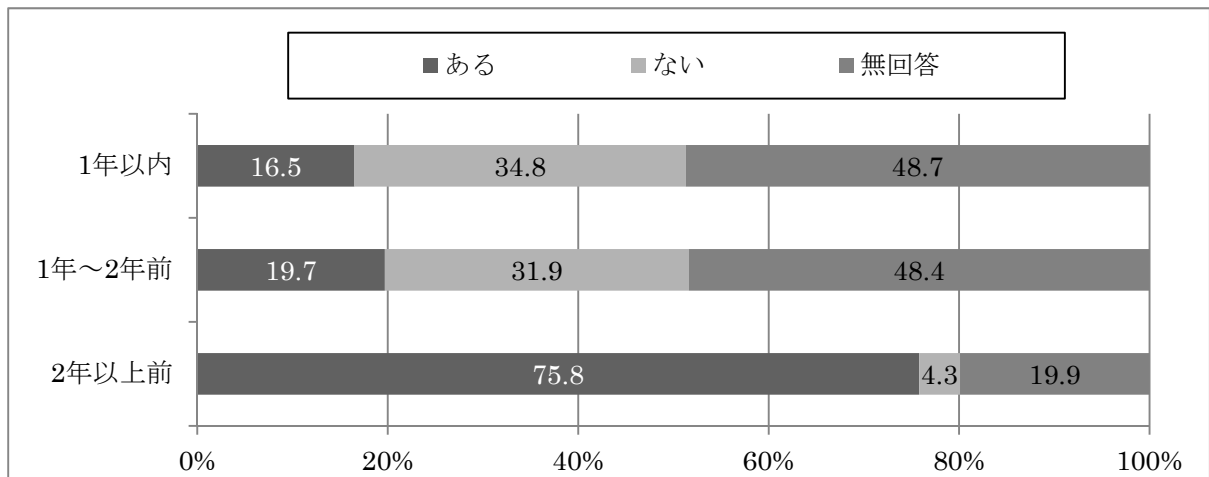
(注)  $\chi^2(4)=36.66, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－４－６ 事業所数別にみた暴力団等からの働きかけの有無

## 5. 暴力団等からの働きかけがあった時期

暴力団等から何らかの働きかけを受けたことが「ある」と回答した企業376社について、働きかけがあった時期を尋ねた。図Ⅱ－４－７に示すように、働きかけを受けたのが本調査を実施した平成24年10月以前の1年以内が62社(16.5%)、1年～2年前が74社(19.7%)、2年以上前であったのは376社中285社(75.8%)であった。

暴力団排除条例が全都道府県で施行された、平成23年10月前後の1年間を比較すると、暴力団等からの働きかけを受けたことが「ある」と回答した企業の構成比は、全都道府県で条例が施行された後の1年間に3.2%減少している。本調査時期の2年前の平成22年10月以前の働きかけについては、期間を1年に限定していないために直接比較することはできないが、その後の暴力団等からの働きかけの有無と比較すると、構成比は大幅に減少している。このことから、「暴力団排除条例」の制定が暴力団等による企業への働きかけに対して一定の抑止効果があったとみることができよう。

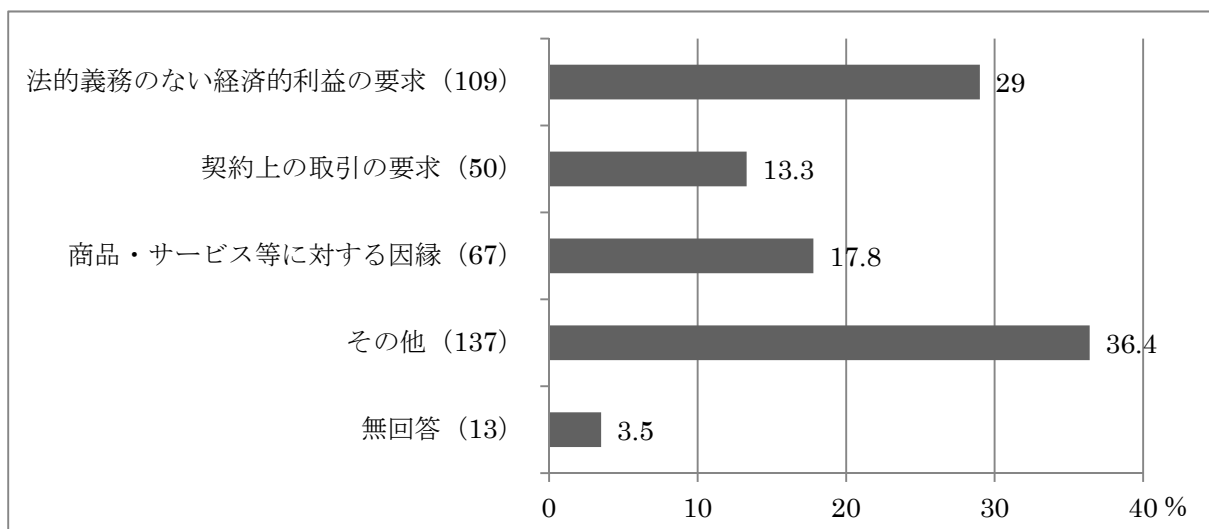


(注)  $\chi^2(4)=36.66, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－４－７ 暴力団等からの働きかけがあった時期 (N=376)

## 6. いちばん最近の暴力団等からの働きかけ

図Ⅱ－４－８に、いちばん最近にあった暴力団等からの働きかけの内容を示した。働きかけの内容で最も回答が多かったのは、「法的義務のない経済的利益の要求」で、376社中109社(29.0%)であった。「その他」の回答が137社(36.4%)を占めるが、そのうち最も多いのは「書籍・物品等の購入要求」で、82社(全体の21.8%)であった。



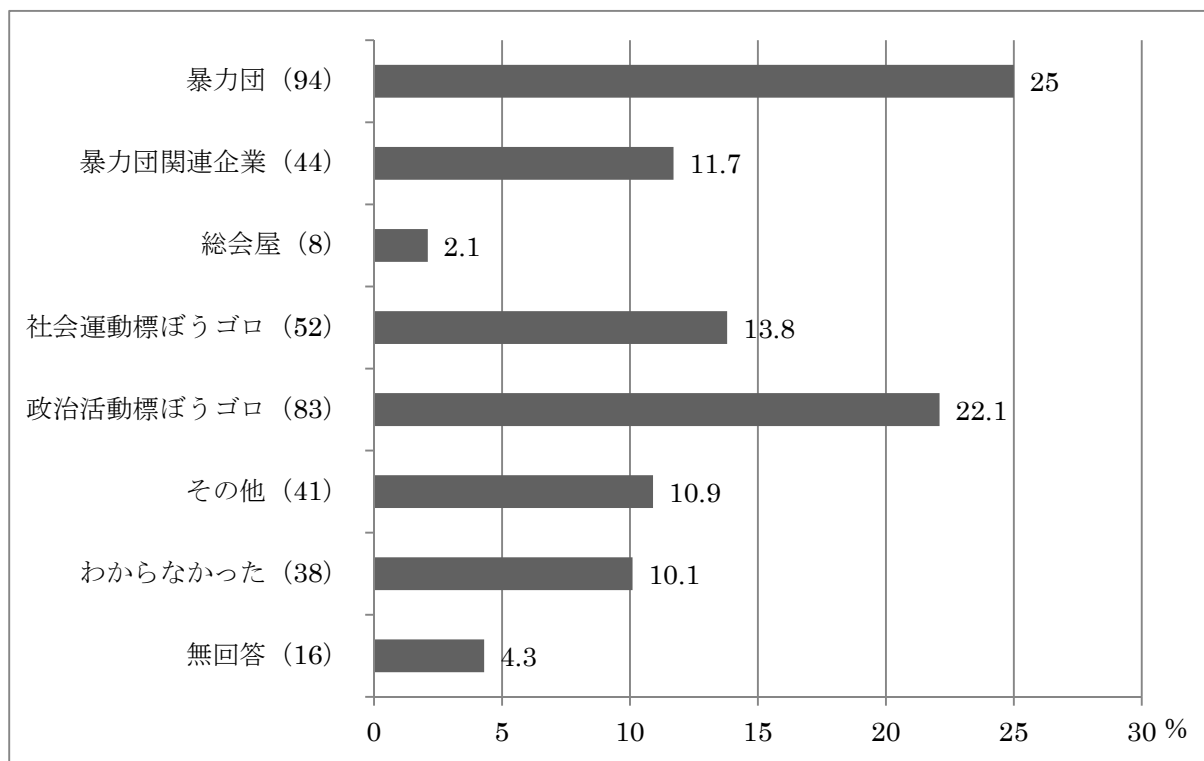
(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。

図Ⅱ－４－８ いちばん最近の働きかけの内容 (N=376)

いちばん最近にあった働きかけの相手については、図Ⅱ－４－９に示すように、暴力団と回答した企業が376社中94社(25.0%)で最も多く、次いで政治活動標ぼうゴロが83社(22.1%)、社会運動標ぼうゴロが52社(13.8%)の順であった。政治活動標ぼうゴロ



と社会運動標ぼうゴロを合わせると、135社（35.9%）を占め、暴力団よりも多くを占めている。一方、総会屋は最も少なく、8社（2.1%）にとどまった。



(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。

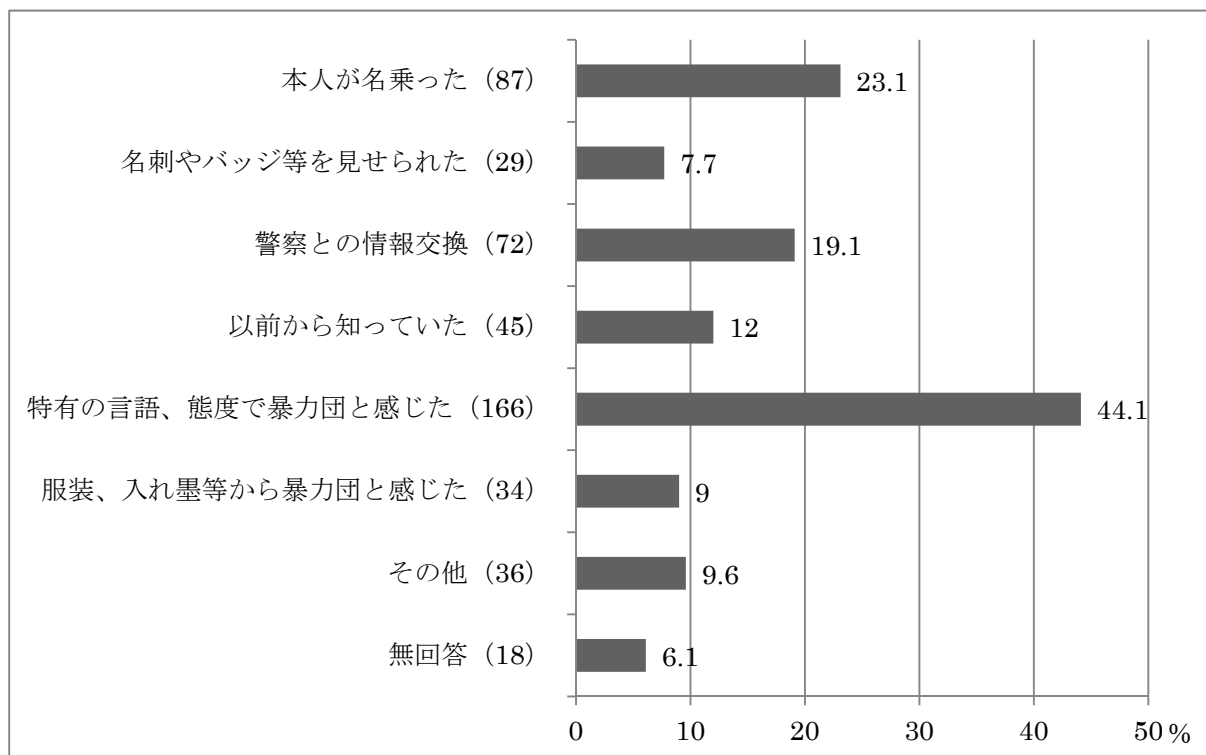
図Ⅱ-4-9 いちばん最近の働きかけの相手 (N=376)

いちばん最近あった働きかけの相手が、どうして暴力団等と判断したかを複数選択で尋ねたところ、図Ⅱ-4-10に示すように、「特有の言語、態度で暴力団と感じた」と回答した企業が44.1%、「本人が名乗った」が23.1%、「警察との情報交換」が19.1%であった。「特有の言語、態度で暴力団と感じた」と「服装、入れ墨等から暴力団と感じた」を合わせた、行動・外見から暴力団等と判断した割合は53.1%と過半数を占めた。また、「本人が名乗った」と「名刺やバッジ等を見せられた」を合わせた、相手が自ら暴力団等であることを示した割合は30.8%を占めた。

暴力団等からの働きかけの多くは、暴力団等であることを隠ぺいすることなく、行動や外見から暴力団等であることが容易に推測できる状態で、あるいは自ら暴力団等であることを示して接触している。相変わらず暴力団等の伝統的手法である、社会に見せつけてきた暴力・威力とそのイメージを隠すことなく前面に押し出して、企業に働きかけていることがうかがえる。

また、「警察との情報交換」により暴力団等と判断したと回答した企業が19.1%を占めていることは注目に値する。平成23年12月に警察庁組織犯罪対策部長名で、「暴力団排除

等のための部外への情報提供について」が発出され、暴力団排除条例上の義務履行を支援する観点から、可能な範囲で積極的かつ適切な情報提供を行う、とされている。暴力団関係者でないことの確認を警察に求めるケースが2割近くを占めるということは、企業の暴力団等を排除しようという意識がそれだけ高いことを示すものであろう。



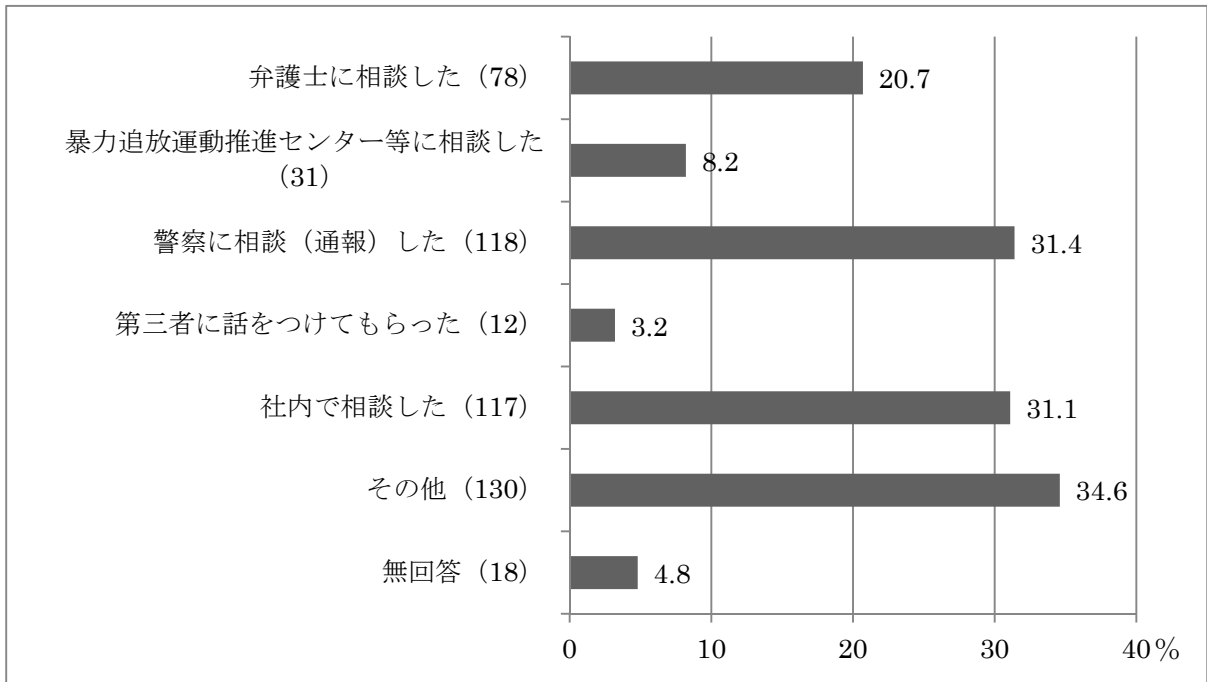
(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。

図Ⅱ-4-10 暴力団等と判断した理由（複数回答）

## 7. 暴力団等からの働きかけに対する対処

いちばん最近の暴力団等からの働きかけに対して、どのように対処したかを複数選択で尋ねた。図Ⅱ-4-11に示すように、「その他」を除けば、「警察に相談（通報）した」と回答した企業が31.4%、「社内で相談した」が31.1%、「弁護士に相談した」が20.7%であった。「その他」と回答した130社のうち67社（全体の17.8%）が、自由記述欄に「はっきり断った」あるいは「繰り返し断った」等と記載している。

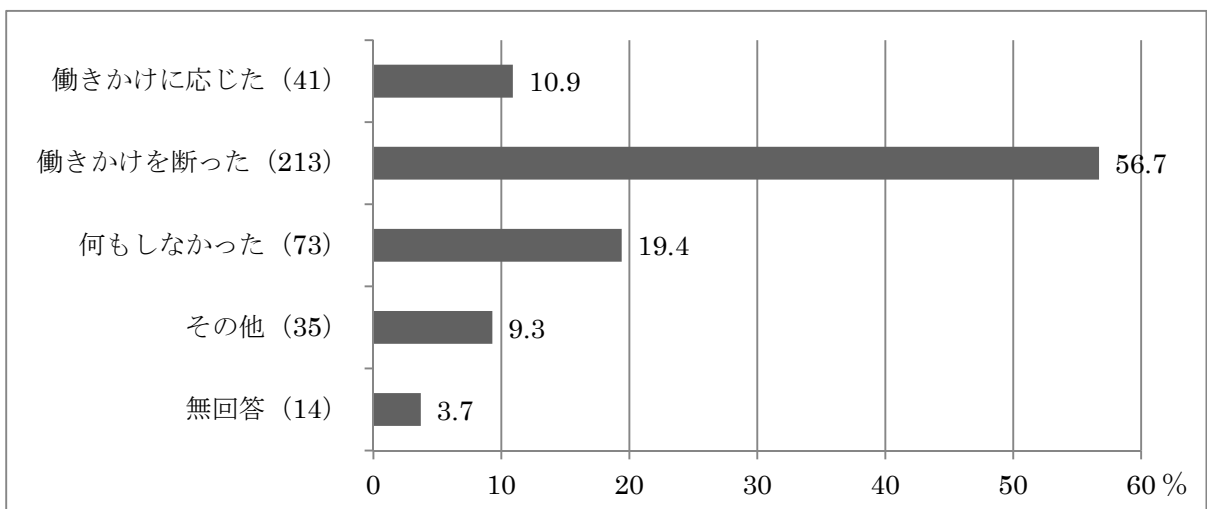
暴力団等からの働きかけに対して、外部機関に相談するケースが多いが、一方で「社内で相談した」企業も31.1%ある。また、暴力団等からの働きかけに対して「警察に相談（通報）した」ケースが3割強を占めているが、この結果は企業の暴力団等の排除対策において、企業と警察の連携が進んだ結果とみることができよう。



(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。

図Ⅱ－４－１１ 暴力団等からの働きかけに対する対応 (複数回答)

暴力団等から何らかの働きかけを受けたことが「ある」と回答した企業 376 社に、暴力団等からの働きかけに対して対応した結果、どうしたかを尋ねた。図Ⅱ－４－１２に示すように、213 社 (56.7%) が「働きかけを断った」、73 社 (19.4%) が「何もしなかった」と回答した。一方、暴力団等からの「働きかけに応じた」と回答した企業は 41 社 (10.9%) となった。暴力団等から何らかの働きかけを受けたことがある企業のうち、約 1 割が働きかけに応じていることになる。



(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。

図Ⅱ－４－１２ 対応した結果、どうしたか

## 8. 要約

この章で示してきたことは、次のように要約できる。

①約1割の企業が、過去に暴力団等から何らかの働きかけを受けていた。これは決して少ない数とはいえない。働きかけを受けたことがあると回答した割合が高い業種は、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、建設業であった。暴力団等からの働きかけは企業の規模に関わらず認められるが、大企業の割合が最も高い。

②暴力団等からの働きかけを受けた時期を、暴力団排除条例が全都道府県で施行された平成23年10月前後を基準とすると、暴力団等からの働きかけを受けた企業は10月以降に減少している。このことは、暴力団排除条例の制定が暴力団等による企業への働きかけに対して一定の抑止効果があったとみることができよう。

③暴力団等からの働きかけの内容で最も多いのは、「法的義務のない経済的利益の要求」で、全体の約3割を占める。働きかけの相手が暴力団と回答した企業が全体の4分の1を占めるが、政治活動標ぼうゴロと社会運動標ぼうゴロと回答した企業を合わせると全体の約3分の1を占める。相手が暴力団等と判断した理由は、行動・外観からが過半数を占め、相手が自ら暴力団等であることを示して働きかけてきたが3割を占める。働きかけの多くは、暴力団等であることを隠すことなく、前面に押し出して接触していることがうかがえる。

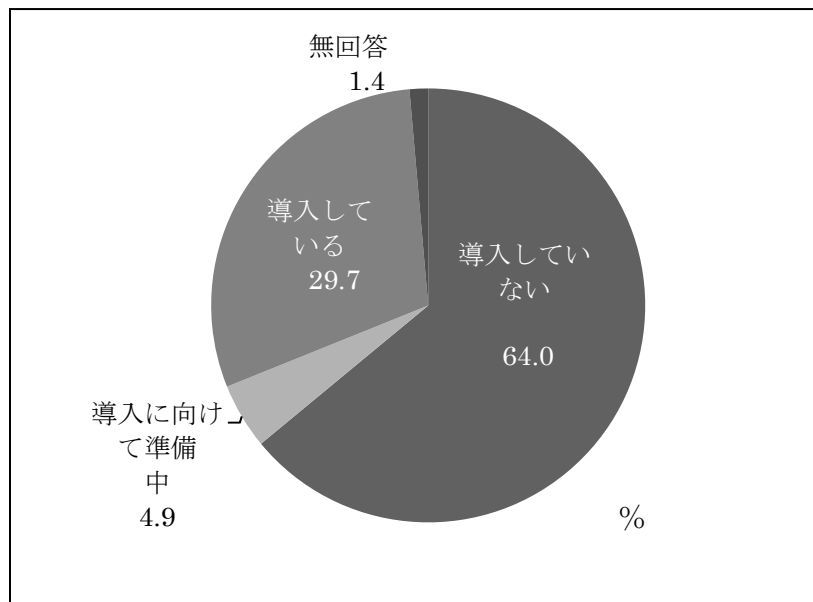
④暴力団等からの働きかけへの対処としては、外部の機関に相談したと回答した企業が多いが、社内で対処した企業も約3割ある。働きかけに対して、「断った」「何もしなかった」と回答した企業が全体の3分の2を占める。一方で、約1割の企業が「働きかけに応じた」と回答した。

## 第5章 暴力団等を排除するための対応

この章では、企業が暴力団等から被害を受けないために、取引の際にどのように対応しているのかという「現実の対応」、さらに「必要な方策」について明らかにする。現実の対応は、具体的には、企業が契約書等に暴力団排除条項を取り入れているかどうか、対応マニュアルがあるかどうか、取引先が暴力団かどうかの企業の確認方法などについて、地方別、業種別、企業規模別に分析を行った。また、暴力団排除条項を取り入れた時期や取り入れない理由、暴力団等との関係遮断のための取組みについても分析を行った。

### 1. 暴力団排除条項の導入状況

契約書等に「暴力団排除条項」を導入しているかどうかを尋ねたところ、図Ⅱ－5－1に示すように、「導入していない」と回答した企業は3,842社のうち2,459社（64%）と半数をこえる6割以上を占めていた。他方で、「導入している」と回答した企業は1,142社（29.7%）と約3割であり、導入していない企業の半分以下であったことから暴力団排除条項の契約書への導入はまだ十分とはいえないと思われる。



図Ⅱ－5－1 暴力団排除条項の導入状況 (n=3,842)

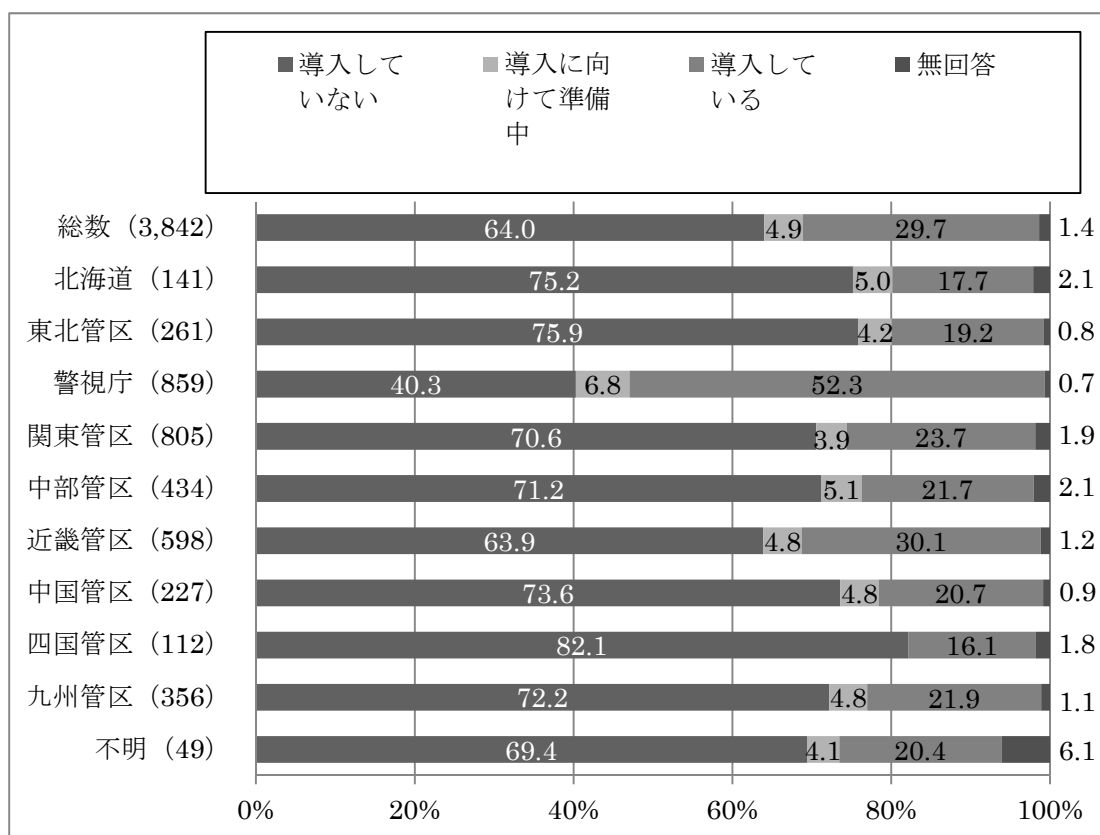
### 2. 地方別にみた暴力団排除条項の導入状況

企業の暴力団排除条項の導入状況を「警察管区」別にみると、図Ⅱ－5－2に示すように、契約書等に暴力団排除条項を導入しているかどうかの質問で、「導入している」と回答

した企業が半数の50%を超えるのは、「警視庁」(52.3%) だけであった。その次に高かったのは、「近畿管区」(30.1%)、次いで「関東管区」(23.7%) であった。他方で、最も導入が進んでいない警察管区は、「四国管区」(16.1%) であり、「導入していない」と回答した企業が112社中92社(82.1%)と8割を超えていた。暴力団排除条項の導入は、警察管区では警視庁において特に導入が進んでいるようである。

都道府県別にみると、「導入している」と回答した割合が最も高かった都道府県は、「東京都」の859社中449社(52.3%) であった。次に高かったのは、「福岡県」の141社中48社(34.0%)、「大阪府」の328社中109社(33.2%)、「神奈川県」の178社中57社(32.0%)、「富山県」の32社中10社(31.3%)、「千葉県」の78社中24社(30.8%) であり、これらの都府県では3割を超える企業が導入していると回答していた。

企業における暴力団排除条項の導入が最も「低かった」県は、「長崎県」であり、24社中2社(8.3%)と1割にも満たない結果であった。次いで低かった県は、「石川県」の50社中5社(10.0%)、「長野県」の62社中7社(11.3%)、「香川県」の35社中4社(11.4%)の順であった。これらはサンプル数が比較的少ない県であるが、サンプル数が比較的多く、首都圏にある「埼玉県」は、暴力団排除条項を「導入している」と回答した企業が104社中17社(16.3%) であり、東京、神奈川、千葉といった周辺の県に比べて導入の割合が少なかった。

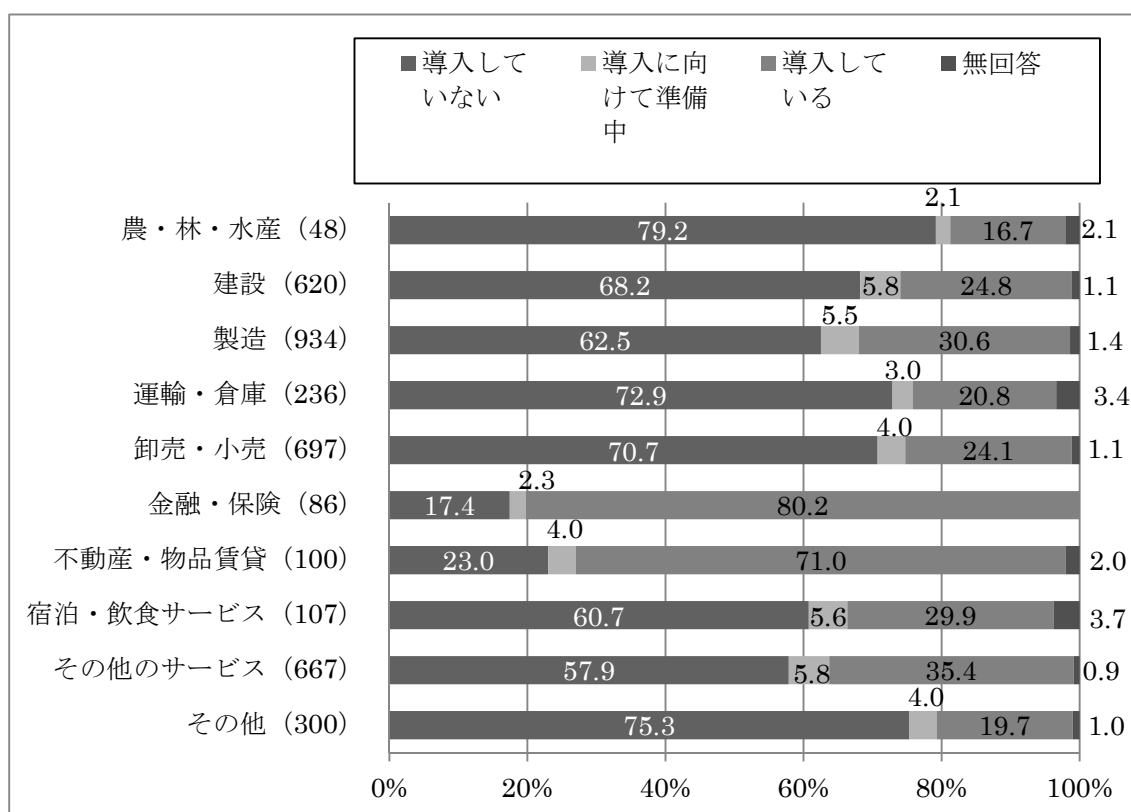


(注) ( ) 内の数値は企業数である。χ<sup>2</sup>(16)=320.57, p<0.001 (無回答を除く)。

図Ⅱ-5-2 警察管区別にみた暴力団排除条項の導入状況

### 3. 業種別にみた暴力団排除条項の導入状況

図Ⅱ－5－3は、契約書等に暴力団排除条項を導入しているかどうかの問いに対する企業の回答を業種別にみたものである。暴力団排除条項の導入状況と企業の業種との間には関連がみられる。「導入している」と回答した業種は、「金融・保険業」が最も多く、86社中69社（80.2%）であった。次いで、高かった業種は、「不動産・物品賃貸業」で100社中71社（71.0%）であった。これら金融・保険業と不動産・物品賃貸業以外の他の業種では、「導入していない」の割合の方が高く、多くの業種ではまだ暴力団排除条項の導入が進んでいない状況である。

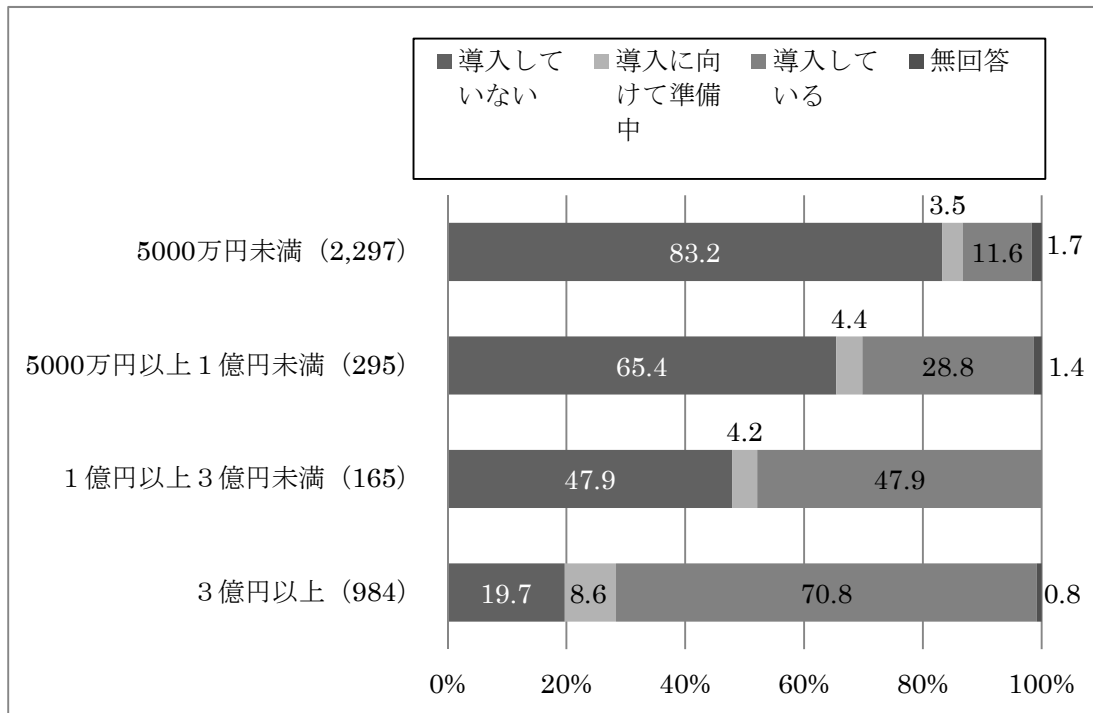


(注) ( ) 内の数値は企業数である。 $\chi^2(18)=254.41, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－5－3 業種別にみた暴力団排除条項の導入状況

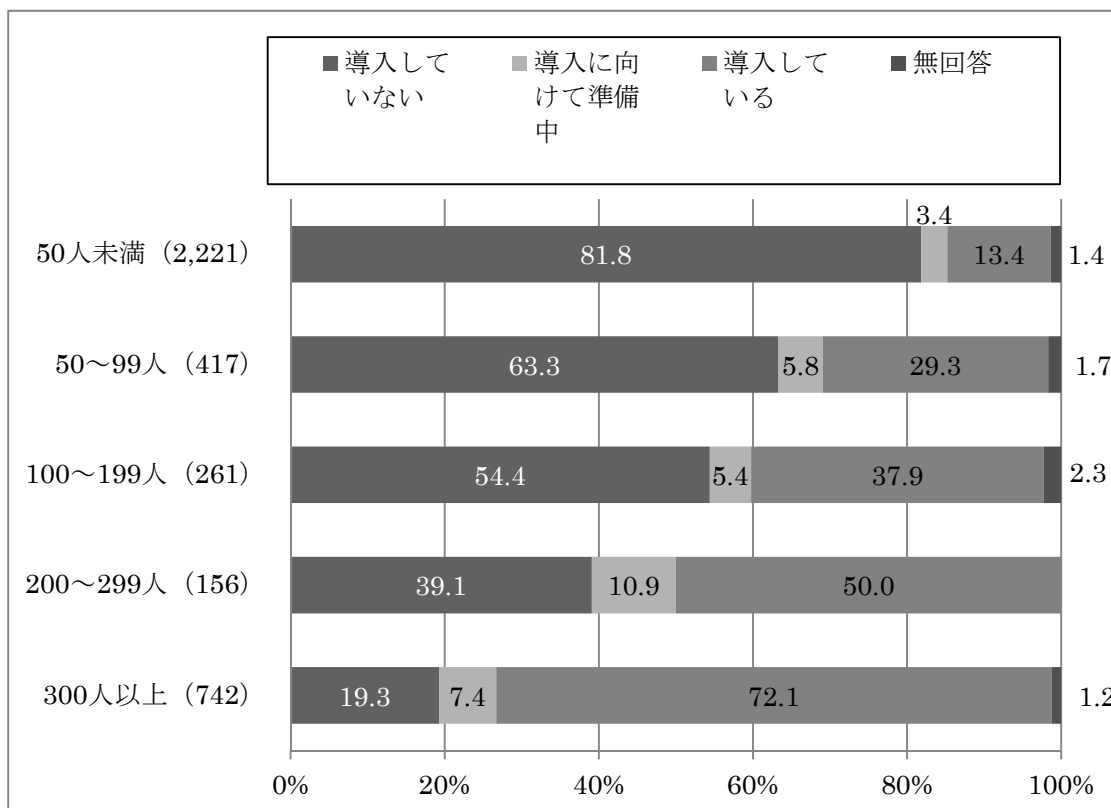
### 4. 企業の規模と暴力団排除条項の導入状況

契約書等に暴力団排除条項を導入しているかどうかと企業の規模との関係を知るため、資本規模、従業員数、証券取引所への上場、事業所数別に、導入状況をみたのが図Ⅱ－5－4から図Ⅱ－5－7である。調査の結果、企業の規模が大きいほど、暴力団排除条項を「導入している」と回答していた。資本金が高く、従業員数や事業所数が多く、上場している企業ほど、契約書等に暴力団排除条項を「導入している」傾向がみられた。



(注)  $\chi^2(6)=1298.59, p<0.001$  (無回答を除く)。

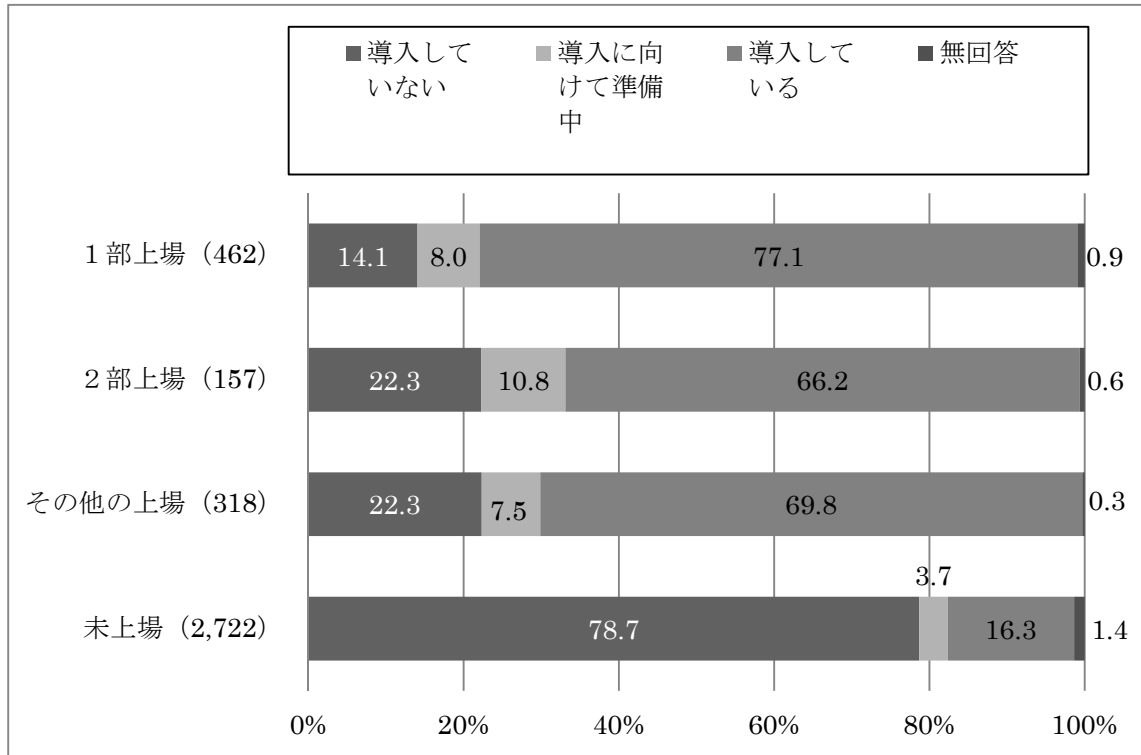
図Ⅱ－５－４ 資本金別にみた暴力団排除条項の導入状況



(注)  $\chi^2(4)=28.68, p<0.001$  (無回答を除く)。

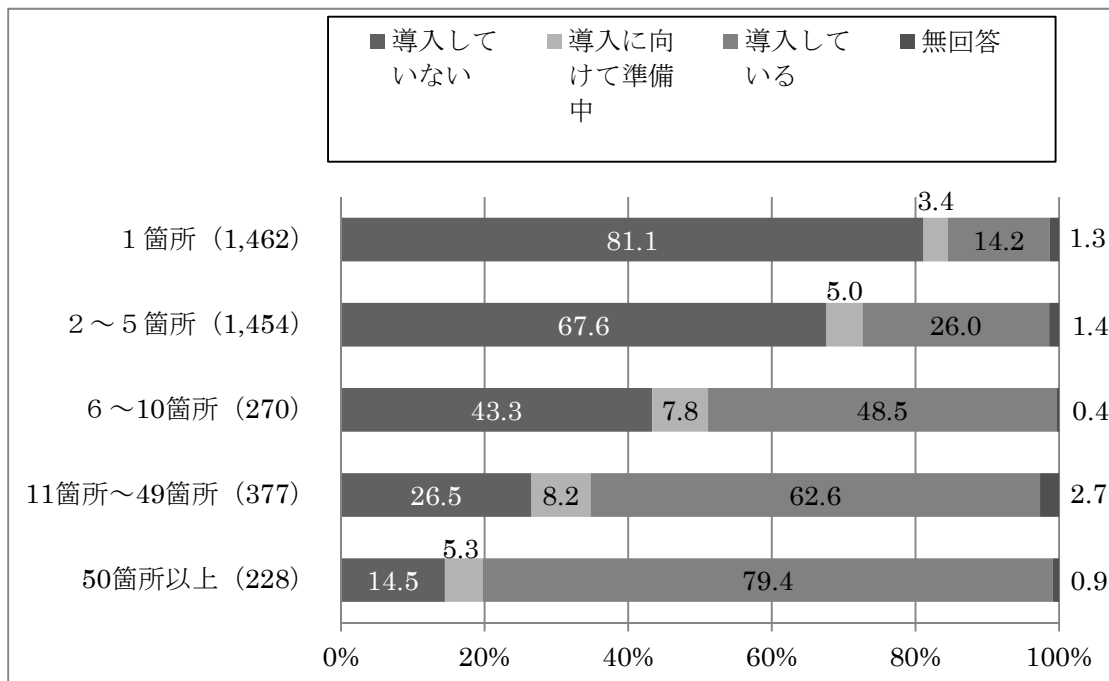
図Ⅱ－５－５ 従業員数別にみた暴力団排除条項の導入状況





(注)  $\chi^2(6)=1164.86, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－５－６ 証券取引所への上場と暴力団排除条項の導入状況

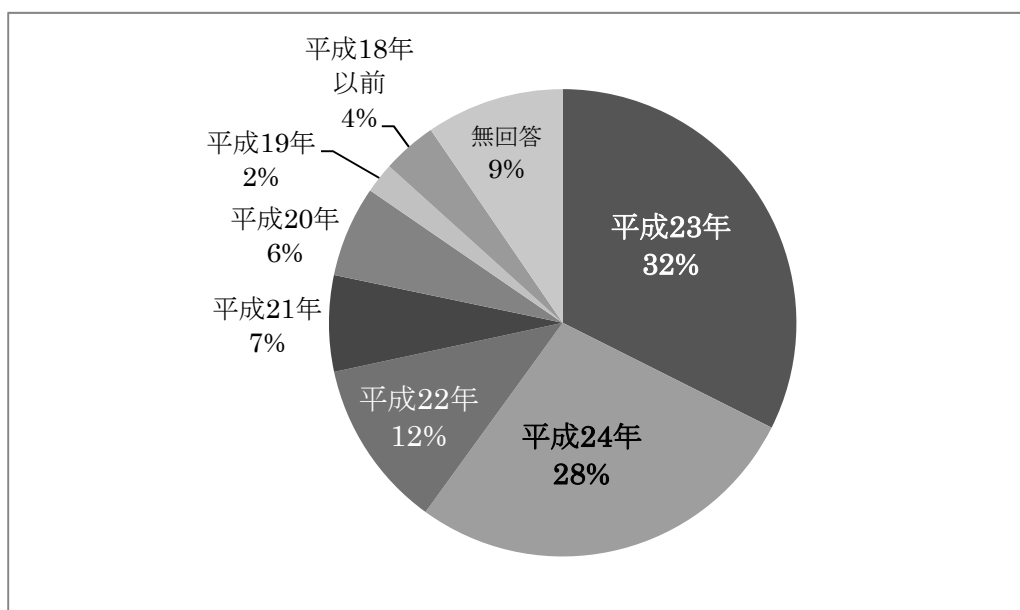


(注)  $\chi^2(8)=760.82, p<0.001$  (無回答を除く)。

図Ⅱ－５－７ 事業所数別にみた暴力団排除条項の導入状況

## 5. 暴力団排除条項の導入時期

暴力団排除条項を「導入している」と回答した企業 1,142 社について、導入時期を尋ねた。図Ⅱ－5－8に示すように、導入が多かった時期は、「平成23年」が370社（32%）、次いで「平成24年」が315社（28%）であった。「平成18年以前」は43社（4%）と少ない。暴力団排除条例が全都道府県で施行された平成23年以降に約6割が「導入した」と回答していることから、平成23年10月の全国での「暴力団排除条例」の施行によって企業における契約書等での暴力団排除条項の導入が進んだものと考えられる。



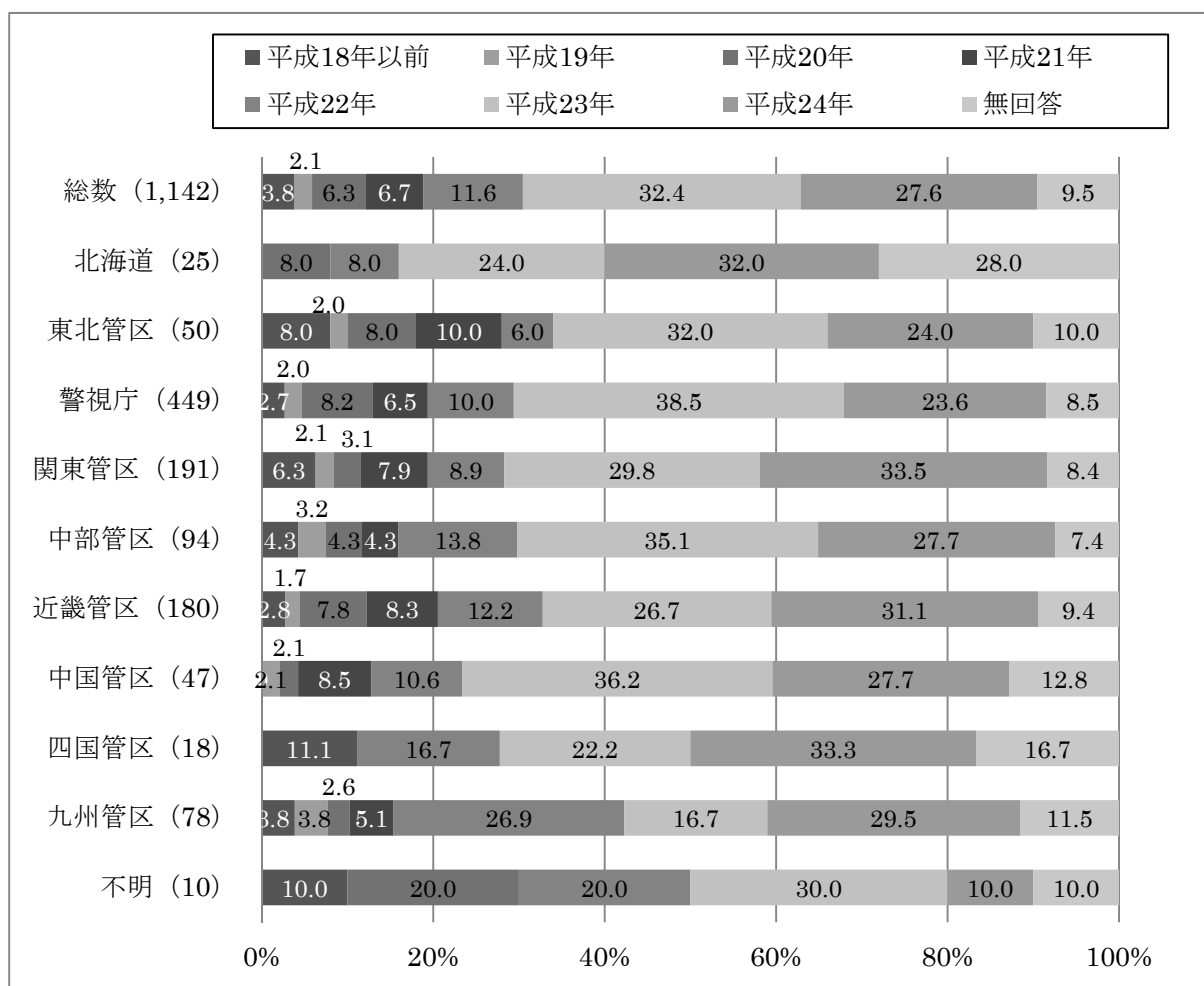
(注) %は小数第一位を四捨五入している。

図Ⅱ－5－8 暴力団排除条項の導入時期 (n=1,142)

次に、企業における暴力団排除条項の「導入時期」を「警察管区別」に示したものが図Ⅱ－5－9である。どの警察管区でもおおむね平成23年、平成24年に暴力団排除条項を導入している。そのなかでも、「九州管区」は、平成23年の導入が78社中13社（16.7%）と、警察管区全体や他の警察管区よりも割合が低い結果であったが、他方で、前年の平成22年は78社中21社（26.9%）と他の警察管区より割合が高く、また平成24年は78社中23社（29.5%）と警察管区全体の割合（27.6%）よりも高い割合を示していた。

「九州管区」は、東京都と共に暴力団排除条例の施行が平成23年10月1日と他の都道府県より遅かった沖縄県を含んでいるため興味深い。沖縄県のサンプル数が相対的に少ないため、サンプル数が相対的に多く、暴力団排除条例の施行が平成22年4月1日と早かった「福岡県」の結果を取り上げる。「福岡県」の企業における「暴力団排除条項」の導入時期は、平成24年が48社中13社（27.1%）、平成23年が8社（16.7%）、平成22年が16社（33.3%）、平成21年が3社（6.3%）、平成20年が2社（4.2%）、平成19年が1社

(2.1%)、平成 18 年が 1 社 (2.1%) となっており、平成 24 年の導入割合が高いが、暴力団排除条例が施行された「平成 22 年」の導入割合が最も高くなっている。



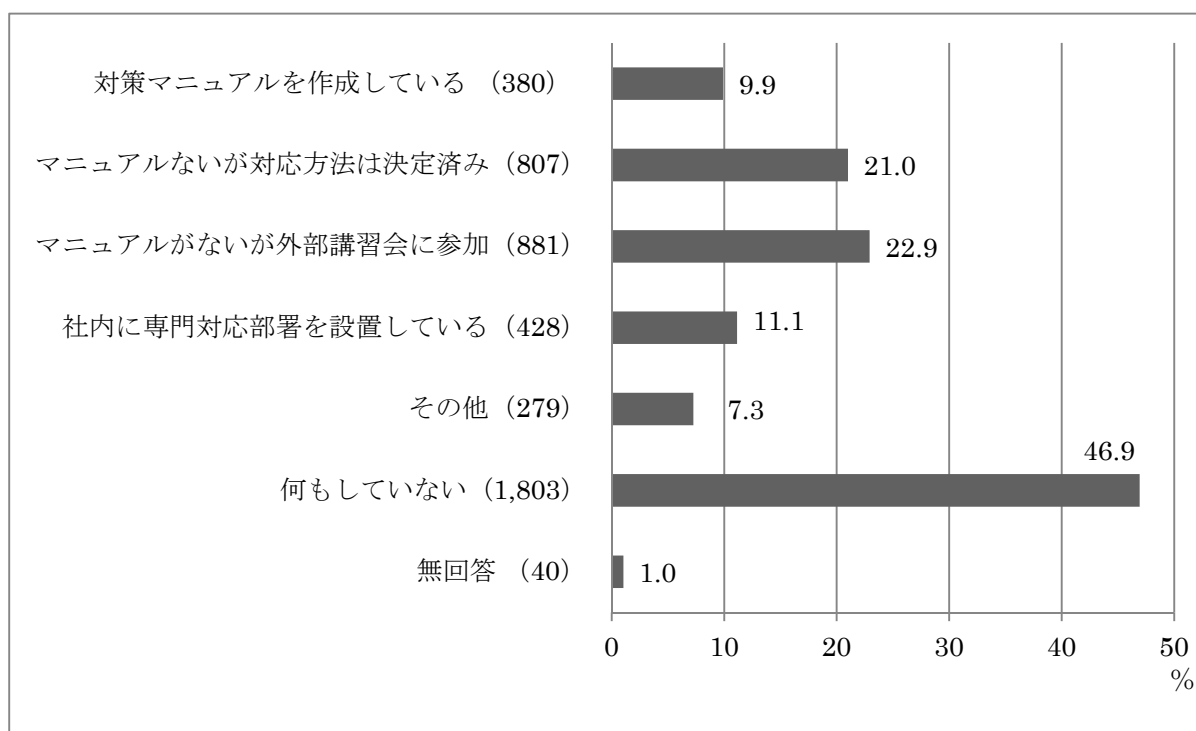
(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。n=1,142。

図 II - 5 - 9 警察管区別にみた暴力団排除条項の導入時期

企業における暴力団排除条項の導入について、まだ導入していないが、「導入に向けて準備中」と回答したのは、3,842 社中 188 社 (4.9%) であった。そして、「準備を始めたのはいつごろですか」と準備の時期を尋ねたところ、最も多かったのは「平成 24 年」の 188 社中 32 社 (70.2%)、次いで、「平成 23 年」の 28 社 (14.9%)、「平成 22 年以前」の 8 社 (4.3%) であった。残りは「無回答」で 20 社 (10.6%) であった。これらの結果から、まだ暴力団排除条項の導入をしていない企業は、全国での暴力団排除条例の施行 (平成 23 年 10 月) を受けて、「平成 24 年」には準備を進めるようになったと思われる。

## 6. 暴力団等を排除するための企業としての対応

企業が暴力団等の排除のためにどのような対応をしているか、3,842社を対象に、複数回答でその内容を尋ねた。その結果、図Ⅱ-5-10に示すように、最も回答が多かったのは、「何もしていない」で、3,842社中1,803社（46.9%）であった。半数近い企業が暴力団排除のための対応策を備えていなかった。対応策で最も多かった回答は、「対策マニュアルがないが外部講習会に参加している」であり3,842社中881社（22.9%）であった。次いで、「対策マニュアルはないが、暴力団等から接触があった場合の対応方法は決めている」が3,842社中807社（21.0%）と回答が多かった。他方で、「対策マニュアルを作成している」と回答した企業は、3,842社中380社（9.9%）であり、対象全体の約1割に留まっていた。これらの結果から、暴力団等を排除するために対策を何もしていない企業は半数近くあり、対応策を進めている企業でも、外部講習会への参加や対応方法の決定に留まっており、「対策マニュアル」を作成するなど、暴力団等排除のための具体的な方策の準備は、多くの企業でまだまだ進んでいない現状にあるといえよう。



(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。n=3,842。

図Ⅱ-5-10 暴力団等を排除するための対応（複数回答）

警察管区別の結果では、暴力団等の排除のための対応として、「対策マニュアル」を作成していると回答した企業の割合が最も高かった警察管区は、「警視庁」で859社中158社（18.4%）、次に、「近畿管区」で598社中69社（11.5%）であった。この二つの警察

管区が上位で、対策マニュアルを作成しているという回答が1割を超えていた。

他方で、「対策マニュアル」を作成しているという企業の回答の割合が最も低かったのは、「四国管区」の112社中4社(3.6%)、次が「中国管区」の227社中11社(4.8%)であり、割合が5%未満であった。そして、暴力団等の排除のための対応として、「何もしていない」と回答した企業の割合が最も多かった警察管区は「東北管区」で261社中163社(62.5%)と6割を超える結果であった。

都道府県別で、「対策マニュアル」を作成しているという企業の回答の割合が最も「高かった」のは「東京都」(859社中158社の18.4%)、次いで、「京都府」(77社中11社の14.3%)、「大阪府」(329社中44社の13.4%)であった。逆に最も「低かった」のは、「埼玉県」の104社中2社(1.9%)、また、暴力団等の排除のための対応で「何もしていない」という回答の企業の割合が最も「高かった」のは、「青森県」で33社中25社(75.8%)であった。山形県(50社中36社の72.0%)や岩手県(45社中32社の71.1%)も「何もしていない」という回答が7割以上を占めていた。これらの結果から、暴力団等の排除のために、首都圏では「埼玉県」の企業での「対策マニュアル」の整備、地方では「東北」の企業において何らかの対策の構築が望まれる。

企業の「業種別」では、暴力団等の排除のための対応として、「対策マニュアル」を作成していると回答した企業の割合が最も「高かった」業種は、「金融・保険業」の86社中64社(74.4%)であった。次いで、高かった業種は、「不動産・物品賃貸業」の100社中26社(26.0%)、「宿泊・飲食サービス」の107社中12社(11.2%)であった。他方で、最も「対策マニュアル」を作成している割合が「低かった」業種は、「運輸・倉庫」の236社中11社(4.7%)、「建設」の620社中30社(4.8%)であった。また、暴力団等の排除のための対応として、「何もしていない」と回答した企業の割合が最も高かった業種は、「農・林・水産」で48社中30社(62.5%)であった。これらの結果から、契約書等に暴力団排除条項を導入している企業の業種は、「金融・保険業」と「不動産・物品賃貸業」が高かったが、対策マニュアルの作成ができていない「金融・保険業」(74.4%)に比べ、「不動産・物品賃貸業」は26.0%と、まだ暴力団等の排除のための対策マニュアル整備までは進んでいないことがわかる。そして、「運輸・倉庫」、「建設」といった企業の業種では、契約書等に暴力団排除条項の導入だけでなく、対策マニュアル作成への取り組みも遅れているので、今後、業界や当該企業は暴力団排除のための対応を進めていく意識を高める必要があるだろう。

次に、企業の「規模」との関係である。暴力団等の排除のための対応として、「対策マニュアル」を作成しているかどうかと、「資本規模」、「従業員数」、「証券取引所への上場」、「事業所数」との関係を見たと、契約書等の暴力団排除条項の導入と同様、企業の規模が大きいほど、暴力団等の排除のための「対策マニュアル」を作成していた。規模の大きさとしては、資本金が「3億円以上」、従業員が「300人以上」、証券取引所で「1部上

場」、事業所数が「50 箇所以上」において、3 割以上の企業が「対策マニュアル」を作成していると回答していた。他方で、企業の規模が、資本金が「5,000 万円未満」、従業員が「50 人未満」、証券取引所で「未上場」、事業所数が「1 箇所」の企業では、暴力団等の排除のための対応で企業として「何もしていない」という回答が6割以上を占めていた。これらの結果から、大規模な企業では暴力団等の排除のための対応の整備が進んでいるが、小規模な企業では半数以上でまだ対策が講じられていないことが示された。該当企業は、対策マニュアルの作成を目指し、まずは企業内で検討し、専門部署の設置、外部講習会への参加につなげていくことが望まれる。

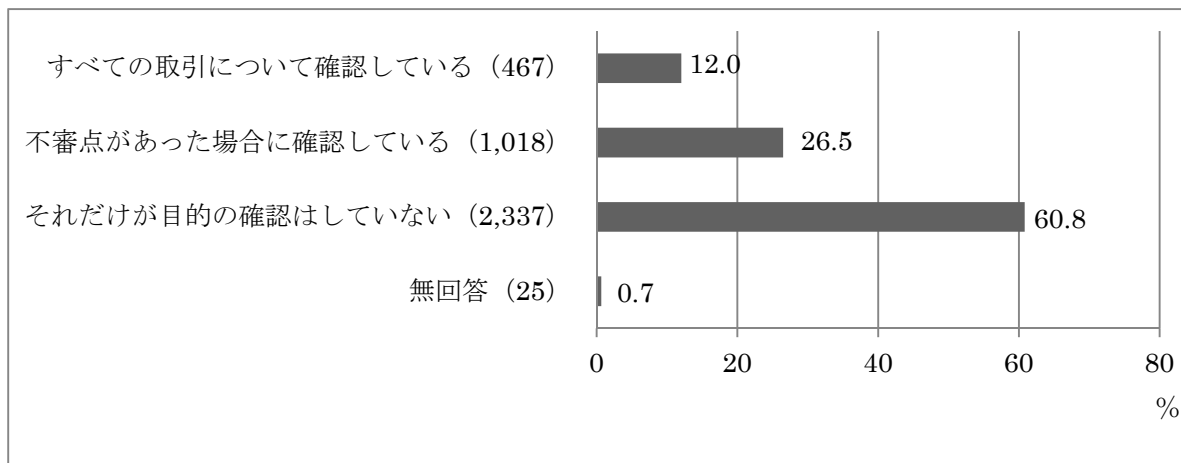
## 7. 取引先が暴力団等であるかの確認の有無

新規取引開始時に取引先の相手が暴力団等であるか、「情報・データベースで確認」しているかどうかを尋ねた。図Ⅱ－5－11に示すように、「それだけが目的の確認はしていない」と回答した企業は、調査対象 3,842 社のうち 2,337 社（全体の 60.8%）と半数を超え、約6割であった。他方で、「すべての取引について確認している（12.0%）」と「不審点があった場合に確認している（26.5%）」を合わせた「確認している」という回答の割合は 38.5%であった。

警察管区別では、「すべての取引について確認している」という回答の割合が最も高かったのは、「警視庁」の 859 社のうち 190 社（22.1%）、都道府県別でも同じく「東京都」（22.1%）が最も高かった。次いで、「佐賀県」が 24 社のうち 5 社（20.8%）と高い割合を示した。

業種別では、「すべての取引について確認している」という回答の割合が最も高かったのは、「金融・保険業」の 86 社中 64 社（74.4%）、次いで、「不動産・物品賃貸業」の 100 社中 41 社（41.0%）であった。他方で、最も低かった業種は、「運輸・倉庫」の 236 社中 13 社（5.5%）、次いで、「その他（7.3%）」、「建設（7.4%）」であった。

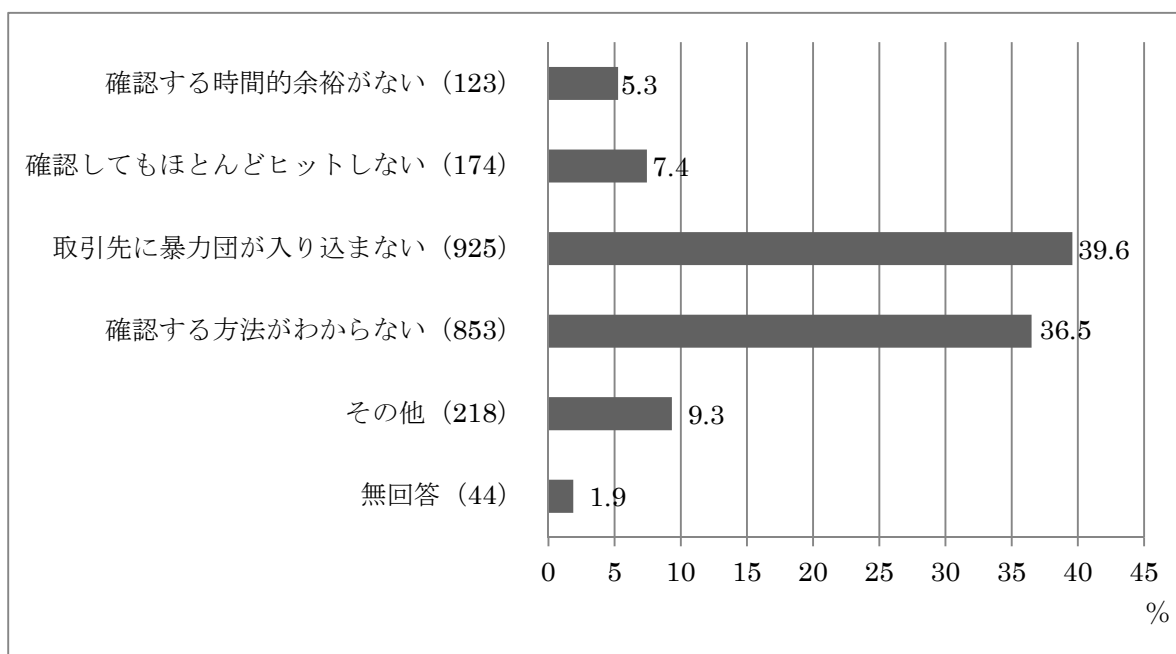
企業の規模別では、資本規模、従業員数、証券取引所への上場、事業所数との関係を見ると、基本的には企業の規模が大きいほど、取引先の相手が暴力団等であるかを情報・データベースで確認している傾向がみられた。細かなところでは、「従業員数」が「100～199 人」の企業と「200～299 人」の企業では、「すべての取引について確認している」の割合が同じ 19.2%と違いがなかった。また、「すべての取引について確認している」と「不審点があった場合に確認している」を合わせた「確認している」という回答では、証券取引所の上場で、上場しているという企業のなかでも「2部上場」が 68.2%、「その他の上場」は 69.8%と大きな相違がみられなかった。



(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。n=3,842。

### 図Ⅱ-5-11 新規取引開始時の暴力団等の情報・データベース等での確認有無

次に、図Ⅱ-5-12は、新規取引開始時に取引先の相手が暴力団等であるか、「情報・データベースで確認」しているかどうかの問いで、「それだけが目的の確認はしていない」と回答した2,337社にその理由を尋ねた結果である。最も割合が高かったのは「取引先に暴力団が入り込まない」という回答で925社(全体の39.6%)、次いで、「確認する方法がわからない」が853社(全体の36.5%)であった。これらの結果から、取引先の相手が暴力団等であるか、「確認先やその方法」の告知や宣伝(PR)を強化していく必要があり、その対策によって、確認する企業も徐々に増えていくものと思われる。



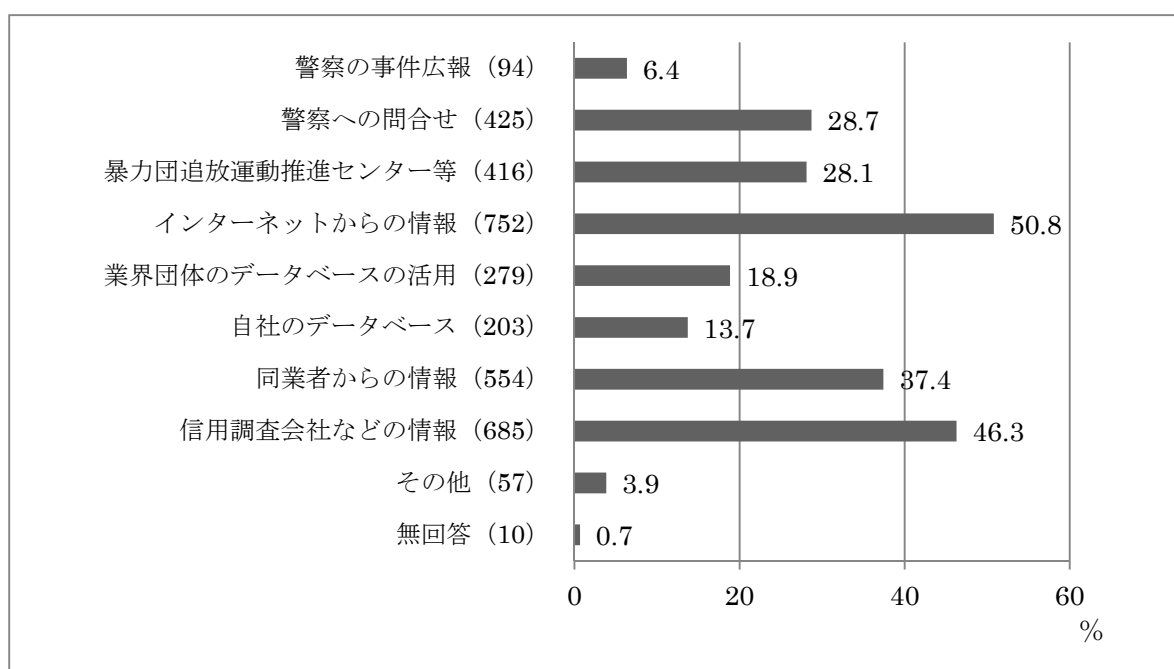
(注) ( ) 内の数値は回答企業数である。n=2,337。

### 図Ⅱ-5-12 新規取引開始時に暴力団等であるか確認しない理由

## 8. 取引先が暴力団等であるかの確認の方法

図Ⅱ－５－１３は、新規取引開始時に取引先の相手が暴力団等であるか、情報・データベースで確認しているかどうかの問いで「確認はしている」（「すべての取引について確認している」または「不審点があった場合に確認している」）と回答した 1,480 社にその確認方法を複数回答で尋ねた結果である。

あてはまる回答で最も割合が多かったのは、「インターネットからの情報」で 1,480 社のうち 752 社（全体の 50.8%）、次いで、「信用調査会社などからの情報」の 685 社（全体の 46.3%）、「同業者からの情報」の 554 社（全体の 37.4%）であった。公的機関として相手が暴力団等であるかの照会では最も適しているであろう「警察への問合せ」は 425 社（全体の 28.7%）、「暴力団追放運動推進センター等への問合せ」は 416 社（全体の 28.1%）であった。インターネットでの検索あるいは確認は、手軽な方法ではあるが、信用度や確実性の点からも、まずは「暴力団追放運動推進センター等への問合せ」、あるいは「警察への問合せ」といった方法の増加が企業や業界団体に望まれる。



(注) ( ) 内の数値は企業数である。n=1,480。

図Ⅱ－５－１３ 新規取引先が暴力団等かどうかの確認方法（複数回答）

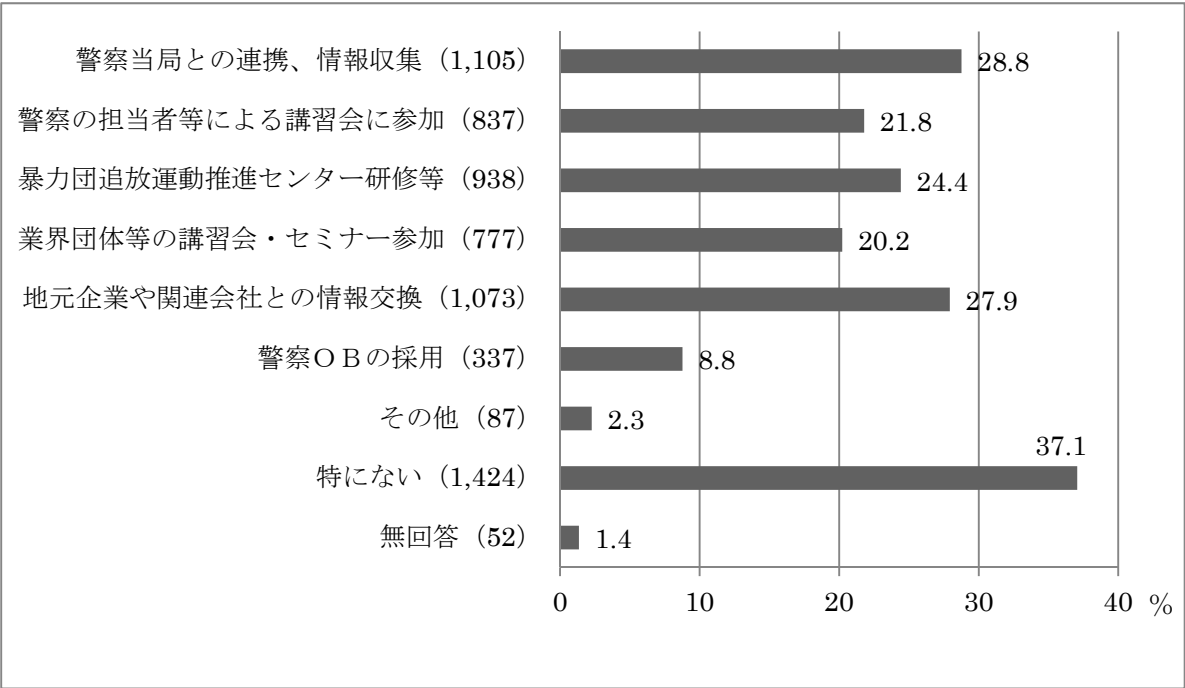
## 9. 暴力団等との関係を遮断するための取組み

企業は、暴力団等との関係を遮断するために、実際にはどのような取組みを行っているのだろうか。図Ⅱ－５－１４は、暴力団等との関係を遮断するために企業が行っている取



組みを複数回答で尋ねたものである。調査対象となった 3,842 社のうち、1,424 社（全体の 37.1%）が「特にない」と回答し最も多かった。次いで多かった回答は、「警察当局との連携、情報収集」の 1,105 社（全体の 28.8%）、「地元企業や関連企業との情報交換」の 1,073 社（全体の 27.9%）であった。暴力団等との関係を遮断するために、特に取り組みを行っていない企業が相対的には多いが、警察当局との連携、企業同士での情報交換といった手段で取り組みを行っている企業もみられた。

「警察当局との連携、情報収集」の取り組みを行っている企業は、警察管区では、「警視庁」が 859 社中 363 社（42.3%）と最も割合が高く、他方で、「四国管区」が 112 社中 22 社（19.6%）と最も割合が低かった。業種別では、「金融・保険」が 86 社中 58 社（67.4%）と最も割合が高く、他方で、「建設」は 620 社中 120 社（19.4%）と最も割合が低かった。企業の規模別では、資本規模、従業員数、証券取引所への上場、事業所数といった点で、規模の大きい企業ほど、「警察当局との連携、情報収集」の取り組みを行っていた。特に、証券取引所への上場では、「上場企業（1部、2部、その他）」の 5 割以上が「警察当局との連携、情報収集」を行っているのに対して、「未上場」の企業では 16.6%と 2 割以下に留まっており、取り組みは「特にない」が 47.7%と、未上場企業の対応への遅れが目立っていた。



(注) ( ) 内の数値は企業数である。n=3,842。

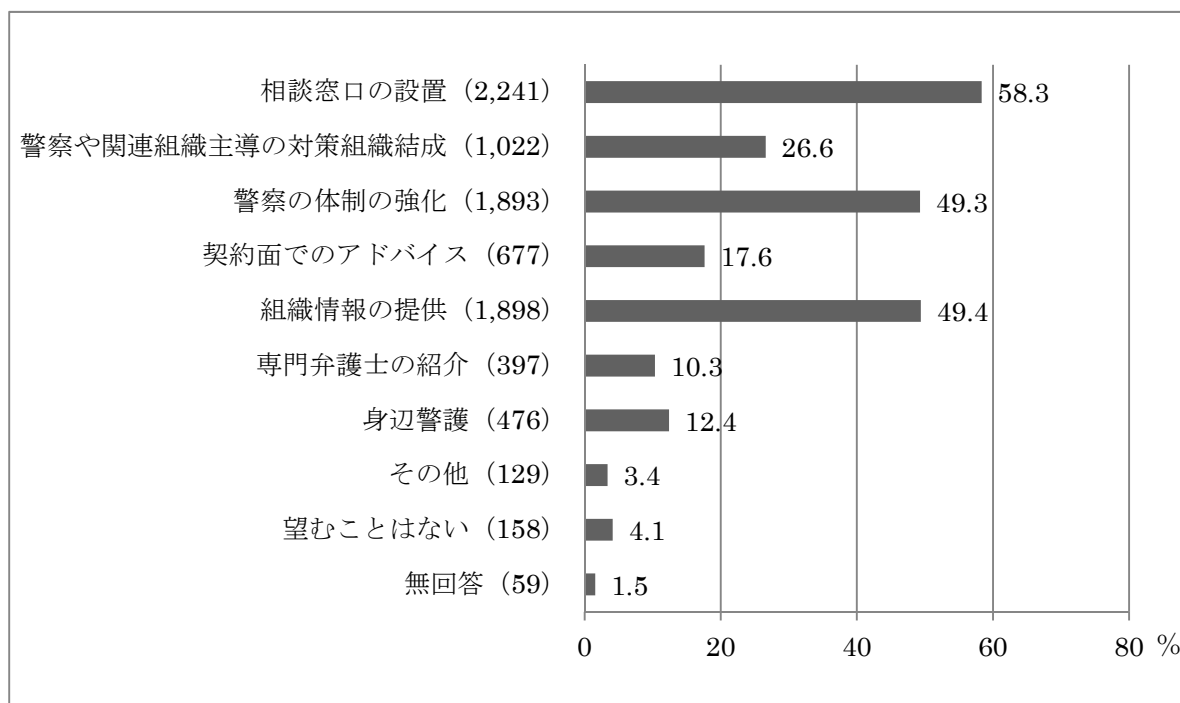
図Ⅱ－５－１４ 暴力団等との関係を遮断するためにしている取り組み（複数回答）

## 10. 暴力団排除条例の施行に際しての警察、行政への要望

企業は、暴力団等との関係を遮断するために、どのような方策を望んでいるのだろうか。図Ⅱ－5－15は、暴力団排除条例施行に際して、警察、行政に何を望んでいるのかを複数回答で尋ねたものである。調査対象となった3,842社のうち、最も多かった回答は2,241社（全体の58.3%）の「相談窓口の設置」であり、半数以上の割合を占めた。次いで、「組織情報の提供」の1,898社（全体の49.4%）、「警察の体制の強化」の1,893社（全体の49.3%）の回答が半数近くを占め、要望として多い傾向にあった。企業は、組織情報の提供、警察の体制の強化を望むという点から、警察への要望が高く、また、「暴力団排除条例施行」に関連して、「相談窓口の設置」を行政や警察といった公的機関に望んでいるようである。

業種別では、「相談窓口の設置」は、「農・林・水産」が48社中31社（64.6%）と最も高い割合であった。また、「組織情報の提供」は、「金融・保険」の86社中36社（41.9%）が最も高かった。「警察の体制の強化」では、「製造」が934社中491社（52.6%）、「不動産・物品賃貸」が100社中52社（52.0%）、「宿泊・飲食サービス」が107社中54社（50.5%）と5割を超え、業種の中でも高い傾向がみられた。

企業の規模別では、多少の違いはみられるものの、資本金・従業員数・事業所数の多寡や上場の有無といったカテゴリ間で顕著な差はみられなかった。

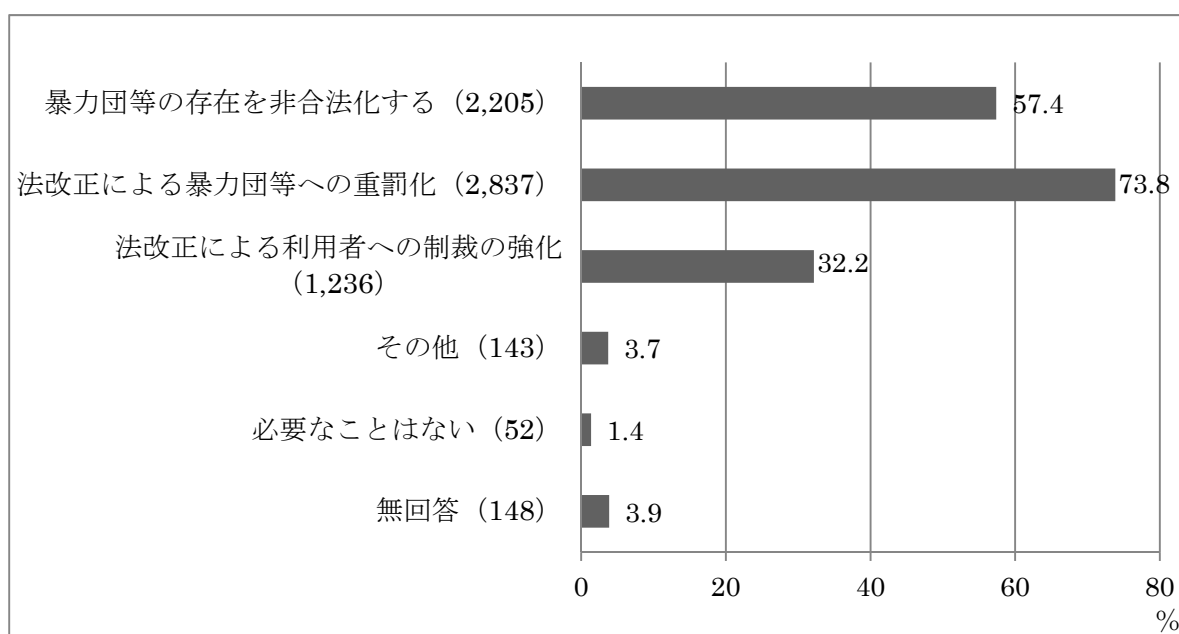


(注) ( ) 内の数値は企業数である。n=3,842。

図Ⅱ－5－15 暴力団排除条例の施行に際しての警察、行政への要望（複数回答）

## 1 1. 暴力団等を排除するために必要な方策

図Ⅱ－5－16は、暴力団等を排除するため、企業がどのような方策を望んでいるのか尋ねた結果である。調査対象となった3,842社のうち、最も多かった回答は2,837社（全体の73.8%）の「法改正による暴力団等への重罰化」で7割以上を占めた。次いで、「暴力団等の存在を非合法化する」が2,205社（全体の57.4%）と半数以上の割合であった。その次は、「法改正による利用者への制裁の強化」の1,236社（全体の32.2%）で3割以上の割合であった。これらの結果から、多くの企業は、暴力団等を排除するために、それらの存在の非合法化を望んではいるが、それよりも法改正による暴力団等への重罰化をより望んでいる傾向が示唆された。また、暴力団等の利用者への制裁も強化すべきという要望もあるが、どちらかといえば暴力団等の重罰化の方を望んでいる企業の方が多いようである。本調査結果を踏まえ、警察や法制定に関連する機関は、暴力団等の実態や被害状況を再度、精査した上で、法改正による重罰化を検討する余地もあるのではないだろうか。



(注) ( ) 内の数値は企業数である。n=3,842。

図Ⅱ－5－16 暴力団等を排除するために必要な方策（複数回答）

## 1 2. 要約

この章は、次のように要約できる。

①契約書等に暴力団「暴力団排除条項」を導入しているかどうかでは、「導入していない」の回答が64%と6割以上であった。業種によってはかなり進んできているが、全体としてはまだ十分とはいえない。「暴力団排除条項」の導入が進んでいる企業は、地域では、

条例の施行自体は遅かったが東京都の企業で多く、業種では、金融・保険業、不動産・物品賃貸業が多かった。企業の規模では、資本金が高く、従業員数や事業所数が多く、上場している企業ほど、契約書等に暴力団排除条項を「導入している」傾向がみられた。

②企業が暴力団等の排除のためにどのような対応をしているかでは、「何もしていない」が、46.9%であり、半数近い企業が暴力団等排除のための対応策を備えていなかった。他方で、「対策マニュアルを作成している」と回答した企業は、対象全体の約1割であった。業種では、金融・保険業では対応策が講じられ、企業の規模が大きいほど、対応策は進んでいた。運輸・倉庫、建設といった業種の企業では、契約書等での暴力団排除条項の導入だけでなく、対策マニュアル作成への取り組みでも遅れている。特に、規模の小さな企業では何らかの暴力団等排除のための対応策に着手すべきであろう。

③新規取引開始時に取引先の相手が暴力団等であるか、情報・データベースで確認しているかの問いで「それだけが目的の確認はしていない」と回答した企業は、60.8%と半数を超え、約6割であった。そのうち、確認していない理由として、「確認する方法がわからない」という回答が36.5%みられた。確認方法では、「インターネットからの情報」が50.8%と最も高かったが、確実性や信用度が高いと思われる「暴力団追放運動推進センター等」への問合せは28.1%であったことから、暴力団等排除のために、取引先の確認や方法がより多くの企業でしっかりとわかり、またできるよう今後の広報が望まれる。

④暴力団等との関係を遮断するための企業の取り組みでは、「特になし」が37.1%と最も多い回答だった。現実の対応の取り組みで多かった回答は、「警察当局との連携、情報収集」(28.8%)、「地元企業や関連企業との情報交換」(27.9%)であった。暴力団等との関係を遮断するために、特に取り組みを行っていない企業が相対的には多いが、警察当局との連携、企業同士での情報交換といった手段で、暴力団等との関係を遮断するための取り組みを行っている企業もみられた。業種別では、「警察当局との連携、情報収集」の取り組みは、「金融・保険」(67.4%)が高く、他方で、「建設」(19.4%)が最も低かった。企業の規模別では、規模の大きい企業ほど、「警察当局との連携、情報収集」の取り組みを行っていたが、上場企業に比べて、「未上場企業」では、暴力団等との関係を遮断するための対応の遅れが目立った。

⑤暴力団等との関係を遮断するために、企業が警察や行政に向けた要望は、「相談窓口の設置」が最も多く、「組織情報の提供」、「警察の体制の強化」も要望として多い傾向にあった。暴力団等を排除するため、企業が望む方策は、「法改正による暴力団等への重罰化」が73.8%と7割以上で最も多かった。「暴力団等の存在を非合法化する」が57.4%、「法改正による利用者への制裁の強化」が32.2%であった。多くの企業は、暴力団等を排除するために、それらの存在の非合法化を望んではいるが、それよりも法改正による暴力団等への重罰化をより望んでいた。また、暴力団等の利用者への制裁も強化すべきという要望もあるが、暴力団等の重罰化の方を望んでいる企業の方が多かった。

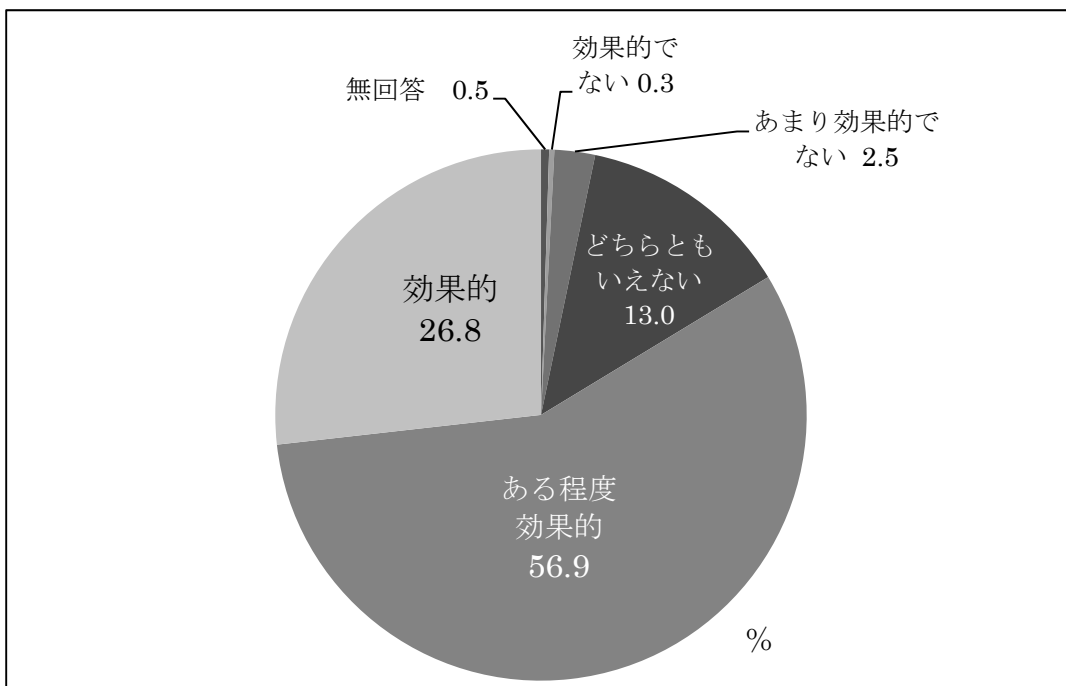
## 第6章 暴力団排除条例の効果についての評価

この章では、事業者における暴力団排除条例の効果への評価について明らかにする。具体的には、暴力団排除条例が、事業者にとって、暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的かどうか、また、暴力団等との取引を断つために役立ったかどうかの評価を行った。さらに、暴力団排除条例が施行されたことによる変化や効果についても分析を行った。

### 1. 暴力団等の不当要求の抑制に対する効果

日本全国で暴力団排除条例が施行されたのは平成23年10月1日であるが、本調査は、平成24年10月の実施であり、暴力団排除条例の施行からほぼ1年が経過した効果を測ることとなる。図Ⅱ-6-1は、日本全国の企業3,842社を対象に、「暴力団排除条例は、暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的だと思いますか」と尋ねた問いに対する結果である。

「効果的である」（「効果的」＋「ある程度効果的」）という回答は「8割以上」であった。調査対象となった企業3,842社のうち3,215社（83.7%）が効果的であると回答していた。他方で、「効果的ではない」（「あまり効果的ではない」＋「効果的ではない」）は1割にも満たない107社（2.8%）であった。このことから、調査対象全体としては、多くの企業が「暴力団排除条例」が暴力団の不当要求などを抑制するために「効果的である」ととらえていた。

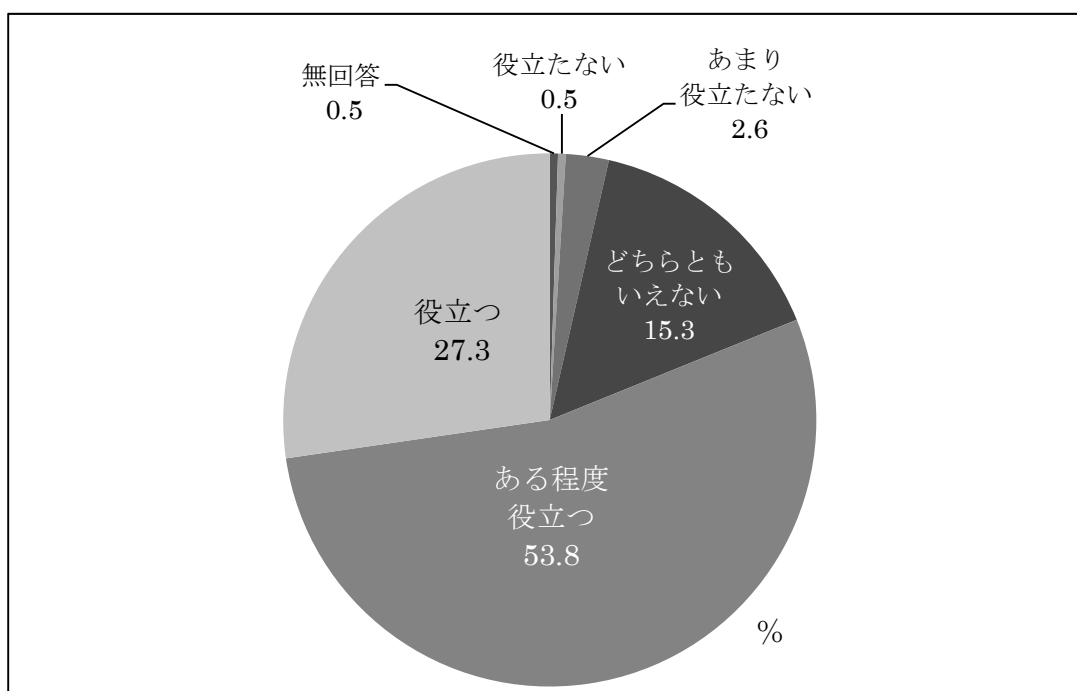


図Ⅱ-6-1 暴力団等の不当要求に対する抑制効果 (n=3,842)

## 2. 暴力団等との取引の遮断に対する効果

図Ⅱ－6－2は、日本全国の企業 3,842 社を対象に、「暴力団排除条例は、事業者が暴力団等との取引を断つために役立つと思いますか」と尋ねた問いに対する結果である。

「役立つ」（「役立つ」＋「ある程度役立つ」）という回答が 8 割以上を占めた。調査対象となった企業 3,842 社のうち 3,117 社（81.1%）が役立つと回答していた。他方で、「役立つたない」（「あまり役立つたない」＋「役立つたない」）は 1 割にも満たず、118 社（3.1%）であった。これらの結果から、調査対象全体としては多くの企業が「暴力団排除条例」は役立つと思っているようである。



図Ⅱ－6－2 暴力団等との取引の遮断に対する効果（n=3,842）

## 3. 暴力団排除条例の施行による変化や効果

暴力団排除条例が施行されたことによって、企業にとってはどのような変化や効果があったのだろうか。企業による暴力団員等へのイメージや暴力団等からの要求に対する変化や効果を、「とてもそう思う」、「ややそう思う」、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」の 4 件法で尋ね、その結果を示したものが図Ⅱ－6－3から図Ⅱ－6－6である。

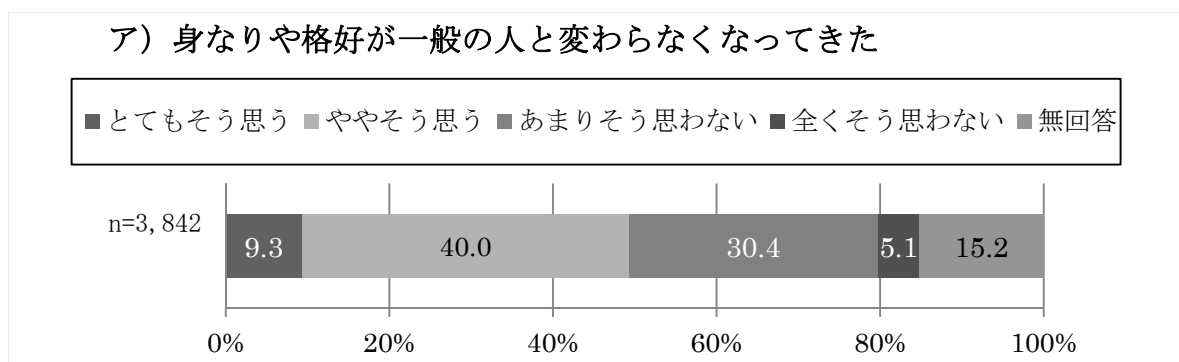
まず、「身なりや格好」である。図Ⅱ－6－3にみられるように、暴力団員の「身なりや格好が一般の人と変わらなくなってきた」という問いで、「そう思う」（「とてもそう思う」＋「ややそう思う」）と回答した企業は、調査対象 3,842 社のうち 1,895 社（49.3%）であった。他方で、「そう思わない」（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）と回答した企業は

1,364 社（35.5%）であった。このように、暴力団員の身なりや格好が一般の人と変わらなくなってきたと思う企業が半数近くあるという結果だった。

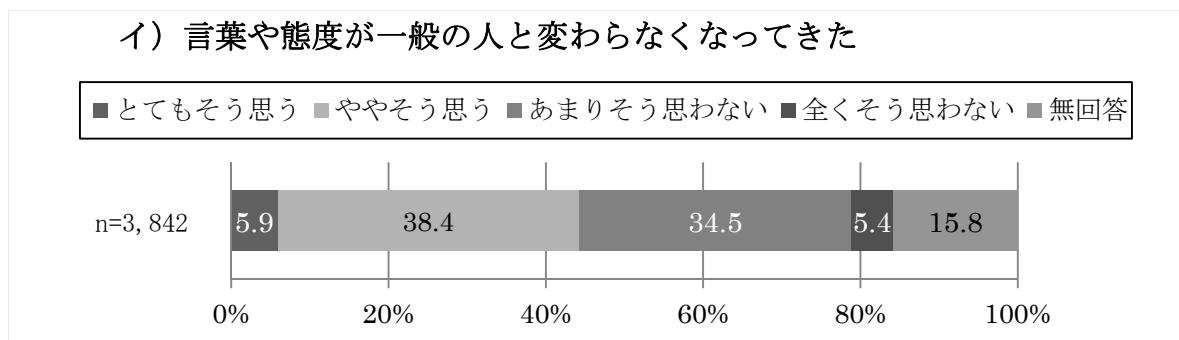
次に「言葉や態度」である。図Ⅱ－6－4にみられるように、暴力団員等の「言葉や態度が一般の人と変わらなくなってきた」という問いで、「そう思う」（「とてもそう思う」＋「やや思う」）と回答した企業は、3,842 社中 1,701 社（44.3%）であった。他方で、「そう思わない」（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）と回答した企業は 1,533 社（39.9%）であった。このように、暴力団員の「言葉や態度」が一般の人と「変わらなくなってきた」と思う企業は 4 割半ば、他方で「変わっていない」と思っている企業も約 4 割あったことから、多少の違いはあるが、あまり大きな差があるとはいえない結果だったといえる。

その次は、「断りやすさ」や「働きかけの少なさ」である。図Ⅱ－6－5は、暴力団等からの要求についての変化や効果を示したものである。暴力団排除条例の施行によって、「暴力団からの働きかけを断りやすくなった」という問いで、「そう思う」（「とてもそう思う」＋「やや思う」）と回答した企業は、3,842 社中 1,919 社（49.9%）であった。他方で、「そう思わない」（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）と回答した企業は 1,288 社（33.5%）であった。このように、「断りやすくなった」という問いに対して、「そう思わない」（約 3 割）よりも、半数にあたる約 5 割の企業が「そう思う」ととらえていた。次に、図Ⅱ－6－6は、暴力団排除条例の施行によって、「暴力団からの働きかけが少なくなった」という問いの結果である。「そう思う」（「とてもそう思う」＋「やや思う」）と回答した企業は、3,842 社中 1,651 社（43.0%）であった。他方で、「そう思わない」（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）と回答した企業は 1,405 社（36.6%）であった。対象となった企業全体の約 4 割が「働きかけ」が少なくなったととらえていた。

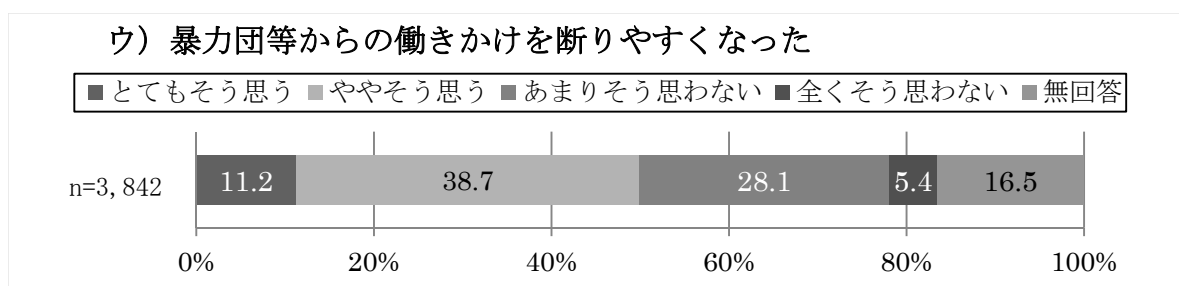
これら調査全体の結果から、暴力団排除条例の施行によって、企業における暴力団員等のイメージという点では、それほど大きな変化はみられなかったが、「暴力団等からの働きかけ」では、「断りやすくなった」という点で一定の効果があったと評価できる。



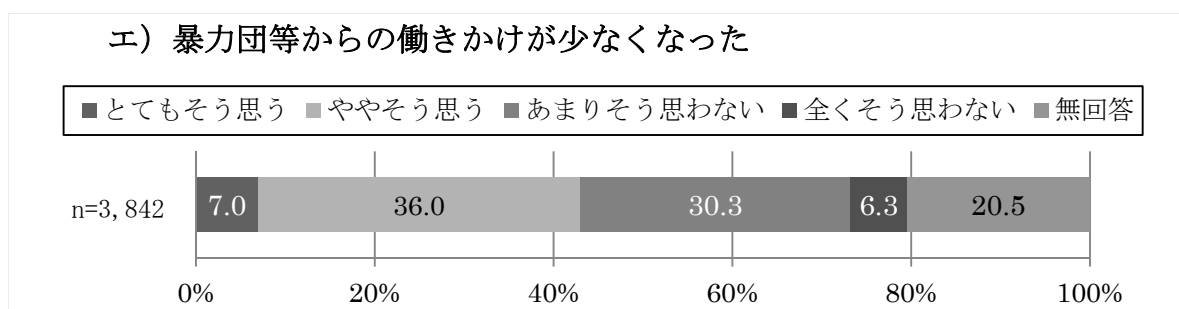
図Ⅱ－6－3 暴力団排除条例の施行による変化や効果（身なりや格好が一般人と同じ）



図Ⅱ－6－4 暴力団排除条例の施行による変化や効果（言葉や態度が一般人と同じ）



図Ⅱ－6－5 暴力団排除条例の施行による変化や効果（断りやすさ）



図Ⅱ－6－6 暴力団排除条例の施行による変化や効果（働きかけの少なさ）

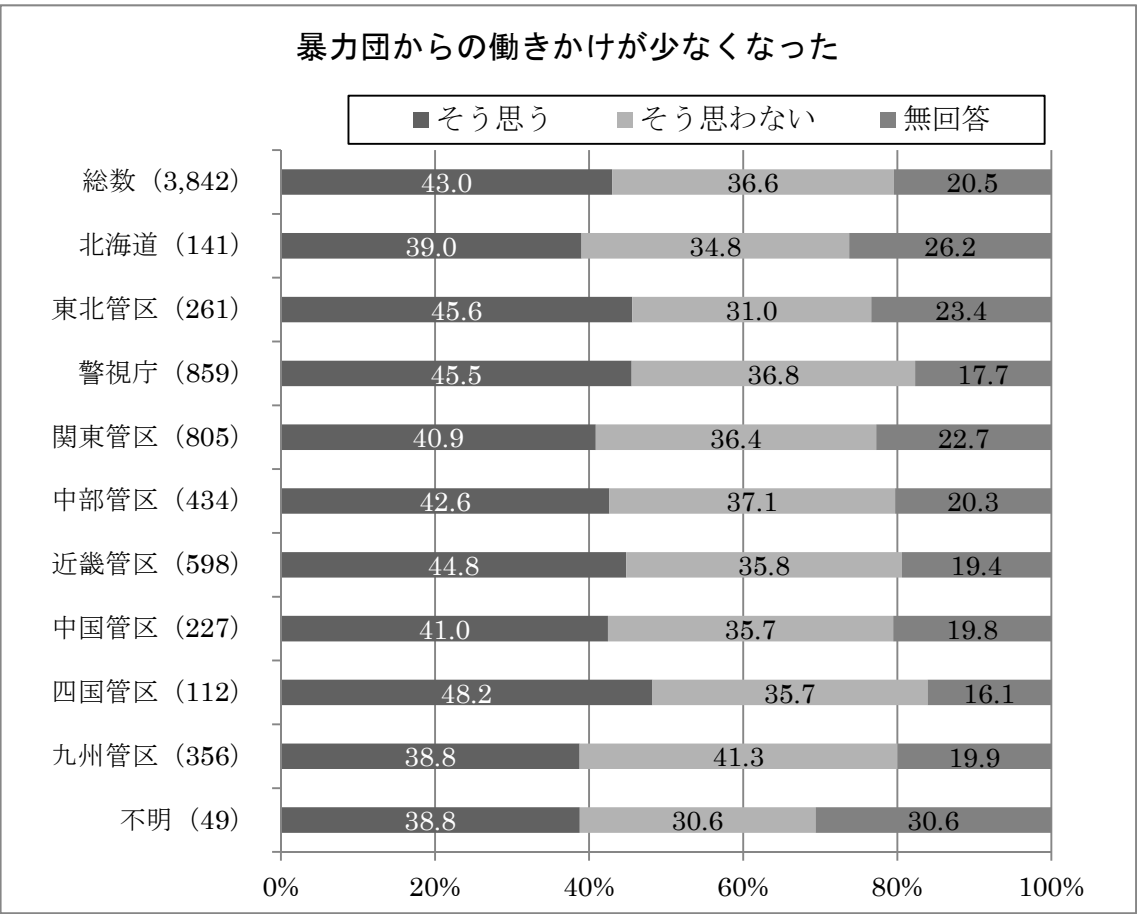
そして、日本全国という全体的には、暴力団排除条例の一定の効果がみられたが、その効果についてさらに分析した結果、「地域」によって異なる評価の傾向がみられた。

図Ⅱ－6－7は、暴力団排除条例の施行による暴力団等からの「働きかけの少なさ」への変化や効果についての企業の回答を「警察管区別」に示したものである。ほとんどの警察管区で、「そう思う」（「とてもそう思う」＋「やや思う」）という回答の割合が、「そう思わない」（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）という回答の割合を上回っている。しかしながら、「九州管区」のみが、356社中147社（41.3%）が「そう思わない」と回答しており、「そう思う（38.8%）」の回答を上回っていた。

この「九州管区」は、暴力団等からの働きかけの「断りやすさ」への変化や効果では、「そう思う（45.2%）」（「とてもそう思う」＋「やや思う」）が「そう思わない（38.5%）」



（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）を上回っている。このことから、「九州管区」では、暴力団排除条例の施行の効果として、企業は「断りやすく」はなったが、暴力団等からの働きかけは「少なくなっていない」という意識をもっていることがうかがえる。他方で、警察管区別では、「警視庁」において、暴力団等からの「働きかけの断りやすさ」（「そう思う」が 60.9%）、「働きかけの少なさ」（「そう思う」が 45.5%）の効果や変化に高い割合がみられた。日本全国はもちろんであるが、暴力団等からの働きかけが少なくなると企業が感じている地域での、今後の警察における活動や企業自身の取組みが期待される。



図Ⅱ－6－7 警察管区別の暴力団排除条例の施行の効果（働きかけの少なさ）

4. 要約

この章は、次のように要約できる。日本全国で暴力団排除条例が施行されたのは平成 23 年 10 月 1 日であるが、本調査は、それからほぼ 1 年が経過した平成 24 年 10 月に実施した全国調査である。日本全国の事業所 3,842 社を対象に、「暴力団排除条例」が企業にとって効果があったのかどうかの評価を分析した結果、「暴力団排除条例」は効果があるととら

えていた。

①「暴力団排除条例」が暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的かどうかの問いでは、8割以上の企業が「効果的である」と回答していた。

②「暴力団排除条例」は、事業者が暴力団等との取引を断つために役立つかどうかの問いでは、「役立つ」という回答が8割以上を占めた。

③「暴力団排除条例」の施行によって、企業にとっての暴力団員等の「イメージ（身なりや言葉）」には、それほど大きな変化がみられなかったが、暴力団等からの働きかけを企業が「断りやすくなった」という点では一定の効果がみられた。しかしながら、「九州管区」といった一部の地域では、「暴力団等からの働きかけ」が少なくなるといった変化を実感していない傾向もみられた。今後は、暴力団等からの働きかけが少なくなると企業が感じている地域での警察の活動と企業自身の取組みが期待される。

## 第7章 事業者における暴力団排除条例の認知と暴力団等排除への態度

事業者は、暴力団等の排除に対してどのような態度をもっているのだろうか。その企業の暴力団等の排除への態度には、「積極的」な企業と「消極的」な企業の相違があると思われる。この章では、企業の暴力団等の排除への態度には「暴力団排除条例の認知」が関連していることを仮説とし、探索的な検討を行った。

### 1. 暴力団排除条例の内容の認知と暴力団等排除への態度

表Ⅱ－7－1～表Ⅱ－7－8は、「暴力団排除条例の内容の認知」を要因とし、「暴力団等の排除への態度」に関わる項目をクロス集計したものである。

「暴力団排除条例の内容の認知」は、「知っている」（「詳細まで知っている」と「内容がある程度知っている」の回答を合計したもの）、「知らない」（「内容は知らないが、条例ができたことは知っている」と「条例も内容も知らない」の回答を合計したもの）に2分類し、クロス集計分析を行った。

「暴力団等の排除への態度」に関わる項目は、回答を内容に応じて再分類し、「積極群」と「消極群」（項目によっては「中間群」を追加）と位置づけ、クロス集計分析を行った。

#### （1）「暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的だと思いますか」

効果的である（積極群）／どちらともいえない（中間群）／効果的ではない（消極群）

表Ⅱ－7－1 暴力団排除条例の認知と暴力団等の不当要求抑制の効果

		効果的である	どちらともいえない	効果的でない	合計
条例の内容	知っている	1,802名(92.3%)	127名(6.5%)	23名(1.2%)	1,952名(100%)
	知らない	1,349名(75.4%)	360名(20.1%)	80名(4.5%)	1,789名(100%)
合計		3,151名	487名	103名	3,741名
$\chi^2(2)=201.42$ （無回答を除く）					$p<.001$

(2)「暴力団等との取引を断つために役立つと思いますか」

役立つ（積極群）／どちらともいえない（中間群）／役立たない（消極群）

表Ⅱ－7－2 暴力団排除条例の認知と暴力団等の取引断りへの役立ち

		役立つ	どちらともいえない	役立たない	合計
条例の内容	知っている	1,749名(90.0%)	164名(8.4%)	32名(1.6%)	1,955名(100%)
	知らない	1,300名(72.8%)	405名(22.7%)	81名(4.5%)	1,786名(100%)
合計		3,159名	569名	113名	3,741名
$\chi^2(2)=184.93$ （無回答を除く）					$p<.001$

(3)「暴力団等へのイメージ変化(身なりや服装が一般的な人と変わらなくなってきた)」

そう思う（積極群）／そう思わない（消極群）

表Ⅱ－7－3 暴力団排除条例の認知と暴力団等へのイメージ変化（身なりや格好）

		そう思う	そう思わない	合計
条例の内容	知っている	1,062名(61.6%)	662名(38.4%)	1,724名(100%)
	知らない	794名(54.2%)	672名(45.8%)	1,786名(100%)
合計		1,856名	1,334名	3,190名
$\chi^2(1)=18.02$ （無回答を除く）				$p<.001$

(4)「暴力団等へのイメージ変化（言葉や態度が一般的な人と変わらなくなってきた）」

そう思う（積極群）／そう思わない（消極群）

表Ⅱ－7－4 暴力団排除条例の認知と暴力団等へのイメージ変化（言葉や態度）

		そう思う	そう思わない	合計
条例の内容	知っている	1,253名(72.9%)	466名(27.1%)	1,719名(100%)
	知らない	633名(44.5%)	789名(55.5%)	1,422名(100%)
合計		1,886名	1,255名	3,141名
$\chi^2(1)=261.2$ （無回答を除く）				$p<.001$

(5) 「暴力団等からの働きかけを断りやすくなった」

そう思う（積極群）／そう思わない（消極群）

表Ⅱ－７－５ 暴力団排除条例の認知と暴力団等からの働きかけの断りやすさ

		そう思う	そう思わない	合計
条例の内容	知っている	1,253名(72.9%)	466名(27.1%)	1,719名(100%)
	知らない	633名(44.5%)	789名(55.5%)	1,422名(100%)
合計		1,886名	1,255名	3,141名
$\chi^2(1)=261.2$ （無回答を除く）				$p<.001$

(6) 「暴力団等からの働きかけが少なくなった」

そう思う（積極群）／そう思わない（消極群）

表Ⅱ－７－６ 暴力団排除条例の認知と暴力団等からの働きかけの少なさ

		そう思う	そう思わない	合計
条例の内容	知っている	997名(61.1%)	635名(38.9%)	1,632名(100%)
	知らない	621名(45.6%)	740名(54.4%)	1,361名(100%)
合計		1,618名	1,375名	2,993名
$\chi^2(1)=71.43$ （無回答を除く）				$p<.001$

(7) 「新規取引開始時に、相手が暴力団等であることを情報・データベース等で確認」

確認している（積極群）／確認していない（消極群）

表Ⅱ－７－７ 暴力団排除条例の認知と新規取引開始時の暴力団等の確認

		確認している	確認していない	合計
条例の内容	知っている	1,091名(56.0%)	856名(44.0%)	1,947名(100%)
	知らない	372名(20.8%)	1,414名(20.8%)	1,786名(100%)
合計		1,463名	2,270名	3,733名
$\chi^2(1)=484.47$ （無回答を除く）				$p<.001$

(8) 「契約書等に暴力団排除条項を導入している」

導入している（積極群）／導入に向けて準備中（中間群）／導入していない（消極群）

表Ⅱ－７－８ 暴力団排除条例の認知と契約書等への暴力団排除条項の導入

		導入している	導入に向けて準備中	導入していない	合計
条例の内容	知っている	981名(50.8%)	150名(7.8%)	799名(41.4%)	1,930名(100%)
	知らない	151名(8.5%)	38名(2.1%)	1,585名(89.3%)	1,774名(100%)
合計		1,132名	188名	2,384名	3,704名
$\chi^2(2)=929.51$ （無回答を除く）					$p<.001$

クロス集計による $\chi^2$ 検定と残差分析を行った結果、暴力団等排除への態度に関わる(1)～(8)のすべての項目で、暴力団排除条例の内容を「知っている」企業の方が、「知らない」企業よりも、「積極的」であることが示された。

## 2. 暴力団排除条例の内容を認知している企業の特徴

「暴力団排除条例」の内容の認知は、企業の暴力団等への積極的な態度と関連がみられたが、それでは、「暴力団排除条例」の内容を認知している企業とはどのような特徴をもっているのだろうか。他章でも検討しているが、企業の属性を再分類し、「暴力団排除条例」の内容の認知(「知っている」と「知らない」の2分類)と「企業属性(分類数はカテゴリー対象によって異なる)」とのクロス集計分析を行った。表Ⅱ-7-9～表Ⅱ-7-15はその結果である。

### (1) 警察管区別

表Ⅱ-7-9 暴力団排除条例の認知と警察管区

加表

		警察管区別									合計	
		北海道	東北管区	警視庁	関東管区	中部管区	近畿管区	中国管区	四国管区	九州管区		
条例認知2分類	条例内容を知っている	度数	53	98	602	373	186	309	98	48	169	1936
		条例認知2分類の%	2.7%	5.1%	31.1%	19.3%	9.6%	16.0%	5.1%	2.5%	8.7%	100.0%
	条例内容を知らない	度数	85	157	245	412	236	270	124	61	181	1771
		条例認知2分類の%	4.8%	8.9%	13.8%	23.3%	13.3%	15.2%	7.0%	3.4%	10.2%	100.0%
合計		度数	138	255	847	785	422	579	222	109	350	3707
		条例認知2分類の%	3.7%	6.9%	22.8%	21.2%	11.4%	15.6%	6.0%	2.9%	9.4%	100.0%

(注) 度数は企業数である。 $\chi^2(8)=180.05$ ,  $p<0.001$  (無回答を除く)。

### (2) 業種別

表Ⅱ-7-10 暴力団排除条例の認知と業種

加表

		業種7分類							合計	
		農・林・水産 +その他	建設	製造	運輸・倉庫	卸売・小売	金融・保険+ 不動産・物品 賃貸	宿泊・飲食 サービス+そ 他のサービ ス		
条例認知2分類	条例内容を知っている	度数	155	317	507	101	305	149	405	1939
		条例認知2分類の%	8.0%	16.3%	26.1%	5.2%	15.7%	7.7%	20.9%	100.0%
	条例内容を知らない	度数	188	287	404	126	377	37	350	1769
		条例認知2分類の%	10.6%	16.2%	22.8%	7.1%	21.3%	2.1%	19.8%	100.0%
合計		度数	343	604	911	227	682	186	755	3708
		条例認知2分類の%	9.3%	16.3%	24.6%	6.1%	18.4%	5.0%	20.4%	100.0%

(注) 度数は企業数である。 $\chi^2(6)=90.5$ ,  $p<0.001$  (無回答を除く)。

(3) 資本金別

表Ⅱ－7－11 暴力団排除条例の認知と資本金

加算表

			資本金2分類		
			5000万円未満	5000万円以上	合計
条例認知2分類	条例内容を知っている	度数	790	1124	1914
		条例認知2分類の%	41.3%	58.7%	100.0%
	条例内容を知らない	度数	1439	302	1741
		条例認知2分類の%	82.7%	17.3%	100.0%
合計		度数	2229	1426	3655
		条例認知2分類の%	61.0%	39.0%	100.0%

(注) 度数は企業数である。 $\chi^2(1)=656.07, p<0.001$  (無回答を除く)。

(4) 従業員数別

表Ⅱ－7－12 暴力団排除条例の認知と従業員数

加算表

			従業員数2分類		
			50人未満	50人以上	合計
条例認知2分類	条例内容を知っている	度数	787	1153	1940
		条例認知2分類の%	40.6%	59.4%	100.0%
	条例内容を知らない	度数	1361	409	1770
		条例認知2分類の%	76.9%	23.1%	100.0%
合計		度数	2148	1562	3710
		条例認知2分類の%	57.9%	42.1%	100.0%

(注) 度数は企業数である。 $\chi^2(1)=501.02, p<0.001$  (無回答を除く)。

(5) 証券取引所の上場別

表Ⅱ－7－13 暴力団排除条例の認知と証券取引所の上場有無

加算表

			証券取引所2分類		
			上場	未上場	合計
条例認知2分類	条例内容を知っている	度数	842	1051	1893
		条例認知2分類の%	44.5%	55.5%	100.0%
	条例内容を知らない	度数	87	1600	1687
		条例認知2分類の%	5.2%	94.8%	100.0%
合計		度数	929	2651	3580
		条例認知2分類の%	25.9%	74.1%	100.0%

(注) 度数は企業数である。 $\chi^2(1)=717.8, p<0.001$  (無回答を除く)。

(6) 事業所数別

表Ⅱ-7-14 暴力団排除条例の認知と事業所数

加表

			事業所数3分類			
			1箇所	2～5箇所	6箇所以上	合計
条例認知2分類	条例内容を知っている	度数	551	677	714	1942
		条例認知2分類の%	28.4%	34.9%	36.8%	100.0%
	条例内容を知らない	度数	881	728	154	1763
		条例認知2分類の%	50.0%	41.3%	8.7%	100.0%
合計		度数	1432	1405	868	3705
		条例認知2分類の%	38.7%	37.9%	23.4%	100.0%

(注) 度数は企業数である。 $\chi^2(2)=431.54, p<0.001$  (無回答を除く)。

(7) 顧問弁護士の有無

表Ⅱ-7-15 暴力団排除条例の認知と顧問弁護士の有無

加表

			顧問弁護士		
			いる	いない	合計
条例認知2分類	条例内容を知っている	度数	1222	711	1933
		条例認知2分類の%	63.2%	36.8%	100.0%
	条例内容を知らない	度数	490	1271	1761
		条例認知2分類の%	27.8%	72.2%	100.0%
合計		度数	1712	1982	3694
		条例認知2分類の%	46.3%	53.7%	100.0%

(注) 度数は企業数である。 $\chi^2(1)=464.2, p<0.001$  (無回答を除く)。

表Ⅱ-7-9～表Ⅱ-7-15の結果が示すように、クロス集計による $\chi^2$ 検定と残差分析の結果、企業の属性によって、暴力団排除条例の内容を「知っている」企業と「知らない」企業に差がみられた。「暴力団排除条例」の内容を認知している企業の特徴は、警察管区別では「警視庁管内」、業種別では「金融・保険+不動産・物品賃貸（「知らない」よりも「知っている」の回答割合が高い)」、資本金では「5,000万円以上」、従業員数別では「50人以上」、証券取引所の上場別では「上場している」、事業所数別では「6箇所以上」、顧問弁護士の有無では、「顧問弁護士がいる」であった。

今後、企業が暴力団等への排除に向けて、積極的になっていくためには、まずは企業が暴力団排除条例の存在を知り、さらに条例の内容も知っていくことが必要であると思われる。これからの課題としては、「企業」がどのようなきっかけで「暴力団排除条例」を知り、さらに詳しく知る機会となったのかを詳しく調べていく必要があるだろう。そして、警察や行政には、暴力団排除条例の詳しい内容、取引先が暴力団等かどうか、暴力団員等ならばどう対応したら良いのか、暴力団排除条例を遵守するためにどうしたら良いのかを聞くことができる「相談窓口」の設置が期待される。



### 3. 要約

この章は、次のように要約できる。

①クロス集計による $\chi^2$ 検定と残差分析を行った結果、暴力団排除条例の内容を「知っている」企業の方が、「知らない」企業よりも、暴力団等排除に関するさまざまな側面で「積極的」であることが示された。

②「暴力団排除条例」の内容認知が高い企業の特徴は、警察管区では「警視庁管内」、業種では「金融・保険＋不動産・物品賃貸」、資本金は「5,000万円以上」、従業員数は「50人以上」、証券取引所の上場別は「上場している」、事業所数別は「6箇所以上」、顧問弁護士の有無は「顧問弁護士がいる」という企業であった。今後の課題としては、「企業」がどのようなきっかけで「暴力団排除条例」を知り、さらに詳しく知る機会となったのかを詳しく調べていく必要があり、「暴力団排除条例」について詳しい内容も聞くことができる「相談窓口」の設置が期待される。

### 第Ⅲ部 暴力団に関する市民の意識調査



## 第1章 調査の目的と調査実施の概要

### 1. 調査の目的

暴力団対策は警察だけの課題ではなく、社会全体の課題であり、社会全体で暴力団の影響を排除していくことが非常に重要である。地域社会から暴力団を排除するためには、社会で許してはいけない人たちを許さぬという、市民一人ひとりの暴力団に対する意識が同じ方向を向いていることが必要であろう。一般市民の暴力団等に対する許容度が高ければ、いかなる制度も実効性がないであろう。

本調査は、暴力団についてのイメージ、暴力団から受けた不当な要求や要求に対する対応等を調査し、市民の暴力団に対する意識を知る基礎資料とすることを目的としている。市民を対象とした暴力団に対する意識に関する全国調査は、平成5年の内閣府による「暴力団に関する世論調査」以来、行われていない。この間の暴力団に対する市民の意識の変化を探ることも、本調査の目的のひとつとした。

### 2. 調査項目

- (1) 暴力団に対するイメージと評価
- (2) 暴力団についての認知状況
- (3) 暴力団を利用する人や会社についての意見
- (4) 暴力団からの被害と暴力団との取引
- (5) 社会から暴力団をなくすための取組み

### 3. 調査方法

#### (1) 調査対象者

平成24年10月1日現在、全国の市町村に居住する15歳以上の男女。

#### (2) 調査時期

平成24年10月11日（木）から10月21日（日）までの間。

#### (3) 調査方法

個人情報保護法の制定に伴って、国関連の調査以外については自治体の住民基本台帳の閲覧ができなくなったため、次のような抽出方法で調査対象者の選定を行ない、訪問留置

訪問回収法により調査を実施した。

### ①調査地点の選定

全国を地域と都市規模で層化し<sup>(注)</sup>、150地点の町丁目を無作為抽出した。

(注) 地域は、都道府県を単位として11地区（北海道、東北、関東、北陸、東山、東海、近畿、中国、四国、北九州、南九州）に分類し、都市規模は、大都市（東京都区部および政令指定都市）、人口20万人以上の都市、10万人以上の都市、10万人未満の都市、郡部（町村）の5区分で分類。都市は平成24年4月1日現在市制施行の地域とし、人口による都市規模の分類は住民基本台帳に基づく平成23年3月31日現在の人口による。

### ②対象者世帯の抽出

調査地点での3軒置き世帯訪問による抽出を行い、調査対象者の抽出は、各地点での回収属性の偏りを少なくするため、性・年代を割当てた指定表に従って完了するように実施した。具体的には以下のとおりである。

- i) 各地点では、調査員にスタート地点から道に沿って3軒置きに世帯を訪問させた。集合住宅も同様に現地で3軒置きに抽出させたが、空家や商店などで明らかに居住者がいない場合は非該当として3軒置きのカウントから除いた。
- ii) 訪問した世帯で、性・年代割当てに指定された性・年齢別の対象者が居住していれば、調査を依頼し、指定数を完了させた。1世帯に複数の対象者がいた場合、1世帯1名とし、また、18歳未満の対象者については、同居の保護者の同意を得てから調査を依頼した。
- iii) 対象者の職業が偏らないように、調査は、土曜日・日曜日・祭日を中心に実施した。

### (4) 回収標本数

回収した標本数は2,012票で、訪問世帯数（割当表で既に完了した性・年齢のため調査依頼しなかった訪問世帯2,391世帯を除く）別の回答率は19.7%である。

調査不能数とその内訳は以下のとおりである。

調査完了 回答者	調査不能					合計 上段 N 下段 %
	拒否	一時不在	長期不在	誰にも会えな いため該当者 の居住不明	その他	
2,012	3,444	929	136	3,578	107	10,206
19.7	33.7	9.1	1.3	35.1	1.0	100.0

## (5) 調査実施機関

社団法人 新情報センター

### 4. 標本構成

回答が得られた2,012人の男女別の内訳は、男性975人(48.5%)、女性1,037人(51.5%)であった。回答者(世帯)の①警察管区別、②都市規模別、③年齢層別、④職業別、⑤同居人数別、⑥現在の居住地での居住期間別の標本構成は、以下のとおりである。

なお、調査票と各質問項目の集計表を、第IV部に資料として添付した。

#### ①警察管区別<sup>(注)</sup>

警察管区	総数	男性	女性
北海道	80 (4.0)	38 (3.9)	42 (4.1)
東北管区	148 (7.3)	71 (7.3)	77 (7.4)
警視庁	201 (10.0)	98 (10.0)	103 (9.9)
関東管区	619 (30.8)	306 (31.4)	313 (30.1)
中部管区	212 (10.5)	102 (10.5)	110 (10.6)
近畿管区	324 (16.1)	156 (16.0)	168 (16.2)
中国管区	120 (6.0)	57 (5.8)	63 (6.1)
四国管区	80 (4.0)	38 (3.9)	42 (4.1)
九州管区	228 (11.3)	109 (11.2)	119 (11.5)
計	2,012 (100.0)	975 (100.0)	1,037 (100.0)

(注) 本報告書における警察管区別の都道府県は次のとおりである。

北海道：北海道

東北管区：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

警視庁：東京都

関東管区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、  
長野県、静岡県

中部管区：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿管区：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国管区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国管区：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州管区：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## ②都市規模別

都市規模	総数	男性	女性
大都市（計）	561 (27.9)	272 (27.9)	289 (27.9)
東京都区部	134 (6.7)	65 (6.7)	69 (6.7)
政令指定都市	427 (21.2)	207 (21.2)	220 (21.2)
人口 20 万人以上の市	486 (24.2)	236 (24.2)	250 (24.1)
人口 10 万人以上の市	336 (16.7)	163 (16.7)	173 (16.7)
人口 10 万人未満の市	445 (22.1)	217 (22.3)	228 (22.0)
町村	184 (9.1)	87 (8.9)	97 (9.3)
計	2,012 (100.0)	975 (100.0)	1,037 (100.0)

## ③年齢層別

年齢	総数	男性	女性
20 歳未満	110 (5.5)	56 (5.8)	54 (5.2)
20～29 歳	253 (12.6)	127 (13.0)	126 (12.1)
30～39 歳	331 (16.4)	166 (17.0)	165 (15.9)
40～49 歳	309 (15.4)	161 (16.5)	148 (14.3)
50～59 歳	293 (14.6)	144 (14.8)	149 (14.4)
60～69 歳	331 (16.4)	165 (16.9)	166 (16.0)
70 歳以上	385 (19.1)	156 (16.0)	229 (22.1)
計	2,012 (100.0)	975 (100.0)	1,037 (100.0)

## ④職業別

職業	総数	男性	女性
自営業・家族従業者（計）	294 (14.6)	189 (19.4)	105 (10.1)
農林漁業	31 (1.5)	14 (1.4)	17 (1.6)
製造・加工業	30 (1.5)	24 (2.5)	6 (0.6)
商業・サービス業	196 (9.8)	132 (13.5)	64 (6.2)
その他の自営業・家族従業者	37 (1.8)	19 (2.0)	18 (1.7)
勤め人（計）	775 (38.5)	486 (49.9)	289 (27.9)
経営・管理職	66 (3.3)	61 (6.3)	5 (0.5)
専門・技術職	163 (8.1)	110 (11.3)	53 (5.1)
事務職	143 (7.1)	63 (6.5)	80 (7.7)
営業職	66 (3.3)	56 (5.7)	10 (1.0)

販売職	49 (2.4)	23 (2.4)	26 (2.5)
技能・生産工程職	117 (5.8)	88 (9.0)	29 (2.8)
サービス職	152 (7.6)	75 (7.7)	77 (7.4)
その他の勤め人	19 (0.9)	10 (1.0)	9 (0.9)
無職（計）	937 (46.6)	296 (30.4)	641 (61.8)
主婦	501 (24.9)	—	501 (48.3)
学生	141 (7.0)	77 (7.9)	64 (6.2)
その他の無職	295 (14.7)	219 (22.5)	76 (7.3)
無回答	6 (0.3)	4 (0.4)	2 (0.2)
計	2,012 (100.0)	975 (100.0)	1,037 (100.0)

### ⑤同居人数別

同居人数	総数	男性	女性
1人	160 (7.9)	77 (7.9)	83 (8.0)
2人	499 (24.8)	245 (25.1)	254 (24.5)
3人	462 (23.0)	230 (23.6)	232 (22.4)
4人	464 (23.1)	230 (23.6)	234 (22.6)
5人	233 (11.6)	105 (10.8)	128 (12.3)
6人以上	188 (9.3)	85 (8.7)	103 (9.9)
無回答	6 (0.3)	3 (0.3)	3 (0.3)
計	2,012 (100.0)	975 (100.0)	1,037 (100.0)

### ⑥現在の居住地域での居住期間別

居住期間	総数	男性	女性
1年未満	83 (4.1)	41 (4.2)	42 (4.1)
1年以上5年未満	247 (12.3)	119 (12.2)	128 (12.3)
5年以上10年未満	212 (10.5)	108 (11.1)	104 (10.0)
10年以上20年未満	414 (20.6)	191 (19.6)	223 (21.5)
20年以上	1053 (52.3)	515 (52.8)	538 (51.9)
無回答	3 (0.2)	1 (0.1)	2 (0.2)
計	2,012 (100.0)	975 (100.0)	1,037 (100.0)



## 第2章 暴力団についてのイメージと評価

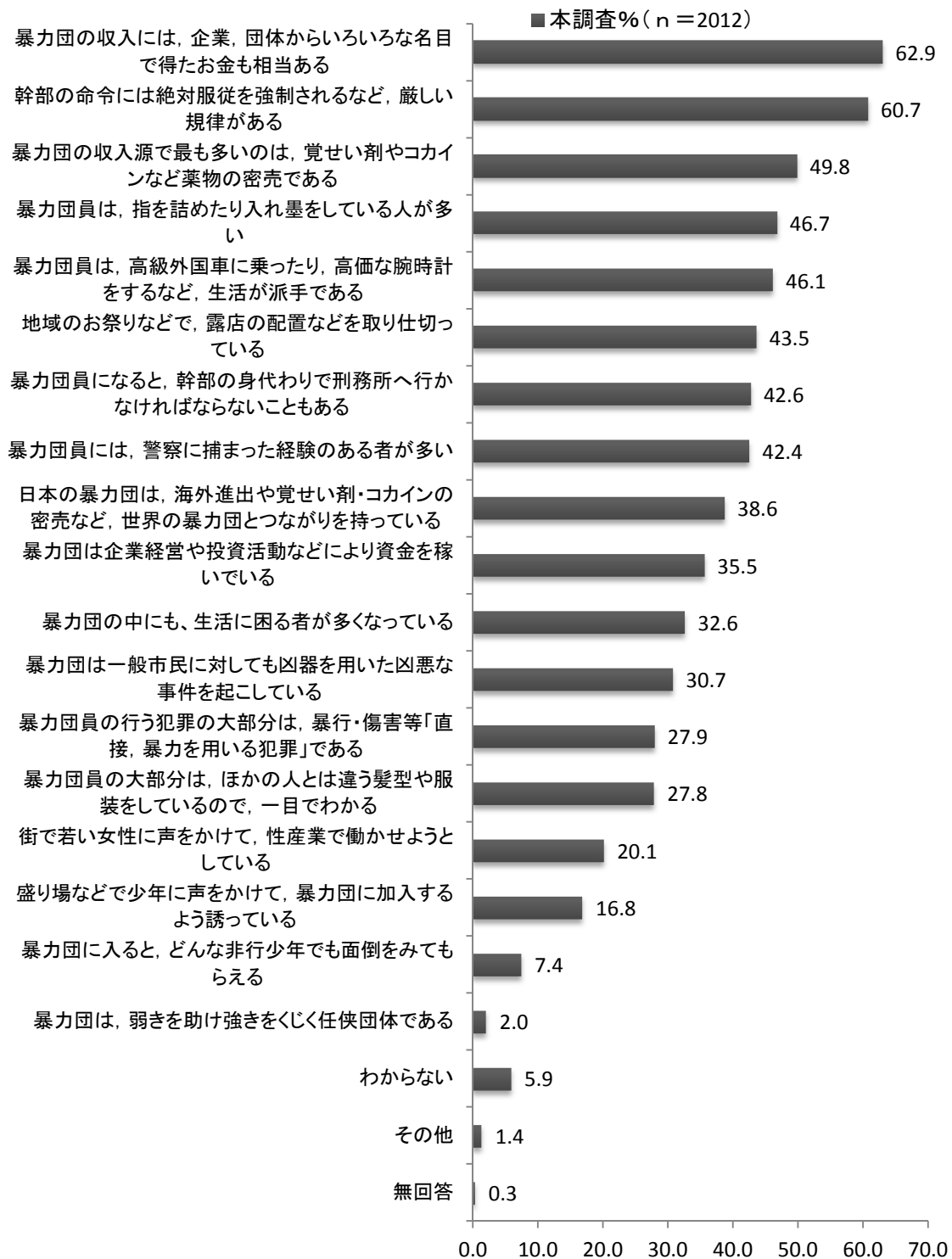
本章では、暴力団イメージに関する本調査の結果を紹介し、平成5年に内閣府が実施した調査とのイメージの異同について検討する。次に、暴力団に対する不安意識とその理由や、暴力団に対する捉え方や許容意識に関する調査結果を紹介する。

### 1. 暴力団に対するイメージ

#### (1) 暴力団に対するイメージの肯定率

暴力団に対するイメージについて、20項目を多重回答形式でたずねた。20項目のうち17項目は、内閣府が平成5年に実施した「暴力団に関する世論調査」と同様の項目を用いた。残りの3項目については本調査において独自に設定した項目である。

その結果、最も肯定率が高かった項目は、「暴力団の収入には、企業、団体からいろいろな名目で得たお金も相当ある」(62.9%)で、次いで、「幹部の命令には絶対服従を強制されるなど、厳しい規律がある」(60.7%)であった。これに、「暴力団の収入源で最も多いのは、覚せい剤やコカインなど薬物の密売である」「暴力団員は、指を詰めたり入れ墨をしている人が多い」「暴力団員は、高級外国車に乗ったり、高価な腕時計をするなど、生活が派手である」が5割弱の肯定率でつづいていた。また、「暴力団に入ると、どんな非行少年でも面倒をみてもらえる(7.4%)」や「暴力団は、弱きを助け強きをくじく任侠団体である(2.0%)」は肯定率が1割以下であり、あまりイメージされていないことが明らかとなった。

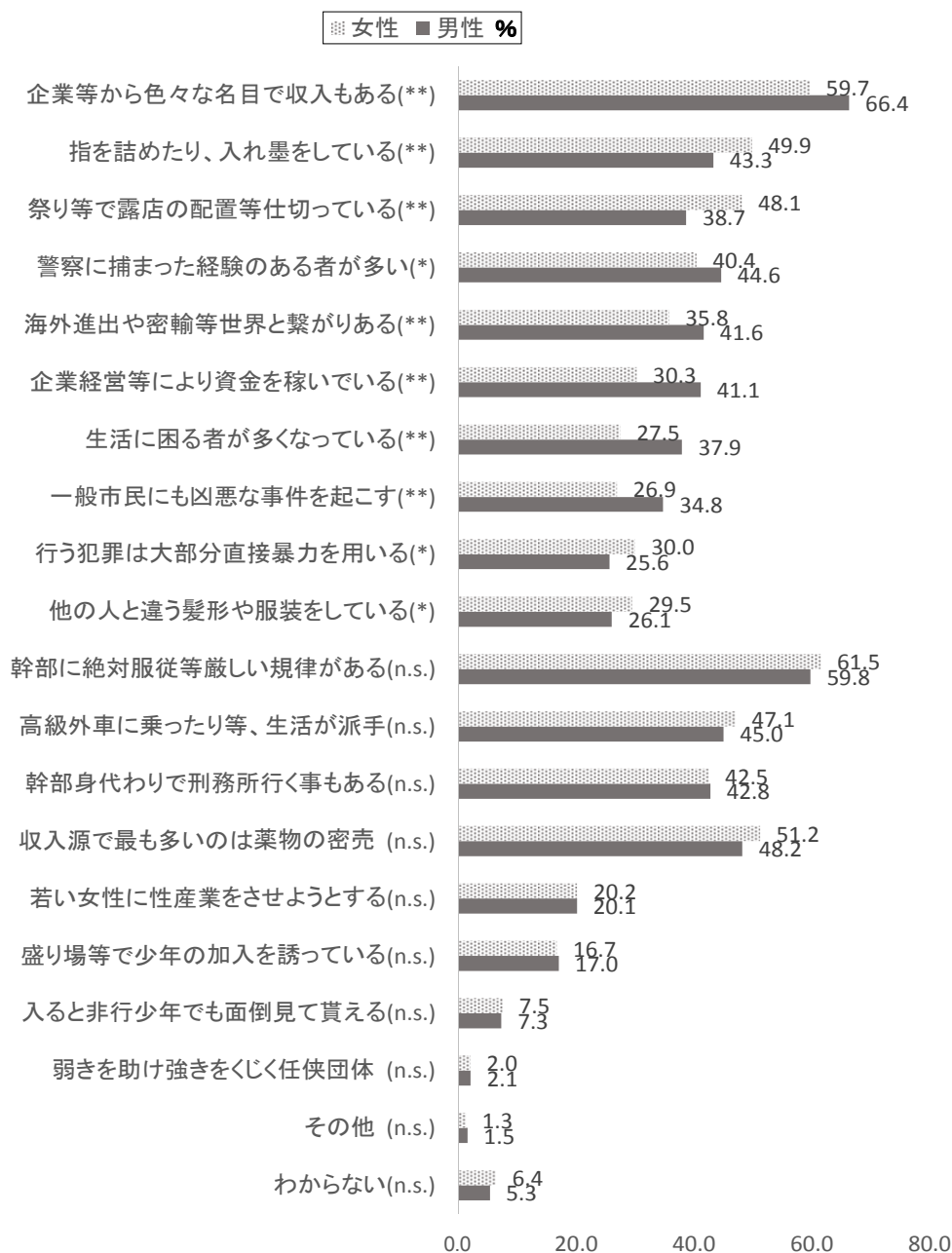


図Ⅲ－２－１ 暴力団に対するイメージ(n=2012)

## (2) 性別にみた暴力団に対するイメージ

回答者の性別に暴力団に対するイメージの回答比率を比較したところ、男性の方が女性よりも「企業等から色々な名目の収入」「海外進出や密輸」「企業経営で資金」「生活に困る者も多い」「警察に捕まった者が多い」「一般市民に凶悪な事件」といった暴力団の経済活動や企業との関わりに関する内容を多く

イメージしていた。他方、女性のほうが男性よりも「指詰めや入れ墨」「違う髪型や服装」「露店の配置等の仕切り」「直接暴力犯罪」といった外見から受ける印象や古典的内容を多くイメージしていた。



(注) \*\*  $p < .01$ , \*  $p < .05$  (有意性検定は性別と各選択肢への回答の有無との直接確率計算による)

### 図Ⅲ-2-2 性別にみた暴力団イメージ

#### (3) 年代別にみた暴力団に対するイメージ

本調査における暴力団に対するイメージを年代別にみると、全体的に、40歳未満の層で多くのイメージの肯定率が低くなっていることがうかがえる。

また、年代別に詳細にみると、60代以上で多くイメージされ、40歳未満で低く評定されていたのが、「日本の暴力団は、海外進出や覚せい剤・コカインの密輸など、世界の暴力団とつながりを持っている」

「暴力団の収入源で最も多いのは、覚せい剤やコカインなど薬物の密売である」「暴力団は、一般市民に対しても凶器を用いた凶悪な事件を起こしている」「街で若い女性に声をかけて、性産業で働かせようとしている」「暴力団員には、警察に捕まった経験のある者が多い」「暴力団員になると、幹部の身代わりで刑務所へ行かなければならないこともある」「盛り場などで少年に声をかけて、暴力団に加入するよう誘っている」「暴力団員は、高級外車に乗ったり、高価な腕時計をするなど、生活が派手である」「暴力団員の大部分は、他の人とは違う髪形や服装をしているので、一目でわかる」の各イメージであった。

60歳以上で多くイメージされ、40代で低くイメージされていたのが、「暴力団に入ると、どんな非行少年でも面倒を見てもらえる」と「暴力団員の行う犯罪の大部分は、暴行・傷害等「直接、暴力を用いる犯罪」である」であった。

50代で多くイメージされ、40歳未満で低くイメージされていたのは、「暴力団の収入には、企業、団体からいろいろな名目で得たお金も相当ある」と「幹部の命令には絶対服従を強制されるなど、厳しい規律がある」であった。また、50代層は「暴力団員の中にも、生活に困る者が多くなっている」とイメージする人が多かった。



(注) 有意性検定は年代と各選択肢への回答の有無との $\chi^2$ 検定による

図Ⅲ－２－３ 年代別にみた暴力団に対するイメージの肯定率

## 2. 暴力団イメージに関する平成5年内閣府調査との比較

本調査において、平成5年の内閣府調査と同様の項目でたずねた暴力団に対するイメージ17項目の肯定率を、内閣府調査の肯定率と比較した結果が図Ⅲ－２－４である。平成5年内閣府調査で最も肯定率の高かった「暴力団の収入源で最も多いのは、覚せい剤やコカインなど薬物の密売である」は、本調

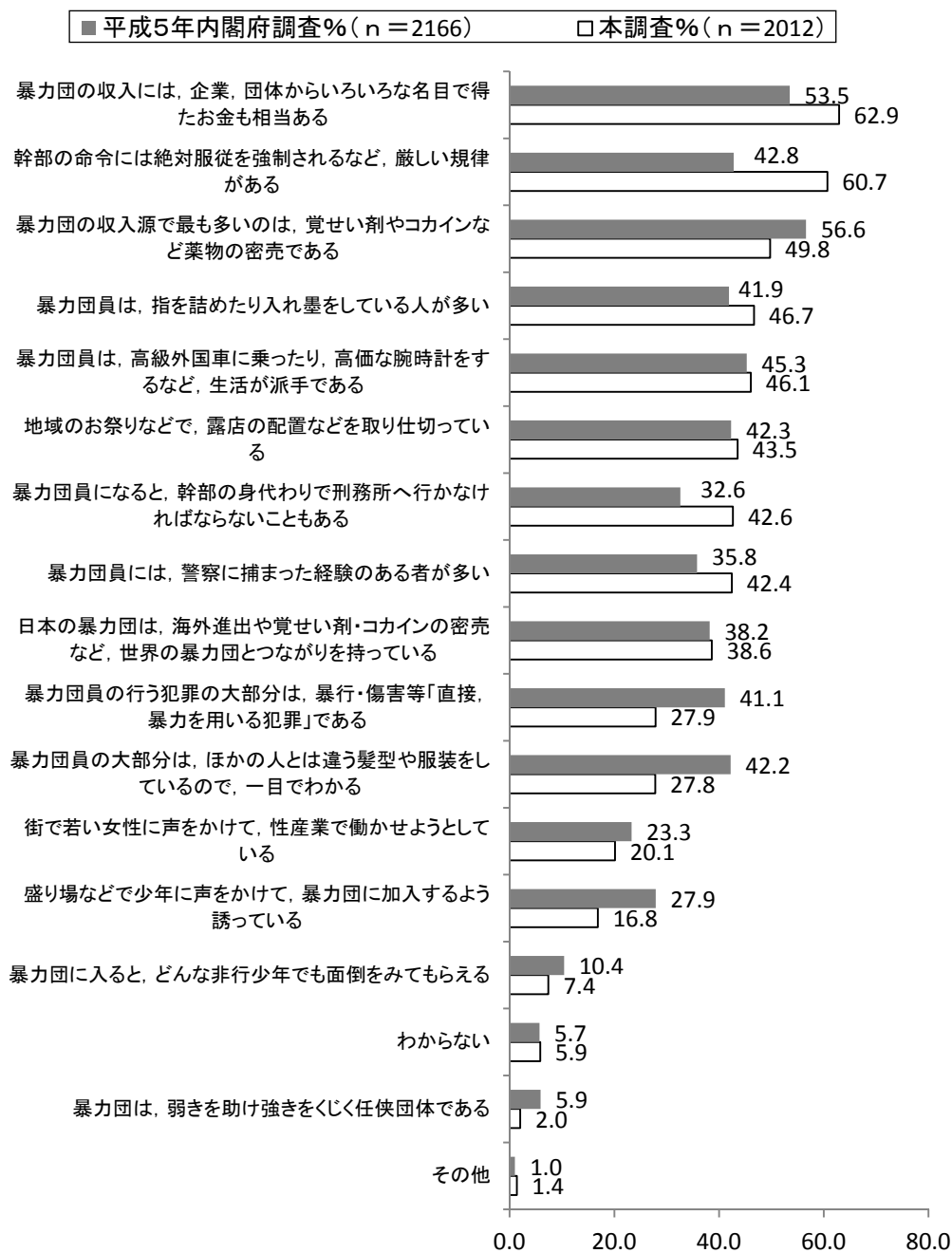
査においては肯定率が第3位に後退していた。両調査における肯定率の差を検定した結果（フィッシャーの直接確率計算）、平成5年調査に比べ本調査において肯定率が有意確率5%水準で有意に上昇していた項目は、次の5項目であった。

- ・暴力団の収入には、企業、団体からいろいろな名目で得たお金も相当ある（53.5→62.9%）
- ・幹部の命令には絶対服従を強制されるなど、厳しい規律がある（42.8→60.7%）
- ・暴力団員は、指を詰めたり入れ墨をしている人が多い（41.9→46.7%）
- ・暴力団員になると、幹部の身代わりで刑務所へ行かなければならないこともある（32.6→42.6%）
- ・暴力団員には、警察に捕まった経験のある者が多い（35.8→42.4%）

これに対し、平成5年調査に比べ本調査において肯定率が有意確率5%で有意に低下していた項目は次の7項目であった。

- ・暴力団の収入源で最も多いのは、覚せい剤やコカインなど薬物の密売である（56.6→49.8%）
- ・暴力団員の行う犯罪の大部分は、暴行・傷害等「直接、暴力を用いる犯罪」である（41.1→27.9%）
- ・暴力団員の大部分は、ほかの人とは違う髪型や服装をしているので、一目でわかる（42.2→27.8%）
- ・街で若い女性に声をかけて、性産業で働かせようとしている（23.3→20.1%）
- ・盛り場などで少年に声をかけて、暴力団に加入するよう誘っている（27.9→16.8%）
- ・暴力団に入ると、どんな非行少年でも面倒をみてもらえる（10.4→7.4%）
- ・暴力団は、弱きを助け強きをくじく任侠団体である（5.9→2.0%）

このように、暴力団に対する市民のイメージは、平成5年の内閣府調査に比べ、暴力による犯罪や非行少年を勧誘するといったイメージが減り、視認しにくい存在となっていることがわかる反面、暴力団組織の規律の厳しさや指詰め・入れ墨といった古典的イメージも高まっていることがうかがえる。また、収入源に薬物の密売が多いという項目への回答が約7%減少していたことは、薬物に対する市民の危機感の低下が懸念される結果となっている。

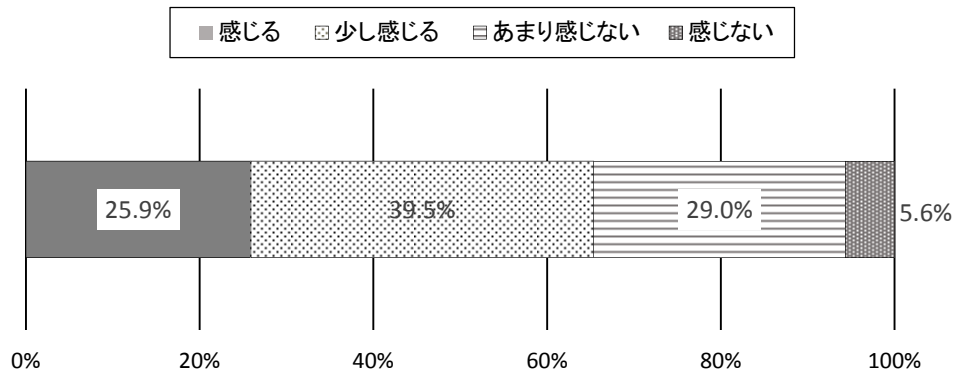


図Ⅲ-2-4 暴力団イメージに関する本調査と平成5年内閣府調査との肯定率比較

### 3. 暴力団に対する不安とその理由

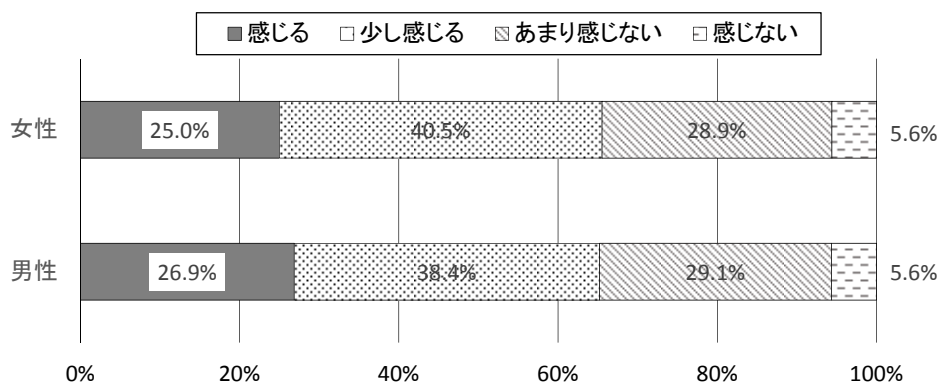
#### (1) 暴力団に対する不安

暴力団に対する不安をたずねた結果、「感じる」と「少し感じる」と回答した者を合わせた割合は6割半ばであり、全体的に暴力団に対する不安をやや感じていることがわかった。



図Ⅲ－２－５ 暴力団に対する不安

性別に暴力団に対する不安意識の回答比率を比較したところ、有意な差はみられなかった ( $\chi^2_{(3)}=1.30$ ,  $p>.05$ )。



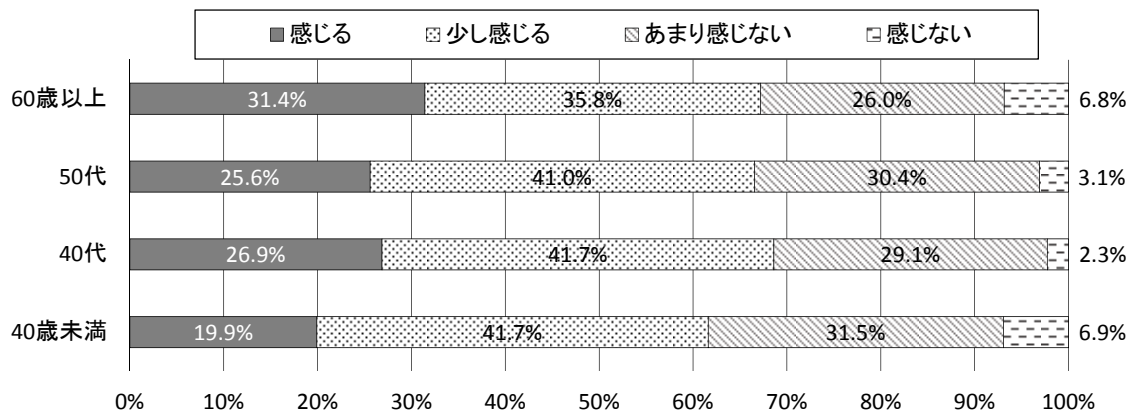
図Ⅲ－２－６ 性別にみた暴力団に対する不安意識

年代別に暴力団に対する不安意識の回答比率を比較したところ、有意水準1%で有意な差がみられた ( $\chi^2_{(9)}=39.57$ ,  $p<.01$ )。残差分析の結果、40歳未満では不安を「感じる」と回答した者が少なく、40代・50代では不安を「感じない」と回答した者が少なかった。60歳以上では不安を「感じる」と回答した者が多く、「少し感じる」や「あまり感じない」と回答した者が少なかった。

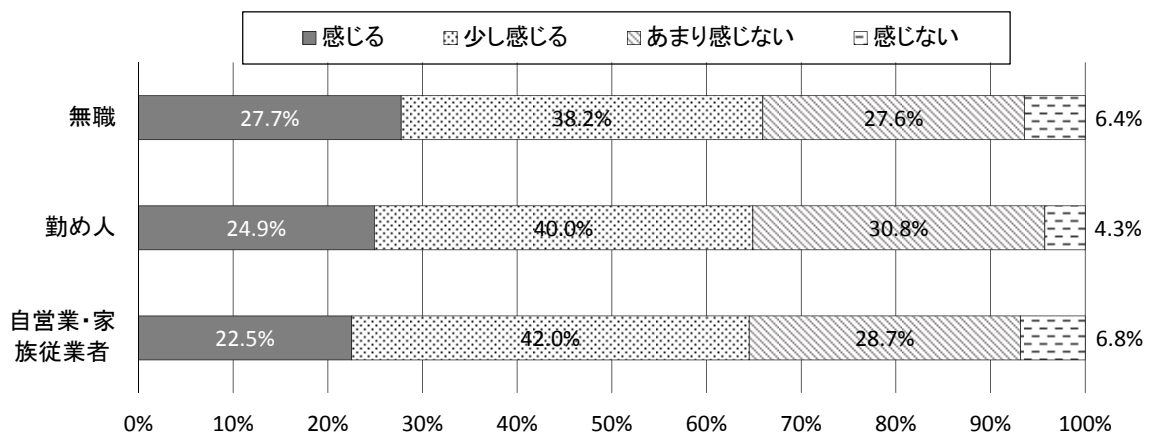
回答者の職業別に暴力団に対する不安意識の回答比率を比較したところ、有意な差はみられなかった ( $\chi^2_{(6)}=9.56$ ,  $p>.05$ )。

回答者の所属階層意識別に暴力団に対する不安意識の回答比率を比較したところ、有意な差はみられなかった ( $\chi^2_{(6)}=4.26$ ,  $p>.05$ )。

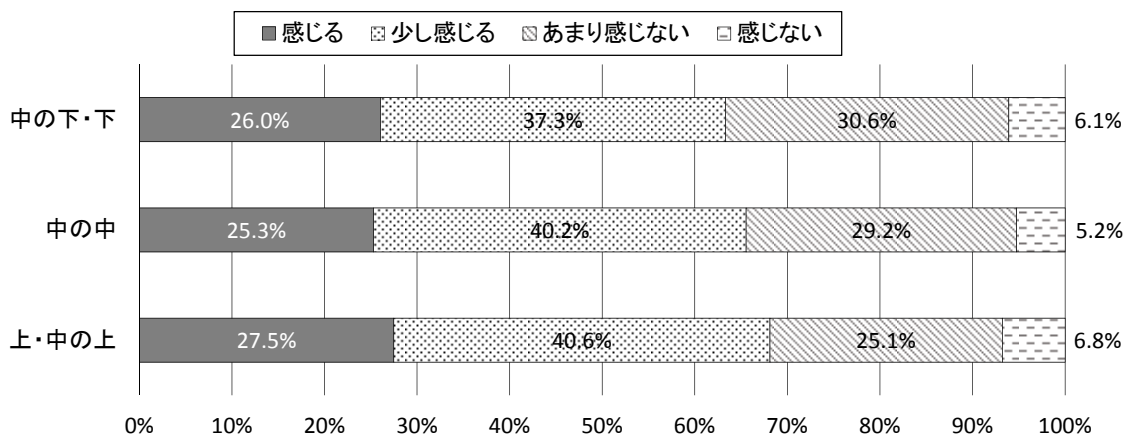




図Ⅲ－２－７ 年代別にみた暴力団に対する不安意識



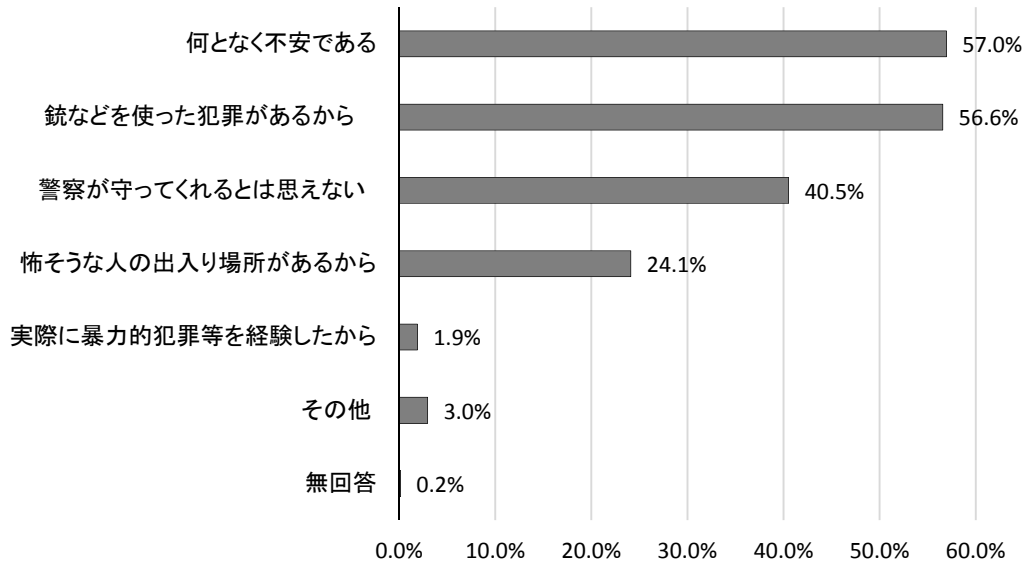
図Ⅲ－２－８ 職業別にみた暴力団に対する不安意識



図Ⅲ－２－９ 所属階層意識別にみた暴力団に対する不安意識

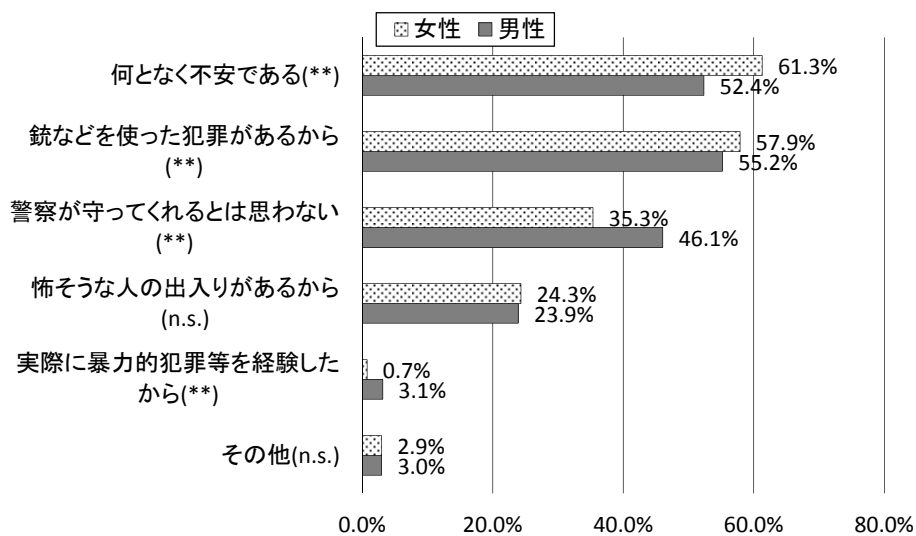
## (2) 暴力団に対して不安を感じる理由

暴力団に対して不安を「感じる」「少し感じる」と答えた者に対し、暴力団に対する不安を感じる理由をたずねたところ、「何となく不安である」と「銃などを使った犯罪があるから」が5割半ばで多く、これらに次いで、「警察が守ってくれるとは思えない」という不信感が約4割であった。また、「実際に暴力的犯罪等を経験したから」との不安理由は約2%であった。



図Ⅲ－２－１０ 暴力団に不安を感じる理由 (n=1315)

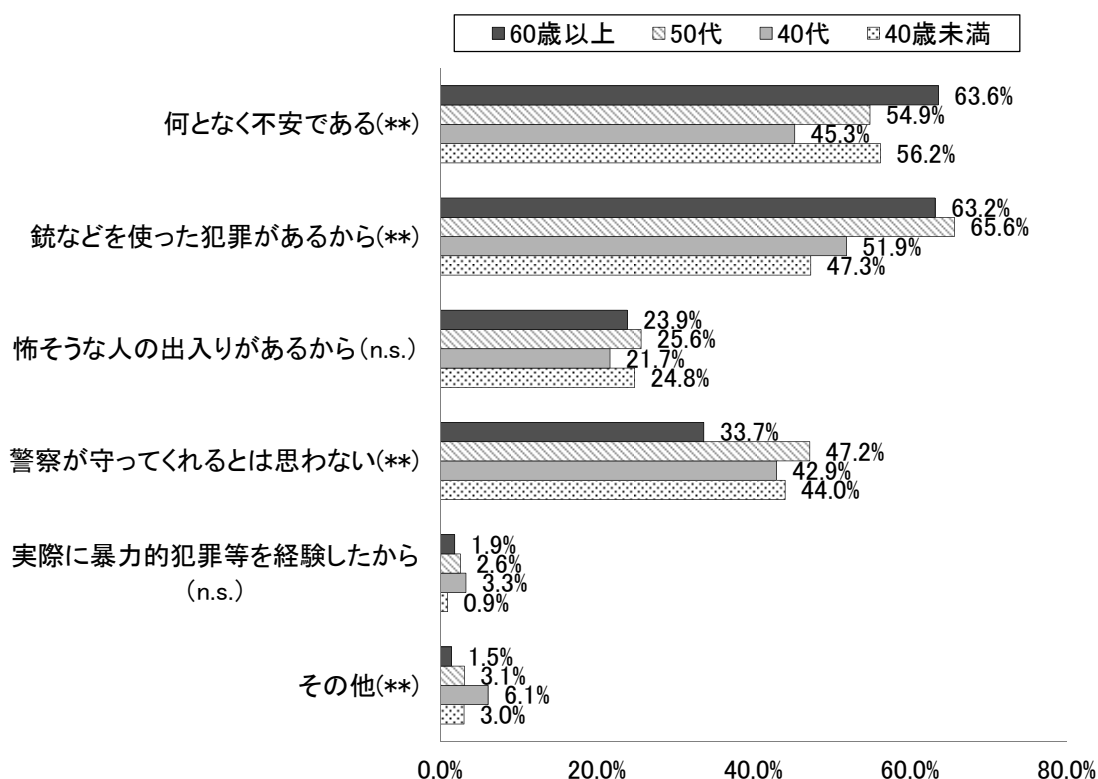
性別に暴力団に不安を感じる理由に関する比率の差の検定を行ったところ、「何となく不安である」や「銃などを使った犯罪があるから」は、女性のほうが男性より高く、「怖そうな人の出入りがあるから」や「実際に暴力的犯罪等を経験したから」は男性の方が女性より高いことが示された。



(注) \*\*  $p < .01$  (有意性検定は性別と各選択肢への回答の有無との直接確率計算による)

図Ⅲ－２－１１ 性別にみた暴力団に不安を感じる理由

年代別に不安を感じる理由に関する比率の差の検定を行ったところ、「何となく不安である」は60歳以上で高く、40代で低かった。「銃などを使った犯罪があるから」は50代・60歳以上で高く、40代以下で低かった。「警察が守ってくれるとは思わない」は50代で高く、60歳以上で低かった。



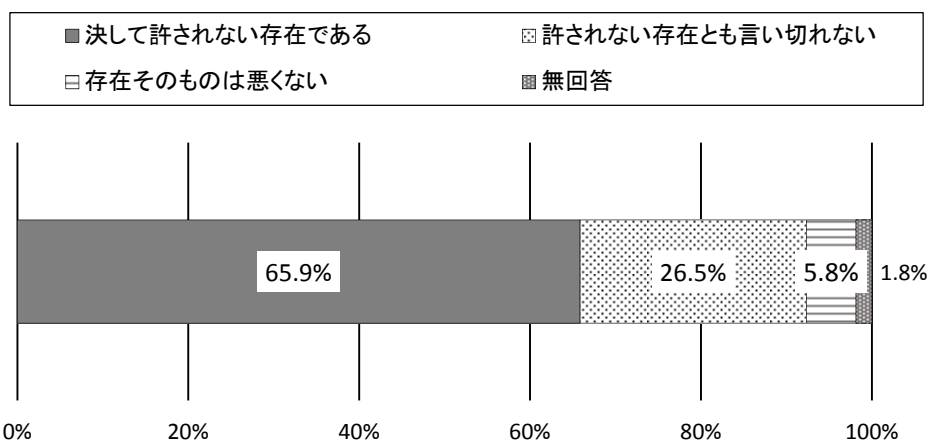
(注) \*\*  $p < .01$  (有意性検定は年代と各選択肢への回答の有無との $\chi^2$ 検定による)

図Ⅲ－２－１２ 年代別にみた暴力団に不安を感じる理由

#### 4. 暴力団の存在に関する捉え方

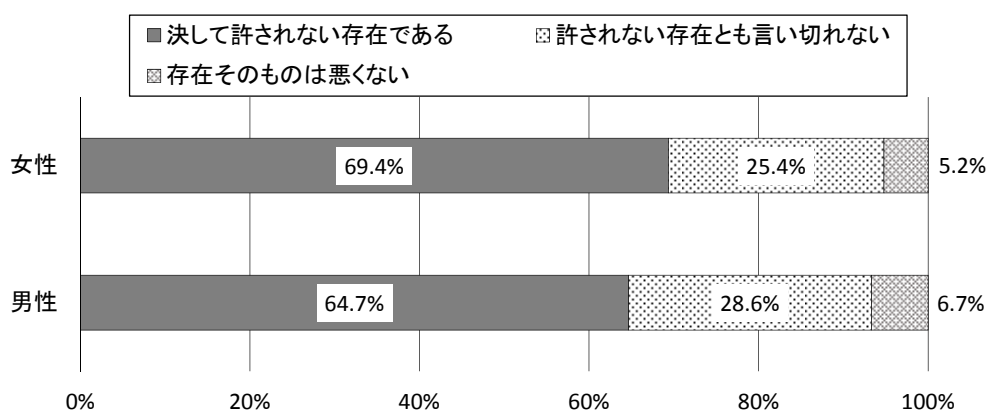
##### (1) 暴力団の存在をどのように捉えているか

暴力団の存在をどのように捉えているかをたずねたところ、「決して許されない存在である」と回答した者が6割半ばと最も高かった。「許されない存在とも言い切れない」と「存在そのものは悪くない」と回答した者を合わせると3割強であった。



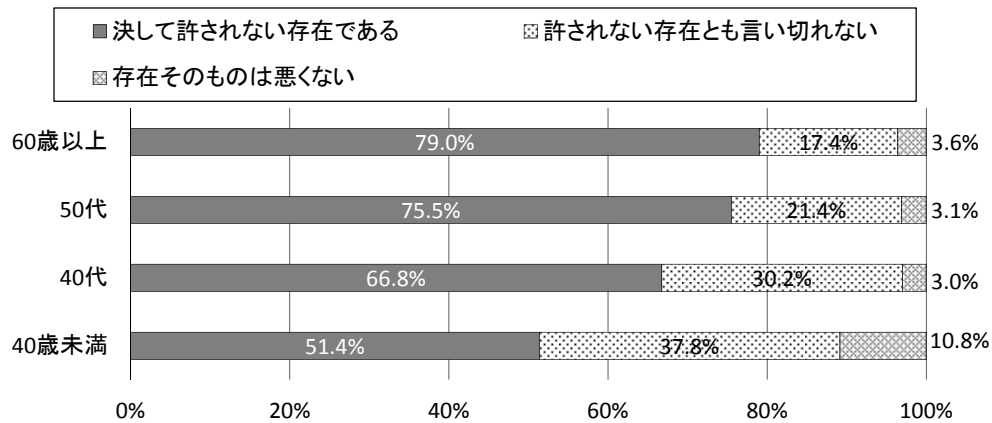
図Ⅲ－２－１３ 暴力団の存在に関する捉え方

性別に暴力団存在に対する捉え方の比率を比較すると、有意水準 10% で有意な傾向がみられた。 $(\chi^2_{(2)}=5.29, p<.10)$ 、女性のほうが男性よりも「絶対に許されない存在である」と捉える傾向がみられた。



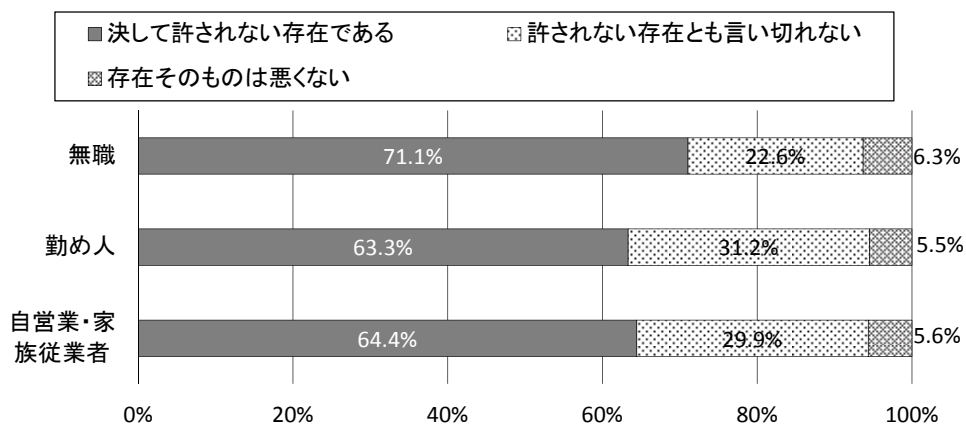
図Ⅲ－２－１４ 性別にみた暴力団存在に対する捉え方

年代別に暴力団の存在に対する捉え方の比率を比較すると、有意水準 1% で有意な差がみられた。 $(\chi^2_{(6)}=143.57, p<.01)$ 。残差分析の結果、「絶対に許されない存在である」と回答した者は、50代・60歳以上で多く、40歳未満で少なかった。「許されない存在とも言い切れない」と回答した者は、40歳未満で多く、50代・60歳以上で少なかった。「存在そのものは悪くない」と回答した者は、40歳未満で多く、40代・50代・60歳以上で少なかった。



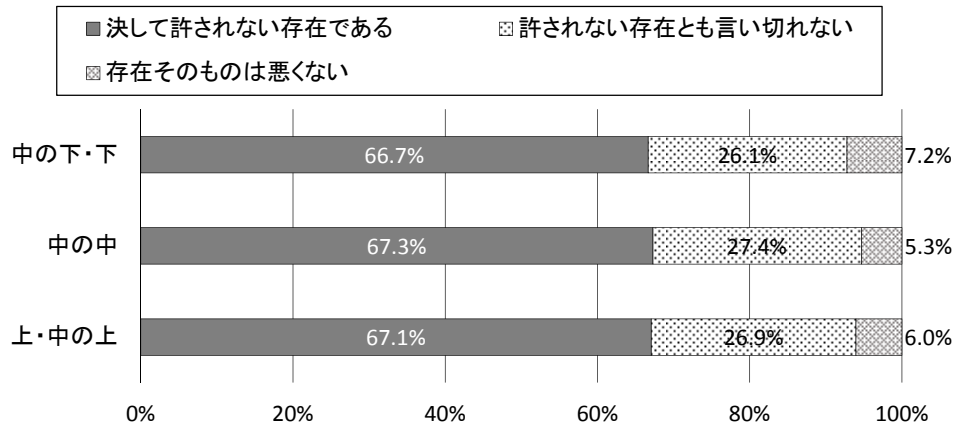
図Ⅲ－２－１５ 年代別にみた暴力団存在に対する捉え方

回答者の職業別に暴力団存在に対する捉え方の比率を比較すると、有意水準1%で有意な差がみられた ( $\chi^2_{(4)}=16.99, p<.01$ )。残差分析の結果、勤め人において、「許されない存在とも言い切れない」と回答する者が多く、「決して許されない存在である」と回答する者が少なかった。また、無職において、「決して許されない存在である」と回答する者が多く、「許されない存在とも言い切れない」が少なかった。



図Ⅲ－２－１６ 職業別にみた暴力団存在に対する捉え方

回答者の所属階層意識別に暴力団存在に対する捉え方の比率を比較すると、有意な差はみられなかった ( $\chi^2_{(4)}=2.45, p>.05$ )。

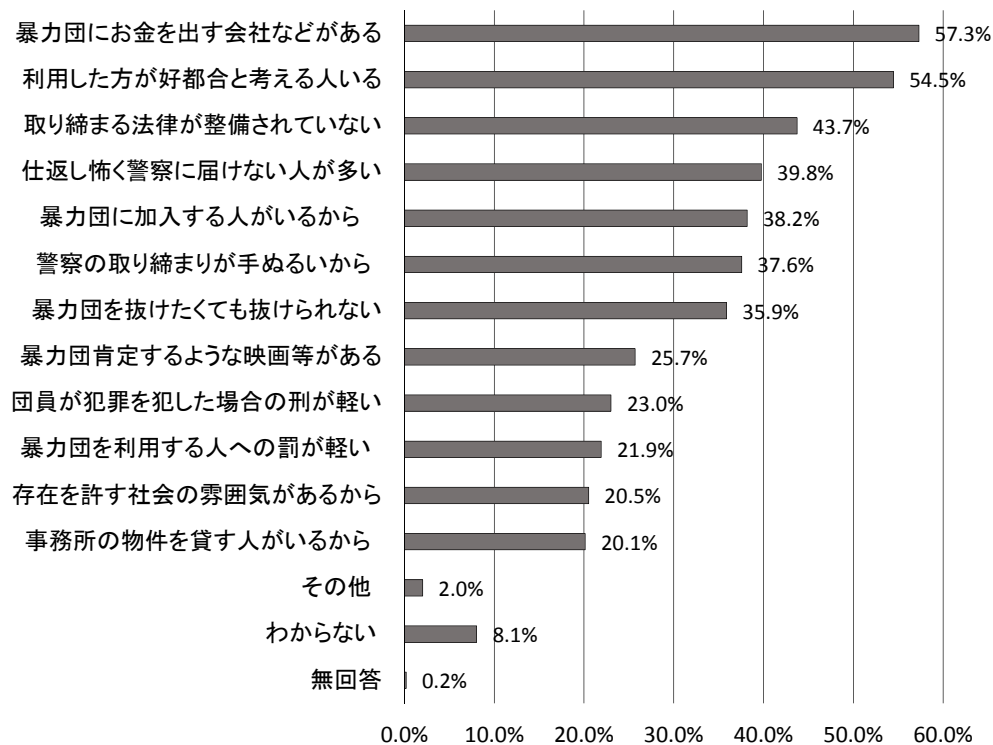


図Ⅲ－２－１７ 所属階層意識別にみた暴力団存在に対する捉え方

## (2) 暴力団が存在し続ける理由

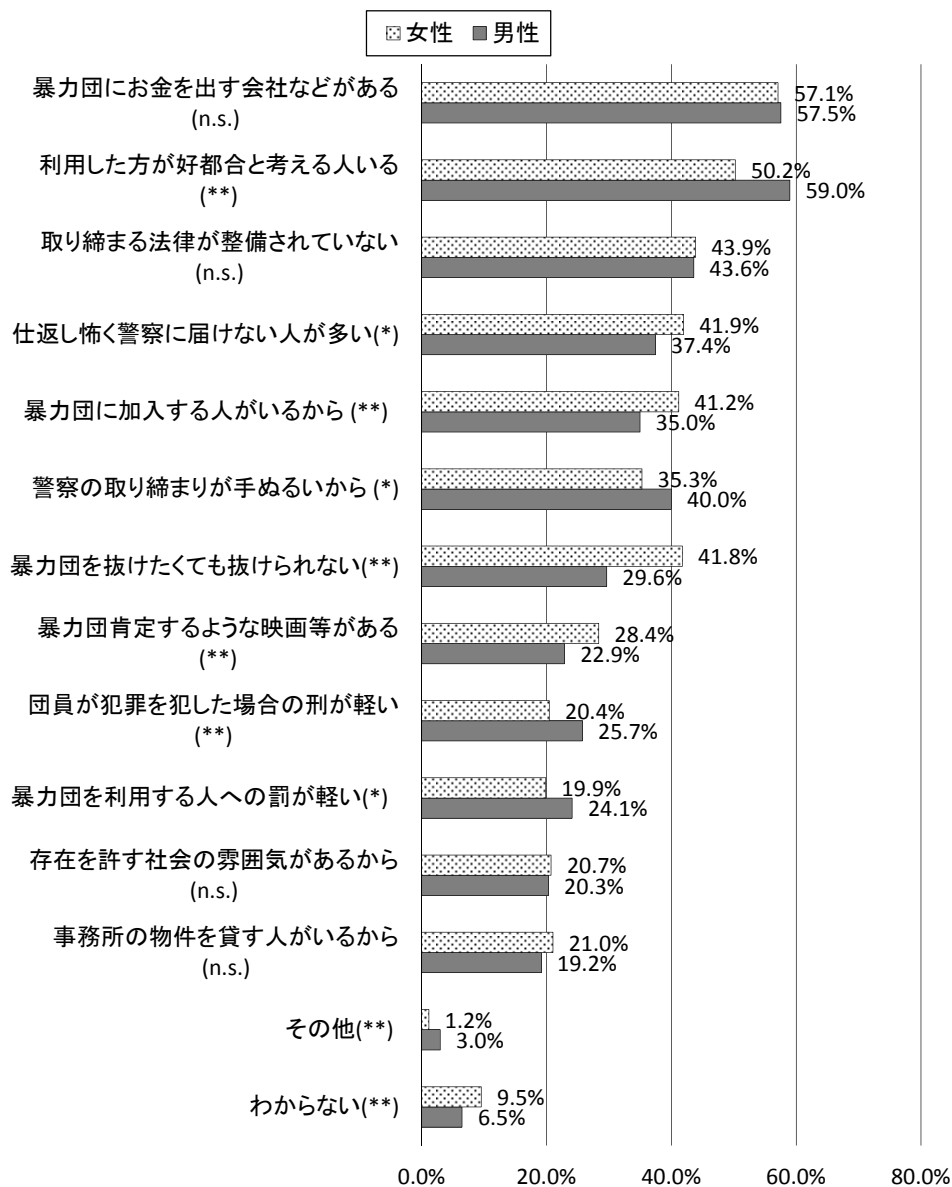
暴力団が存在し続ける理由についてたずねた結果、「暴力団にお金を出す会社などがある」が6割弱で最も多く、次いで「利用した方が好都合と考える人がいる」が5割半ばであった。これに、「取り締まる法律が整備されていない」が4割強で続いていた。

このように、暴力団が存在し続ける理由としては、資金を提供する会社があったり、利用する方が好都合であったりするといった理由が多いことが挙げられる。



図Ⅲ－２－１８ 暴力団が存在し続ける理由 (n=2012)

また、性別に暴力団が存在し続ける理由の回答比率を検討したところ、男性のほうが女性よりも、「利用した方が都合と考える人がいる」や「犯罪を犯した場合の刑が軽い」「暴力団を利用する人への罰が軽い」などの暴力団利用とその刑罰の問題点を指摘していた。他方、女性は男性よりも仕返しの怖さや暴力団を肯定するメディアからの影響に関する理由を挙げるが多かった。



(注) \*\*  $p < .01$ , \*  $p < .05$  (有意性検定は性別と各選択肢への回答の有無との直接確率計算による)

図Ⅲ－２－１９ 性別にみた暴力団が存在し続ける理由

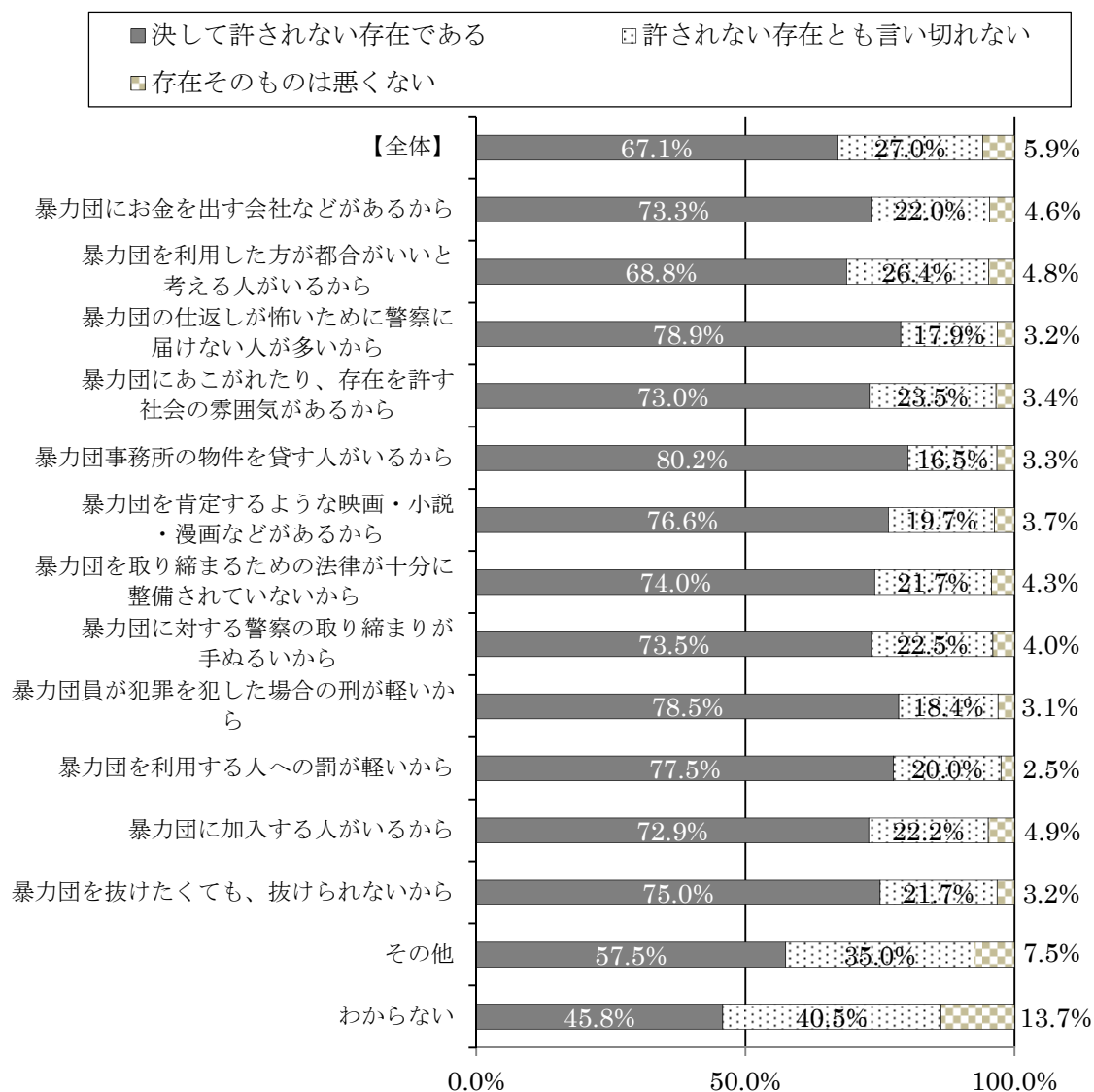
### (3) 暴力団の存在の捉え方と暴力団の存在理由との関係

暴力団の存在の捉え方と各暴力団の存在理由とのクロス集計を行ったところ、「その他」を除いたすべての選択肢で、 $\chi^2$ 統計量は有意水準5%基準で有意な値を示した。残差分析の結果、暴力団を「決して許されない存在である」と捉えている者では、 $\chi^2$ 統計量が有意であった項目のうち「わからない」を除

くすべての存在理由に関する項目に高い肯定率を示し、「わからない」という選択肢への肯定率は少なかった。

また、「許されない存在とも言い切れない」や「存在そのものは悪くない」と回答した者では、「暴力団にお金を出す会社などがあるから」「仕返しが怖いために警察に届けられない人が多い」「暴力団事務所の物件を貸す人があるから」「暴力団を肯定するような映画・小説・漫画などがあるから」「暴力団を取り締まるための法律が十分に整備されていないから」「暴力団に対する警察の取り締まりが手ぬるいから」「暴力団員が犯罪を犯した場合の刑が軽いから」「暴力団を抜けたくても、抜けられないから」という存在理由を肯定する割合が少なく、「わからない」と回答した割合が高かった。

この他に、「許されない存在である」と回答した者では、「暴力団に加入する人があるから」と回答した割合が低く、「存在そのものは悪くない」と回答した者では、「暴力団を利用した方が都合がいいと考える人があるから」や「暴力団にあこがれたり、存在を許す社会の雰囲気があるから」と回答する割合が低かった。

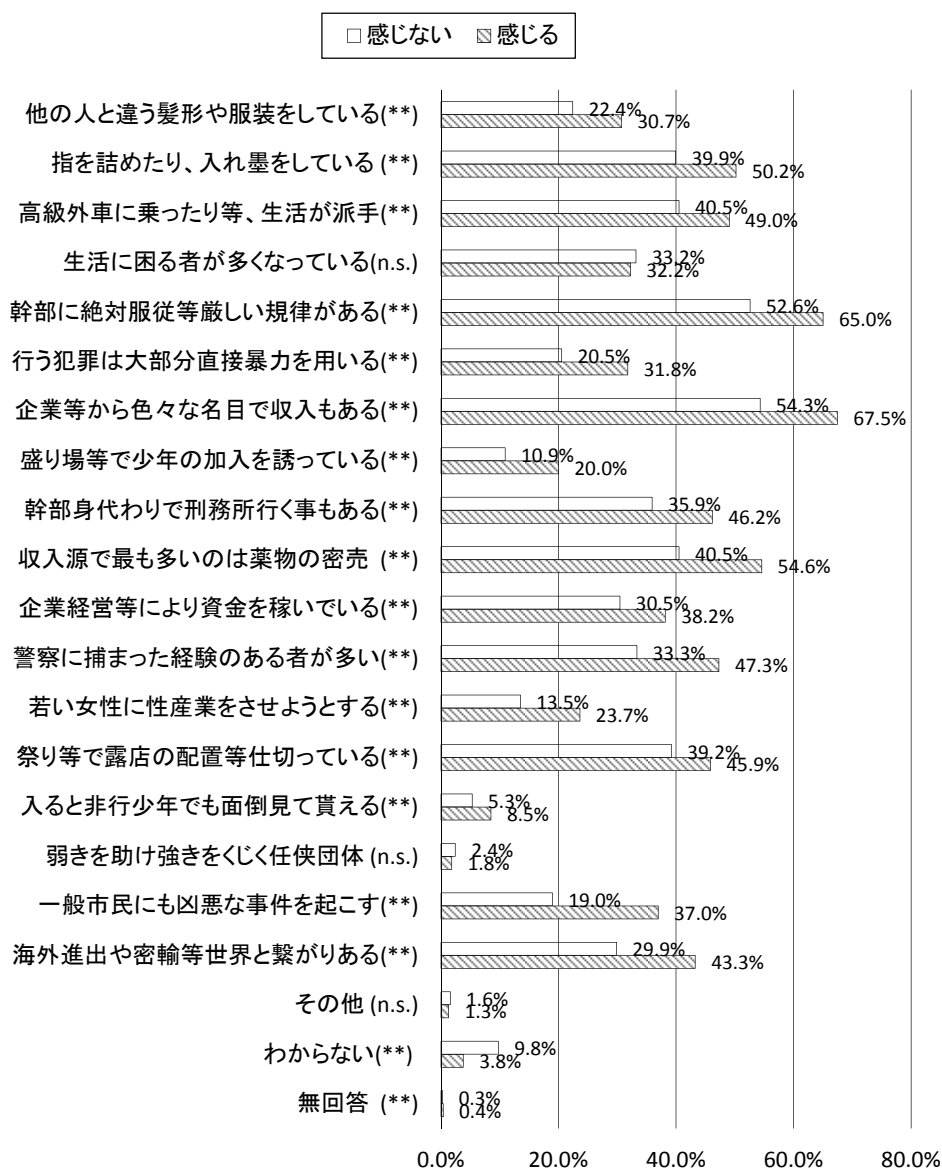


図Ⅲ－２－２０ 暴力団の存在の捉え方別にみた暴力団の存在理由



## 5. 暴力団に対するイメージと暴力団に対する不安との関係

暴力団への不安の有無別に、暴力団に対するイメージをみると、「生活に困る者が多くなっている」「弱きを助け強きをくじく任侠団体」「その他」を除いて、暴力団に対する不安を感じている者のほうが、各暴力団イメージに対する肯定率が高く、暴力団に対して不安を感じていない者ほど、暴力団イメージを「わからない」と回答する者が多かった。暴力団に不安を感じている人々は、不安を感じていない人に比べると、暴力団について「暴力的であり、かつ非合法的な手段で利益を追求しようとするアウトサイダー」としてのイメージを抱いているとみることができる。

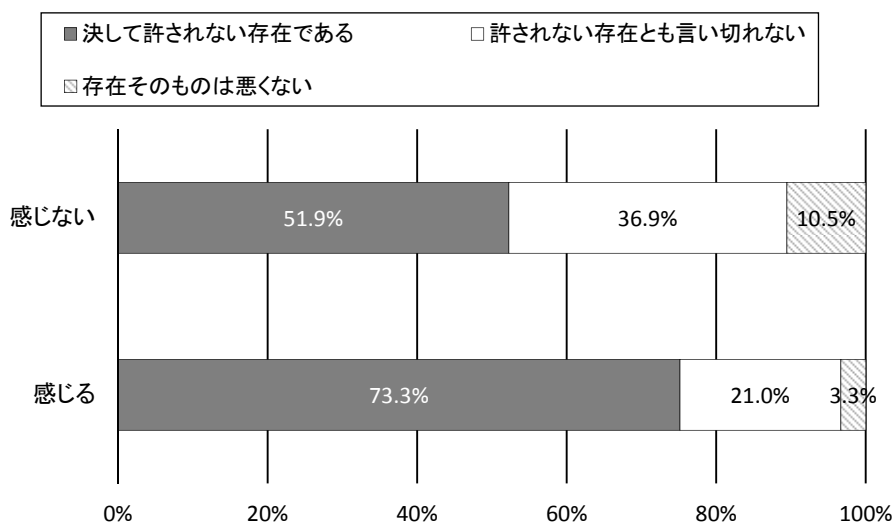


(注) \*\*  $p < .01$  (有意性検定は不安の有無と各選択肢への回答の有無との直接確率計算による)

図Ⅲ-2-21 暴力団の不安の有無別にみた暴力団に対するイメージ

## 6. 暴力団の存在に関する捉え方と暴力団に対する不安との関係

暴力団に対する捉え方と暴力団に対する不安との関係を見ると、暴力団に対して不安を感じている者は、暴力団を「決して許されない存在である」と捉えている者が多く、暴力団に対して不安を感じない者は、暴力団を「許されない存在とも言い切れない」「存在そのものは悪くない」と捉えている者が多いことがわかる。



(注)  $\chi^2_{(2)}=115.73, p<.01$

図Ⅲ－２－２ 暴力団の存在に関する捉え方と暴力団に対する不安

## 7. まとめ

暴力団に対するイメージについては、本調査において「暴力団の収入には、企業・団体からいろいろな名目で得たお金も相当ある」が最も多く、平成5年内閣府調査に比べ、暴力団を視認しにくいというイメージが増加すると同時に、指詰め・入れ墨といった古典的な暴力団イメージも高く抱かれていることが判明した。この結果は、市民が暴力団に関して得る情報源がニュースや新聞などの報道やメディアが多いことが背景にある可能性がある。

また、暴力団に対する不安は6割半ばであり、年齢が高いほど不安が高いことが明らかとなった。不安の理由としては、「何となく」や「銃などを使った犯罪があるから」が多く、実際の被害経験などを理由にする者は少ないことが明らかとなった。

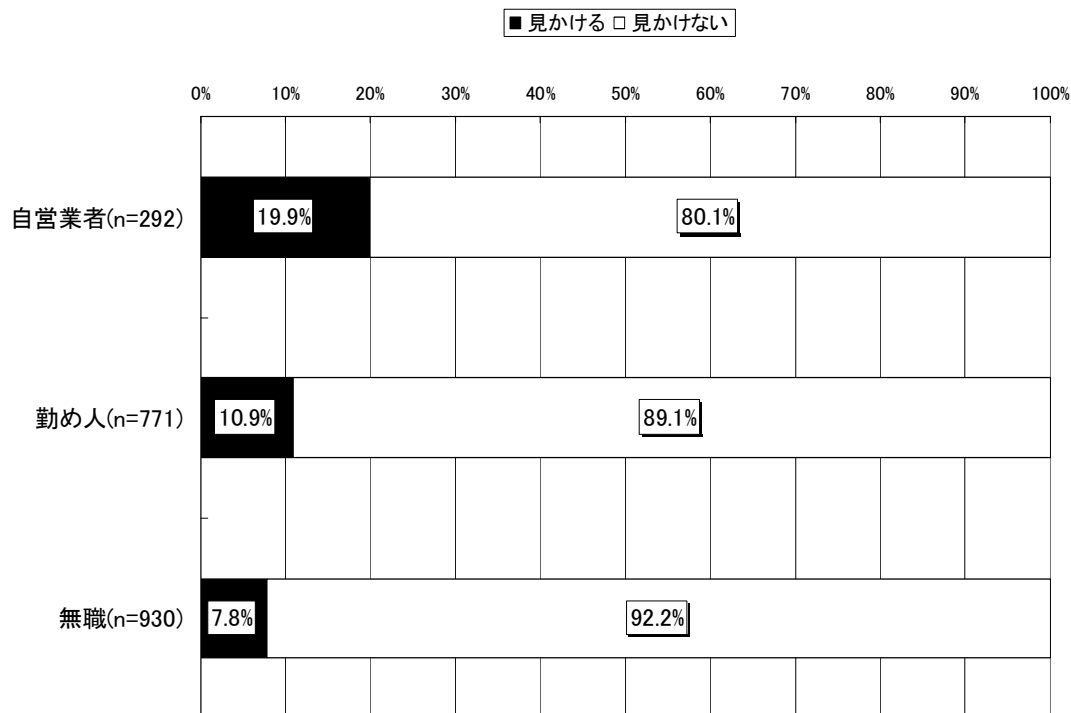
暴力団に対する捉え方では、「決して許されない」と捉える者が6割半ばで多い反面、「許されないとも言い切れない」や「存在そのものは悪くない」といった許容意識を持つ者も3割程度いた。そして、暴力団に対して不安を抱いている者のほうが、暴力的な利益追求集団としての暴力団イメージの肯定率が高く、暴力団を「決して許されない」と捉えている者が多かった。

### 第3章 暴力団についての認知状況

この章では、人々が地域社会における暴力団の存在をどの程度認知しているかを明らかにする。これは、暴力団についての認知状況の違いが、暴力団に対する不安や暴力団排除のための住民運動への協力意欲などに影響を及ぼすと考えられるため、この間の関係を分析する資料を提供することを目的としている。

#### 1. 居住地域における暴力団員の認知状況

まず、居住地域で暴力団員を見かけることがあるかどうかについてみると、よくある・たまにある、とした人が10.8%、ほとんどない・全くない、とした人が88.6%となっている（無回答0.6%）。なお、居住地域とは、自宅から半径1km程度の範囲である。居住地域では暴力団員を見かけたことがないという人が大部分で、現在の暴力団員の社会的可視性は一般に高くないとみられる。



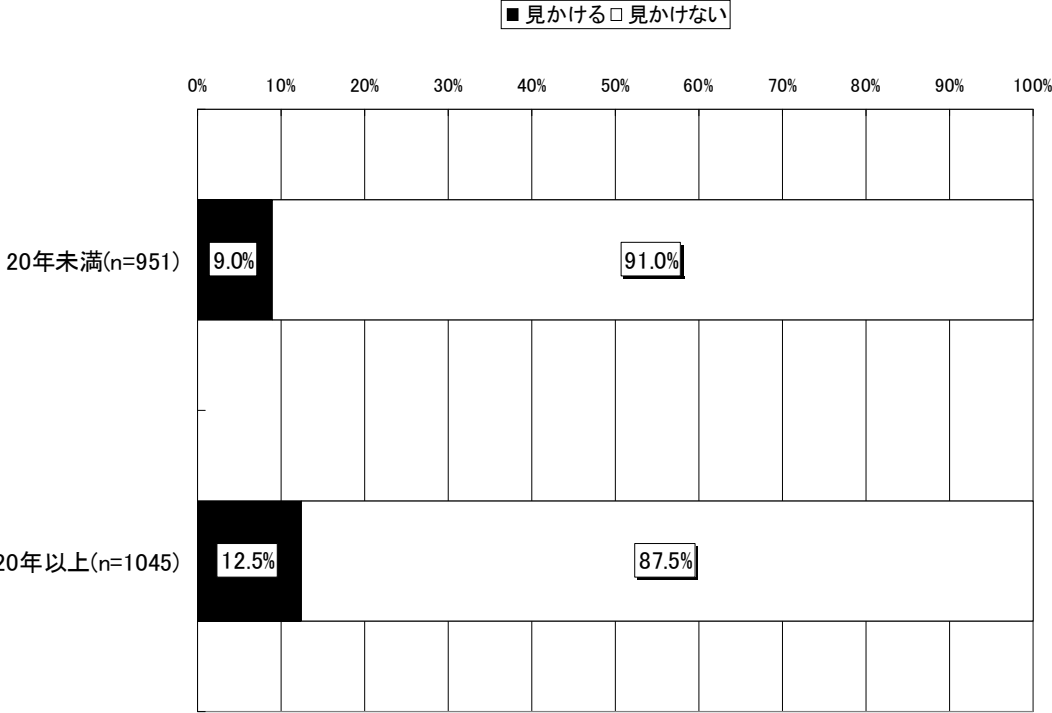
$\chi^2(2)=33.34 \quad p<0.001$ （無回答を除く）

図Ⅲ-3-1 暴力団員を見かけるか（職業別）

暴力団員を見かける、とした人々には、年齢別、性別の差異はみられないが、職業別には特徴がみられる。勤め人、無職者（主婦、学生を含む。以下同じ）に比べて自営業者（家

族従業員を含む。以下同じ)に暴力団員を見かけるとした人が多くなっている。自営業者のなかでも農林漁業に従事する人々では、暴力団員を見かける、とする人々がごく少ないので、これを除いて製造・加工業、商業・サービス業等の自営業者に限ると、暴力団員を見かけるとする人は21.3%に達する。これは、この種の自営業者が、被害者としての立場をも含めて、暴力団員と接触することが比較的によく、また暴力団員を識別できるためだと考えられる。

現在の居住地域での居住期間の別によっては、暴力団員を見かけるか否かについてははっきりした差異は認められない。後述するように、居住期間の長い人は、居住地に暴力団と関わりをもつ人がいるか否かについて比較的によく認知しているので、これは暴力団員が調査対象者が居住する地域に住んでいるとは限らないためだとみてよいであろう。図Ⅲ-3-2で、20年以上の居住者の標本では暴力団員を見かける人の割合がわずかばかり高くなっているが、これは自営業者に居住期間の長い人が多い(20年以上 68.0%)ためだともみられる。なお20年以上の居住者は勤め人で41.8%、無職者で56.1%である。暴力団員をよく見かける人々が、現在の居住地に住み続けたくない、とする傾向はみられていない。



$\chi^2(1)=6.27 \quad p<0.05$  (無回答を除く)

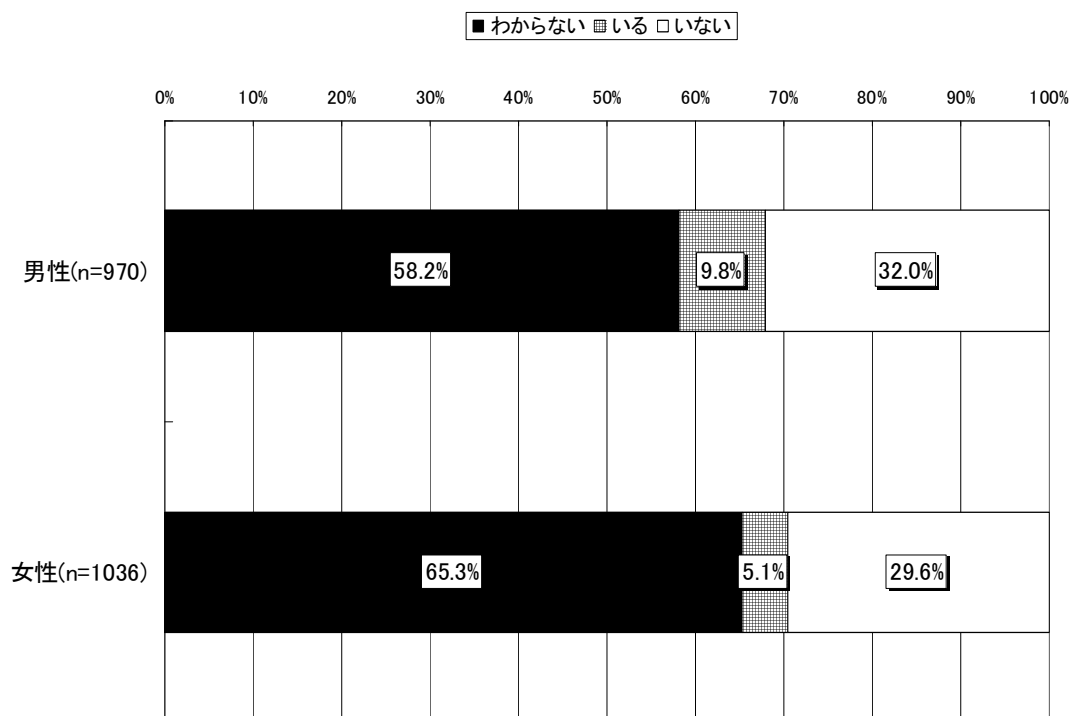
図Ⅲ-3-2 暴力団を見かけるか(居住年数別)

暴力団員を見かける人々の割合は都市規模によっては異なる。暴力団員は大きな都市に多いが、大都市では匿名性のせいで暴力団員の識別が困難なためだとみられる。一方、

地方（警察管区）別にみると、北海道、東北、東京（警視庁）、関東で見かけるとする人が少なく（4地方平均 8.0%）、中部、近畿、中国、四国、九州では比較的に多くなっている（5地方平均 13.8%）。いわば西日本で暴力団員の可視性は比較的に高いとみることができる。

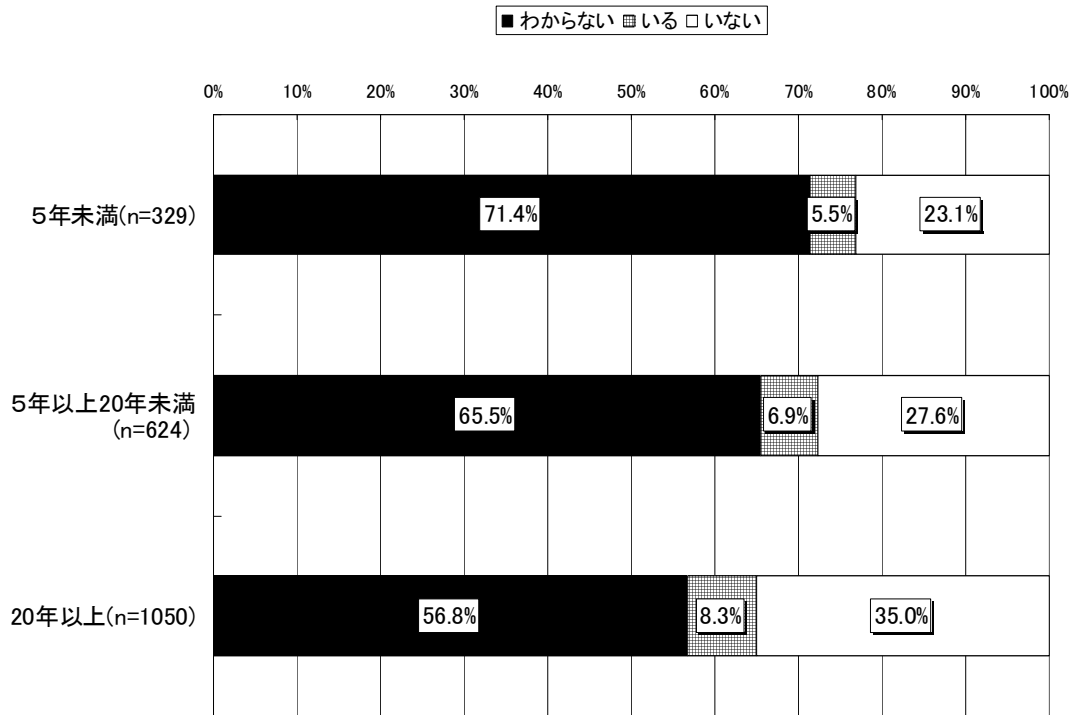
## 2. 暴力団と関わりをもつ人についての認知状況

居住地に暴力団と関わりをもつ人がいるかどうかを尋ねた結果は、大勢いる・少しいる 7.4%、ほとんどいない・まったくいない 30.7%、わからない 61.7%（無回答 0.7%）となっている。暴力団と関わりをもつ人々は、暴力団と仕事上の取引をする人、暴力団の提供する品物の購入者やサービスの顧客、暴力団に「みかじめ料」（用心棒料）を支払っている人、企業舎弟（企業に勤務し、暴力団に利益をもたらす情報を提供する人）などさまざまであるが、「わからない」という回答が多いところから、これらの人々の可視性は高くないといえる。ここでは、居住地に暴力団と関わりをもつ人がいる、あるいはいない、と答えた人と、「わからない」と答えた人の属性の違いがみられるかどうかを中心にすえて検討する。



$\chi^2(2)=19.71$   $p<0.001$ （無回答を除く）

図Ⅲ－3－3 暴力団と関わりのある人がいるか（性別）



$\chi^2(4)=28.00 \quad p<0.001$  (無回答を除く)

**図Ⅲ－３－４ 暴力団と関わりのある人がいるか（居住期間別）**

居住地に暴力団と関わりをもつ人がいるかいないかわからない、と回答した人々は、性別では女性（図Ⅲ－３－３）、職業別では勤め人と無職者（順次に 65.3%、62.9%。自営業者では 48.0%）、居住期間別では期間の短い人（図Ⅲ－３－４）、地域社会との関係では、近所に相談したり助け合ったりする人がいない、という人（69.0%。いるという人では 57.1%）などに多い。年齢層別には大きな差異はみられないが、70歳以上の人々では、わからない、とする人々が少なくなっている（49.9%。70歳未満の人々では 64.5%）。

ここから地域社会の問題にあまり関心をもたないとみられる人々で、居住地における暴力団関係者の有無に関する認知の度合いが小さいとみることができる。

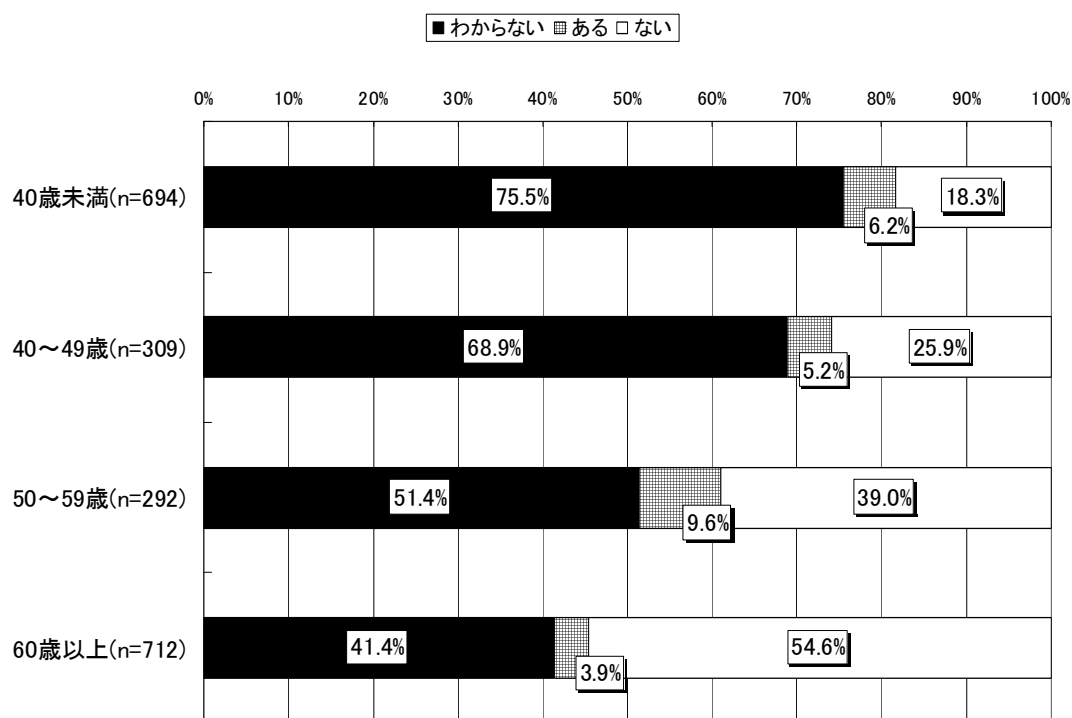
なお女性は男性に比べて一般に地域社会との関わりをもつとみられるが（例えば、近所に相談したり助け合ったりする人がいるという女性は 66.8%、男性では 55.8%）、後の章で述べるように、女性の暴力団問題への関心は比較的乏しいとみられる（例えば、暴力団排除のための住民運動に協力する意向をもつ女性は 32.4%、男性は 48.6%。また暴力団排除条例について知識をもつ女性は 6.8%、男性は 13.3%）。

居住地に暴力団と関係をもつ人がいるか否かの認知状況は、地方別、都市規模別には異なる。一般に大都市でわからないと答える人が多くなると予想されたが、人口規模の小さい市町村でもわからない、と答えた人が同じ割合で数えられており、暴力団と関わりをもつ人の識別は、地域の人口規模にかかわらず困難であるとみられる。

### 3. 居住地における暴力団事務所の認知状況

居住地に暴力団事務所があるかどうかという質問への回答は、ある 5.7%、ない 35.3%、わからない 58.8%（無回答 0.2%）となっている。暴力団事務所は近年では隠蔽される傾向にあるので、暴力団と関わりをもつ人の場合と等しく、その有無を判断できない人が多くなっている。

しかし、暴力団事務所の有無について知識をもつ人の属性には、いくつかの特徴がみられている。年齢層別では 60 歳以上の人（図 III-3-5）、自営業者（わからないという人は 44.6%。勤め人では 66.1%、無職者では 57.4%）、居住期間が 20 年以上の人（わからないという人は 48.1%。20 年未満の人では 70.3%）、近所に相談したり助け合ったりする人がいる、とした人（わからないという人は 52.9%。いない、とした人では 68.1%）などが、暴力団事務所の有無を比較的にはっきりと認知しているとみられる。この認知状況には性別による差異はみられていない。

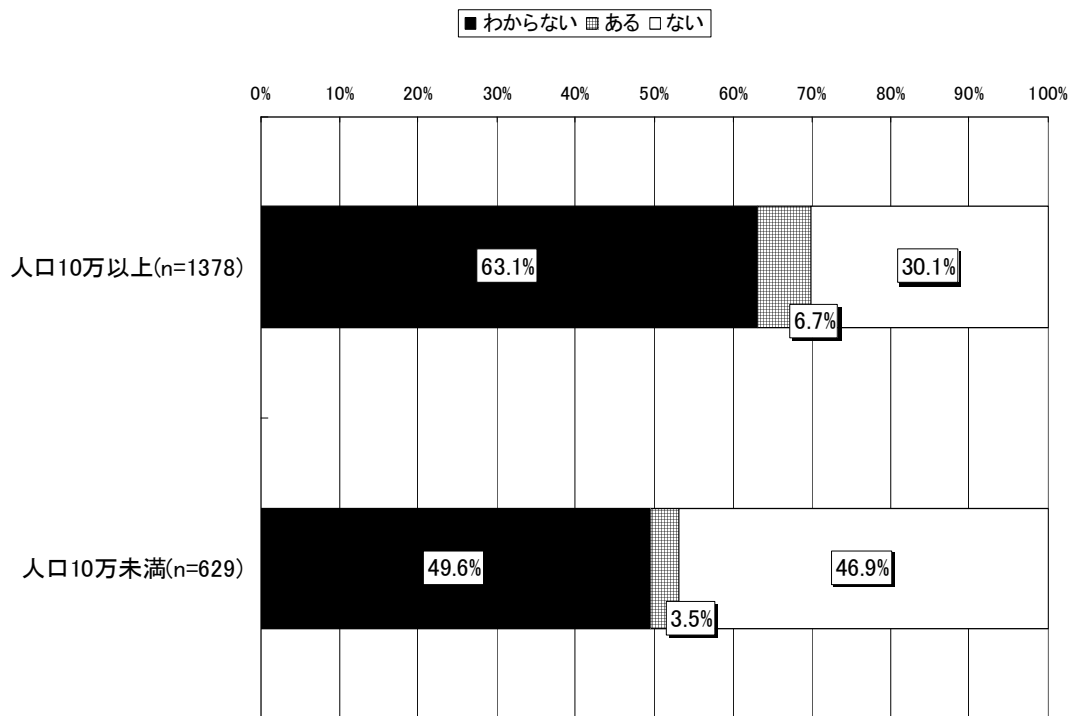


$\chi^2(6)=230.32 \quad p<0.001$ （無回答を除く）

図 III-3-5 暴力団事務所の認知（年齢層別）

暴力団事務所の有無についての認知状況には、都市規模別の違いがみられ、人口 10 万未満の市町村では、わからない、と回答する人の比率が小さくなっている（図 III-3-6）。暴力団事務所は大きな都市にあることが多いとみられるが、人口の小さい市町村では、暴力団との関わりをもつ人を識別する場合と異なり、事務所の有無を識別することは比較的

に容易であると考えられる。そのため地方（警察管区）別にみると、事務所があるかないかわからない、とする人は、北海道・東北（53.9%）、中国・四国（43.5%）などで比較的に少なくなっている。



$\chi^2(2)=55.79 \quad p<0.001$ （無回答を除く）

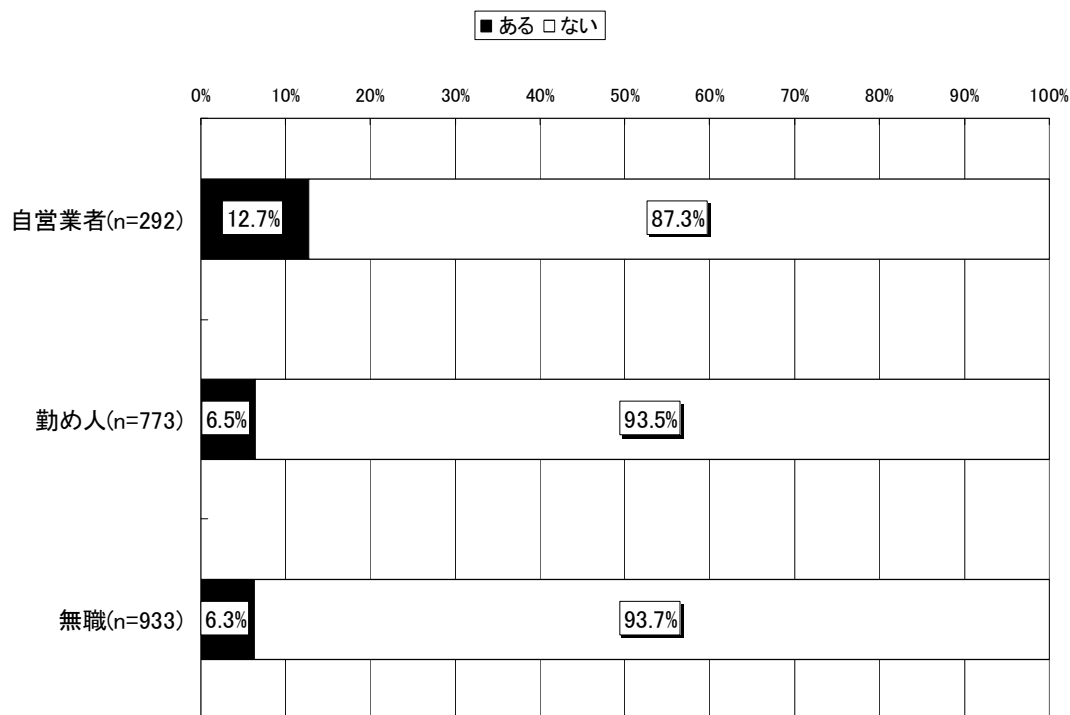
図Ⅲ－３－６ 暴力団事務所の認知（都市規模別）

#### 4. 居住地域における暴力団犯罪の見聞

居住地域内で暴力団犯罪が生じたことを見たり聞いたりしたことのある人は7.3%であり、ごく少ない（見聞なし92.3%、無回答0.4%）。地方（警察管区）別には、九州で見聞のある人が12.7%あり、福岡県における暴力団排除活動者への攻撃や暴力団の対立抗争事件の影響が反映されているとみられる。しかし都市規模別には見聞のある人の割合は異なる。

暴力団犯罪の見聞のある人の属性には職業上の特徴がみられる。自営業者では、勤め人や無職者と比べて見聞のある人が多い（図Ⅲ－３－７）。これは、自営業者は暴力団員と接触することが比較的に多く、また後の章で述べるように、商業・サービス業の自営業者は暴力団犯罪の被害を受けることも比較的に多いので、同業者から被害経験を聞くことも多いためだと推測できる。





$\chi^2(2)=14.54 \quad p<0.01$  (無回答を除く)

**図Ⅲ－３－７ 暴力団犯罪見聞の経験（職業別）**

このほか、見聞のある人となない人の属性上の差異はみられていないので、暴力団犯罪の見聞の有無は、居住地域で実際に暴力団犯罪が発生したか否かという「事実」によって大きく決定されると考えられる。

なお暴力団犯罪の見聞のある人で、現在の居住地から移転したいと考えている人は13.7%であり、見聞のない人のその割合（11.4%）と比べて大きくない。居住地域で暴力団員を見かけるか否かと移住の意向の有無についてもほぼ似た結果が得られている（見かける人で移住の意向のある人14.7%、見かけない人では11.2%）ので、暴力団犯罪の見聞があることや暴力団員を見かけることは、居住地域からの逃避にはあまり結びつかないとみられる。

## 5. 暴力団の認知状況と暴力団への不安との関係

第2章で述べたように、調査対象者の多く（65.4%）は暴力団の存在に対して不安をいだいているが、居住地域で暴力団員をみかけたことのある人では、暴力団の存在に対して不安を感じている人が74.7%に達している。暴力団員を見かけたことのない人では、この割合は64.1%で、見かけた人に比べると少ない。居住地域に暴力団事務所があると回答した人では、暴力団に不安をいだく人が75.7%であるのに対して、この割合は事務所がない

とした人で 63.8%、わからないとした人で 65.2%となっている。

また、地域社会に暴力団と関わりをもつ人が「いる」と認知している人では 71.6%が暴力団に対する不安をいだいており、「いない」とした人では 59.7%、「わからない」という人では 67.4%が不安を感じている。

地域社会で生じた暴力団犯罪についての見聞をもつ人では、暴力団に不安を感じている人が 73.3%みられ、見聞のない人のその割合（64.7%）を上回っている。

以上のことから、居住地域における暴力団員、暴力団に関わりを持つ人、暴力団事務所等を認知することや暴力団犯罪を見聞きすることなどは、一般に暴力団の存在に対する不安を感じさせる方向に作用するとみることができる。なお、これについては、第 8 章を参照されたい。

## 6. 暴力団の認知状況と暴力団排除活動への協力意志との関係

暴力団排除のための住民運動に協力する意向をもっている人は 40.3%であり、協力する意志を持たない人の 31.2%をやや上回っている（わからない 28.3%、無回答 0.2%）。このなかで、協力するかどうかわからないとする人々が少なくないことに注目しながら、暴力団の認知状況と協力の意向の有無との関係について検討する。

まず、居住地域で暴力団員を見かけたことがあるか否か、暴力団事務所の存在を認知しているか否か、暴力団に関わりをもつ人がいると認知しているか否か、暴力団犯罪についての見聞があるか否か等の別によっては、暴力団排除のための住民運動に協力する意向の有無はほとんど異ならない。暴力団の認知状況は住民運動への協力意志に直接的な関わりをもたないとみられる。

しかしながら、暴力団員を見かけたことはない、暴力団犯罪の見聞はない、暴力団事務所があるかないかわからない、暴力団と関わりをもつ人がいるかどうかわからない、という人々、すなわち暴力団に関する情報をもたないとみられる人々の間では、暴力団排除のための住民運動に「協力するかどうかわからない」という比率が高くなっている。協力するかどうかわからない、とした人々は、暴力団員を見かけたことのない人では 29.5%（見かけた人では 18.6%）、暴力団犯罪の見聞のない人で 29.3%（見聞のある人で 17.9%）、暴力団事務所があるかないかわからないとする人で 30.7%（事務所がある、あるいはないとした人で 25.1%）、暴力団と関わりをもつ人がいるかどうかわからない、とする人で 31.5%（関わりをもつ人がいる、あるいはいないとした人で 23.2%）となっている。

このことから、暴力団に関する情報をもたない人々を暴力団排除のための住民運動にまきこむためには、暴力団に関する情報を提供する広報活動が前提となるとみられる。しかし、はじめに述べたように、暴力団員や暴力団事務所の認知、暴力団犯罪の見聞等それ自体は、暴力団排除の住民運動への協力意欲を高めるとはみられないので、住民運動の必要

性、方法、住民への安全対策、予測される効果などに関する説明を含む広報活動が、すべての住民に対して行われる必要がある。

## 7. 要約

この章で記してきたことは、以下のように要約できるであろう。

①居住地域で暴力団員、暴力団と関わりをもつ人、暴力団事務所等を認知したり、暴力団犯罪を見聞きしたりする人々はごく少ない。

②暴力団員や暴力団と関わりをもつ人など、「人」の識別度は都市規模によって異ならず、一般に人間関係の希薄化がすすんでいることの影響がみられる。他方、建造物（暴力団事務所）の識別は大きな都市では困難であるが、人口規模の小さい市町村では比較的容易であるとみられる。西日本では、東日本との相対的な意味で、人、建造物ともに社会的可視性をもつと考えられる。

③暴力団の認知状況と人々の属性との関係では、勤め人、地域での居住期間の短い人、若い年齢層、近所に相談したり助け合ったりする人がいないという人など、居住する地域社会への関心が比較的乏しいとみられる人々が、暴力団に関する「人」「建造物」についての知識をもたないという傾向がみられる。職業別には、自営業者が暴力団についてよく認知している。

④暴力団に関わる「人」「建造物」などの認知や暴力団犯罪の見聞は、暴力団に対する不安を感じさせるように作用する。

⑤暴力団に関する認知や見聞は、暴力団排除のための住民運動に協力する意向を直ちにはもたらさない。しかし、暴力団に関する情報不足は、協力をためらわせる要因の一つとなっている。

## 第4章 暴力団に利益を与える企業・人への評価

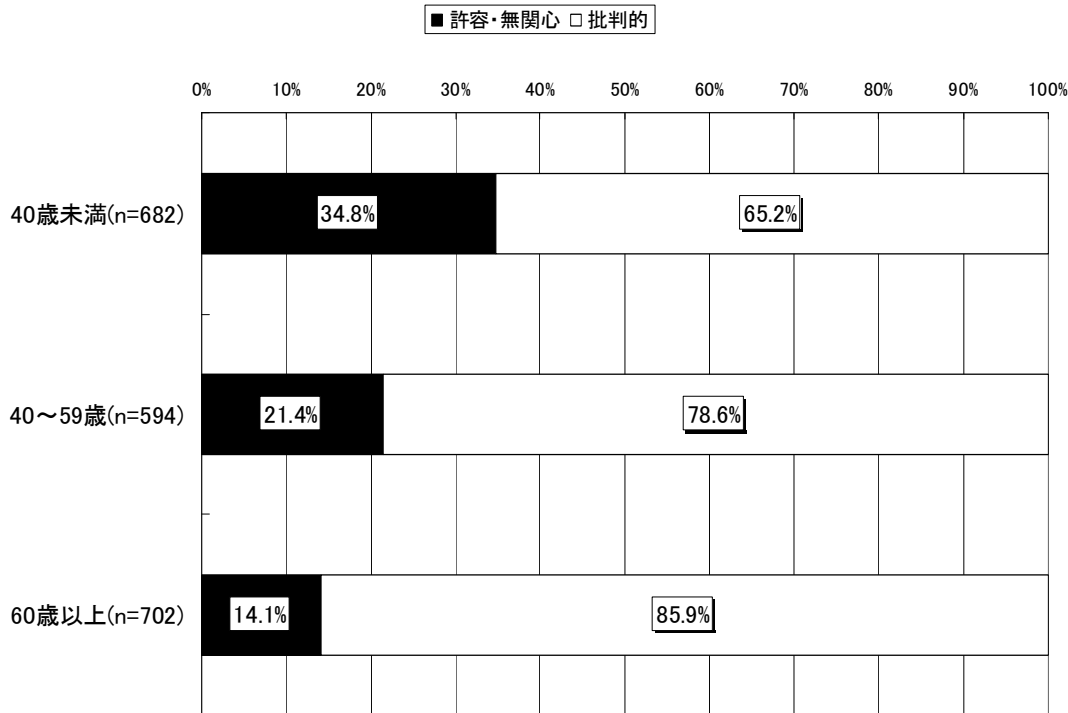
この章では、暴力団に利益を提供したり、暴力団を利用したり、暴力団が提供するサービスの顧客になったりする企業や人について、調査対象者がどのように評価しているかを明らかにする。そして、これらの企業や人に対して許容的であったり、無関心であったりする人にはどのような属性がみられるか、また、許容的である理由はどのようなものかを検討する。さらに企業に対する許容性と個人に対する許容性との関係、許容的な人々の暴力団に対する不安や暴力団排除活動への協力意志などについても考察する。

### 1. 暴力団にお金を出す企業への評価

暴力団にお金を出す会社についてどう思うか、という設問に対して、よくないことで、してはいけない75.3%、よくないことだが仕方がない場合もある17.7%、わるいことではない0.7%、なんとも思わない4.5%（無回答1.7%）という回答が得られた。なんとも思わないという回答を「無関心」として処理すると、上記の後三者（無回答を除く）の合計は23.0%であり、これを当の会社に対する許容的評価および無関心を示した群とみなせる。これを許容的な群（このうちに無関心を含める。以下同じ）として、こうした会社に批判的な評価をしている人々の群と対比させてみると、以下のような傾向をよみとることができる。

暴力団にお金を出す会社に許容的である人々は、若い年齢層に多い（**図Ⅲ-4-1**）。これは男女別にも妥当する。しかし性別や職業別の差異は認められない。

また、暴力団に利益を提供する企業に対して許容的な人々の割合は、地域社会での居住期間が短い人々ほど高くなっている（**図Ⅲ-4-2**）。この割合は、現在の居住地域に住み続けたくないとする人々の間でも高く（31.3%。住み続けたいとする人では21.9%）、近所に相談したり助け合ったりする人がいない、という人の間でも高くなっている（25.9%。相談等をする人がいる、という人では19.8%）。

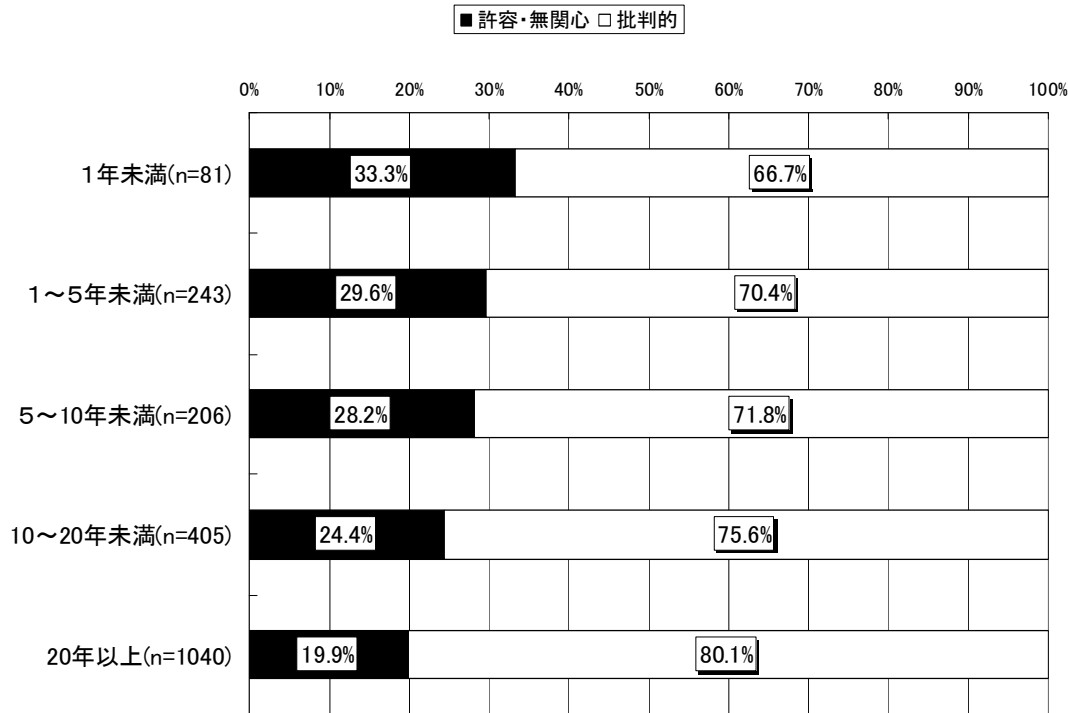


$\chi^2(2)=84.21 \quad p<0.001$  (無回答を除く)

図Ⅲ－４－１ 暴力団にお金を出す会社への評価（年齢層別）

若い年齢層の人々は、一般に居住地域との関わりが希薄であると考えられるので（たとえば、近所に相談などをする人がいない、とする人は、10～30代 49.7%、40～50代 40.0%、60代以上 26.3%）、居住期間の短い人、現在の居住地に住み続けたいと思っていない人などの評価と併せ考えると、居住する地域社会との関わりが乏しい人々の間で、暴力団に利益を提供する企業に対する評価が許容的になっているとみることができる。これらの人々は、前章で述べたように、暴力団の認知の点でも比較的に欠けており、そのために暴力団の存在や暴力団犯罪を自分たちの地域社会の問題として意識しない傾向があるとみられる。暴力団を結果的に支援している企業についても、居住地域に関わりのない問題として容認しているのではないかと推測することができる。

暴力団にお金を出す会社への許容的评价は、都市規模や地方（警察管区）の別によって偏ってみられてはいない。



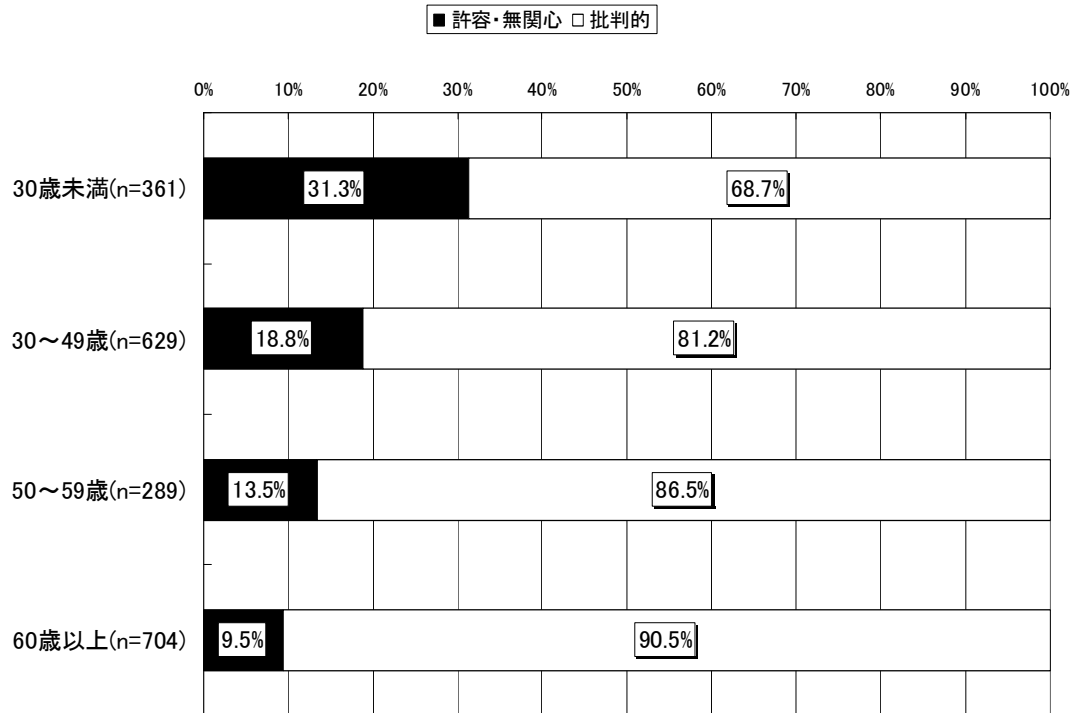
$\chi^2(4)=19.63 \quad p<0.01$  (無回答を除く)

**図Ⅲ－４－２ 暴力団にお金を出す会社への評価（居住期間別）**

## 2. 暴力団を利用する人への評価

暴力団を利用してもめ事などを解決しようとする人をどう思うか、という設問に対する回答は、よくないことではいけない81.8%、よくないことだが仕方がない場合もある12.2%、わるいことではない0.7%、なんとも思わない3.8%（無回答1.4%）となっている。無回答を除く後三者を暴力団を利用する人に対する許容的な層とみなすと、全体の16.4%を占める。この層の属性を見ると、まず若い年齢層が多いことを指摘できる（図Ⅲ－４－３）。このことは男女ともに妥当するが、性別によっては許容的な人々の割合は異なる。

地域社会での居住期間別にみると、10年未満で19.9%、10～20年未満で17.9%、20年以上14.8%の人々が、暴力団を利用する人への許容性を示している。またこの割合は、現在の居住地に住み続けたくないとする人（21.5%。住み続けたいとする人では16.1%）や近所でお互いに相談したり助け合ったりする人がいない、という人（19.5%。いるという人では15.0%）でもやや高くなっている。



$\chi^2(3)=81.19 \quad p<0.001$  (無回答を除く)

**図Ⅲ－４－３ 暴力団利用者に対する評価（年齢層別）**

生活水準別、職業別、都市規模別、地方（警察管区）別には、暴力団利用者への許容性は大きく異ならない。ただ、近畿地方ではこの割合が 21.2%に達している。

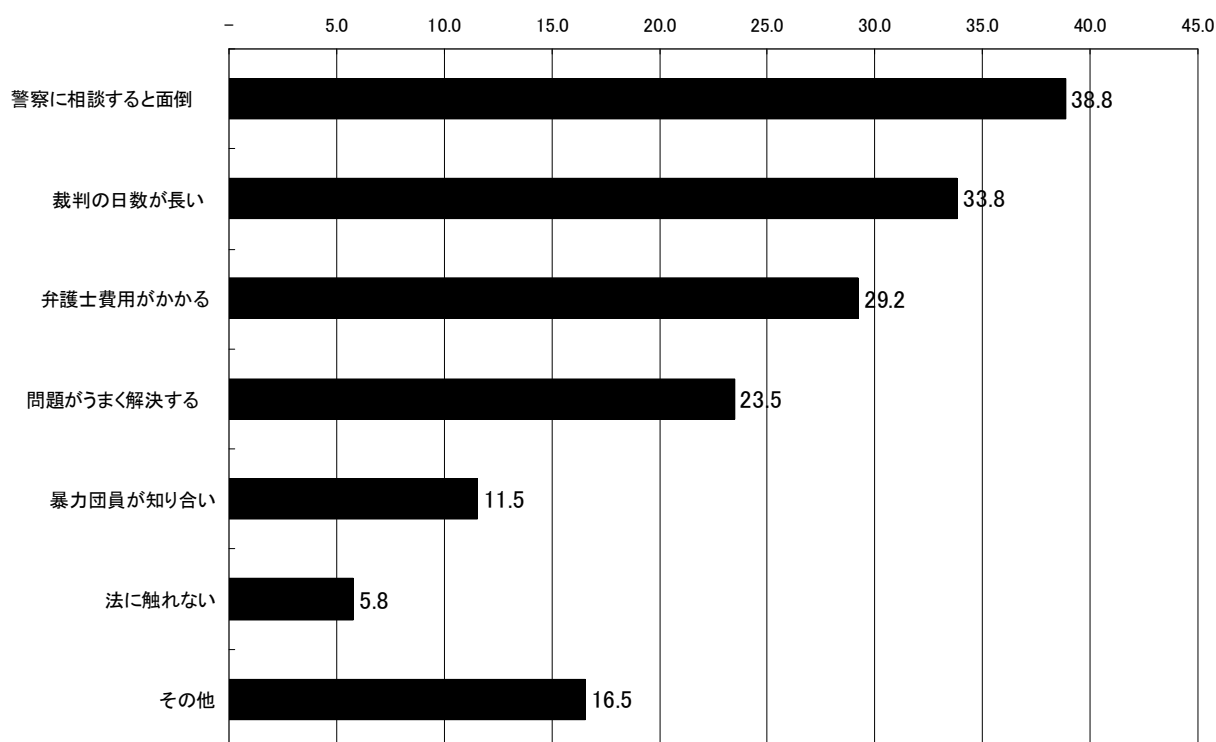
暴力団を利用する人に対する評価は、暴力団にお金を出す企業に対するほど寛大なものではない。これは、企業の行動における瑕疵の責任を特定の個人に帰せしめるのは困難だという考え方が、企業に対する評価を緩やかなものになっているのかもしれない。また、暴力団利用者への許容性は若い年齢層で多くみられているが、居住期間の短い人、現在の居住地に住み続けたくないという人、近所に相談したり助け合ったりする人がいない、とする人等の多くは若い人であり（40代以下の方は、順次に 76.5%、62.7%、76.5%）、この調査結果は、規範よりもめ事などの問題の解決を優先させようとする実利的、功利的な考え方をする人が、若い年齢層に相対的に多いということを示しているともみることができる。

### 3. 暴力団利用者を許容する理由

ここでは、暴力団を利用する人に対して、わるいことではない、わるいことだが仕方がない場合もある、と評価した 260 名（なんとも思わない、とした 77 名の無関心層を除く）について、何故そう思うのかを尋ねた結果を示す。この節に限り「許容」のなかに「無関

心」は含まれていない。

260 名の人があげたもめ事等の解決のための暴力団利用を肯定ないし許容する理由（複数回答）を、多いものから順に示すと、警察に相談すると面倒だから、裁判の処理では日数がかかるから、弁護士に頼むと費用がかかるから、暴力団に頼むと問題がうまく解決するから、知り合いに暴力団員がいれば頼んでも構わない、法に触れるわけではないのでかまわない、などとなっている（図Ⅲ－４－４）。



（※複数回答、無関心な人々を除く 260 名が調査対象）

図Ⅲ－４－４ 暴力団利用者を許容する理由

都市規模別、地方（警察管区）別にみても、上記の理由がおおよそ同じ順序で多くあげられており、大きな差異はみられない。しかし、260 名の属性別には相違がみられている。

まず、年齢層別にやや異なった理由があげられている。なお、全調査対象者の年齢別構成比は、50 歳未満と 50 歳以上が 50%ずつであるが、暴力団利用者を許容する 260 名では、50 歳未満が 65.3%、50 歳以上が 34.7%となっていて、無関心層を除いた場合でも、若い年齢層に暴力団利用者に許容的な人が多い。以下、こうした標本の構成比との関係で許容理由を検討する。

まず、50 歳未満の人は、問題がうまく解決するから、という理由をあげた人のなかで 70.4%、弁護士の費用がかかるという理由をあげた人の 69.7%を占め、警察に相談すると面倒だからという理由をあげた人の中での比率は 58.4%でやや少ない。逆に 50 歳以上の人は、警察に相談すると面倒だからという理由をあげた人の中での比率が相対的に高く



(41.6%)、問題がうまく解決するから、弁護士費用がかかるから、という理由をあげた人の中での割合は比較的に低い(順次に 29.5%、30.2%)。裁判に日数がかかるから、という理由をあげた人では、50歳未満が64.9%、50歳以上が35.1%で、この分析対象者(260名)の年齢別構成比と等しくなっている。若い年齢層は、どちらかというとなり功利的な理由をあげ、高年齢層は煩瑣な手続きを避けるための理由をあげる傾向がある。

職業別にもやや異なる理由があげられている。260人の職業別構成比は、自営業者15.0%(全調査対象者中の割合14.6%。括弧内以下同じ)、勤め人46.2%(38.5%)、無職者38.8%(46.5%)で、勤め人に暴力団利用者を「許容」する人が比較的に多く、主婦・学生等を含む無職者でこの数は小さくなっている。260人のこの職業別構成比に照らしてみると、問題がうまく解決するから、という理由をあげた人のなかで、自営業者が占める割合が相対的に高くなっている(21.3%)。勤め人、無職者ではこの割合は低い。裁判の日数がかかる、弁護士費用がかかる、警察に相談すると面倒だから、などの理由をあげた人々のなかでの職業別構成比は、分析対象者のなかでのそれと等しい。

生活水準によっても、暴力団利用者を許容する理由はやや異なる。260人の経済階層別の構成比は、上・中の上11.9%(全調査対象者中の割合は12.5%。括弧内以下同じ)、中56.9%(60.9%)、中の下・下30.7%(26.1%)、無回答0.8%(0.5%)で、全調査対象者中の構成比とあまり異ならない。弁護士費用がかかるから、という理由をあげた人のなかで、上・中の上の人は7.9%、中の生活水準の人は50.0%、中の下・下の生活水準の人は42.1%となっており、豊かではない人々がこの理由をあげる傾向がある。その他の理由をあげた人のなかでの生活水準別構成比は、分析対象者中のそれとほぼ等しくなっている。

性別、居住期間別、近隣の人々との関係別には、暴力団利用者を許容する理由は異なる。ただ、問題がうまく解決するからという理由をあげた人を性別にみると、その多くが男性(78.2%。分析対象者中の男性の割合は55.8%)である。

暴力団を利用する人を容認する理由としては、はじめに述べたように、警察に相談すると面倒だから、裁判に日数がかかるから、弁護士費用がかかるから、などの消極的な理由が多くあげられており、暴力団利用のメリットを理由とするものは、問題がうまく解決するから、にとどまっている。この点に暴力団排除対策に創意と工夫を凝らす余地があると考えられる。ともあれ自営業者および富裕層が「問題解決の効率化」を、貧困層は「弁護士費用の問題」を、また若い年齢層は「問題解決の効率化」と「弁護士費用の問題」を、高年齢層は「煩瑣な手続きを避けること」を、それぞれ暴力団利用者を許容する理由としてあげる傾向をうかがいみることができる。

#### 4. 暴力団員の不当要求行為に応じる人に対する評価

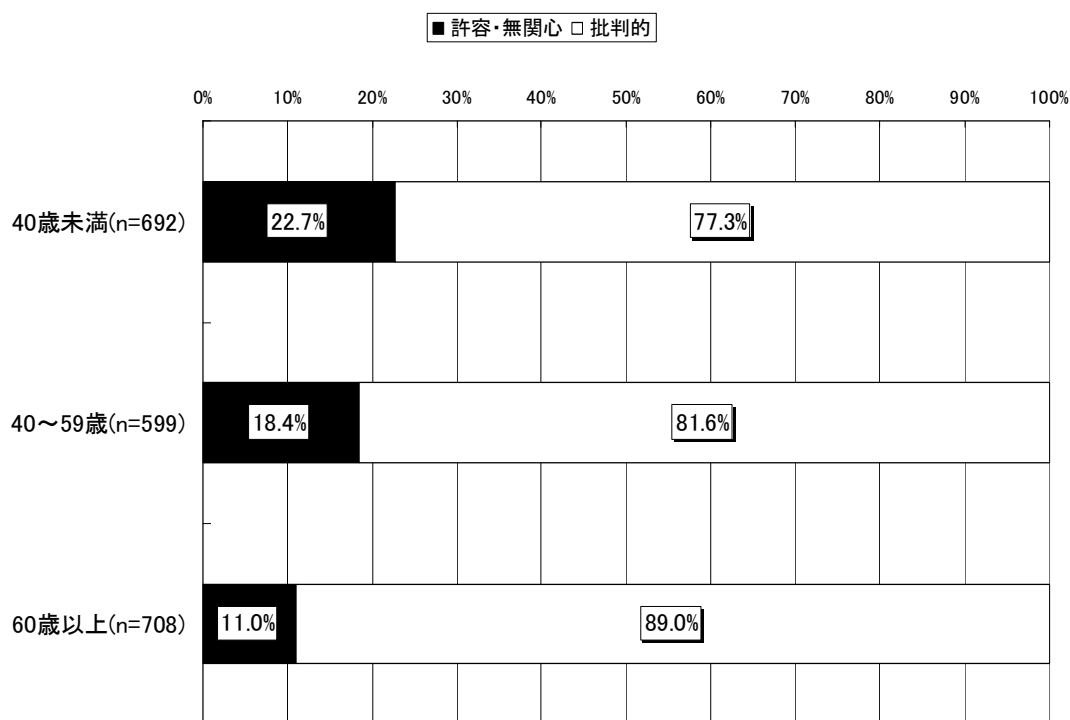
交通事故の示談などに介入して、暴力団員が不当に金品等を要求したとき、これに応じ

る人についてどう思うかという質問に対しては、よくないことではいけない 81.2%、よくないことだが仕方がない場合もある 14.8%、わるいことではない 0.1%、なんとも思わない 2.2%（無回答 0.6%）という反応が得られた。無回答を除く後三者の合計は 17.2%で、これを暴力団の不当要求行為に応じる人に対する許容性を示す人々の割合とみることができる。

暴力団にお金を出す企業と同じく、暴力団の不当要求行為に応じる人は、見方によっては暴力団犯罪の被害者ともいえるが、これに対する人々の許容度は暴力団を利用する人に対する許容度とほぼ等しく、緩やかではない。しかし暴力団にお金を出す企業への許容度と比べると、暴力団の不当要求行為に応じる人への許容度は厳しく、人々の評価は企業に対するよりも個人に対して厳しい、とすることができる。

不当要求行為に応じる人を容認する人の割合は、都市規模別、地方（警察管区）別には大きく異なる。

調査対象者の属性別にこの割合をみると、性別では差異はないが、年齢層別では若い年齢層ほど許容的な人の割合が高くなっている（図Ⅲ－４－５）。このことは男女別にも妥当する。



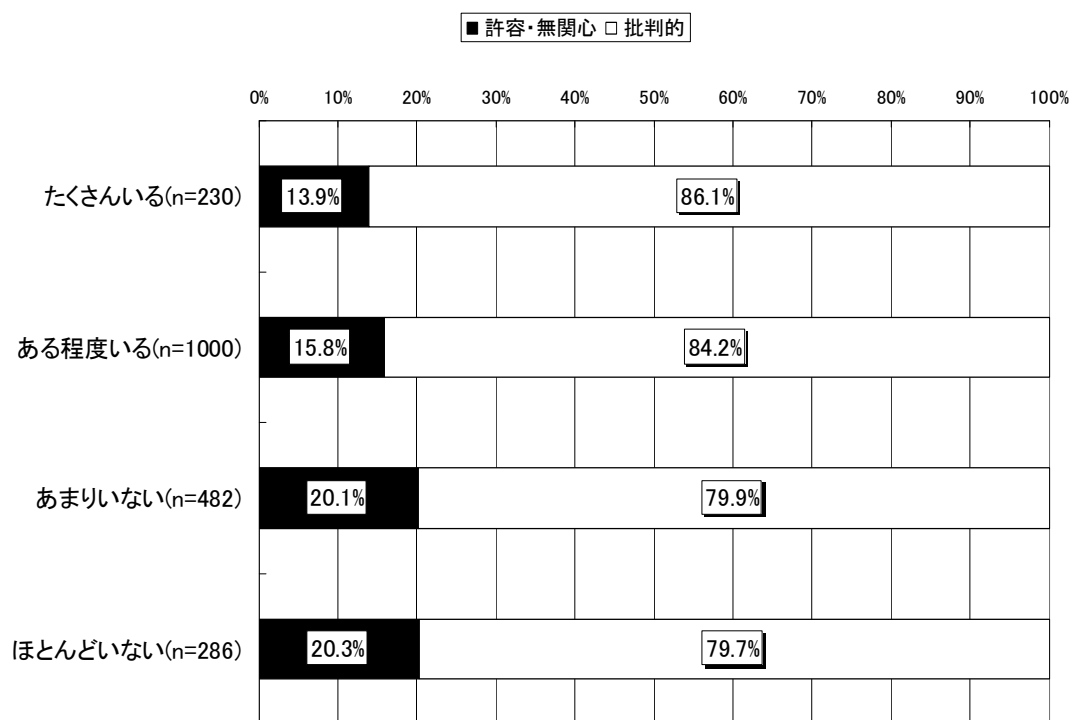
$\chi^2(2)=34.11$   $p<0.001$ （無回答を除く）

図Ⅲ－４－５ 暴力団の不当要求行為に応じる人に対する評価（年齢層別）

自営業者、勤め人、無職者の3分類で相互に比較すると、不当要求行為に応じる人への許容性は異なるが、製造・加工業の自営業者と販売職の勤め人の間で許容的な人が多

くなっている（順次に 26.6%、32.7%）。

居住期間別にみると、許容する層が 20 年未満 19.2%、20 年以上 15.3% で大きな差はないが、現在の居住地に住み続けたいとは思わない人で 25.7%（住み続けたいとする人では 16.1%）となっている。また、近所に相談したり助け合ったりする人がいない、あるいは少ないとする人ほど、不当要求行為に応じる人に対する許容性を示す傾向がみられる（図 III-4-6）。



$\chi^2(3)=7.89 \quad p<0.05$ （無回答を除く）

図 III-4-6 暴力団の不当要求行為に応じる人に対する評価（近隣関係別）

暴力団の不当要求行為に応じる人に対して許容的である人々は、暴力団にお金を出す企業や暴力団利用者などに許容的な人々の属性をある程度共有しており、年齢層が若い、現在の居住地に住み続けたいとは思わない、近所に相談したり助け合ったりする人がいない、などのことがその特徴となっている。一般に地域社会との関わりが希薄な人々に許容性が認められるといえることができる。

## 5. 暴力団に利益を与える企業・人に対する許容性相互間の関係

暴力団に利益を提供する企業に対して許容的な人々は、暴力団利用者や暴力団の不当要求行為に応じる人々に対しても許容的であろうか。この許容性相互間の関係は表 III-4-1～3 に示されている。

**表Ⅲ－４－１ 企業・人への許容性相互間の関係（１）**

		企業へ		
		許容的・無関心	批判的	計
利用者へ	許容的・無関心	234	100	334
	批判的	227	1413	1640
計		461	1513	1974

$$\chi^2(1)=489.95 \quad p<0.001 \text{ (無回答を除く)}$$

**表Ⅲ－４－２ 企業・人への許容性相互間の関係（２）**

		企業へ		
		許容的・無関心	批判的	計
要求に応じる人へ	許容的・無関心	178	159	337
	批判的	283	1354	1637
計		461	1513	1974

$$\chi^2(1)=197.11 \quad p<0.001 \text{ (無回答を除く)}$$

**表Ⅲ－４－３ 企業・人への許容性相互間の関係（３）**

		要求に応じる人へ		
		許容的・無関心	批判的	計
利用者へ	許容的・無関心	141	194	335
	批判的	198	1446	1644
計		339	1640	1979

$$\chi^2(1)=176.98 \quad p<0.001 \text{ (無回答を除く)}$$

この表から、暴力団にお金を出す企業に対して批判的な人々の大部分は個人（暴力団利用者、不当要求行為に応じる人）に対しても批判的であり、暴力団に利益を与える２種の個人に対して批判的な人々の大部分は企業に対しても批判的であることがわかる。また一方の個人に対して批判的な人々の多くは他方の個人に対しても批判的である。

ところで、企業に対して許容的な人々で、利用者にも許容的である人は 50.8%で、不当要求行為に応じる人にも許容的な人は 38.6%にとどまる。つまり、企業に許容的であっても、個人に対しては批判的だという人が 50~60%ほどいるということになる。暴力団利用者に許容的な人々の 70.1%、不当要求行為に応じる人に許容的な人々の 52.8%は企業に対しても許容的である。一般に、人々は暴力団に利益を与える個人よりも、企業に対して許容的であり寛大であるとみてよいであろう。

暴力団に利益を与える２種の個人的一方に対して許容的である人々で、他方の個人に対しても許容的である人々は、ともに４割程度であり、一方に対して許容的である人が他方に対しても許容的であるとはいえない。これは、２種の暴力団支援者の支援の仕方の能動性、受動性の差異に基づくことかもしれない。

## 6. 許容性と暴力団への不安および暴力団排除活動への協力との関係

ここでは、暴力団にお金を出す企業、暴力団利用者、暴力団の不当要求行為に応じる人等に対して許容的である人々は、暴力団の存在に不安を感じていない人か、また暴力団排除のための住民運動に協力する意向をもたない人かどうかについて検討する。

暴力団に不安を感じていない人は全体では34.6%であるが、暴力団に利益を与える企業に許容的な人では47.5%、暴力団利用者に許容的な人では48.1%、暴力団の不当要求行為に応じる人に許容的な人では39.1%が不安を感じていない、としており、一般に暴力団に利益を提供する企業や個人に対して許容的な人々では暴力団の存在に不安を感じていない人が比較的が多いといえる。

次に暴力団排除のための住民運動に協力する意向をもたない人は、全体では31.2%、協力するかしないかわからないという人は28.4%となっている。これに対して、暴力団にお金を出す企業に許容的な人では、協力したくない43.0%、わからない33.0%、暴力団利用者に許容的な人では、協力したくない40.9%、わからない33.5%、不当要求行為に応じる人に許容的な人では、協力したくない44.1%、わからない29.3%となっている。暴力団に利益を提供する企業や個人に対して許容的である人々では、暴力団排除のための住民運動に協力したくない、あるいは協力するかどうか分からない、とする人が相対的に多くなっている。

角度を変えてみると、暴力団に不安を感じていない人で、企業に対して許容的な人は31.6%（不安を感じている人では18.8%。括弧内以下同じ）、暴力団利用者に許容的な人は23.3%（13.3%）、不当要求行為に応じる人に許容的な人は19.3%（15.9%）となっており、不安を感じていない人々の方が、暴力団に利益をもたらす行為に許容的になっているといえる。

また、暴力団排除活動に協力しない、あるいは協力するかどうか分からないとする人々で、企業に対して許容的な人は29.9%（協力するという人では13.9%。括弧内以下同じ）、利用者に対して許容的な人は21.2%（10.8%）、不当要求行為に応じる人に許容的な人は21.3%（11.4%）であり、暴力団排除活動への協力意志のない人や協力するかどうか決めかねている人が、暴力団に利益を与える行為に対して相対的に許容性をもつ、ということが出来る。このように、暴力団に利益をもたらす行為への許容性の大きさは、暴力団に対する不安感、暴力団排除活動への協力意志等を削減する形で作用しており、またその逆の関係も成り立つ。

## 7. 要約

この章で述べてきたことは、以下のように要約できる。①暴力団にお金を出す企業、暴

力団利用者、暴力団の不当要求行為に応じる人などに対する調査対象者の評価は、いずれに対しても批判的評価が大多数となっている。②暴力団にお金を出す企業に対して許容的な人々が、暴力団に利益を提供する個人に対して許容的な人々よりも多く、人々は個人よりも企業に対して許容的だとみられる。③暴力団を支援する企業や個人を許容する人々の属性には、年齢層が若い、現在の居住地での居住期間が短い、現在の居住地に住み続けたいと思っていない、近所に相談したり助け合ったりする人がいない、暴力団の存在に不安を感じていない、暴力団排除の住民運動に協力する意向をもたないか、協力するかどうか決めていない、などの特徴がみられる。一般に地域社会への関心が乏しく、暴力団問題を自分たちの地域社会の問題として意識していないとみられる人々に、暴力団に関わる企業・個人への許容性がうかがわれる。④暴力団の利用を容認する理由としては、警察に相談すると面倒だ、裁判の日数がかかる、弁護士費用がかかる、問題がうまく解決する、などが多くあげられている。若い年齢層、自営業者では問題がうまく解決するからという功利的な理由があげられ、高年齢層では、面倒を避けようとするのが理由となっている。

## 第5章 暴力団からの被害と暴力団との取引

### 1. 暴力団からの被害

#### (1) 暴力団からの被害

暴力団からの被害について分析していく。「あなたは今までに、暴力団から被害を受けたことがありますか」と複数回答でたずねた。その結果を示したものが表Ⅲ－５－１である。

表Ⅲ－５－１ 暴力団からの被害 (N=2012)

被害内容	構成比	人数
暴力を受けた	0.3	6
恐喝された	0.9	19
みかじめ・用心棒代を要求された	0.6	13
物品を買わされた、契約させられた	0.9	19
路上等で脅された、威嚇された	1.6	32
もめごとの斡旋等で金品要求された	0.2	5
所属企業・団体が脅迫などを受けた	1.1	22
その他の被害	0.4	9

もっとも被害経験率が高いのは、「路上等で脅された、威嚇された」の1.6%であった。ついで「所属企業・団体が脅迫などを受けた」1.1%、「恐喝された」0.9%、「物品を買わされた、契約させられた」0.9%である。「その他の被害」の自由記述をみると、交通事故に際しての介入、交通事故（当たり屋）など、自動車事故関係が5件と多かった。また、店の又貸しで家賃収入が支払われなかったとの記述が1件あった。

被害としてたずねた8項目のうち、ひとつでもあてはまるとした回答者は106人(5.3%)であり、市民の20人にひとりは何らかの被害経験をもっているということになる。以下では、この何らかの被害経験をもっているとした回答者を分析していく。

#### ①性別

性別に被害経験をクロス集計すると、男性(n=975)では81人(8.3%)、女性(n=1037)では25人(2.4%)と、男性の方が被害経験のある割合が高い。 $\chi^2(1)=35.01$ 、 $p<0.001$ で有意な差である。

#### ②年代別

年代別にみると、20歳未満(n=110)では0人(0.0%)、20代(n=253)で8人(3.2%)、30代(n=331)で18人(5.4%)だが、40代(n=309)で23人(7.4%)、50代(n=293)で21人(7.2%)、60代(n=331)で24人(7.3%)となっている。40歳以上の世代で被害経験が多いようにもみえるが、ここでの設問は「今までに」とたずねたものであり、年

年齢が高くなるほど経験率が高くなるのは当然である。統計的には有意である ( $p<0.01$ ) が、特定の年齢層において被害率が高いかどうかという議論はできない。

### ③都市規模別

都市規模別に被害経験をみると、東京都区部 ( $n=134$ ) 9人 (6.7%)、政令指定都市 ( $n=427$ ) 22人 (5.2%)、人口20万以上の市 ( $n=486$ ) 24人 (4.9%)、人口10万人以上の市 ( $n=336$ ) 14人 (4.2%)、人口10万人未満の市 ( $n=445$ ) 28人 (6.3%)、町村 ( $n=184$ ) 9人 (4.9%) となっている。人口規模による違いはほとんどみられない。統計的有意差もない。

### ④警察管区別

警察管区別に被害経験を示したものが表Ⅲ-5-2である。統計的に有意な差はなかった。あえて傾向をよみとれば、東北管区において2.7%と他の管区より低い傾向であった。これ以外はおおむね5パーセント程度から7.5パーセントの間におさまっており、大きな違いはみられない。

表Ⅲ-5-2 警察管区別にみた暴力団からの被害経験率

管区	被害経験率	被害人数	n
北海道	5.0%	4	80
東北管区	2.7%	4	148
警視庁	6.0%	12	201
関東管区	4.8%	30	619
中部管区	5.7%	12	212
近畿管区	4.9%	16	324
中国管区	7.5%	9	120
四国管区	7.5%	6	80
九州管区	5.7%	13	228

n.s

### ⑤職業別

表Ⅲ-5-3 職業別にみた暴力団からの被害経験率

	職業	被害経験率	被害人数	n
自営・家族 従業者	農林漁業	0.0%	0	31
	製造・加工業	0.0%	0	30
	商業・サービス業	11.2%	22	196
	その他の自営・家族従業者	5.4%	2	37
勤め人	経営・管理職	13.6%	9	66
	専門・技術職	8.6%	14	163
	事務職	2.8%	4	143
	営業職	7.6%	5	66
	販売職	2.0%	1	49
	技能・生産工程職	3.4%	4	117
	サービス職	6.6%	10	152
無職	主婦	3.0%	15	501
	学生	0.7%	1	141
	その他の無職	6.4%	19	295

$p<0.001$  (Fisherの直接法、モンテカル法)



職業別に被害経験率を示したものが表Ⅲ－５－３である。勤め人の経営・管理職においてもっとも被害経験率が高く、13.6%となっている。ついで、自営業者の商業・サービス業において11.2%と、10人にひとり以上に何らかの被害経験があるという結果になっている。

#### ⑥階層意識別

表Ⅲ－５－４は、階層意識別にみた暴力団からの被害経験率を示したものである。ここでいう階層意識は、「あなたの世帯の生活程度は、世間一般から見てどう思いますか」とし、5つの選択肢を提示してたずねてある。なお、「上」という回答が26人(1.3%)と少なかったため、「中の上」という回答225人(11.2%)とカテゴリーを統合して集計した。

表Ⅲ－５－４ 階層意識別にみた暴力団からの被害経験率

職業	被害経験率	被害人数	n
上・中の上	6.4%	16	251
中の中	3.9%	48	1226
中の下	7.3%	31	424
下	10.8%	11	102

$$\chi^2(3)=14.81, p<0.01$$

階層意識を「下」とした群において、10.8%ともっとも被害経験率が高い。ついで「中の中」7.3%、「上・中の上」6.4%となり、「中の中」と回答した群が3.9%ともっとも低い。カイ二乗検定では1%水準で有意な差である。

#### (2) 暴力団からの被害への対応

何らかの被害経験のある106人のうち、警察に届け出をしたとする回答は23人(21.7%)、届けでなかったとする回答は82人(77.4%)、無回答1人(0.9%)であった。

届けでなかった理由をたずねた結果(主な理由ひとつだけを選択)は、「たいしたことではなかった」とするものがもっとも多く35人(42.7%)、ついで「面倒」15人(18.3%)、「後が恐ろしい」13人(15.9%)、「警察が扱う刑事事件ではない」8人(9.8%)、「警察はいやだ」1人(1.2%)、「その他」7人(8.5%)、無回答3人(3.7%)であった。

「その他」の自由記述をみると、以下のような内容であった。「多少の付き合い関係の範囲内」「自称暴力団だったので」「会社では20年前は慣例化していた。現在では、社内規則で厳しく禁じられている」「30年前のことだが、その土地で商売するにはあたりまえでした」「接触事故の原因が当方にある」「公表したくないから」「親身になってくれるかどうか疑問」。慣習として当然視されていたとする記述が3件あった。

## 2. 暴力団との取引

「あなたは今までに、暴力団との取引がありましたか」という設問の回答結果は、ある18人(0.9%)、ない1987人(98.8%)、無回答7人(0.3%)であった。

性別では、男性15人(1.5%)、女性3人(0.3%)と、男性が多かった。

年齢別にみると20歳未満0人(0.0%)、20代1人(0.4%)、30代3人(0.9%)、40代4人(1.3%)、50代3人(1.0%)、60代4人(1.2%)、70歳以上3人(0.8%)となっており、これといった特徴は見いだしがたい。

都市規模別では、東京都区部2人(1.5%)、政令指定都市5人(1.2%)、人口20万以上の市4人(0.8%)、人口10万以上の市2人(0.6%)、人口10万未満の市3人(0.7%)、町村2人(1.1%)となっている。都市規模による違いがあるとはいえない。

警察管区別にみると、北海道0人(0.0%)、東北管区0人(0.0%)、警視庁3人(1.5%)、関東管区4人(0.7%)、中部管区2人(0.9%)、近畿管区3人(0.9%)、中国管区2人(1.7%)、四国管区0人(0.0%)、九州管区4人(1.8%)であった。管区による違いはみられない。

職業別にみると、自営業の製造・加工業(n=29)で2人(6.9%)がもっとも多いが、サンプル数が少ないため、参考程度とすべきであろう。勤め人の経営・管理職(n=66)では2人(3.0%)、自営の商業・サービス業(n=194)では5人(2.6%)となっている。

取引経験があったとした回答者に取引内容をたずねた結果(複数回答)、「物品の購入・販売」が最多で12人(66.7%)であった。これ以外では「業務への参入」2人(11.1%)、下請けの委託1人(5.6%)、その他2人(11.1%)であった。自由記述の内容をみると、「みかじめ料」1件と「消防用設備点検」1件があった。

## 3. 要約

調査対象者の5.3%が暴力団からの何らかの被害経験をもっていた。20人にひとり程度である。性別では男性の方が被害経験が多かった。都市規模による違いはみられなかった。また、警察管区による違いもほとんどみられなかった。

職業別にみると、勤め人の経営・管理職が13.6%と被害経験率が高かった。ついで、自営の商業・サービス業で11.2%となった。

暴力団からの被害を警察に届けた割合は21.7%であった。5人にひとり程度である。届けでなかった理由は、「たいしたことではなかった」42.7%、「面倒」18.3%、「後が恐ろしい」15.9%、「警察が扱う刑事事件ではない」9.8%といったものであった。

暴力団との取引経験は、0.9%が「ある」という回答であった。100人にひとり弱である。取引内容としては、「物品の購入・販売」がもっとも多かった。

## 第6章 暴力団を排除する取組み

### 1. 暴力団排除条例の認知と評価

#### (1) 暴力団排除条例の認知

図Ⅲ－6－1は、「平成23年10月1日に東京都と沖縄県で『暴力団排除条例』が施行され、これにより全都道府県で『暴力団排除条例』が施行されました。あなたは、暴力団排除条例の内容についてどの程度知っていますか」とたずねた結果を示したものである。



図Ⅲ－6－1 暴力団排除条例の認知状況 (N=2012)

「詳細まで知っている」とする回答5人(0.2%)、「内容をある程度知っている」196人(9.7%)、「内容は知らないが、条例ができたことは知っている」1061人(52.7%)、「条例も内容も知らない」747人(37.1%)、無回答3人(0.1%)であった。

以下では、「詳細まで知っている」と「内容をある程度知っている」という回答を統合して「知っている」とし、また無回答を除去して分析する。

#### ①性別

性別に認知状況をみると、男性(n=974)では「知っている」130人(13.3%)、「内容は知らないが条例は知っている」552人(56.7%)、「知らない」292人(30.0%)であった。女性(n=1035)では「知っている」71人(6.9%)、「内容は知らないが条例は知って

いる」509人(49.2%)、「知らない」455人(44.0%)であった。男性の方が認知度が高い傾向にあり、 $\chi^2(2)=52.83$ 、 $p<0.001$ で有意な差である。

## ②年代別

年代別の暴力団排除条例認知状況を表Ⅲ－6－1に示した。

表Ⅲ－6－1 年齢別の暴力団排除条例認知状況

	知っている	内容は知らないが条例は知っている	条例も内容も知らない	合計	人数(人)
20歳未満	4.5%	28.2%	67.3%	100.0%	110
20～29歳	5.5%	47.4%	47.0%	100.0%	253
30～39歳	12.1%	50.9%	37.0%	100.0%	330
40～49歳	10.4%	58.3%	31.4%	100.0%	309
50～59歳	14.0%	59.4%	26.6%	100.0%	293
60～69歳	11.9%	59.0%	29.2%	100.0%	329
70歳以上	7.8%	50.4%	41.8%	100.0%	385

$$\chi^2(12)=91.55, p<0.001$$

「知っている」という回答比率に注目すると、20歳未満と20代ではおおむね5パーセント程度であるが、30代から60代では10数パーセントとなっている。とりわけ50代が14.0%と相対的に高い。

「知っている」と「内容は知らないが、条例ができたことは知っている」の計を算出すると、20歳未満32.7%、20代52.9%、30代63.0%、40代68.7%、50代73.4%、60代70.9%、70歳以上58.2%となる。少なくとも条例の存在を認知している割合は、おおむね年代が上がるほど多くなる傾向があり、30代で6割程度、40代以上ではおおむね7割前後となる。

## ③都市規模別

表Ⅲ－6－2 都市規模別の暴力団排除条例認知状況

	知っている	内容は知らないが条例は知っている	条例も内容も知らない	合計	人数(人)
東京都区部	14.9%	55.2%	29.9%	100.0%	134
政令指定都市	11.9%	51.3%	36.8%	100.0%	427
人口20万以上の市	8.9%	57.7%	33.4%	100.0%	485
人口10万以上の市	7.7%	52.7%	39.6%	100.0%	336
人口10万未満の市	9.3%	49.7%	41.1%	100.0%	443
町村	10.9%	49.5%	39.7%	100.0%	184

$$\chi^2(10)=17.84, p=0.058$$

表Ⅲ－6－2は、都市規模別に暴力団排除条例の認知状況を示したものである。「知っている」とする回答はおおむね10パーセント前後であり、大きな違いはない。東京都区部

で 14.9%とやや高い認知率であるが、5%水準での統計的有意差はない。

「知っている」と「内容は知らないが、条例ができたことは知っている」の計を算出すると、東京都区部 70.1%、政令指定都市 63.2%、人口 20 万以上の市 66.6%、人口 10 万以上の市 60.4%、人口 10 万未満の市 59.0%、町村 60.4%となり、東京都区部の認知率がやや高めであり、人口規模の少ない地域でやや低めとなっている。

#### ④警察管区別

表Ⅲ－6－3 警察管区別の暴力団排除条例認知状況

	知っている	内容は知らないが条例は知っている	条例も内容も知らない	合計	人数(人)
北海道	12.5%	50.0%	37.5%	100.0%	80
東北管区	8.1%	48.6%	43.2%	100.0%	148
警視庁	15.4%	55.2%	29.4%	100.0%	201
関東管区	10.2%	51.5%	38.3%	100.0%	616
中部管区	10.4%	50.5%	39.2%	100.0%	212
近畿管区	8.6%	54.6%	36.7%	100.0%	324
中国管区	7.5%	50.8%	41.7%	100.0%	120
四国管区	8.8%	47.5%	43.8%	100.0%	80
九州管区	8.3%	60.5%	31.1%	100.0%	228

$$\chi^2(16)=22.70、p=0.122$$

表Ⅲ－6－3は、警察管区別の暴力団排除条例の認知状況である。「知っている」という回答比率に注目すると、おおむね 10 パーセント前後であり、大きな違いはない。警視庁で 15.4%と比較的高い認知率であるが、5%水準での統計的有意差はない。

「知っている」と「内容は知らないが、条例ができたことは知っている」の計を算出すると、北海道 62.5%、東北管区 56.7%、警視庁 70.6%、関東管区 61.7%、中部管区 60.9%、近畿管区 63.2%、中国管区 58.3%、四国管区 56.3%、九州管区 68.8%となる。警視庁と九州管区が 7 割前後と比較的高い認知率となっている。

#### ⑤職業別

表Ⅲ－6－4は、職業別の暴力団排除条例の認知状況である。「知っている」という回答比率に注目すると、勤め人の経営・管理職が 24.2%、勤め人の営業職が 22.7%と比較的高い認知率となっている。ついで自営の製造・加工業も 20.0%と高いが、サンプル数が 30 人と少数であるため、参考程度とすべきであろう。勤め人の事務職も 19.6%と高めである。自営の商業・サービス業では 10.8%となっている。

表Ⅲ－６－４ 職業別の暴力団排除条例認知状況

		知っている	内容は知らないが条例は知っている	条例も内容も知らない	合計	人数(人)
自営・家族 従業者	農林漁業	3.2%	45.2%	51.6%	100.0%	31
	製造・加工業	20.0%	46.7%	33.3%	100.0%	30
	商業・サービス業	10.8%	58.5%	30.8%	100.0%	195
	その他の自営・家族従業者	11.1%	55.6%	33.3%	100.0%	36
勤め人	経営・管理職	24.2%	54.5%	21.2%	100.0%	66
	専門・技術職	7.4%	59.5%	33.1%	100.0%	163
	事務職	19.6%	49.7%	30.8%	100.0%	143
	営業職	22.7%	59.1%	18.2%	100.0%	66
	販売職	6.1%	51.0%	42.9%	100.0%	49
	技能・生産工程職	6.0%	55.6%	38.5%	100.0%	117
	サービス職	5.3%	56.6%	38.2%	100.0%	152
	その他の勤め人	15.8%	42.1%	42.1%	100.0%	19
無職	主婦	5.6%	53.7%	40.7%	100.0%	501
	学生	7.1%	29.1%	63.8%	100.0%	141
	その他の無職	13.3%	54.1%	32.7%	100.0%	294

$p<0.001$  (Fisherの直接法、モンテカル法)

「知っている」と「内容は知らないが、条例ができたことは知っている」の計を算出すると、勤め人の営業職 81.8%、勤め人の経営・管理職 78.7%が高い認知率を示す。自営の製造・加工業で 66.7%、自営の商業・サービス業では 69.3%と、おおむね7割程度の認知率である。学生が 36.2%ともっとも低く、自営の農林漁業者も 48.4%と低い。

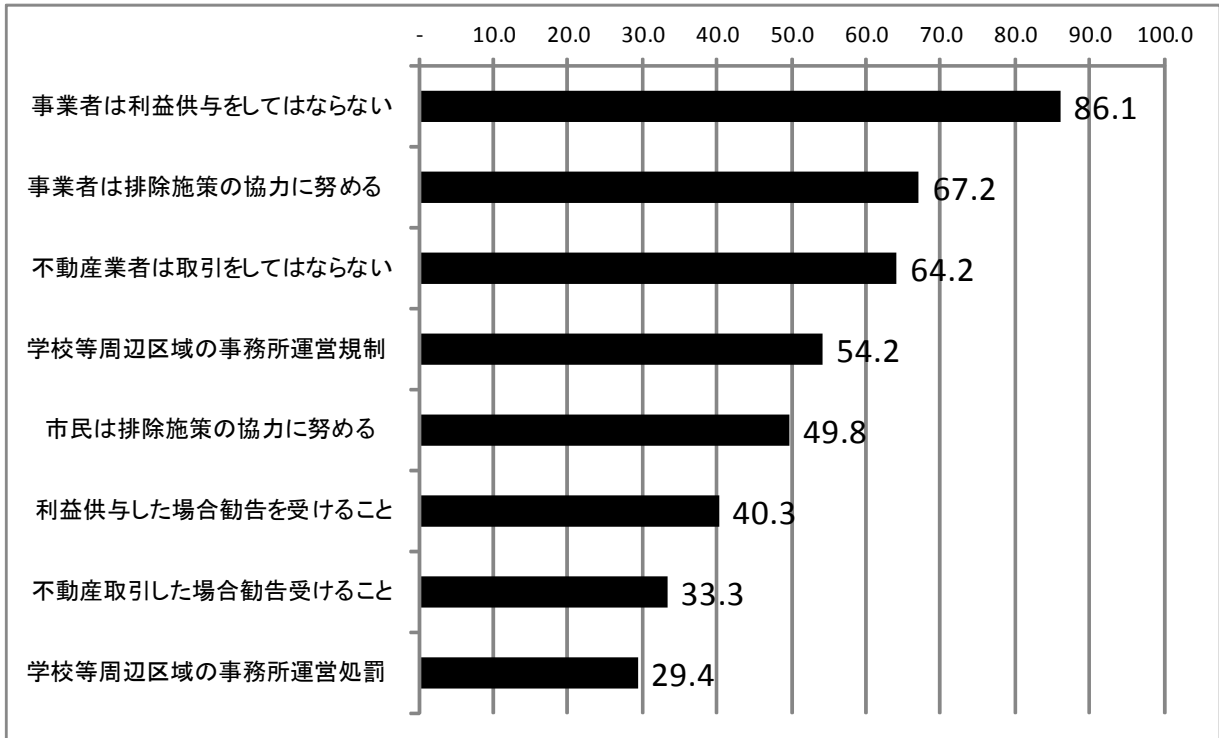
#### ⑥階層意識別

階層意識別に暴力団排除条例の認知状況をクロス集計し、「知っている」という回答比率に注目すると、以下ようになる。「上・中の上」(n=250)で37人(14.8%)、「中の中」(n=1224)で119人(9.7%)、「中の下」(n=424)で36人(8.5%)、「下」(n=102)で9人(8.8%)となっており、階層意識による違いはみられない。カイ二乗検定でも $\chi^2(6)=9.77$ 、 $p=0.135$ と、統計的有意差はない。

#### (2) 暴力団排除条例の内容の認知

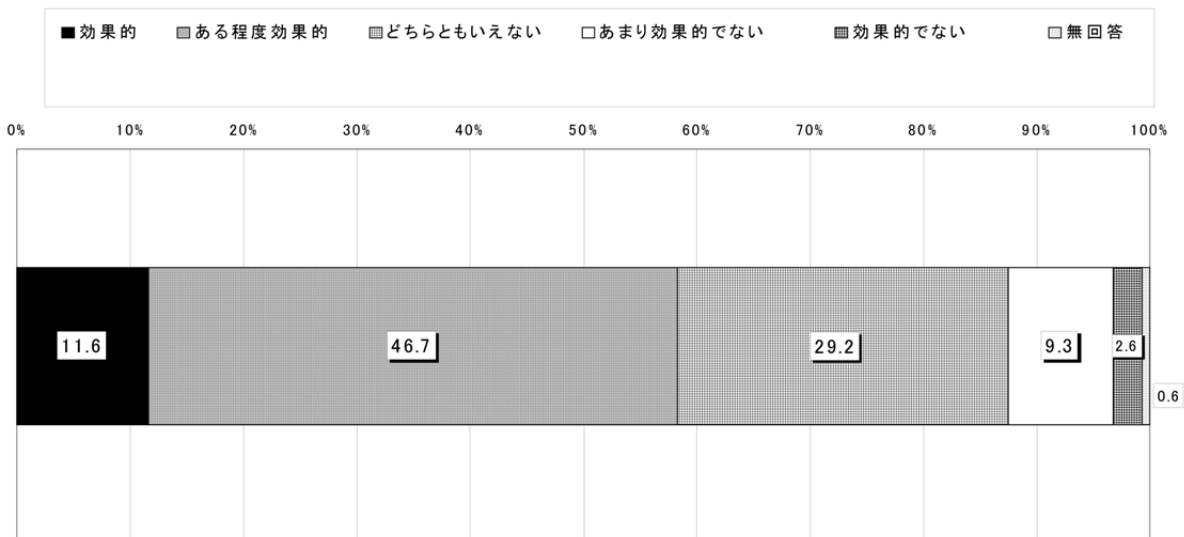
図Ⅲ－６－２は、暴力団排除条例について「詳細まで知っている」とした5人(0.2%)と「内容をある程度知っている」196人(9.7%)のみを対象に、「暴力団排除条例の内容として知っているものはどれですか」と複数回答でたずねた結果である(N=201)。

もっとも認知率が高かったのは、「事業者は、暴力団員に対して利益供与をしてはならないこと」の86.1%であった。内容の認知率が5割を上回っていたものは、以下の3項目であった。「事業者は、暴力団排除施策に協力するよう努めること」67.2%、「不動産業者は、暴力団事務所に利用されることを知って、不動産取引をしてはならないこと」64.2%、「学校等の周辺区域において、暴力団事務所を新規に開設・運営してはならないこと」54.2%。



図Ⅲ－６－２ 暴力団排除条例の内容の認知状況 (N=201)

(3) 暴力団排除条例の効果への評価



図Ⅲ－６－３ 暴力団排除条例の効果への評価

図Ⅲ－６－３は、暴力団排除条例の効果の評価をたずねた結果を示したものである。「暴力団排除条例は、暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的だと思いますか」

とたずねた。「効果的」という回答が 234 人 (11.6%)、「ある程度効果的」939 人 (46.7%)、「どちらともいえない」587 人 (29.2%)、「あまり効果的でない」187 人 (9.3%)、「効果的でない」52 人 (2.6%)、無回答 13 人 (0.6%) となった。

以下では、「効果的」という回答と「ある程度効果的」を統合して「効果的と評価」群とし、「あまり効果的でない」と「効果的でない」という回答を統合して「効果なしと評価」群とし、無回答を除外して分析していく。

### ①性別

性別に条例の効果の評価をみる。男性 (n=972) では、「効果的と評価」607 人 (62.4%)、「どちらともいえない」252 人 (25.9%)、「効果なしと評価」113 人 (11.6%) であった。女性 (n=1027) では、「効果的と評価」566 人 (55.1%)、「どちらともいえない」335 人 (32.6%)、「効果なしと評価」126 人 (12.3%) であった。男性の方が条例を効果ありと評価する傾向にある。カイ二乗検定では  $\chi^2(2)=12.37$ 、 $p<0.01$  で有意な差である。

### ②年代別

表Ⅲ－6－5 年代別の暴力団排除条例の効果への評価

	効果的と評価	どちらともいえない	効果なしと評価	合計	人数(人)
20歳未満	51.8%	37.3%	10.9%	100.0%	110
20～29歳	41.8%	41.0%	17.1%	100.0%	251
30～39歳	48.8%	33.0%	18.2%	100.0%	330
40～49歳	57.5%	29.9%	12.7%	100.0%	308
50～59歳	63.8%	27.3%	8.9%	100.0%	293
60～69歳	71.6%	21.7%	6.7%	100.0%	327
70歳以上	66.3%	23.9%	9.7%	100.0%	380

$$\chi^2(12)=87.13、p<0.001$$

表Ⅲ－6－5は、年代別の暴力団排除条例の効果への評価を示したものである。直線的な関係になってはいないが、20歳未満と70歳以上を例外として、20代から60代まではおおむね、年代が上になるにつれて効果的とする評価が多くなっている。効果的という評価が20代では4割程度であるが、30代では5割弱、40代で6割弱、50代で5割強、60代では7割となっている。カイ二乗検定では0.1%水準で有意な差である。

### ③都市規模別

表Ⅲ－6－6は、都市規模別の暴力団排除条例の効果への評価を示したものである。東京都区部の回答者がもっとも「効果的」と評価する割合が高く、69.4%と7割近くになっている。町村部では52.5%と半分強にとどまり、もっとも低い。カイ二乗検定では5%水準で有意な差がある。



表Ⅲ－６－６ 都市規模別の暴力団排除条例の効果への評価

	効果的と評価	どちらともいえない	効果なしと評価	合計	人数(人)
東京都区部	69.4%	26.1%	4.5%	100.0%	134
政令指定都市	57.5%	29.5%	13.0%	100.0%	424
人口20万以上の市	59.6%	26.9%	13.5%	100.0%	483
人口10万以上の市	62.1%	27.2%	10.7%	100.0%	335
人口10万未満の市	55.5%	32.7%	11.8%	100.0%	440
町村	52.5%	33.9%	13.7%	100.0%	183

$$\chi^2(10)=18.84、p<0.05$$

#### ④警察管区別

表Ⅲ－６－７は、警察管区別の暴力団排除条例の効果への評価を示したものである。警視庁においてもっとも「効果的」という評価が多く、66.8%となっている。中国管区の64.2%がそれにつぐ。四国管区が52.5%、東北管区が53.1%と効果的とする評価が少ない。カイ二乗検定では1%水準で有意な差がある。

表Ⅲ－６－７ 警察管区別の暴力団排除条例の効果への評価

	効果的と評価	どちらともいえない	効果なしと評価	合計	人数(人)
北海道	58.8%	23.8%	17.5%	100.0%	80
東北管区	53.1%	38.1%	8.8%	100.0%	147
警視庁	66.8%	28.1%	5.0%	100.0%	199
関東管区	56.6%	31.2%	12.2%	100.0%	615
中部管区	57.6%	31.0%	11.4%	100.0%	210
近畿管区	59.7%	23.8%	16.6%	100.0%	320
中国管区	64.2%	25.0%	10.8%	100.0%	120
四国管区	52.5%	32.5%	15.0%	100.0%	80
九州管区	59.6%	29.4%	11.0%	100.0%	228

$$\chi^2(16)=32.87、p<0.01$$

#### ⑤職業別

表Ⅲ－６－８は、職業別の暴力団排除条例の効果への評価を示したものである。

自営・家族従業者においては、製造・加工業の73.3%が効果的と評価しているが、サンプル数が30人と少ないため、参考程度にみるべきであろう。商業・サービス業では64.1%となっている。

勤め人をみると、経営・管理職が69.7%、営業職が68.2%と、効果的と評価する割合が高く、7割弱となっている。効果的という評価が少ないのは販売職40.8%、技能・生産工程職48.7%である。

表Ⅲ－６－８ 職業別の暴力団排除条例の効果への評価

		効果的と評価	どちらともいえない	効果なしと評価	合計	人数(人)
自営・家族従業者	農林漁業	56.7%	30.0%	13.3%	100.0%	30
	製造・加工業	73.3%	16.7%	10.0%	100.0%	30
	商業・サービス業	64.1%	24.1%	11.8%	100.0%	195
	その他の自営・家族従	59.5%	27.0%	13.5%	100.0%	37
勤め人	経営・管理職	69.7%	25.8%	4.5%	100.0%	66
	専門・技術職	52.8%	32.5%	14.7%	100.0%	163
	事務職	58.5%	31.7%	9.9%	100.0%	142
	営業職	68.2%	22.7%	9.1%	100.0%	66
	販売職	40.8%	36.7%	22.4%	100.0%	49
	技能・生産工程職	48.7%	34.2%	17.1%	100.0%	117
	サービス職	55.3%	33.6%	11.2%	100.0%	152
	その他の勤め人	57.9%	26.3%	15.8%	100.0%	19
無職	主婦	55.4%	32.9%	11.8%	100.0%	493
	学生	51.8%	32.6%	15.6%	100.0%	141
	その他の無職	69.6%	21.5%	8.9%	100.0%	293

$p<0.01$  (Fisher の直接法、モンテカル法)

#### ⑥階層意識別

表Ⅲ－６－９ 階層意識別の暴力団排除条例の効果への評価

	効果的と評価	どちらともいえない	効果なしと評価	合計	人数(人)
上・中の上	59.2%	26.8%	14.0%	100.0%	250
中の中	61.0%	28.6%	10.4%	100.0%	1218
中の下	55.5%	31.5%	13.0%	100.0%	422
下	41.0%	38.0%	21.0%	100.0%	100

$\chi^2(6)=21.73$ 、 $p<0.01$

表Ⅲ－６－９は、階層意識別の暴力団排除条例の効果への評価を示したものである。「効果的」という評価の回答割合をみると、「中の中」で61.0%、「上・中の上」で59.2%とこの2群はほとんど同じである。「中の下」で55.5%とやや低くなり、「下」という回答群では41.0%となり、「中の中」群より20ポイント低い。カイ二乗検定では1%水準で有意な差である。

#### ⑦被害経験の有無別

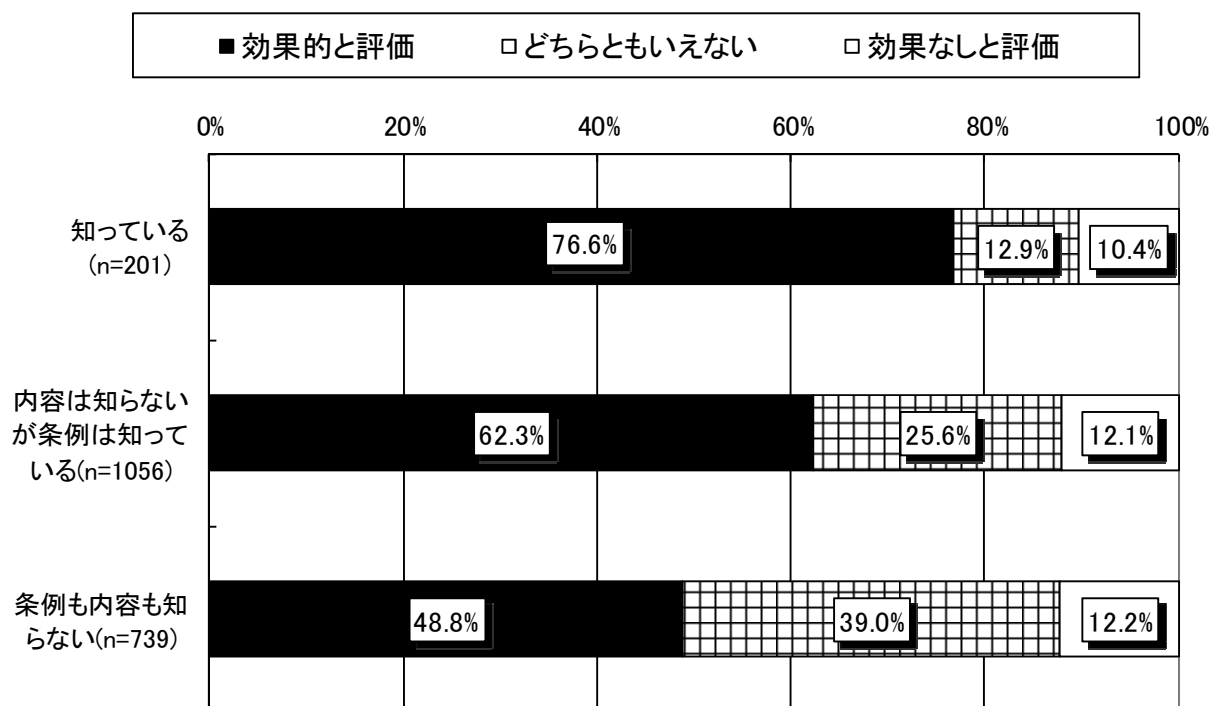
表Ⅲ－６－10 被害経験の有無別の暴力団排除条例の効果への評価

	効果的と評価	どちらともいえない	効果なしと評価	合計	人数(人)
被害経験あり	56.6%	22.6%	20.8%	100.0%	106
被害経験なし	58.8%	29.7%	11.5%	100.0%	1893

$\chi^2(2)=9.05$ 、 $p<0.05$

表Ⅲ－6－10は、被害経験の有無別に暴力団排除条例の効果への評価を示したものである。「効果的」という評価の割合は、被害あり群 56.6%、被害なし群 58.8%と違いはない。しかし、「効果なし」という否定的な評価の割合が、被害あり群 20.8%、被害なし群 11.5%となっており、被害経験のある回答者は条例の効果を否定的に評価する割合が高い。カイ二乗検定では5%水準で有意な差である。

#### ⑧ 条例の認知別



図Ⅲ－6－4 条例の認知別の条例効果への評価

図Ⅲ－6－4は、条例の認知別に条例の効果への評価を示したものである。いずれの群であっても、「効果なし」という評価の割合は1割程度であり、違いはない。

違いがみられるのは、「効果的」という回答と「どちらともいえない」という回答である。条例とその内容を「知っている」という群では76.6%が「効果的」と評価しているが、「条例も内容も知らない」という群では48.8%となっている。これとトレードオフになっているのは「どちらともいえない」という回答であり、「知っている」群では12.9%だが「条例も内容も知らない」という群では39.0%となっている。

カイ二乗検定では $\chi^2(4)=73.00$ 、 $p<0.001$ と、0.1%水準で有意な差である。

## 2. 暴力団排除の取組み

### (1) 暴力団排除の住民運動への協力

表Ⅲ－6－11 は、暴力団排除の住民運動への協力態度を示したものである。設問文は、「もし、あなたの住んでいる所で、暴力団排除の住民運動（暴力団事務所の撤去活動、暴力団事務所周辺でのデモや監視活動）が起きたら、あなたは協力したいと思いますか」というものである。

表Ⅲ－6－11 暴力団排除の住民運動への協力態度

	構成比	人数（人）
絶対に協力したくない	5.0	100
あまり協力したくない	26.2	527
ある程度協力したい	36.5	735
進んで協力したい	3.7	75
わからない	28.3	570
無回答	0.2	5
合計	100.0	2012

協力的な回答である「ある程度協力したい」と「進んで協力したい」の計は 810 人(40.2%)、非協力的な回答である「絶対に協力したくない」と「あまり協力したくない」の計は 627 人(31.2%)であった。以下では、協力的な回答を統合して「協力したい」群とし、非協力的な回答を統合して「協力したくない」群とし、「わからない」はそのままに、無回答を分析対象から除外して、3群に分けて分析していく。

#### ① 性別

性別に暴力団排除の住民運動への協力態度をクロス集計すると、以下のようになる。男性（n=973）では、「協力したい」474人（48.7%）、「わからない」227人（23.3%）、「協力したくない」272人（28.0%）。女性（n=1034）では「協力したい」336人（32.5%）、「わからない」343人（33.2%）、「協力したくない」355人（34.3%）。

男性の方が協力したいという回答が 16.2 ポイント多い。女性では「わからない」という回答が多くなっている。カイ二乗検定では  $\chi^2(2)=56.30$ 、 $p<0.001$  と、0.1%水準で有意な差である。

#### ②年代別

表Ⅲ－6－12 は、年代別に暴力団排除の住民運動への協力態度を示したものである。

20歳未満を例外として、20代から60代へと年代が上がるにつれて、おおむね「協力したい」という回答比率が増加していく傾向にある。20代では2割弱であるが、30代では3割弱、40代で3割半、50代では4割半、60代以上では半数以上が「協力したい」という回答であった。カイ二乗検定では 0.1%水準で有意な差である。

表Ⅲ－6－12 性別にみた暴力団排除の住民運動への協力態度

	協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数 (人)
20歳未満	28.2%	33.6%	38.2%	100.0%	110
20～29歳	19.0%	36.8%	44.3%	100.0%	253
30～39歳	29.5%	28.9%	41.6%	100.0%	329
40～49歳	36.2%	28.5%	35.3%	100.0%	309
50～59歳	46.9%	24.3%	28.8%	100.0%	292
60～69歳	55.5%	28.2%	16.4%	100.0%	330
70歳以上	52.6%	24.2%	23.2%	100.0%	384

$$\chi^2(12)=151.45、p<0.05$$

### ③都市規模別

表Ⅲ－6－13は、都市規模別に暴力団排除の住民運動への協力態度を示したものである。

東京都区部のみにおいて半数以上が「協力したい」という回答であり、他と比べて特異な傾向を示している。東京都区部以外は、人口10万以上の市で34.8%とわずかに低いが、おおむね4割程度であり、違いはみられない。なお、カイ二乗検定で5%水準では有意な差はない。

表Ⅲ－6－13 都市規模別にみた暴力団排除の住民運動への協力態度

	協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数 (人)
東京都区部	51.9%	20.3%	27.8%	100.0%	133
政令指定都市	40.8%	27.7%	31.5%	100.0%	426
人口20万以上の市	40.5%	25.8%	33.7%	100.0%	484
人口10万以上の市	34.8%	33.3%	31.8%	100.0%	336
人口10万未満の市	40.1%	30.2%	29.7%	100.0%	444
町村	41.3%	29.3%	29.3%	100.0%	184

$$\chi^2(10)=16.71、p=0.081$$

### ④警察管区別

表Ⅲ－6－14は、警察管区別に暴力団排除の住民運動への協力態度を示したものである。警視庁において「協力したい」という回答が50.0%と、他の管区と比べて高い比率となっている。他の管区はおおむね4割前後であるが、中部管区で35.1%、東北管区で36.1%とやや低い。

「協力したくない」という回答比率に注目すると、東北管区が38.1%と高い。ついで関東管区34.7%、中部管区34.6%が高めである。この回答比率が低いのは、中国管区24.2%、近畿管区24.7%、警視庁26.5%である。

表Ⅲ－６－１４ 警察管区別にみた暴力団排除の住民運動への協力態度

	協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数 (人)
北海道	42.5%	28.7%	28.7%	100.0%	80
東北管区	36.1%	25.9%	38.1%	100.0%	147
警視庁	50.0%	23.5%	26.5%	100.0%	200
関東管区	38.6%	26.7%	34.7%	100.0%	617
中部管区	35.1%	30.3%	34.6%	100.0%	211
近畿管区	41.0%	34.3%	24.7%	100.0%	324
中国管区	45.0%	30.8%	24.2%	100.0%	120
四国管区	42.5%	27.5%	30.0%	100.0%	80
九州管区	39.5%	27.6%	32.9%	100.0%	228

$$\chi^2(16)=28.80、p<0.05$$

### ⑤職業別

表Ⅲ－６－１５ 職業別にみた暴力団排除の住民運動への協力態度

		協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数 (人)
自営・家族従業者	農林漁業	58.1%	16.1%	25.8%	100.0%	31
	製造・加工業	36.7%	30.0%	33.3%	100.0%	30
	商業・サービス業	46.7%	21.0%	32.3%	100.0%	195
	その他の自営・家族	41.7%	30.6%	27.8%	100.0%	36
勤め人	経営・管理職	50.0%	19.7%	30.3%	100.0%	66
	専門・技術職	39.9%	28.8%	31.3%	100.0%	163
	事務職	33.6%	25.2%	41.3%	100.0%	143
	営業職	53.0%	16.7%	30.3%	100.0%	66
	販売職	25.0%	33.3%	41.7%	100.0%	48
	技能・生産工程職	27.4%	32.5%	40.2%	100.0%	117
	サービス職	38.8%	27.6%	33.6%	100.0%	152
その他の勤め人	47.4%	15.8%	36.8%	100.0%	19	
無職	主婦	32.4%	35.4%	32.2%	100.0%	500
	学生	29.8%	35.5%	34.8%	100.0%	141
	その他の無職	59.2%	23.5%	17.3%	100.0%	294

$$\chi^2(28)=111.79、p<0.001$$

表Ⅲ－６－１５は、職業別に暴力団排除の住民運動への協力態度を示したものである。「協力したい」という回答比率に注目していく。

まず自営・家族従業者をみると、農林漁業において58.1%と高いが、サンプル数が31人と少ないため、参考程度とすべきであろう。商業・サービス業では46.7%となっており、半数にわずかに届かない水準である。

勤め人をみると、営業職53.0%、経営・管理職50.0%が他と比べて協力的な回答が多い。協力的な回答が少ないのは販売職の25.0%、技能・生産工程職27.4%であった。

### ⑥階層意識別

表Ⅲ－６－１６は、階層意識別に暴力団排除の住民運動への協力態度を示したものである。

「協力したい」という回答比率に注目すると、「上・中の上」群で 50.2%と最も高く、「中の中」群で 41.9%、「中の下」群で 32.9%、「下」群で 28.0%となっており、直線的な関係がみてとれる。カイ二乗検定では 0.1%水準で有意な差である。

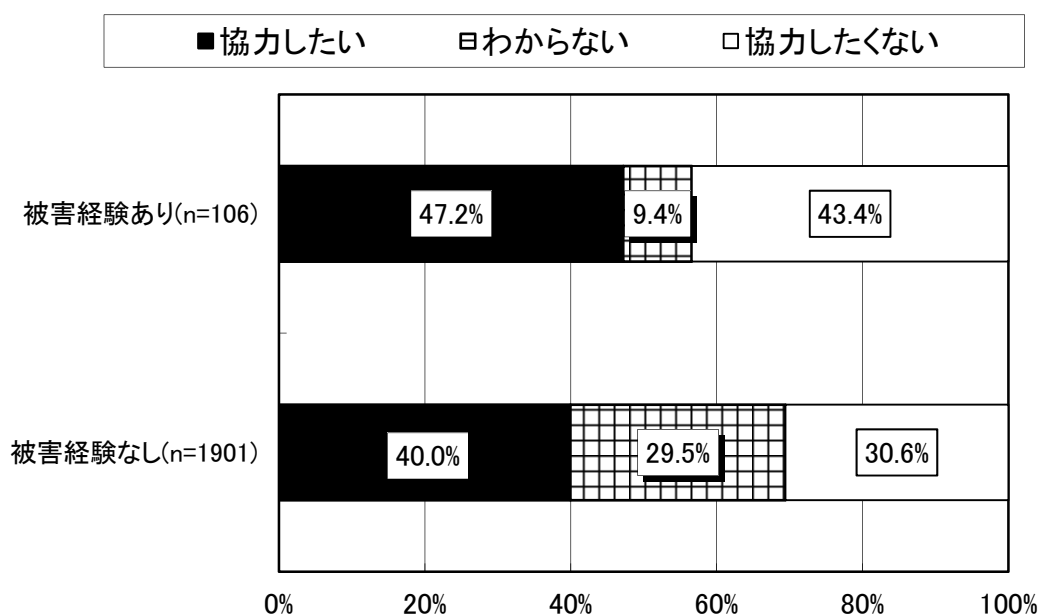
表Ⅲ－6－16 階層意識別にみた暴力団排除の住民運動への協力態度

	協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数(人)
上・中の上	50.2%	21.5%	28.3%	100.0%	251
中の中	41.9%	28.0%	30.1%	100.0%	1224
中の下	32.9%	31.7%	35.5%	100.0%	423
下	28.0%	37.0%	35.0%	100.0%	100

$\chi^2(6)=29.00, p<0.001$

⑦被害経験の有無別

図Ⅲ－6－5は被害経験別に暴力団排除の住民運動への協力態度を示したものである。



図Ⅲ－6－5 被害経験別にみた暴力団排除の住民運動への協力態度

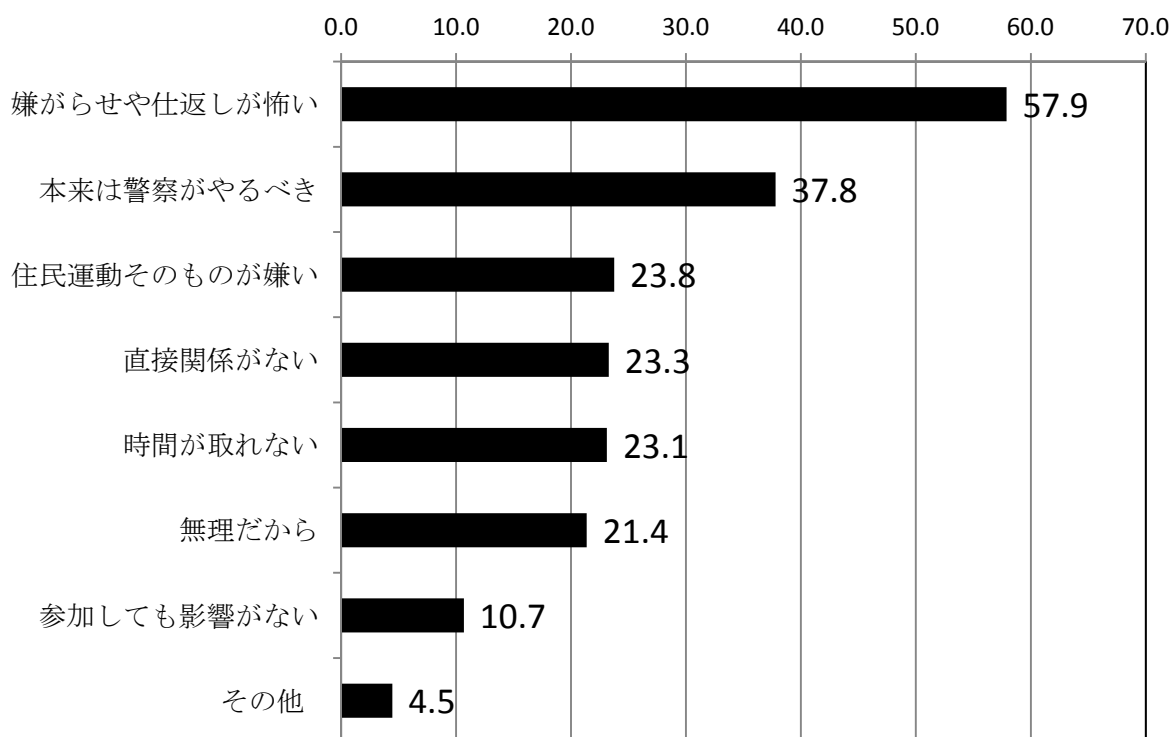
図から読みとれるように、暴力団からの被害経験のある回答者は、「協力したい」という回答と「協力したくない」という回答にはっきりわかれ、「わからない」という回答が少なくなっている。被害経験者にとっては、「協力したい」という回答も「協力したくない」という回答もともに、被害経験のない回答者よりも多くなっている。

カイ二乗検定では、 $\chi^2(2)=20.75, p<0.001$ と 0.1%水準で有意な差である。

(2) 暴力団排除の住民運動への非協力の理由

暴力団排除の住民運動への協力をたずねた設問で、「絶対に協力したくない」「あまり協

力したくない」と答えた回答者にのみ、「協力したくない理由は何ですか」と複数回答でたずねた。その結果を、回答比率の高い順に示したものが図Ⅲ－6－6である。



図Ⅲ－6－6 暴力団排除の住民運動への非協力の理由 (N=627、複数回答)

もっとも選択された割合が高かったのは、「暴力団の嫌がらせや仕返しが怖いから」であり、57.9%と、6割近くの選択率であった。ついで「本来は警察がやるべき仕事だから」で37.8%。「住民運動そのものが嫌いだから」「自分に直接関係がないから」「時間が取れないから」「暴力団を排除することは無理だから」といった回答はいずれも2割程度であった。

「その他」の自由記述欄には29件の書き込みがあったが、そのうち7件は「高齢だから」というものであり、4件は「めんどろ」ないし「かかわりたくない」というもの、3件は「子供がいるから」というものであった。これら以外の自由記述を、以下順不同に列挙する。「知人にいわゆるそういう方がいて、とても良い人で悪い人との区別がわからない」「人間に対するイジメ行為のため」「排除された暴力団はどこが受け入れるのか」「暴力団と呼ばれている人々の中には必要悪な部分もある」「暴力団は日本社会にとってある程度必要」「暴力団に賛成もしないが、暴力団がないとチンピラの行き場がなくなるのがこわい」「暴力団は悪いと思うけど、その中にはいい人がいると思うから」「私は商売をしますので、やくざも客で来るし今のやくざはかたぎのよっばらいより行儀がいいから」。

こうした自由記述から、暴力団を許容する意見や、暴力団に一定の存在意義を認める意



見があることが読みとれる。

### (3) 証人としての協力

表Ⅲ－6－17は、警察からの証人依頼への協力態度を示したものである。設問文は、「もし、あなたが暴力団の犯罪行為や嫌がらせなどを見かけたときに、警察から証人として協力を頼まれたらどうしますか」というものである。

表Ⅲ－6－17 警察からの証人依頼への協力態度

	構成比	人数(人)
進んで協力したい	10.9	220
ある程度協力したい	47.5	955
あまり協力したくない	17.6	354
絶対に協力したくない	1.9	39
わからない	21.9	440
無回答	0.2	4
合計	100.0	2012

協力的な回答である「進んで協力したい」と「ある程度協力したい」の計は1175人(58.4%)となり、6割近くが協力的な回答をしていた。非協力的な回答である「あまり協力したくない」と「絶対に協力したくない」の計は393人(19.5%)となり、2割程度である。

以下では、協力的な回答と非協力的な回答をそれぞれ統合し、「わからない」という回答はそのまま、無回答を集計対象から除外して分析していく。

#### ①性別

性別に警察からの証人依頼への協力態度をクロス集計すると、以下のようになる。男性(n=973)では、「協力したい」630人(64.7%)、「わからない」177人(18.2%)、「協力したくない」166人(17.1%)。女性(n=1035)では「協力したい」545人(52.7%)、「わからない」263人(25.4%)、「協力したくない」227人(21.9%)。

男性の方が協力したいという回答が12.0ポイント多い。女性では「わからない」という回答が多くなっている。カイ二乗検定では $\chi^2(2)=30.54$ 、 $p<0.001$ と、0.1%水準で有意な差である。

#### ②年代別

表Ⅲ－6－18は、年代別に警察からの証人依頼への協力態度を示したものである。

年代による一貫した傾向を読みとることは難しい。20歳未満がもっとも協力的な回答が少なく、50.9%と約半数にとどまる。70歳以上も54.2%とやや少なめである。概して6割前後が協力的な回答をしており、年代による違いがあるとは読みとりがたい。カイ二乗検定でも、5%水準では有意な差はない。

表Ⅲ－6－18 年代別にみた警察からの証人依頼への協力態度

	協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数 (人)
20歳未満	50.9%	25.5%	23.6%	100.0%	110
20～29歳	57.9%	18.7%	23.4%	100.0%	252
30～39歳	55.6%	22.4%	22.1%	100.0%	331
40～49歳	61.0%	22.7%	16.2%	100.0%	308
50～59歳	65.8%	18.8%	15.4%	100.0%	292
60～69歳	60.7%	21.8%	17.5%	100.0%	331
70歳以上	54.2%	24.5%	21.4%	100.0%	384

$$\chi^2(12)=19.99、p=0.067$$

### ③都市規模別

表Ⅲ－6－19は、都市規模別に警察からの証人依頼への協力態度を示したものである。東京都区部のみが71.2%と協力的な回答が多く、特異な傾向を示している。それ以外ではおおむね6割をやや下回る程度であり、都市規模による違いはみられない。カイ二乗検定では、5%水準で有意な差ではない。

表Ⅲ－6－19 都市規模別にみた警察からの証人依頼への協力態度

	協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数 (人)
東京都区部	71.2%	15.9%	12.9%	100.0%	132
政令指定都市	56.3%	21.6%	22.1%	100.0%	426
人口20万以上の市	58.6%	20.0%	21.4%	100.0%	486
人口10万以上の市	58.9%	22.0%	19.0%	100.0%	336
人口10万未満の市	56.3%	25.7%	18.0%	100.0%	444
町村	58.7%	22.8%	18.5%	100.0%	184

$$\chi^2(10)=16.25、p=0.093$$

### ④警察管区別

表Ⅲ－6－20は、警察管区別に警察からの証人依頼への協力態度を示したものである。「協力したい」という回答比率に注目すると、北海道が71.3%と高く、非協力的な回答も7.5%と少なく、特異な傾向を示している。警視庁も協力的な回答が68.3%と7割近くある。

逆に協力的な回答の少ない管区は中部管区52.1%、九州管区53.1%である。中部管区は「協力したくない」という回答も28.9%と3割近くあり、他と比べて高い割合となっている。カイ二乗検定では1%水準で有意な差である。

表Ⅲ－６－２０ 警察管区別にみた警察からの証人依頼への協力態度

	協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数 (人)
北海道	71.3%	21.3%	7.5%	100.0%	80
東北管区	58.8%	20.9%	20.3%	100.0%	148
警視庁	68.3%	17.1%	14.6%	100.0%	199
関東管区	58.0%	23.6%	18.4%	100.0%	619
中部管区	52.1%	19.0%	28.9%	100.0%	211
近畿管区	58.2%	23.8%	18.0%	100.0%	323
中国管区	60.8%	18.3%	20.8%	100.0%	120
四国管区	55.0%	26.3%	18.8%	100.0%	80
九州管区	53.1%	22.8%	24.1%	100.0%	228

$\chi^2(16)=35.61$ 、 $p<0.01$

### ⑤職業別

表Ⅲ－６－２１は、職業別に警察からの証人依頼への協力態度を示したものである。

表Ⅲ－６－２１ 職業別にみた警察からの証人依頼への協力態度

		協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数 (人)
自営・家族従業者	農林漁業	54.8%	29.0%	16.1%	100.0%	31
	製造・加工業	53.3%	30.0%	16.7%	100.0%	30
	商業・サービス業	65.1%	16.9%	17.9%	100.0%	195
	その他の自営・家族従業者	67.6%	18.9%	13.5%	100.0%	37
勤め人	経営・管理職	80.3%	12.1%	7.6%	100.0%	66
	専門・技術職	64.2%	13.0%	22.8%	100.0%	162
	事務職	63.6%	20.3%	16.1%	100.0%	143
	営業職	72.7%	12.1%	15.2%	100.0%	66
	販売職	59.2%	20.4%	20.4%	100.0%	49
	技能・生産工程職	49.6%	23.9%	26.5%	100.0%	117
	サービス職	55.9%	26.3%	17.8%	100.0%	152
	その他の勤め人	68.4%	15.8%	15.8%	100.0%	19
無職	主婦	49.1%	27.1%	23.8%	100.0%	499
	学生	53.2%	25.5%	21.3%	100.0%	141
	その他の無職	62.7%	21.0%	16.3%	100.0%	295

$p<0.001$  (Fisherの直接法、モンテカル法)

協力したいとする回答に注目していく。自営・家族従業者をみると、商業・サービス業の65.1%が協力したいと回答しており、高い傾向を示している。ただし、「協力したくない」という回答比率は、他の自営・家族従業者とほとんど差はなく、「わからない」という回答が少ない。

勤め人では、経営・管理職80.3%、営業職72.7%が高い傾向にある。特に経営・管理職にあつては、協力したくないという回答が7.6%と少なく、明確に協力的な傾向を示している。技能・生産工程職では協力したいとする回答が49.6%と半数以下となっている。

### ⑥階層意識

表Ⅲ－6－22は、階層意識別に警察からの証人依頼への協力態度を示したものである。協力したいとする回答比率は、階層意識を「上・中の上」と答えた群では66.8%、「中の中」58.2%、「中の下」57.3%、「下」47.5%と、直線的な関係になっている。ただし、「協力したくない」という回答比率に大きな違いはなく、「わからない」という回答とトレードオフになっていることが読みとれる。カイ二乗検定では5%水準で有意な差である。

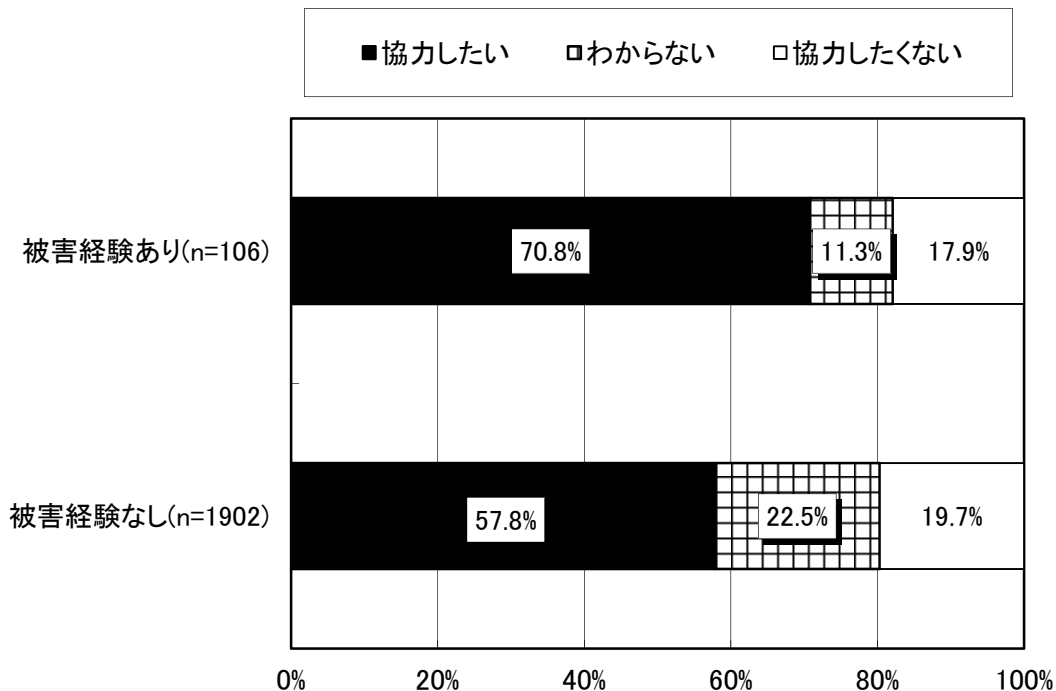
表Ⅲ－6－22 階層意識別にみた警察からの証人依頼への協力態度

	協力したい	わからない	協力したくない	合計	人数(人)
上・中の上	66.8%	16.8%	16.4%	100.0%	250
中の中	58.2%	21.9%	19.9%	100.0%	1225
中の下	57.3%	22.6%	20.0%	100.0%	424
下	47.5%	29.7%	22.8%	100.0%	101

$$\chi^2(6)=12.97, p<0.05$$

### ⑦被害経験の有無別

図Ⅲ－6－7は、被害経験別に警察からの証人依頼への協力態度を示したものである。



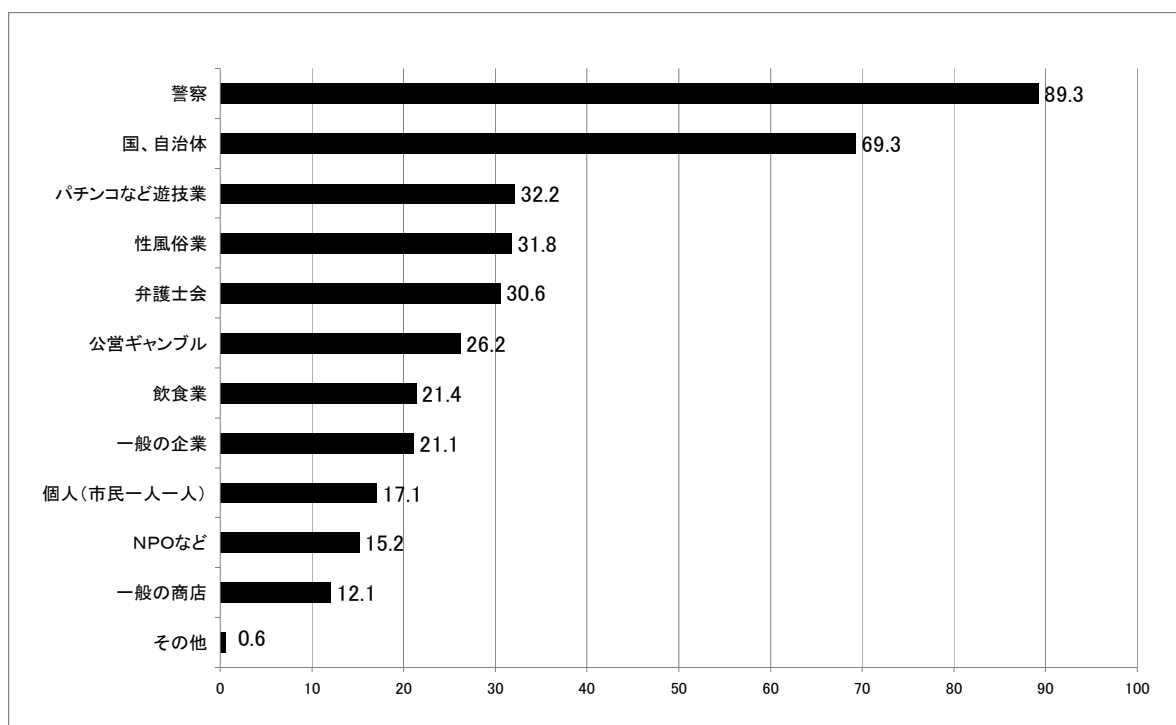
図Ⅲ－6－7 被害経験別にみた警察からの証人依頼への協力態度

図から読み取れるように、被害経験のある群の方が「協力したい」との回答が多い。「協力したくない」という回答は被害経験の有無による違いはなく、被害経験あり群にあって

は「わからない」という回答比率が少なくなっている。カイ二乗検定では、 $\chi^2(2)=8.75$ 、 $p<0.05$ と5%水準で有意な差である。

#### (4) 暴力団排除への取組みを強化すべき機関

図Ⅲ-6-8は、暴力団排除への取組みを強化すべき機関についての回答を示したものである。「あなたは、今後、どのような機関が暴力団排除への取組みを強化すべきだと思いますか」との設問文で、複数回答で答えてもらった。選択肢を回答比率の高い順に並べ替えてある。



図Ⅲ-6-8 暴力団排除への取組みを強化すべき機関 (N=2012、複数回答)

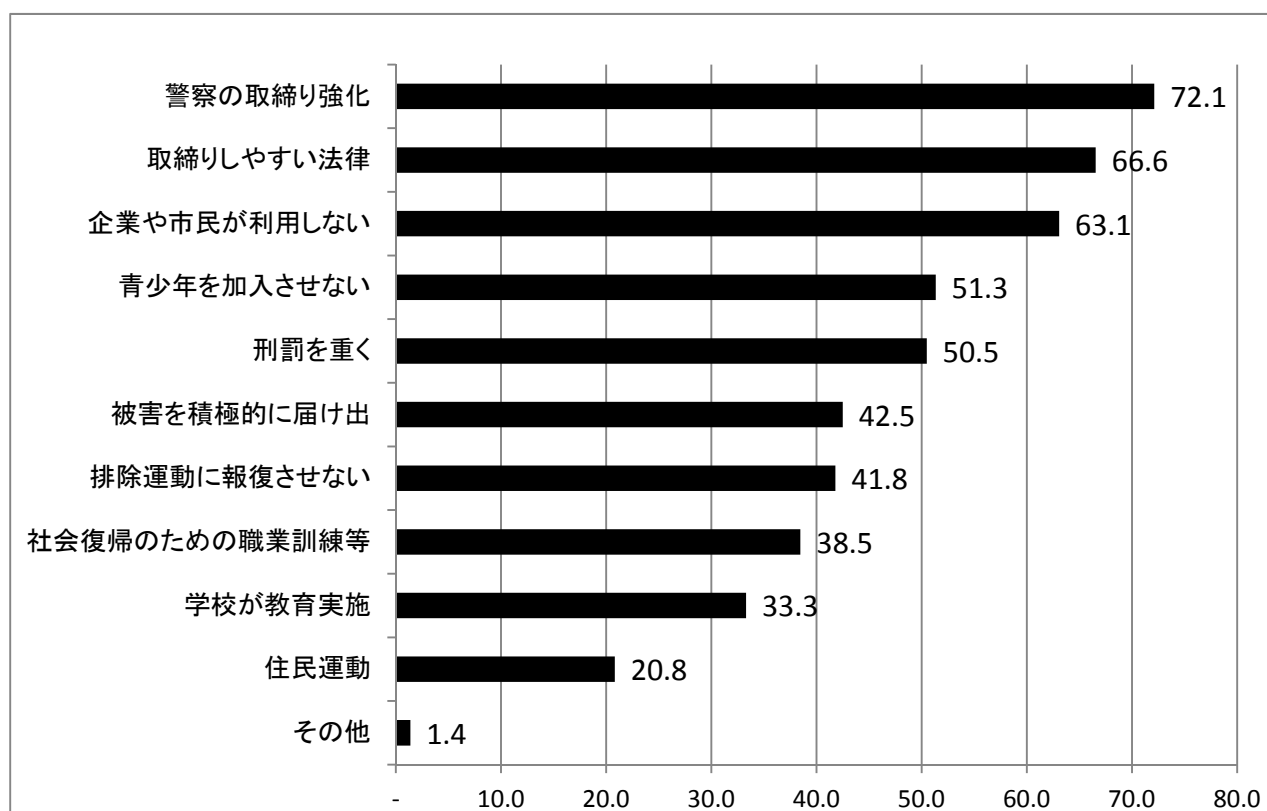
もっとも回答比率が高かった選択肢は「警察」の89.3%、ついで「国、自治体」の69.3%、「パチンコなど遊技業」32.2%、「性風俗業」31.8%、「弁護士会」30.6%、「公営ギャンブル」26.2%となっている。公的な機関が取組みを強化すべき、という回答が多く、ついで、暴力団と接点があると思われるような業種の回答比率が高い。飲食店や一般企業、市民などは2割前後にとどまっている。

「その他」として自由回答欄に記入されていたものとしては、「政治家」「建設関係企業」「証券・金融」「学校教育」「地域・町会など」といったものであった。

#### (5) 暴力団排除に必要なこと

図Ⅲ-6-9は、暴力団排除に必要なことは何かについての回答を示したものである。

「あなたは、社会から暴力団をなくしていくために必要なことは何だと思いますか」との設問文で、複数回答で答えてもらった。選択肢を回答比率の高い順に並べ替えてある。



図Ⅲ－6－9 暴力団排除に必要なこと (N=2012、複数回答)

もっとも回答比率が高かった選択肢は「警察の取締りを強化する」72.1%であった。ついで「警察が取締りをしやすいような法律や条例をつくる」66.6%、「企業や市民が暴力団を利用したり、お金を出さないようにする」63.1%であった。以上3つの選択肢が6割を超えていた。「青少年が暴力団に加入しないようにする」は51.3%、「暴力団員に対する刑罰を重くする」50.5%と、これら2つは約半数が選択した。

「その他」として自由回答欄に、以下のような回答が記入されていた。まず、暴力団対策として読めるものとして、「暴力団が自治体や企業に介入してくる手口を一般の人に教育する」「暴力団の存在や誘い出す方法などを学校で教え注意を呼びかける」といったものがあった。逆に、暴力団に許容的な「暴力団の活動(市民活動とか祭りの運営とか)を善意に変えて、評価してあげるようにする」といった意見もあった。また、「排除だけでは意味がない、排除された側の今後もしっかりと考えるべきなのでは」と脱退後の社会復帰に言及する意見もあった。

### 3. 要約

暴力団排除条例の認知度は、「詳細まで知っている」0.2%、「内容をある程度知っている」9.7%、「内容は知らないが、条例ができたことは知っている」52.7%、「条例も内容も知らない」37.1%、無回答 0.1%であった。

性別にみると男性の方が認知度が高く、年齢別では 30 歳未満が 5 パーセント程度と低く、30 代から 60 代では 10 数パーセントとなっていた。職業別では、知っているとする割合が、勤め人の経営・管理職が 24.2%、勤め人の営業職が 22.7%と比較的高かった。条例の内容の認知では、「事業者は、暴力団員に対して利益供与をしてはならないこと」がもっともよく知られており、86.1%であった。

条例の効果に対する評価は、「効果的」11.6%、「ある程度効果的」46.7%、「どちらともいえない」29.2%、「あまり効果的でない」9.3%、「効果的でない」2.6%、無回答 0.6%であった。6 割弱が肯定的に評価する回答であった。男性の方が、そしておおむね年齢が高い層ほど、効果的であるとする回答比率が高かった。職業別にみると、経営・管理職が 69.7%、営業職が 68.2%と、効果的と評価する割合が高かった。

条例の認知と条例の効果への評価の関連をみると、条例を認知している人ほど、効果的と評価する傾向がみられた。

暴力団排除の住民運動への協力態度をたずねたところ、協力的な回答は 40.2%、非協力的な回答は 31.2%であった。男性の方が協力的な態度が多いが、女性にあっては「わからない」という回答が多かった。年齢別では、おおむね年齢が高くなるほど協力的な回答が多くなる傾向にあった。

暴力団からの被害経験の有無別にみたところ、被害経験のある人にとっては、「協力したい」という回答も「協力したくない」という回答比率も被害経験のない人よりも高く、「わからない」という回答が少なくなっていた。被害経験があることが、住民運動への協力態度をはっきりさせていた。

警察からの証人依頼への協力態度は、協力的な回答である「進んで協力したい」と「ある程度協力したい」の計は 58.4%となり、6 割近くが協力的な回答をしていた。非協力的な回答である「あまり協力したくない」と「絶対に協力したくない」の計は 19.5%となり、2 割程度である。

被害経験別にみると、被害経験のある群の方が「協力したい」との回答が多かった。「協力したくない」という回答は被害経験の有無による違いはなく、被害経験あり群にあっては「わからない」という回答比率が少なかった。

暴力団排除への取組を強化すべき機関としては警察がもっとも多くあげられ、89.3%であった。暴力団排除に必要なこととしては、「警察の取締り強化」がもっとも多く、72.1%であった。

## 第7章 暴力団許容意識の分析

本調査の質問4で「あなたは、暴力団はどのような存在だと思いますか」とたずねた結果は、「決して許されない存在である」65.9%、「必要悪の面もあり、許されない存在とも言い切れない」26.5%、「存在そのものは悪くない」5.8%、無回答1.8%であった。

「必要悪の面もあり、許されない存在とも言い切れない」という回答と、「存在そのものは悪くない」という回答が3割強あり、これらは一定程度、暴力団を許容する意識と位置づけることができる。そこで本稿では、これら2者を統合して「暴力団許容」群とし、「決して許されない存在である」とした回答者を「暴力団否定」群として、無回答を除外し、分析していく。分析の目標は、どのような人びとが暴力団を許容するのか、その特性を探索的に明らかにしていくことにある。

### 1. 暴力団イメージと暴力団許容意識

#### (1) 因子分析による暴力団イメージの抽出

質問1において、「あなたは、暴力団とはどのようなものだと思いますか」とたずね、複数回答で20の選択肢を提示した。まずはこれらの項目を用いて、人々が抱いている暴力団へのイメージの構造を明らかにしたい。

20項目のうち、「その他」と「わからない」を除いた18項目で因子分析（主因子法、バリマックス回転）を行った。その結果、どの因子においても因子負荷量が0.4未満であった5項目を除去した。以下が除去された項目である。「暴力団員の中にも、生活に困る者が多くなっている」「暴力団の収入源で最も多いのは、覚せい剤やコカインなど薬物の密売である」「地域のお祭りなどで、露店の配置などを取り仕切っている」「暴力団に入ると、どんな非行少年でも面倒を見てもらえる」「暴力団は、弱きを助け強きをくじく任侠団体である」。

以上の5項目を除去したうえで再度因子分析を行い、どの因子負荷量も0.4未満であった1項目を除去した。「暴力団は、企業経営や投資活動などにより資金を稼いでいる」である。そのうえでさらにもう一度、因子分析を行い、同様の手続きで1項目を除去した。「暴力団員には、警察に捕まった経験のある者が多い」である。

以上の手続きの結果、3因子からなる安定的な構造を確定した。表Ⅲ-7-1にその結果を示してある。

第1因子は、「街で若い女性に声をかけて、性産業で働かせようとしている」「盛り場などで少年に声をかけて、暴力団に加入するよう誘っている」「暴力団は、一般市民に対して



も凶器を用いた凶悪な事件を起こしている」「日本の暴力団は、海外進出や覚せい剤・コカインの密輸など、世界の暴力団とつながりを持っている」の4項目からなっている。女性、少年そして一般市民に対して危害を加える存在、というイメージであろう。最後の項目の「世界の暴力団とつながり」はやや異質な感がなきにしもあらずであるが、「覚せい剤・コカイン」といった薬物名称に反応したものとも考えられる。以上の結果から、第1因子は「対女性・少年など一般市民への接触イメージ」と命名した。

第2因子は、「暴力団員の大部分は、他の人とは違う髪形や服装をしているので、一目でわかる」「暴力団員は、高級外車に乗ったり、高価な腕時計をするなど、生活が派手である」「暴力団員は、指を詰めたり、入れ墨をしている人が多い」「暴力団員の行う犯罪の大部分は、暴行・傷害等『直接、暴力を用いる犯罪』である」との4項目から構成されている。外形的な特徴と、直接的な暴力とかから構成されており、「外形的特徴と暴力イメージ」と命名できる。

第3因子は、「幹部の命令には絶対服従を強制されるなど、厳しい規律がある」「暴力団員になると、幹部の身代わりで刑務所へ行かなければならないこともある」「暴力団の収入には、企業、団体からいろいろな名目で得たお金も相当ある」の3項目から構成されている。厳しい内部規律に関するイメージと対企業暴力から構成されており、「内部規律と対企業暴力イメージ」と命名できる。

表Ⅲ—7—1 暴力団イメージの構造（主因子法、バリマックス回転）

	一対 メ一般女  市性 ジ民・ へ少 の年 接な 触ど	暴外 力形 イ的 メ特  徴 ジと	对内 企部 業規 律 暴力と イ メ   ジ
街で女性に声をかけ、性産業に勧誘	<b>0.579</b>	0.225	0.167
盛り場で少年に声をかけ、勧誘	<b>0.525</b>	0.141	0.155
一般市民に対して凶悪な事件	<b>0.455</b>	0.178	0.210
覚せい剤・コカインの密輸、世界の暴力団とつながり	<b>0.415</b>	0.090	0.276
他の人とは違う髪形や服装	0.187	<b>0.575</b>	-0.024
高級外車、高価な腕時計など、生活が派手	0.114	<b>0.551</b>	0.229
指を詰めたり、入れ墨	0.090	<b>0.514</b>	0.182
暴行・傷害等「直接、暴力を用いる犯罪」	0.313	<b>0.428</b>	0.087
幹部の命令に絶対服従	0.133	0.131	<b>0.634</b>
幹部の身代わりで刑務所	0.285	0.191	<b>0.562</b>
企業、団体からいろいろな名目でお金	0.252	0.079	<b>0.505</b>
固有値	1.306	1.253	1.239

## (2) 基本属性と暴力団イメージ

ついで、上記の因子分析の結果えられた因子得点を用いて、基本属性による暴力団イメージの違いをみていく。

### ①性別

性別を独立変数とし、それぞれの因子得点を従属変数とした平均の差の検定を行った。その結果を表Ⅲ－7－2に示した。

「一般市民への接触イメージ」は、男性の方が強い。t検定で5%水準で有意な差があった。逆に、「外形的特徴と暴力イメージ」は女性の方が強く抱いていた。1%水準で有意な差があった。

「内部規律と対企業暴力イメージ」では性別に有意な差はみられなかった。

表Ⅲ－7－2 性別にみた暴力団イメージ

		n	平均値	標準偏差	t 値	自由度	p値
一般市民への接触イメージ	男性	975	0.037	0.736	2.197	2010	0.028
	女性	1037	-0.035	0.743			
外形的特徴と暴力イメージ	男性	975	-0.055	0.769	-3.177	2010	0.002
	女性	1037	0.052	0.751			
内部規律と対企業暴力イメージ	男性	975	0.020	0.757	1.15	2010	0.250
	女性	1037	-0.019	0.771			

### ②年齢層別

年齢を20歳未満、20～39歳、40～59歳、60歳以上の4区分とし、これを独立変数として、暴力団イメージの因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を行った。その結果を、表Ⅲ－7－3に示した。

表Ⅲ－7－3 年齢層別にみた暴力団イメージ

		n	平均値	標準偏差	F 値	p値
一般市民への接触イメージ	20歳未満	110	-0.195	0.607	20.348	0.000
	20～39歳	584	-0.131	0.676		
	40～59歳	602	-0.026	0.690		
	60歳以上	716	0.158	0.817		
外形的特徴と暴力イメージ	20歳未満	110	-0.017	0.646	12.566	0.000
	20～39歳	584	-0.082	0.700		
	40～59歳	602	-0.081	0.741		
	60歳以上	716	0.138	0.822		
内部規律と対企業暴力イメージ	20歳未満	110	-0.330	0.755	14.949	0.000
	20～39歳	584	-0.081	0.755		
	40～59歳	602	0.127	0.754		
	60歳以上	716	0.010	0.761		

一般市民への接触イメージに関しては、ほぼ年齢層と直線的な関係となっており、20歳

未満においてもっとも弱く、60歳以上においてもっとも強い。F検定で0.1%水準で有意な差がみられた。TukeyのHSD法による多重比較の結果、60歳以上群と、他のすべての年齢層との間に5%水準で有意な差がみられた。すなわち、60歳以上の人々は他の年齢層にくらべ、一般市民に接触してくるものとのイメージを強くもっている、ということである。

外形的特徴と暴力イメージは直線的な関係となっておらず、20～59歳において弱く、60歳以上において強い。F検定で0.1%水準で有意な差がみられた。TukeyのHSD法による多重比較の結果、20～29歳と60歳以上の間、30～39歳と60歳以上の間、5%水準で有意な差がみられた。すなわち、60歳以上の人々は20～59歳の人々にくらべ、外形的特徴と暴力というイメージを強く抱いている、ということである。

内部規律と対企業暴力イメージは、40～59歳以上においてもっとも強く、20歳未満においてもっとも弱い。これは、企業や自営などで経営に関わる年齢層が、もっともこうしたイメージを抱いている、という解釈が可能であろう。F検定で0.1%水準で有意な差がみられた。TukeyのHSD法による多重比較の結果、以下の群間に5%水準で有意な差がみられた。20歳未満とそれ以外のすべての年齢層、20～39歳と40～59歳の間、40～59歳と60歳以上の間。したがって、40～59歳の年齢層は他のすべての年齢層よりもこうしたイメージを強く抱いており、20歳未満は他のすべての年齢層よりも弱い、ということになる。

### ③都市規模別

都市規模別に、暴力団イメージの因子得点を従属変数とした分析を行った。まずは東京都区部、政令指定都市、人口20万以上の市、人口10万以上の市、人口10万未満の市、町村の6群を独立変数として一元配置分散分析を行ったが、いずれの群間にも有意な差は検出されなかった。

ついで、都市規模を人口10万以上の都市と、人口10万未満の市・町村とに2分し、これを独立変数とした平均の差の検定を行ったが、有意な差は検出されなかった。

### ④職業別

職業を自営業、勤め人、無職の3群に分け、これを独立変数として暴力団イメージの因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を行ったが、いずれの群間にも有意な差は検出されなかった。

### ⑤暴力団への許容意識別

暴力団許容群と暴力団否定群の別を独立変数とし、それぞれの因子得点を従属変数とした平均の差の検定を行った。その結果を表Ⅲ－7－4に示した。

いずれのイメージも、暴力団否定群の方が強くもっていた。平均の差の検定の結果、いずれも0.1%水準で有意な差があった。とりわけ、一般市民への接触イメージにおいて、

暴力団否定群と許容群との間に大きな差があった。

表Ⅲ—7—4 暴力団への許容意識別にみた暴力団イメージ

		n	平均値	標準偏差	t 値	自由度	p値
一般市民への接触イメージ	暴力団否定群	1325	0.118	0.779	11.144	1631.8	0.000
	暴力団許容群	650	-0.235	0.595			
外形的特徴と暴力イメージ	暴力団否定群	1325	0.075	0.781	5.982	1415.3	0.000
	暴力団許容群	650	-0.135	0.704			
内部規律と対企業暴力イメージ	暴力団否定群	1325	0.069	0.753	5.585	1973.0	0.000
	暴力団許容群	650	-0.133	0.764			

### (3) 暴力団イメージと暴力団許容意識の分析

以上の分析をふまえ、暴力団イメージ、性別、年齢層を独立変数とし、暴力団許容意識を従属変数としたロジスティック回帰分析を行った。解釈しやすいように、従属変数は暴力団否定群=1、暴力団許容群=0とした。すなわち、暴力団を否定する意識が何によって規定されているかを測定する方向である。暴力団イメージは3つの因子得点をそのまま投入し、性別は女性=1、男性=0とした。年齢層は20歳未満を基準として20～39歳ダミー、40～59歳ダミー、60歳以上ダミーとし、以上を強制投入した。その結果を表Ⅲ—7—5に示した。

表Ⅲ—7—5 暴力団イメージによるロジスティック回帰分析

	B	p値	Exp(B)
一般市民への接触イメージ	0.600	0.000	1.823
外形的特徴と暴力イメージ	0.221	0.002	1.248
内部規律と対企業暴力イメージ	0.147	0.032	1.159
性別（女性=1、男性=0）	0.217	0.034	1.243
年齢20歳未満ダミー			
年齢20～39歳ダミー	0.651	0.000	1.917
年齢40～59歳ダミー	1.181	0.000	3.258
年齢60歳以上ダミー	1.333	0.000	3.791
定数	-0.145	0.234	0.865

(否定群=1、許容群=0) N=1975 p<0.001

Cox-Snell R<sup>2</sup>=0.112 Nagelkerke R<sup>2</sup>=0.156 HL=0.120

分析の結果、すべての独立変数が有意となった。女性は、男性よりも暴力団を否定する確率が1.24倍高かった。20歳未満とくらべ、60歳以上は3.79倍、40～59歳は3.26倍、20～39歳は1.92倍暴力団を否定する確率が高い。逆にいえば、暴力団イメージの強弱にかかわらず、20歳未満は暴力団を許容する傾向にあるということであり、暴力団対策の施策において留意すべき点であると思われる。

暴力団イメージに関しては、3因子とも有意であったが、「一般市民への接触イメージ」がもっとも暴力団否定意識を規定していた。一般市民への接触イメージが標準偏差で1上がると、1.82倍暴力団を否定するということである。同様に外形的特徴と暴力イメージは1.25、内部規律と対企業暴力イメージは1.16であった。それほど大きな違いとはいえない差であるが、女性や少年、一般市民に接触してくるものという暴力団イメージが、もっとも暴力団を否定する意識を規定していた。

## 2. 社会経済的地位と暴力団許容意識

この節では社会経済的地位 (socioeconomic status) と暴力団許容意識との関連を分析していく。社会経済的地位を測定する指標として、職業と階層意識を用いる。

### ①職業別

職業を、以下のように再カテゴリー化して扱う。自営業に関しては、農林漁業、製造・加工業、商業・サービス業、その他の自営・家族従業者を一括して「自営業」とする。勤め人に関しては、経営・管理職、専門・技術職、事務職、営業職を一括して「ノン・マニュアル」とする。販売職、技能・生産工程職、サービス職を一括して「マニュアル」とし、「その他の勤め人」は欠損値として分析から除外する。主婦、学生、その他の無職は、一括して「無職」として扱うには質的に違いすぎると判断し、すべて欠損値として分析から除外する。以上の手続きで、自営業、ノン・マニュアル、マニュアルの3群に職業を再カテゴリー化した。これを独立変数とし、暴力団許容意識との関連を示したものが表Ⅲ-7-6である。

表Ⅲ-7-6 職業別にみた暴力団許容意識

	暴力団否定群	暴力団許容群	合計	人数 (人)
自営業	64.4%	35.6%	100.0%	284
ノン・マニュアル	66.7%	33.3%	100.0%	433
マニュアル	58.0%	42.0%	100.0%	314

$$\chi^2(2)=6.22 \quad p<0.05$$

暴力団許容群の構成に注目すると、マニュアル職において42.0%と、他の2群に比べてやや多い。カイ二乗検定では5%水準で有意な差である。

### ②階層意識別

「あなたの世帯の生活程度は、世間一般から見てどう思いますか」とたずねたが、回答を「上・中の上」「中の中」「中の下・下」の3カテゴリーに再分類して分析に用いる。これを独立変数とし、暴力団許容意識を従属変数としたクロス集計を行った。その結果、暴

力団許容群の構成比は、「上・中の上」(n=249) 32.9%、「中の中」(n=1205) 32.7%、「中  
の下・下」(n=513) 33.3%となり、階層意識による違いはみられなかった。

なお、階層意識の区分で「中の下」と「下」を分けて分析しても、有意な差は検出され  
なかった。

### ③性別と年齢をコントロールした職業による暴力団否定意識

前節での分析と同様に、職業と性別、年齢層を独立変数とし、暴力団許容意識を従属変  
数としたロジスティック回帰分析を行った。従属変数は暴力団否定群=1、暴力団許容群  
=0とした。職業はノン・マニュアルを基準とし、自営ダミーとマニュアルダミーを投入  
した。なお、20歳未満で職に就いている回答者が8人しかいないため、分析から除外した。  
結果を表Ⅲ-7-7に示してある。

表Ⅲ-7-7 職業別による暴力団否定意識のロジスティック回帰分析

	B	p値	Exp(B)
年齢20～39歳ダミー			
年齢40～59歳ダミー	0.778	0.000	2.177
年齢60歳以上ダミー	1.307	0.000	3.695
性別(女性=1、男性=0)	0.181	0.194	1.199
マニュアルダミー			
自営ダミー	-0.112	0.546	0.894
ノン・マニュアルダミー	0.366	0.021	1.442
定数	-0.180	0.224	0.835

(否定群=1、許容群=0) N=1023 p<0.001

Cox-Snell R<sup>2</sup>=0.053 Nagelkerke R<sup>2</sup>=0.073 HL=0.603

職業をコントロールしても、年齢では20～39歳を基準として、40～59歳も60歳以上  
も、有意に暴力団を否定する確率が高い。40～59歳は2.18倍、60歳以上は3.70倍のオ  
ッズ比である。職業をコントロールすると、性別は暴力団を許容ないし否定する意識を説  
明する変数としては有意ではなくなった。

マニュアル職を基準とすると、自営業層との間に有意な違いはみられなかった。しかし、  
ノン・マニュアル職は有意に暴力団を否定する傾向にあり、1.44倍のオッズ比であった。

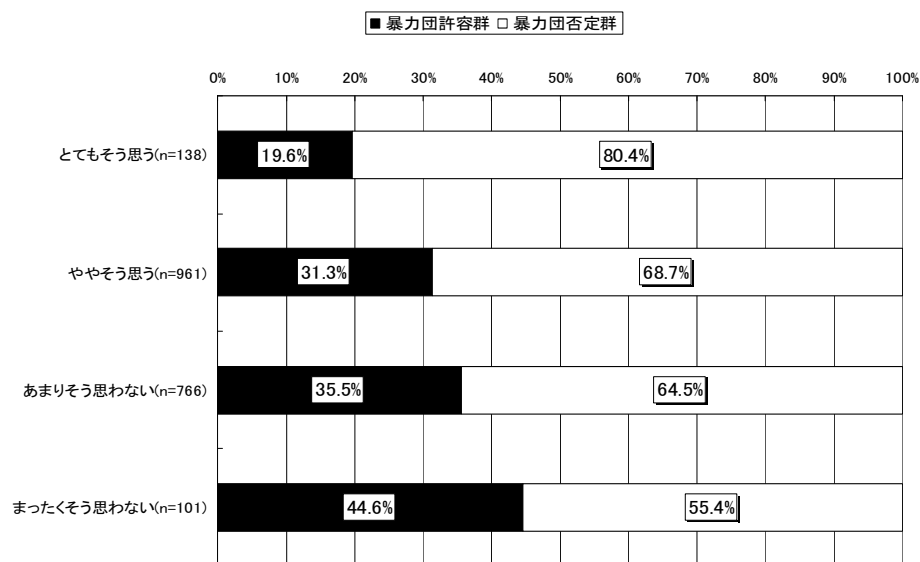
### 3. 信頼と暴力団許容意識

本調査には、信頼に関する設問がふたつある。「ほとんどの人は信頼できる」「ほとん  
どの隣近所の人には信頼できる」に対し、「とてもそう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わ  
ない」「全くそう思わない」の4件で回答をえた。設問がひとつずつしかないため測定精度  
は高くないが、前者は山岸のいう「一般的信頼」(山岸 1998:43)、後者は近隣への信頼を

測定しており、山岸のいう「カテゴリー的信頼」(山岸 1998:48)にあたるものといえよう。

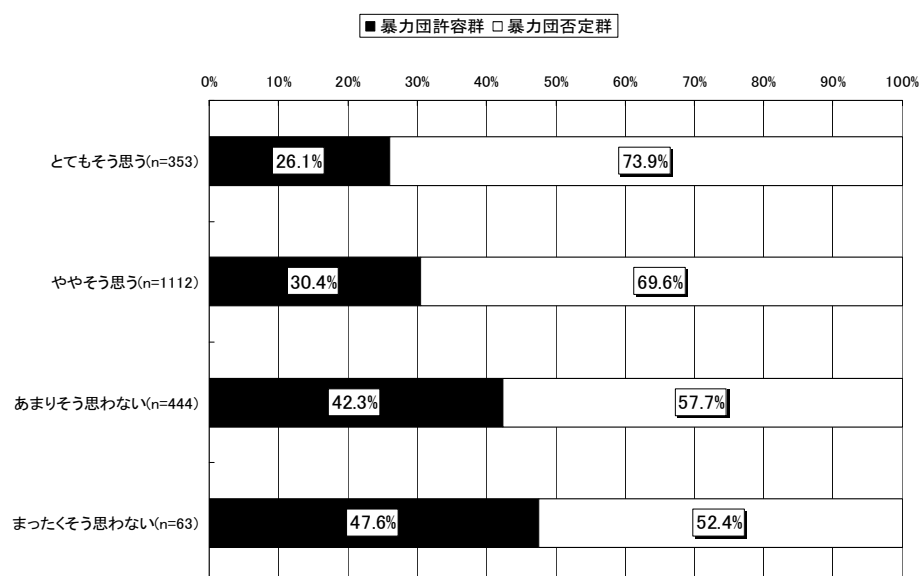
適宜、回答の前2者を統合して「信頼群」とし、後2者を統合して「不信群」として分析に用いる。

まずは、一般的信頼、近隣への信頼と暴力団許容との関連を示すクロス集計結果を図Ⅲ-7-1と図Ⅲ-7-2に示す。



$$\chi^2(3) = 20.80 \quad p < 0.001$$

図Ⅲ-7-1 「ほとんどの人は信頼できる」と暴力団許容



$$\chi^2(3) = 34.78 \quad p < 0.001$$

図Ⅲ-7-2 「ほとんどの隣近所の人には信頼できる」と暴力団許容

上記のふたつの図から読みとれるように、一般的信頼、近隣への信頼のいずれも、他者を信頼している者ほど、暴力団を許容しない傾向にある。カイ二乗検定では 0.1%水準で有意な差である。

つぎに、一般的信頼と近隣への信頼に、性差や年齢差があるかどうかを確認しておく。

### ①性別

まず性別についてみてみよう。一般的信頼では、男性(n=971)の 54.3%が信頼群となり、女性(n=1030)の 57.2%が信頼群となる。 $\chi^2(1) = 1.72$ 、 $p=0.19$  となり、有意な差はない。近隣への信頼では、男性(n=973)の 72.8%が信頼群となり、女性(n=1036)の 75.9%が信頼群となる。 $\chi^2(1) = 2.54$ 、 $p=0.11$  となり、有意な差はない。

### ②年齢層別

表Ⅲ－７－８ 年齢層別にみた一般的信頼

	信頼群	不信群	合計	人数(人)
20歳未満	51.8%	48.2%	100.0%	110
20～39歳	45.2%	54.8%	100.0%	584
40～59歳	55.3%	44.7%	100.0%	600
60歳以上	65.5%	34.5%	100.0%	707

$$\chi^2(3) = 54.24 \quad p < 0.001$$

表Ⅲ－７－９ 年齢層別にみた近隣への信頼

	信頼群	不信群	合計	人数(人)
20歳未満	70.0%	30.0%	100.0%	110
20～39歳	64.2%	35.8%	100.0%	584
40～59歳	73.3%	26.7%	100.0%	602
60歳以上	84.3%	15.7%	100.0%	713

$$\chi^2(3) = 69.92 \quad p < 0.001$$

表Ⅲ－７－８と表Ⅲ－７－９からよみとれるように、年齢層と信頼とは直線的な関係になっていない。20歳未満とくらべ20～39歳がやや信頼群が少なく、40～59歳以上になると増加し、60歳以上でさらに増加する。一般的信頼も近隣への信頼も同様の関連である。

### ③性別と年齢をコントロールした、信頼と暴力団否定意識の関連の分析

上で見たように、年齢層と信頼との間には有意な関連がみられた。そこで、信頼の効果を純粹に抽出するために、年齢と性別をコントロールした解析を行う。

前節までの分析と同様に、信頼、性別、年齢層を独立変数とし、暴力団許容意識を従属変数としたロジスティック回帰分析を行った。その結果を、表Ⅲ－７－10に示す。



表Ⅲ－７－10 信頼による暴力団否定意識のロジスティック回帰分析

	モデル1			モデル2			モデル3		
	B	p値	Exp(B)	B	p値	Exp(B)	B	p値	Exp(B)
年齢20歳未満ダミー									
年齢20～39歳ダミー	0.09	0.67	1.09	0.09	0.67	1.10	0.07	0.73	1.08
年齢40～59歳ダミー	0.91	0.00	2.48	0.89	0.00	2.44	0.91	0.00	2.47
年齢60歳以上ダミー	1.29	0.00	3.61	1.28	0.00	3.59	1.31	0.00	3.71
性別（女性=1、男性=0）	0.17	0.10	1.18	0.16	0.11	1.17	0.17	0.09	1.18
一般的信頼（信頼群=1、不信群=0）	-0.07	0.55	0.93				0.14	0.16	1.15
近隣への信頼（信頼群=1、不信群=0）	0.46	0.00	1.59	0.42	0.00	1.51			
定数	-0.37	0.09	0.69	-0.37	0.08	0.69	-0.15	0.45	0.86
	N=1966 p<0.001			N=1972 p<0.001			N=1966 p<0.001		
	Cox-Snell R2=0.071			Cox-Snell R2=0.070			Cox-Snell R2=0.065		
	Nagelkerke R2=0.099			Nagelkerke R2=0.098			Nagelkerke R2=0.091		
	HL=0.202			HL=0.534			HL=0.359		

（否定群=1、許容群=0）

モデル1は、年齢、性別、一般的信頼、近隣への信頼を独立変数としたモデルである。近隣への信頼群は、有意に暴力団を否定する傾向がみられる。近隣信頼群は、暴力団を否定する確率が1.59倍となっている。それに対し、一般的信頼は有意とはならず、暴力団への否定／許容という態度を規定しているのは、他者一般への信頼ではなく、近隣への信頼であることになる。

モデル2は、独立変数として年齢、性別、近隣への信頼のみを投入したモデルである。Hosmer と Lemeshow の検定を参照すれば、このモデルがもっともあてはまりがよい。年齢と性別をコントロールしても近隣への信頼の有意な効果を確認できる。

モデル3は、独立変数として年齢、性別、一般的信頼のみを投入したモデルである。一般的信頼は暴力団の否定／拒否という態度に対して有意な効果をもっていないことがわかる。すなわち、図Ⅲ－７－1でみてとれた両者の関連は、年齢による見かけの相関であったということである。＜一般的信頼→暴力団否定＞という関連ではなく、＜年齢→一般的信頼＞という関連と、＜年齢→暴力団否定＞という関連が実際の関連であった。

#### 4. 総合考察

以上、暴力団イメージ、社会経済的地位、信頼という3つの点から暴力団拒否／許容という意識を分析してきた。最後に、これら3つの変数をすべて独立変数として投入し、何が暴力団に対する態度を規定しているのか、探索的に明らかにしたい。

独立変数として年齢、性別、暴力団イメージ、職業、近隣への信頼を投入した。その結果を表Ⅲ－７－11に示した。サンプルサイズがN=1022と小さくなっているのは、職業分類で「無職」「主婦」「学生」を分析から除外し、かつ20歳未満もサンプルから除外した

ためである。

表Ⅲ－７－11 暴力団否定意識の探索的ロジスティック回帰分析

	強制投入			変数増加法（尤度比）			変数減少法（尤度比）		
	B	p値	Exp(B)	B	p値	Exp(B)	B	p値	Exp(B)
年齢20～39歳ダミー									
年齢40～59歳ダミー	0.72	0.00	2.06	0.73	0.00	2.07	0.73	0.00	2.08
年齢60歳以上ダミー	1.10	0.00	3.02	1.07	0.00	2.93	1.08	0.00	2.94
性別（女性=1、男性=0）	0.24	0.11	1.27				0.24	0.10	1.27
一般市民への接触イメージ	0.79	0.00	2.21	0.81	0.00	2.24	0.82	0.00	2.28
外形的特徴と暴力イメージ	0.18	0.07	1.19	0.20	0.04	1.22	0.18	0.07	1.19
内部規律と対企業暴力イメージ	0.12	0.20	1.13						
マニュアルダミー									
自営ダミー	-0.07	0.73	0.94						
ノン・マニュアルダミー	0.41	0.01	1.50	0.42	0.00	1.52	0.43	0.00	1.54
近隣への信頼（信頼群=1、不信群=0）	0.30	0.05	1.35	0.31	0.04	1.36	0.30	0.04	1.36
定数	-0.29	0.11	0.75	-0.23	0.15	0.79	-0.32	0.06	0.72
	N=1022 p<0.001			N=1022 p<0.001			N=1022 p<0.001		
	Cox-Snell R2=0.119			Cox-Snell R2=0.115			Cox-Snell R2=0.118		
	Nagelkerke R2=0.163			Nagelkerke R2=0.158			Nagelkerke R2=0.161		
	HL=0.103			HL=0.084			HL=0.223		

（否定群=1、許容群=0）

表Ⅲ－７－11では、左側に強制投入を示し、中間に変数増加法、右側に変数減少法の結果最終的に選択されたモデルを示している。これらのモデルのうち、変数増加法ではCox-Snellの決定係数とNagelkerkeの決定係数は他と同程度であるが、Hosmer-Lemeshow検定ではHL=0.08と低く、有意ではあるがあまりあてはまりがよくない。

そこで、変数減少法によって選択されたモデルをみると、「内部規律と対企業暴力イメージ」と自営ダミーが採用されず、これら以外のすべての変数が採用された。

年齢に関しては、20～39歳に対して40～59歳、60歳以上は有意に暴力団を否定する傾向にあり、安定した結果となっている。

性別は有意な効果がみられなかった。

「一般市民への接触イメージ」と「外形的暴力イメージ」は暴力団を否定させる方向で有意な効果がみられた。とりわけ、「一般市民への接触イメージ」はどのモデルであってもオッズ比で2倍以上の効果がみられ、年齢以外では大きな効果となっている。

職業でみるとマニュアル職に対してノン・マニュアル職は有意に暴力団を否定する方向であり、有意な結果となっている。

近隣への信頼は、3つのモデルのいずれにおいても1.5倍以上で有意であり、安定した結果となった。近隣の人びとを信頼する人ほど、暴力団を否定する傾向にある。

以上の分析の結果、政策的な展開可能性を考えれば、暴力団イメージ、なかんずく「一般市民への接触イメージ」が注目される。これは、「街で若い女性に声をかけて、性産業で

働かせようとしている」「盛り場などで少年に声をかけて、暴力団に加入するよう誘っている」「暴力団は、一般市民に対しても凶器を用いた凶悪な事件を起こしている」「日本の暴力団は、海外進出や覚せい剤・コカインの密輸など、世界の暴力団とつながりを持っている」の4項目からなるものであった。とりわけ、前二者の対女性、対少年への接触という項目が負荷量0.5以上であり、女性や少年に対して、そして一般市民に対して接触し危害を加える存在というイメージであった。身近な接触可能性というイメージが、暴力団を否定する意識と強く結びついているという結果は、応用可能な知見であるように思われる。

## 5. 要約

本稿では、探索的に3つの分析とそれらを総合した分析を行った。

第一に、暴力団イメージと暴力団許容意識の分析を行った。暴力団のイメージについて因子分析を行い、3因子を抽出した。「一般市民への接触イメージ」「外形的特徴と暴力イメージ」「内部規律と対企業暴力イメージ」の3つである。年齢と性別をコントロールした分析の結果、3因子とも暴力団否定意識と有意な関連があったが、なかでも「一般市民への接触イメージ」がもっとも強い関連がみられた。

第二に、社会経済的地位と暴力団許容意識の分析を行った。階層意識と暴力団許容意識とに関連はみられなかった。職業を自営、ノン・マニュアル、マニュアルの3群に再分類して分析したところ、マニュアル職において暴力団を許容する傾向がみられた。年齢と性別をコントロールした分析の結果、マニュアル職に対し、ノン・マニュアル職は、有意に暴力団を否定する傾向がみられた。

第三に、信頼と暴力団許容意識の分析を行った。「一般的信頼」と「近隣への信頼」を測定する2変数を用いたところ、両者とも、他者を信頼する人ほど暴力団を許容しないという関連がみられた。年齢と性別をコントロールした分析の結果、一般的信頼の効果は有意とはならなかった。他方、近隣への信頼は、年齢と性別にかかわらず、有意な関連がみられた。近隣を信頼する人ほど、暴力団を許容しない、という関連であった。

最後に、これら3つの分析を総合した分析を行ったところ、暴力団イメージ、職業、近隣への信頼それぞれに有意な効果がみられたが、なかでも「一般市民への接触イメージ」が暴力団否定意識と強く関連していることが明らかになった。

### 【文献】

山岸俊男,1998,『信頼の構造』東京大学出版会.

## 第8章 暴力団に対する不安意識の分析

本章では、暴力団に対する不安意識（質問2）を取り上げ、その人口統計学的にみた特徴と規定要因を探索的に分析していくこととする。また、暴力団に対する不安意識やイメージが暴力団排除に対する認知や行動とどの程度関連しているかを分析していく。

### 1. 暴力団に対する不安意識の特徴

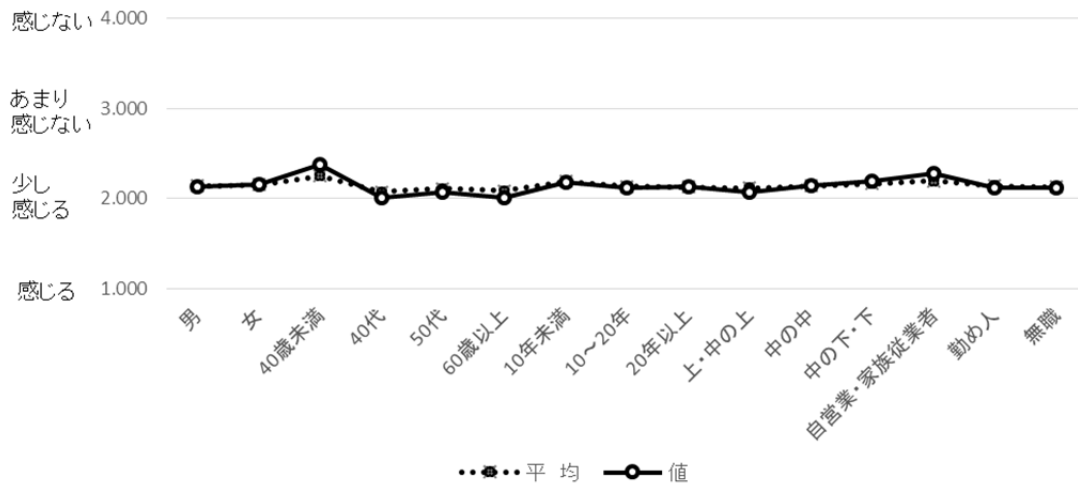
第2章において、単純集計レベルで回答者の特徴と暴力団に対する不安意識との関連が分析されているが、ここでは回答者のどのような特徴によって暴力団に対する不安意識が規定されているかを分析するために、デモグラフィック変数のうち、性別、年代（40歳未満、40代、50代、60歳以上）、居住年数（10年未満、10-20年、20年以上）、所属階層意識（上・中の上、中の中、中の下・下）、職業（自営業・家族従業者、勤め人、無職）を説明変数、暴力団に対する不安意識を基準変数とする数量化理論第I類による分析を行った。説明変数の偏相関係数の検定結果を表Ⅲ-8-1に、カテゴリースコアと平均値の推移を図Ⅲ-8-1にそれぞれ示す。

その結果、重相関係数は0.10であり、統計的に有意な説明変数は「年代」であった。カテゴリースコアと平均値の推移をみると、年齢が低い層ほど、暴力団に対する不安意識が低いことが明らかとなった。

表Ⅲ-8-1 説明変数と基準変数との偏相関係数の有意性検定

アイテム	単相関係数	偏相関係数	F値	p値
性別	0.007	0.013	0.362	0.547 n.s.
年代	0.090	0.096	18.360	0.000 **
居住年数	-0.014	0.014	0.368	0.544 n.s.
所属階層意識	0.018	0.022	0.960	0.327 n.s.
職業	0.024	0.038	2.913	0.088 n.s.

\*\*  $p < .01$



図Ⅲ-8-1 人口統計学的変数別にみた暴力団に対する不安意識の平均値とカテゴリースコア

## 2. 暴力団イメージと暴力団に対する不安意識

暴力団イメージと暴力団に対する不安意識との関連を分析するために、第7章における暴力団イメージに関する因子分析によって抽出された3つの因子得点を説明変数、暴力団に対する不安意識を基準変数とする重回帰分析を行った。結果を表Ⅲ-8-2に示す。なお、基準変数は、値が高いほど暴力団に対する不安意識が低いことを表している。重回帰分析の結果、いずれのイメージも暴力団に対する不安意識を高めていたが、標準偏回帰係数(β)の値をみると、「一般市民への接触イメージ」が最も暴力団に対する不安意識を高めていることが明らかとなった。

表Ⅲ-8-2 暴力団イメージと暴力団に対する不安意識

	β	単相関
一般市民への接触イメージ	-.184 **	-.230
外形的特徴と暴力イメージ	-.093 **	-.148
内部規律と対企業暴力イメージ	-.090 **	-.151

$R^2=.07$  \*\* $p<.01$

## 3. 暴力団に対する不安意識の規定因

暴力団に対する不安意識の規定要因を分析するために、人口統計学的な分析で有意な影響がみられた「年代」と暴力団イメージの3変数に加え、一般的信頼(質問27a)、近隣への信頼(質問27b)、近所づきあい(質問34)を説明変数、暴力団に対する不安意識を基準変数とする重回帰分析を行った。なお、年代については質的変数ではあるが、年代と暴

力団に対する不安意識とのクロス集計の結果および数量化理論第 I 類の分析結果から、曲線的関係が見出されなかったため、量的変数とみなし説明変数とした。また、基準変数は値が大きいほど、暴力団に対する不安意識が低いことを示している。表Ⅲ－8－3に強制投入法と変数増加法による重回帰分析の結果を示す。

表Ⅲ－8－3 暴力団に対する不安意識の規定因

	強制投入法		変数増加法	
	$\beta$	単相関	$\beta$	単相関
一般市民への接触イメージ	-.180 **	-.231	-.181 **	-.231
外形的特徴と暴力イメージ	-.091 **	-.147	-.092 **	-.147
内部規律と対企業暴力イメージ	-.094 **	-.151	-.093 **	-.151
年代	-.015 n.s.	-.076	—	—
一般的信頼の低さ	.040 n.s.	.042	—	—
近隣への信頼の低さ	-.026 n.s.	.033	—	—
近所づきあいの低さ	.040 n.s.	.060	.044 *	.060
	$R^2$	.07	.07	

表Ⅲ－8－3をみると、強制投入法の結果においては、暴力団に対するイメージのみが、変数増加法の結果においては、暴力団に対するイメージに加え、近所づきあいの多さが暴力団に対する不安を高めていた。

ここで、上記の説明変数に、暴力団の見聞に関する2変数（暴力団員を見かけるかどうか（質問6）と暴力団犯罪が起きたと見たり聞いたりしたことがあるか（質問9））を追加して、同様の重回帰分析を行った。表Ⅲ－8－4に強制投入法と変数増加法による重回帰分析の結果を示す。

表Ⅲ－8－4 暴力団に関する見聞を含んだ暴力団に対する不安意識の規定因

	強制投入法		変数増加法	
	$\beta$	単相関	$\beta$	単相関
一般市民への接触イメージ	-.170 **	-.227	-.173 **	-.227
外形的特徴と暴力イメージ	-.084 **	-.148	-.084 **	-.148
内部規律と対企業暴力イメージ	-.091 **	-.150	-.089 **	-.150
年代	-.006 n.s.	-.075	—	—
一般的信頼の低さ	.043 n.s.	.042	.043 *	.042
近隣への信頼の低さ	-.014 n.s.	.032	—	—
近所づきあいの低さ	.029 n.s.	.059	—	—
居住地域で暴力団員を見かけた (1.よくある～4.まったくない)	.124 **	.151	.128 **	.151
暴力団犯罪の見聞経験 (1.ある～2.ない)	.003 n.s.	.050	—	—
	$R^2$	.08	.08	

表Ⅲ－8－4をみると、一般市民への接触イメージが暴力団に対する不安意識を最も強

く規定していたことに変わりがないが、次いで、標準偏回帰係数（ $\beta$ ）が大きかった説明変数として、「居住地域で暴力団員を見かけたこと」が挙げられた。そして、居住地域で暴力団員を見かけたことがよくあると回答した者ほど、暴力団に対する不安意識が高いことが明らかとなった。なお、近所づきあいの効果はみられなかった。

以上の分析を総合すると、暴力団に対する不安意識を最も規定する変数は、暴力団イメージであり、なかでも、一般市民への接触イメージが最も暴力団への不安意識を高めることが明らかとなった。次いで、居住地域で暴力団員らしき人物をみかけるかどうかは暴力団への不安意識を高めていることが明らかとなった。

#### 4. 暴力団に対する不安意識やイメージが暴力団排除条例の認知に与える影響

暴力団排除条例の認知や効果認識を規定する要因を検討するために2つの変数増加法による重回帰分析を実施した。

第1の分析は、暴力団排除条例の認知度（質問19）を「1. 詳細まで知っている」、「2. 内容をある程度知っている」、「3. 内容は知らないが、条例ができたことは知っている」、「4. 条例も内容も知らない」とそれぞれ得点化し基準変数とし、年代と暴力団イメージの3変数、一般的信頼（質問27a）、近隣への信頼（質問27b）、近所づきあい（質問34）、暴力団の見聞に関する2変数（暴力団員を見かけるかどうか（質問6）と暴力団犯罪が起きたと見たり聞いたりしたことがあるか（質問9））、暴力団への不安意識（質問2）を説明変数とした、変数増加法による重回帰分析を実施した。

表Ⅲ－8－5 暴力団排除条例の認知度の低さを規定する要因（N=1983）

	$\beta$	単相関
居住地域で暴力団員を見かけた (1. よくある～4. まったくない)	.143 **	.165
内部規律と対企業暴力イメージ	-.148 **	-.159
外形的特徴と暴力イメージ	.101 **	.050
一般市民への接触イメージ	-.052 *	-.091
暴力団犯罪の見聞経験 (1. ある～2. ない)	.059 **	.106
年代	-.052 *	-.073
	$R^2$ .07	

その結果、基準変数は値が大きいほど暴力団排除条例の認知度の低さを表しているのので、居住地域で暴力団を見かけたり見聞経験があつたりする者や、年齢が高い者ほど、暴力団排除条例の認知度が高いことが示された。また、暴力団に対する「外形的特徴と暴力イメージ」を強く抱いている者ほど、暴力団排除条例の認知度が低く、その他のイメージを強く抱いている者ほど、暴力団条例の認知度が高いことが示された。

第2の分析は、暴力団排除条例の効果認識（Q21）を「1. 効果的」「2. どちらともいえない」「3. 不十分」（「わからない」は欠損値とした）とそれぞれ得点化し基準変数とし、第1の分析と同様の変数を説明変数にした変数増加法による重回帰分析を行った。

表Ⅲ－8－6 暴力団排除条例の効果認識の低さを規定する要因（N=1740）

	$\beta$	単相関
内部規律と対企業暴力イメージ	.068 **	.060
外形的特徴と暴力イメージ	-.063 **	-.055
	$R^2$ .01	

その結果、基準変数は値が大きいほど、暴力団排除条例の効果認識が低いことを表している。暴力団に対する「内部規律と対企業暴力イメージ」が高い者ほど、暴力団排除条例の効果の認識が低く、「外形的特徴と暴力イメージ」が高い者ほど、暴力団排除条例の効果が高いと認識していることが示された。

#### 5. 暴力団に対する不安意識やイメージが暴力団排除への協力意向に与える影響

暴力団排除への協力意向を規定する要因を検討するために、2つの変数増加法による重回帰分析を実施した。

第1の分析は、暴力団排除の住民運動への協力意向（質問22）を「1. 絶対に協力したくない」「2. あまり協力したくない」「3. ある程度協力したい」「4. 進んで協力したい」（「わからない」を欠損値）と得点化し基準変数とし、年代と暴力団イメージの3変数、一般的信頼（質問27a）、近隣への信頼（質問27b）、近所づきあい（質問34）、暴力団の見聞に関する2変数〔暴力団員を見かけるかどうか（質問6）と暴力団犯罪が起きたと見たり聞いたりしたことがあるか（質問9）〕、暴力団への不安意識（質問2）を説明変数にした、変数増加法による重回帰分析を実施した。

表Ⅲ－8－7 暴力団排除の住民運動への協力意向の規定要因（N=1422）

	$\beta$	単相関
年代	.237 **	.282
一般的信頼の低さ	-.105 **	-.205
暴力団に対する不安意識の低さ	-.088 **	-.115
近隣への信頼の低さ	-.076 *	-.192
	$R^2$ .11	

その結果、年代が高いほど、一般的信頼や近隣への信頼が高い者ほど、暴力団に対する不安意識が高い者ほど、暴力団排除の住民運動への協力意向が高いことが示された。



第2の分析は、警察からの証人協力意向（質問24）を「1. 進んで協力したい」「2. ある程度協力したい」「3. あまり協力したくない」「4. 絶対に協力したくない」（「わからない」を欠損値）とそれぞれ得点化し基準変数とし、第1の分析と同様の変数を説明変数にした変数増加法による重回帰分析を行った。

表Ⅲ－8－8 暴力団犯罪に関する警察からの証人協力意向の規定要因（N=1552）

	$\beta$	単相関
一般的信頼の低さ	.114 **	.115
内部規律と対企業暴力イメージ	-.085 **	-.086
	$R^2$	.02

その結果、基準変数は値が大きいほど、証人協力意向が低いことを示しているので、一般的信頼が高い者ほど証人協力意向が高く、暴力団に対する「内部規律と対企業暴力イメージ」が高い者ほど証人協力意向が低いことが示された。

## 6. 暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団に対する見聞や取組みの効果認識との関連

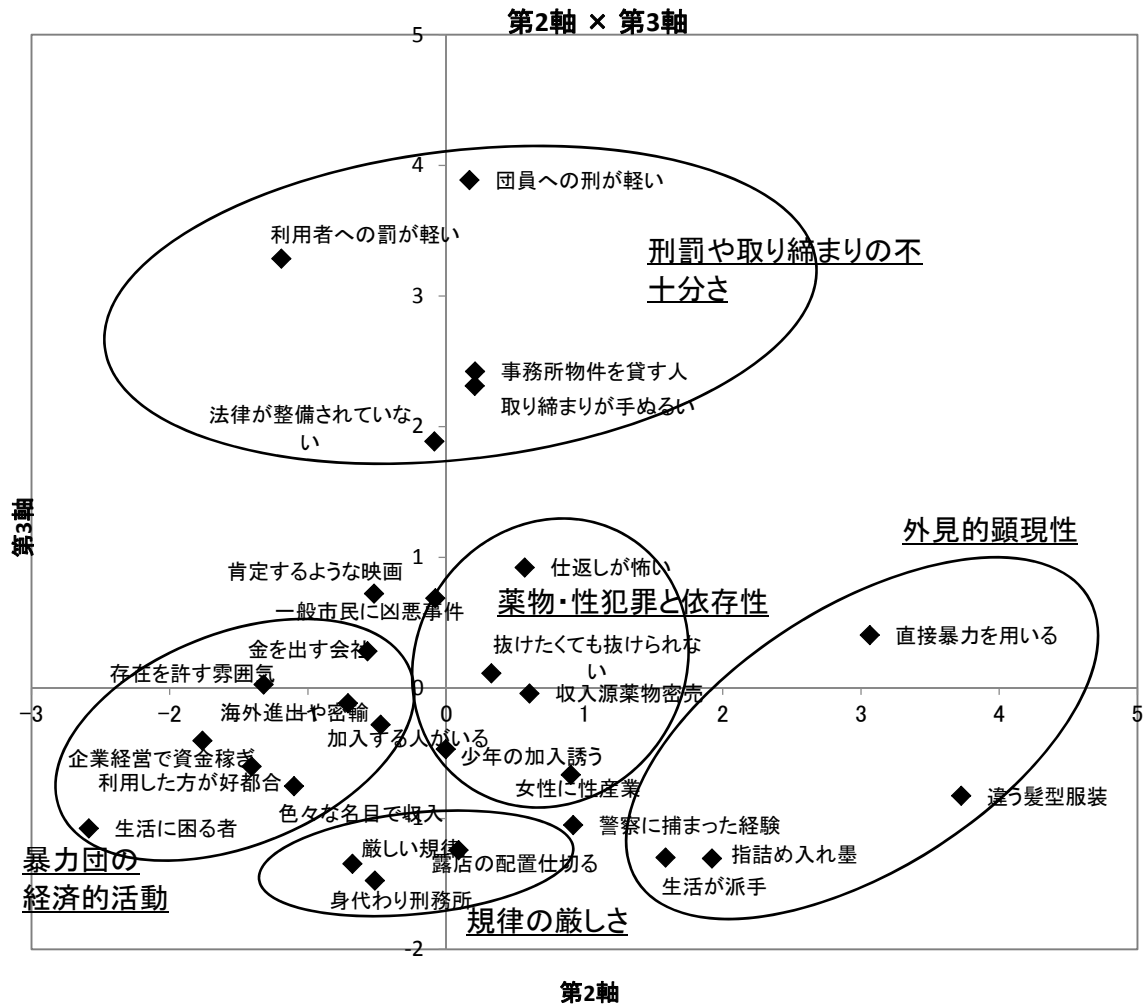
本節では、暴力団の態度の認知的成分に注目し、分析を進めていく。Rosenberg (1960)によれば、態度は、認知的成分と感情的成分と行動的成分から構成されると考えられている。そこで、本節では、本調査でたずねた質問群のうち、暴力団イメージと暴力団の存在理由に関する質問を「態度の認知的成分」としてまとめて分析を進めていく。

### （1）暴力団に対する態度の認知的成分の構造

暴力団に対する態度の認知的成分の全体構造を把握するために、多重回答形式でたずねた暴力団イメージに関する項目と暴力団の存在理由に関する項目のうち、肯定率が10%以上の28項目について、○がついた回答（Yes）に2点、○がついていない回答（No）に1点をそれぞれ与え、数量化理論第Ⅲ類による分析を行った。数量1・2・3のカテゴリースコアを表Ⅲ－8－9に示す。固有値は、数量1が.23、数量2が.06、数量3が.05であった。数量化理論第Ⅲ類とは、似た回答者が選択した選択肢どうしが近くに位置するようカテゴリカルデータをまとめあげる解析手法である。表Ⅲ－8－9をみると、数量1の値のうち、負の値をとっていた項目はすべて”No”、すなわち反応がなかった項目が集まり、正の値をとっていた項目はすべて”Yes”、すなわち○がつけられた項目が集まっていた。この結果から、数量1は値が高いほど、暴力団イメージや暴力団の存在理由に対して○をつける回答が多くなることを意味する「サイズファクター」と解釈された。数量1がサイズファクターであると解釈されたため、暴力団に対する態度を分類するために、数量2と数量3のカテゴリースコアを平面上に布置したものが図Ⅲ－8－2である。

表Ⅲ－８－９ 暴力団に対する態度に関する数量化理論第Ⅲ類のカテゴリースコア

項目	第1軸	第2軸	第3軸	項目	第1軸	第2軸	第3軸
他の人と違う髪形や服装をしている“No”	-0.462	-1.436	0.318	他の人と違う髪形や服装をしている“Yes”	1.199	3.724	-0.825
指を詰めたり、入れ墨をしている“No”	-0.802	-1.682	1.143	指を詰めたり、入れ墨をしている“Yes”	0.916	1.922	-1.306
高級外車に乗ったり等、生活が派手“No”	-0.899	-1.355	1.109	高級外車に乗ったり等、生活が派手“Yes”	1.052	1.586	-1.298
生活に困る者が多くなっている“No”	-0.488	1.248	0.519	生活に困る者が多くなっている“Yes”	1.012	-2.586	-1.075
幹部に絶対服従等厳しい規律がある“No”	-1.303	1.048	2.077	幹部に絶対服従等厳しい規律がある“Yes”	0.844	-0.679	-1.345
行う犯罪は大部分直接暴力を用いる“No”	-0.623	-1.184	-0.156	行う犯罪は大部分直接暴力を用いる“Yes”	1.612	3.063	0.404
企業等から色々な名目で収入もある“No”	-1.477	1.870	1.276	企業等から色々な名目で収入もある“Yes”	0.870	-1.102	-0.752
盛り場等で少年の加入を誘っている“No”	-0.480	0.001	0.095	盛り場等で少年の加入を誘っている“Yes”	2.368	-0.004	-0.469
幹部身代わりで刑務所行く事もある“No”	-1.058	0.384	1.096	幹部身代わりで刑務所行く事もある“Yes”	1.422	-0.517	-1.474
収入源で最も多いのは薬物の密売“No”	-1.049	-0.596	0.042	収入源で最も多いのは薬物の密売“Yes”	1.060	0.602	-0.042
企業経営等により資金を稼いでいる“No”	-0.720	0.972	0.222	企業経営等により資金を稼いでいる“Yes”	1.307	-1.763	-0.403
警察に捕まった経験のある者が多い“No”	-0.996	-0.677	0.774	警察に捕まった経験のある者が多い“Yes”	1.350	0.918	-1.049
若い女性に性産業をさせようとする“No”	-0.595	-0.227	0.167	若い女性に性産業をさせようとする“Yes”	2.363	0.900	-0.664
祭り等で露店の配置等仕切っている	-0.812	-0.069	0.957	祭り等で露店の配置等仕切っている“Yes”	1.052	0.089	-1.241
一般市民にも凶悪な事件を起こす“No”	-0.737	0.035	-0.304	一般市民にも凶悪な事件を起こす“Yes”	1.662	-0.079	0.687
海外進出や密輸等世界と繋がりが有る“No”	-0.862	0.448	0.074	海外進出や密輸等世界と繋がりが有る“Yes”	1.370	-0.712	-0.117
暴力団にお金を出す会社などがある“No”	-1.054	0.765	-0.377	暴力団にお金を出す会社などがある“Yes”	0.785	-0.570	0.281
利用した方が好都合と考える人いる“No”	-0.810	1.685	0.719	利用した方が好都合と考える人いる“Yes”	0.677	-1.408	-0.601
仕返し怖く警察に届けない人が多い“No”	-0.914	-0.374	-0.608	仕返し怖く警察に届けない人が多い“Yes”	1.385	0.567	0.921
存在を許す社会の雰囲気があるから“No”	-0.401	0.341	-0.007	存在を許す社会の雰囲気があるから“Yes”	1.554	-1.322	0.026
事務所の物件を貸す人がいるから“No”	-0.540	-0.052	-0.611	事務所の物件を貸す人がいるから“Yes”	2.144	0.208	2.423
暴力団肯定するような映画等がある“No”	-0.530	0.181	-0.250	暴力団肯定するような映画等がある“Yes”	1.533	-0.522	0.722
取り締まる法律が整備されていない“No”	-0.810	0.067	-1.467	取り締まる法律が整備されていない“Yes”	1.041	-0.086	1.887
警察の取り締まりが手ぬるいから“No”	-0.743	-0.124	-1.391	警察の取り締まりが手ぬるいから “Yes”	1.234	0.206	2.312
団員が犯罪を犯した場合の刑が軽い“No”	-0.628	-0.050	-1.162	団員が犯罪を犯した場合の刑が軽い“Yes”	2.101	0.168	3.888
暴力団を利用する人への罰が軽い“No”	-0.592	0.335	-0.922	暴力団を利用する人への罰が軽い“Yes”	2.109	-1.193	3.286
暴力団に加入する人がいるから“No”	-0.622	0.293	0.174	暴力団に加入する人がいるから “Yes”	1.007	-0.475	-0.282
暴力団を抜けたくても抜けれない“No”	-0.744	-0.183	-0.063	暴力団を抜けたくても抜けれない “Yes”	1.329	0.327	0.112



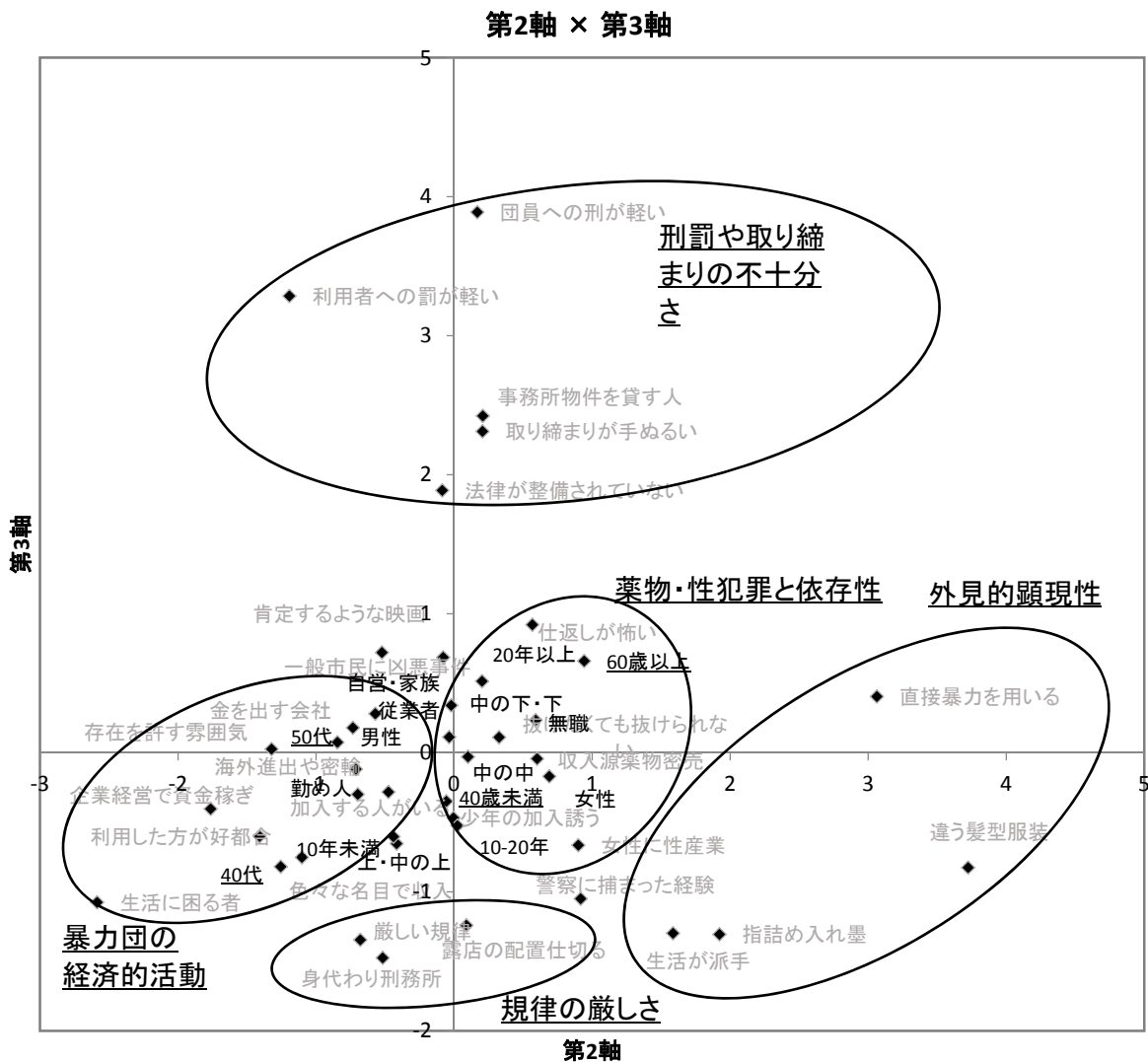
図Ⅲ－８－２ 暴力団に対する態度の認知的成分に関する数量化理論第Ⅲ類の結果

図Ⅲ－８－２をみると、数量２の正方向に、「直接暴力を用いる」「違う髪型服装」「指詰め入れ墨」「生活が派手」などの項目が布置され『外見的顕現性』に関する態度と解釈された。数量２の負方向には「金を出す会社」「存在を許す雰囲気」「色々な名目で収入」などの項目がまとまって布置され、『暴力団の経済的活動』に関する態度と解釈された。数量３の正方向には「団員への刑が軽い」「利用者への罰が軽い」「取り締まりが手ぬるい」などの項目がまとまって布置され『刑罰や取り締まりの不十分さ』に関する態度と解釈された。数量３の負方向には、「厳しい規律」「露店の配置を仕切る」「身代わりに刑務所に行く」の項目がまとまって布置され『規律の厳しさ』に関する態度と解釈された。また、数量２・数量３の原点付近には、「収入源薬物密売」「少年の加入を誘う」「女性に性産業で働かせる」「抜けたくても抜けられない」「仕返しが怖い」の項目が布置され、『薬物・性犯罪と依存性』に関する態度と解釈された。

(2) 人口統計学的変数別にみた暴力団に対する態度の認知的成分

人口統計学的変数別にみた暴力団に対する態度の認知的成分を検討するために、(1)で実施した数量化理論第Ⅲ類における数量1・数量2・数量3のサンプルスコアそれぞれの平均値を人口統計学的変数別に算出し、検定を行った。

その結果、有意であった人口統計学的変数の暴力団に対する態度の認知的成分との相対的位置関係を分析するために、**図Ⅲ-8-2**に人口統計学的変数別の数量2・3の平均値を5倍し平面上に布置したものが**図Ⅲ-8-3**である。なお、数量1との関係で有意であった変数は年代、所属階層意識、居住年数であり、年代が上がるにつれ、所属階層意識が高まるにつれ、居住年数が上がるにつれ、数量1の値が大きくなっていった。



図Ⅲ-8-3 人口統計学的変数と暴力団に対する態度の認知的成分の構造

図Ⅲ-8-3をみると、相対的にはあるが、男性のほうが数量2の負方向、すなわち「暴力団の経済的活動」を、女性のほうが数量2の正方向、すなわち「薬物・性犯罪と依存性」に関する態度を有していることが読み取れる。また、職業別にみると、勤め人のほ

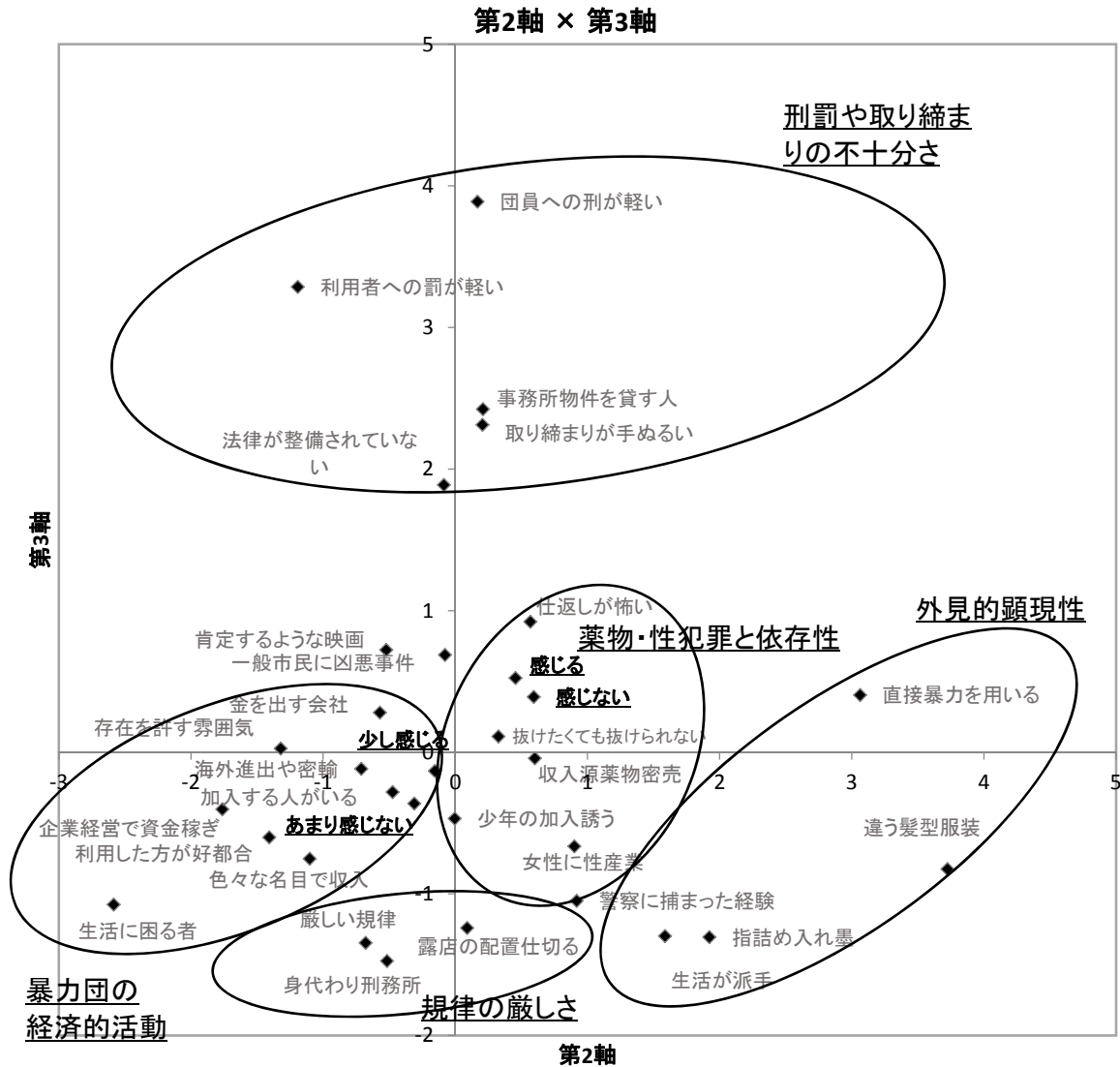
うが数量2の負方向、すなわち「暴力団の経済的活動」を、無職者のほうが数量2の正方向、すなわち「薬物・性犯罪と依存性」に関する態度を有していることが読み取れる。さらに、年代の推移をみると、40歳未満では中央に布置されているのに対し、40・50代では数量2の負方向、すなわち、「暴力団の経済的活動」に関する態度を、60歳以上では、数量3の正方向、すなわち「薬物・性犯罪と依存性」や「刑罰や取り締まりの不十分さ」に関する態度をそれぞれ有していると解釈される。

### (3) 暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団に対する不安意識との関連

暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団に対する不安意識との関連を検討するために、(1)で実施した数量化理論第Ⅲ類における数量1・数量2・数量3のサンプルスコアの平均値を暴力団に対する不安意識の選択肢別に算出し検定を行った。

その結果、暴力団に対する不安意識の選択肢別に算出した数量1・2・3の平均値はいずれも有意な差がみられた。なお、数量1の値は、暴力団に対する不安意識が高まるにつれて高くなっていった。すなわち、暴力団に対する不安意識が高まるにつれて、暴力団イメージや暴力団の存在理由への回答数が高まることを意味している。暴力団に対する不安意識と暴力団に対する態度の認知的成分との相対的位置関係を分析するために、**図Ⅲ-8-2**に不安意識の各選択肢別の数量2・3の平均値を5倍し平面上に布置したものが**図Ⅲ-8-4**である。

**図Ⅲ-8-4**をみると、暴力団に対する不安を「少し感じる」「あまり感じない」と回答した中間層で暴力団の経済的活動に対する態度を有していると解釈される。



図Ⅲ－8－4 暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団に対する不安意識の構造

(4) 暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団に対する見聞との関連

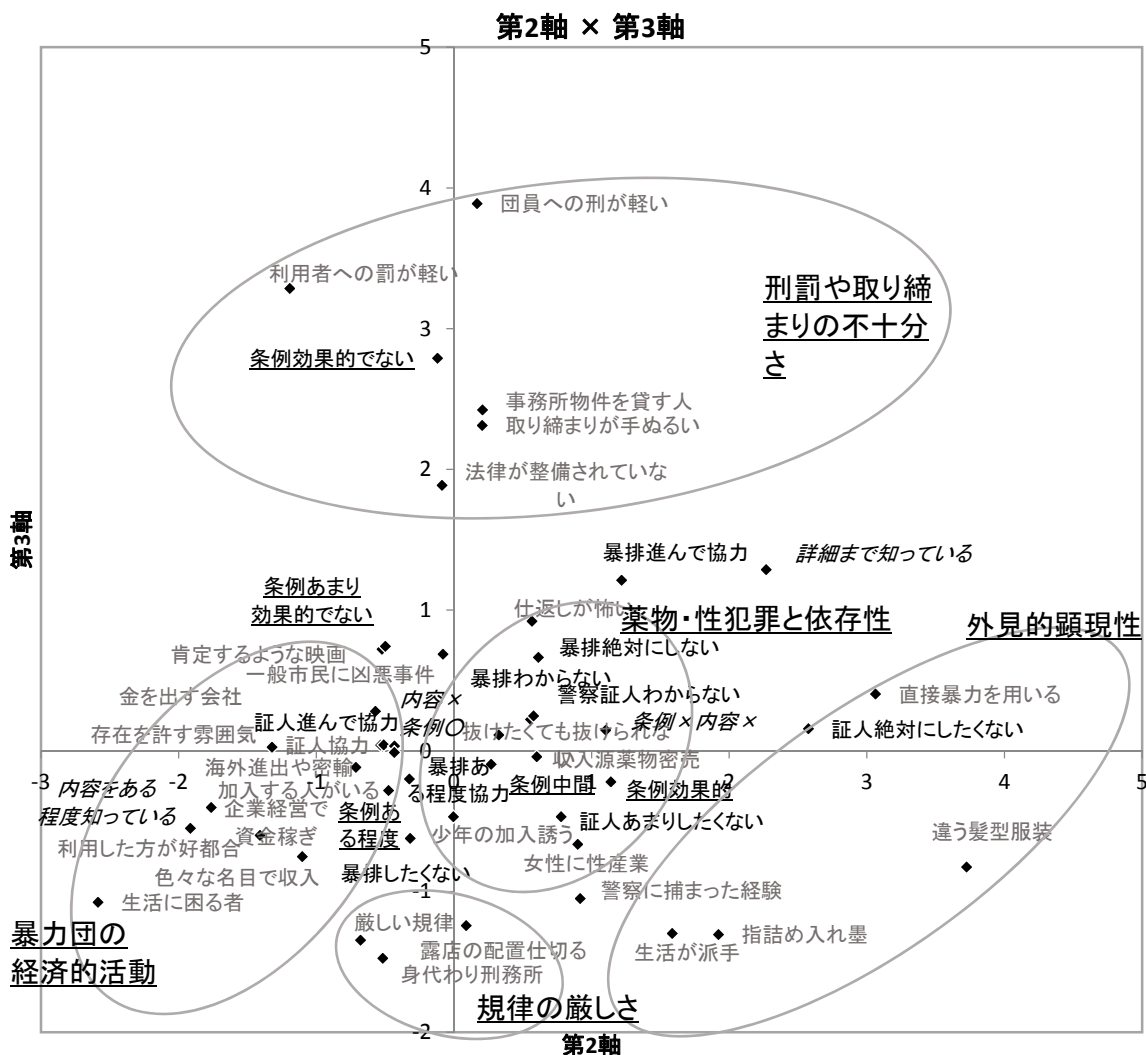
暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団に対する見聞との関連を検討するために、(1) で実施した数量化理論第Ⅲ類における数量1・数量2・数量3のサンプルスコアの平均値を暴力団に関する見聞(質問6)の選択肢別および暴力団員を見かけた経験(質問9)の選択肢別に算出した。その結果、数量1の平均値については、見聞経験のない者よりも見聞経験のある者のほうが高く、暴力団員を見かけた経験が増えるにつれて数量1の得点が高い傾向が見出された。しかし、数量2・3の平均値の差の検定では、有意な差がみられなかった。

#### (5) 暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団排除条例の認知や暴力団排除への協力意図との関連

暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団排除条例の認知や暴力団排除への協力意図との関連を検討するために、(1) で実施した数量化理論第Ⅲ類における数量1・数量2・数量3のサンプルスコアの平均値を、暴力団排除条例の認知度(質問19)、暴力団排除条例の効果認識(質問21)、暴力団排除の住民運動への協力意向(質問22)、警察からの証人協力意向(質問24)の各選択肢別に算出し、平均値の差の検定を行った。その結果、数量1の平均値ではいずれの変数も有意な差がみられ、暴力団排除や警察からの証人依頼への協力意向が高いほど、あるいは、暴力団排除条例が効果的であると評価しているほど数量1の得点が高かった。すなわち、協力意向や条例効果評価が高いと、暴力団イメージや暴力団の存在理由への回答数も高まることが示された。また、数量1の値は暴力団排除条例の「内容をある程度知っている」で最も高く、「条例も内容も知らない」「詳細まで知っている」で低かった。暴力団に対する態度と暴力団排除条例の認知や暴力団排除への協力意図との相対的関係を分析するために、**図Ⅲ-8-2**に各選択肢別の数量2・3の平均値を5倍し平面上に同時布置したものが**図Ⅲ-8-5**である。

**図Ⅲ-8-5**について、まず暴力団排除条例の認知度や効果評価の観点からみると、「詳細まで知っている」の肯定率は0.2%と低くなっていたため解釈から除くと、内容をある程度知っていると回答しているほど、「暴力団の経済的活動」に関する態度を有し、条例や内容について知らないほど、「薬物・性犯罪と依存性」や「外見的顕現性」に関する態度を有していることがわかる。また、条例の効果評価では、条例が効果的でないと認識する者ほど、「刑罰や取り締まりの不十分さ」を感じ、条例への評価が中間的であると「暴力団の経済的活動」の態度を抱き、条例が効果的であると認識するほど、「薬物・性犯罪と依存性」や「外見的顕現性」に関する態度を抱きやすいことがうかがえる。

続いて、**図Ⅲ-8-5**を暴力団排除への協力意向の観点から解釈すると、住民運動や警察からの証人要請に協力意向が低かったり、わからないという回答だったりする者が、数量2の正方向にまとまって布置されていたことから、「外見的顕現性」や「薬物・性犯罪と依存性」に関する態度を有しやすいと解釈された。



図Ⅲ－8－5 暴力団に対する態度の認知的成分と暴力団排除条例の認知度や暴力団排除への協力意向との関連

## 7. まとめ

本章では、暴力団に対する不安意識の規定因と暴力団排除に対する認知や協力意向の規定因を探索的に検討した。

暴力団に対する不安意識は、暴力団イメージの肯定率の高さ、なかでも一般市民への接触イメージの高さであることが示され、次いで、居住地で暴力団員らしき人物を見かけるかどうかによって規定されていた。また、年代は高い者ほど不安意識が高い傾向も見られた。これらの結果から、暴力団に対する不安意識は、暴力団に対する情報を見聞したり、暴力団員らしい者をみたりといったあいまいさのある情報に由来する暴力団イメージによって裏付けられている可能性が示唆された。

暴力団排除条例の認知度は、年齢が高い者や暴力団の見聞経験の多い者、「内部規律と対



企業暴力イメージ」や「一般市民への接触イメージ」の高い者で高かった。その反面、「外形の特徴と暴力イメージ」を抱いている者ほど、条例の認知度が低かった。この「外形の特徴と暴力イメージ」を抱く層には、図Ⅲ－８－５の分析から、暴力団排除に対する活動への非協力層であることがうかがえることから、暴力団排除条例の認知度や効果認識に対して暴力団に対する「外形の特徴と暴力イメージ」や「外見的顕現性」態度は有効でないことが示唆された。

暴力団排除に対する住民運動への協力意向の規定因をみると、年代の高さや一般的信頼感や近隣への信頼感の影響が強くみられ、暴力団イメージの影響は相対的に大きくないことが示された。この結果から、住民運動への協力意向は、地域活動の活発さなどの社会関係資本の有無の影響を受ける可能性が示唆された。

## 第Ⅳ部 資料



資料 1 暴力団排除条例制定後の事業者の意識調査  
調査票



以下の質問において、暴力団等とは、暴力団構成員、準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である「反社会的勢力」をさします。

問1 暴力団排除条例の内容について、どの程度知っていますか（あてはまるもの1つに○を付けてください）。

- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 1 詳細まで知っている               | → 問2へ         |
| 2 内容をある程度知っている            |               |
| 3 内容は知らないが、条例ができたことは知っている | → 問3からお答えください |
| 4 条例も内容も知らない              |               |

< 問1で「1」または「2」とお答えの方にお聞きします。 >

問2 暴力団排除条例の内容として知っているものはどれですか（あてはまるものすべてに○を付けてください）。

- |   |
|---|
| 1 事業者は、暴力団排除施策に協力するよう努めること                              |
| 2 学校等の周辺区域において、暴力団事務所を新規に開設・運営してはならないこと                 |
| 3 学校等の周辺区域で暴力団事務所を新規に開設・運営した場合には、懲役・罰金の処罰がありうること        |
| 4 事業者は、暴力団員に対して利益供与をしてはならないこと                           |
| 5 事業者が暴力団員に対して利益供与をした場合には、都道府県公安委員会から勧告を受けること           |
| 6 不動産業者は、暴力団事務所に利用されることを知って、不動産取引をしてはならないこと             |
| 7 不動産業者が暴力団事務所に利用されることを知って取引をした場合には、都道府県公安委員会から勧告を受けること |
| 8 この中に知っているものはない  |

< 全員の方にお聞きします。 >

問3 暴力団排除条例は、暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的だと思いますか（あてはまるもの1つに○）。

- |       |           |             |             |          |
|-------|-----------|-------------|-------------|----------|
| 1 効果的 | 2 ある程度効果的 | 3 どちらともいえない | 4 あまり効果的でない | 5 効果的でない |
|-------|-----------|-------------|-------------|----------|

問4 暴力団排除条例は、事業者が暴力団等との取引を断つために役立つと思いますか（あてはまるもの1つに○）。

- |       |           |             |            |         |
|-------|-----------|-------------|------------|---------|
| 1 役立つ | 2 ある程度役立つ | 3 どちらともいえない | 4 あまり役立たない | 5 役立たない |
|-------|-----------|-------------|------------|---------|

問5 これまでに暴力団等から何らかの働きかけを受けたことがありますか。

- 1 ない → 問12からお答えください  
2 ある → 問6へ

< 問5で「2」とお答えの方にお聞きします。 >

問6 働きかけがあったのはいつごろでしたか。ア) からウ) のそれぞれについて、右の欄のあてはまる番号に○を付けてください。

ア) 1年以内	1 あった	2 なかった
イ) 1年～2年前	1 あった	2 なかった
ウ) 2年以上前	1 あった	2 なかった

問7 いちばん最近あったのは、どのような働きかけでしたか（あてはまるもの1つに○）。

- 1 法的義務のない経済的利益の要求  
2 契約上の取引の要求  
3 商品、サービス等に対する因縁  
4 その他（具体的に )

問8 いちばん最近あった働きかけの相手は誰でしたか（あてはまるもの1つに○）。

- 1 暴力団                      2 暴力団関連企業                      3 総会屋  
4 社会運動標ぼうゴロ      5 政治活動標ぼうゴロ  
6 その他（具体的に )  
7 わからなかった

問9 いちばん最近あった働きかけの相手が、どうして暴力団等だと判断しましたか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 本人が名乗った                      2 名刺やバッジ等を見せられた  
3 警察との情報交換                      4 以前から知っていた  
5 特有の言語、態度から暴力団等と感じた  
6 服装、入れ墨、指の欠損から暴力団等と感じた  
7 その他（具体的に )

問 1 0 いちばん最近の働きかけに対して、どのように対処しましたか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 弁護士に相談した
- 2 暴力追放運動推進センター、特殊暴力防止対策協議会や企業防衛協議会等に相談した
- 3 警察に相談（通報）した
- 4 第三者に話をつけてもらった
- 5 社内で相談した
- 6 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

問 1 1 対処した結果、どうしましたか（あてはまるもの 1 つに○）。

- 1 働きかけに応じた
- 2 働きかけを断った
- 3 何もしなかった
- 4 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

< 全員の方にお聞きします。 >

問 1 2 これまでに暴力団等との取引がありましたか。

- 1 あった ⇒ 問 1 3 へ
- 2 なかった ⇒ 問 1 4 からお答えください

< 問 1 2 で「1」とお答えの方にお聞きします。 >

問 1 3 どのような取引でしたか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 物品の購入・販売
- 2 リース契約
- 3 業務への参入
- 4 下請けの委託
- 5 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

< 全員の方にお聞きします。 >

問 1 4 契約書等に「暴力団排除条項」を導入していますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- 1 導入していない
- 2 導入に向けて準備中  
準備を始めたのはいつごろですか。（ ）内に時期を記入してください。  
平成（ ）年（ ）月
- 3 導入している  
導入したのはいつごろですか。（ ）内に時期を記入してください。  
平成（ ）年（ ）月



問 15 暴力団等を排除するために、会社として、どのような対応をしていますか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 対策マニュアルを作成している
- 2 対策マニュアルはないが、暴力団等から接触があった場合の対応方法は決めている
- 3 対策マニュアルはないが、外部の講習会に参加している
- 4 社内に専門の対応部署を設置し、責任者を配置している
- 5 その他（具体的に \_\_\_\_\_）
- 6 何もしていない

問 16 新規取引開始時に、取引先が暴力団等であることを情報・データベース等で確認していますか（あてはまるもの1つに○）。

- 1 すべての取引について確認している
  - 2 不審点があった場合に確認している
  - 3 それだけを目的とした確認はしていない
- 問 17 へ
- 問 18 からお答えください

< 問 16 で「1」または「2」とお答えの方にお聞きします。 >

問 17 どのような方法で確認していますか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 警察の事件広報
- 2 警察への問合せ
- 3 暴力追放運動推進センター、特殊暴力防止対策協議会や企業防衛協議会などへの問合せ
- 4 インターネットからの情報
- 5 業界団体のデータベースの活用
- 6 自社のデータベース
- 7 同業者からの情報
- 8 信用調査会社などの情報
- 9 その他（具体的に \_\_\_\_\_）

< 問16で「3 それだけを目的とした確認はしていない」と回答された方のみにお聞きします。>

問18 取引先が暴力団等であることを確認していない理由は何ですか（あてはまるもの1つに○）。

- 1 確認する時間的余裕がない
- 2 確認してもほとんどヒットしないので、必要性を感じない
- 3 取引先に暴力団等が入り込むことはないので、確認の必要がない
- 4 確認する方法がわからない
- 5 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

< 全員の方にお聞きします。>

問19 暴力団等との関係を遮断するために、どのような取組みをしていますか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 警察当局との連携、情報収集
- 2 警察の暴力団担当者などによる講習会に参加
- 3 暴力団追放運動推進センターや特殊暴力防止対策連合会などの研修会・セミナーに参加
- 4 業界団体などの講習会・セミナーに参加
- 5 地元企業や関連会社との情報交換
- 6 警察 OB の採用
- 7 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）
- 8 特にない

問20 暴力団排除条例施行に際して、警察、行政に何を望みますか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 相談窓口の設置
- 2 警察や関連組織主導の対策組織の立ち上げ
- 3 警察の体制の強化
- 4 契約面でのアドバイス
- 5 組織情報の提供
- 6 専門弁護士の紹介
- 7 身辺警護
- 8 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）
- 9 望むことはない

問2 1 暴力団等を排除するための方策として何が重要だと思いますか（あてはまるものすべてに○）。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 暴力団等の存在を非合法化する   |   |
| 2 法改正による暴力団員等への重罰化 |   |
| 3 法改正による利用者への制裁の強化 |   |
| 4 その他（具体的に         | ） |
| 5 必要なことはない         |   |

問2 2 暴力団排除条例が施行されたことによって、どのような変化や効果がありましたか。ア) からエ) のそれぞれについて、あてはまる番号に○を付けてください。

ア) 身なりや格好が一般の人と変わらなくなった

1	2	3	4
とても そう思う	やや そう思う	あまり そう思わない	全く そう思わない

イ) 言葉や態度が一般の人と変わらなくなった

1	2	3	4
とても そう思う	やや そう思う	あまり そう思わない	全く そう思わない

ウ) 暴力団等からの働きかけを断りやすくなった

1	2	3	4
とても そう思う	やや そう思う	あまり そう思わない	全く そう思わない

エ) 暴力団等からの働きかけが少なくなった

1	2	3	4
とても そう思う	やや そう思う	あまり そう思わない	全く そう思わない

問2 3 貴社では暴力団等からの働きかけに対応するため、特に留意されている事はありますか。ご自由にお書きください。

--

最後に、調査を統計的に分析するために、貴社に関することについてお聞かせください。

**【所在地】**

(                    ) 都・道・府・県      (                    ) 市・区・郡
--

**【業種】**

1 農・林・水産	2 建設	3 製造	4 運輸・倉庫
5 卸売・小売	6 金融・保険	7 不動産・物品賃貸	
8 宿泊・飲食サービス	9 その他のサービス (                    )		
10 その他 (                    )			

**【資本金】**

1 5,000 万円未満	2 5,000 万円以上、1 億円未満
3 1 億円以上、3 億円未満	4 3 億円以上

**【従業員数】**

1 50 人未満	2 50～99 人	3 100～199 人
4 200～299 人	5 300 人以上	

**【証券取引所】**

1 1 部上場	2 2 部上場	3 その他の上場	4 未上場
---------	---------	----------	-------

**【顧問弁護士】**

1 いる	2 いない
------	-------

**【本社を含む事業所数】**

- |   |             |   |         |   |         |
|---|-------------|---|---------|---|---------|
| 1 | 1 箇所        | 2 | 2～5 箇所  | 3 | 6～10 箇所 |
| 4 | 11 箇所～49 箇所 | 5 | 50 箇所以上 |   |         |

**【回答された方の所属】**

- |   |            |   |                  |   |      |
|---|------------|---|------------------|---|------|
| 1 | 総務部門       | 2 | 内部統制・コンプライアンス等部門 | 3 | 広報部門 |
| 4 | その他（具体的に ) |   |                  |   |      |

**【回答された方のポジション】**

- |   |             |   |     |   |     |
|---|-------------|---|-----|---|-----|
| 1 | 経営者・役員      | 2 | 部長級 | 3 | 課長級 |
| 4 | それ以外（具体的に ) |   |     |   |     |

**【 ご協力ありがとうございました。】**

## 資料2 事業者の意識調査・単純集計表



暴力団等の排除に関するアンケート

集計表 1

問1 暴力団排除条例の内容について、どの程度知っていますか（あてはまるもの1つに○を付けてください）。

総数	詳細まで知っている		内容を知っている程度		内容を知っている程度が低い		内容を知っていない		内容を知っていない	
	3842	229	1731	1606	189	87	1960	1795	46.7	
**【総数】**	100.0	6.0	45.1	41.8	4.9	2.3	51.0	46.7		

集計表 2

<問1で「1」または「2」とお答えの方にお聞きします。>

問2 暴力団排除条例の内容として知っているものはどれですか（あてはまるものすべてに○を付けてください）。

該当数	事業者は排除施策の協力を努める	学校等周辺区域の事務所運営規制	学校等周辺区域の事務所運営処罰	事業者は利益供与した場合は勧告を受けること	利益供与した場合は勧告を受けること	不動産業者は取引した場合は合意をしない	不動産業者は取引した場合は合意をしない	この中に無回答	回答計
**【総数】**	1960	1723	1243	724	1927	1282	1409	2	9222
	100.0	87.9	63.4	36.9	98.3	65.4	71.9	0.1	470.5

集計表 3

<全員の方にお聞きします。>

問3 暴力団排除条例は、暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的だと思いますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	効果的	ある程度効果的	どちらでもない	あまり効果的でない	効果的でない	無回答	効果的	効果的でない
**【総数】**	3842	1029	2186	501	95	12	19	3215
	100.0	26.8	56.9	13.0	2.5	0.3	0.5	83.7

集計表 4

問4 暴力団排除条例は、事業者が暴力団等との取引を断つために役立つと思いますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	役立つ	ある程度役立つ	どちらでもない	あまり役立つでない	役立つでない	無回答	役立つ	役立つでない
**【総数】**	3842	1049	2068	588	100	18	19	3117
	100.0	27.3	53.8	15.3	2.6	0.5	0.5	81.1

集計表 5

問5 これまでに暴力団等から何らかの働きかけを受けたことがありますか。

総数	ない	ある	無回答
**【総数】**	3842	3438	28
	100.0	89.5	0.7



暴力団等の排除に関するアンケート

集計表 6

＜問5で「2」とお答えの方にお聞きます。＞  
 問6 働きかけがあったのはいつごろでしたか。ア) からウ) のそれぞれについて、右の欄のあてはまる番号に○を付けてください。  
 ア) 1年以内

	該当数	あった	なかった	無回答
**【総数】**	376 100.0	62 16.5	131 34.8	183 48.7

集計表 7

問6 働きかけがあったのはいつごろでしたか。ア) からウ) のそれぞれについて、右の欄のあてはまる番号に○を付けてください。  
 イ) 1年～2年前

	該当数	あった	なかった	無回答
**【総数】**	376 100.0	74 19.7	120 31.9	182 48.4

集計表 8

問6 働きかけがあったのはいつごろでしたか。ア) からウ) のそれぞれについて、右の欄のあてはまる番号に○を付けてください。  
 ウ) 2年以上前

	該当数	あった	なかった	無回答
**【総数】**	376 100.0	285 75.8	16 4.3	75 19.9

集計表 9

問7 いちばん最近あったのは、どのような働きかけでしたか（あてはまるもの1つに○）。

該当数	法的義務のない経済的利益的要求	契約上の取引の要 求	商品、サービス等に対する因縁	その他	無回答
376 100.0	109 29.0	50 13.3	67 17.8	137 36.4	13 3.5

集計表 10

問8 いちばん最近あった働きかけの相手は誰でしたか（あてはまるもの1つに○）。

該当数	暴力団	暴力団連企業	総会屋	社会運動標ぼうゴロ	政治活動標ぼうゴロ	その他	わからなかった	無回答
376 100.0	94 25.0	44 11.7	8 2.1	52 13.8	83 22.1	41 10.9	38 10.1	16 4.3

暴力団等の排除に関するアンケート

集計表 11

問9 いちばん最近あった働きかけの相手が、どうして暴力団等だと判断しましたか（あてはまるものすべてに○）。

該当数	本人が名乗った	名刺やバツジ等を耳せられた	警察との情報交換した	以前から知っている	特有の言葉、態度で暴力団と感じた	服装、入札等から暴力団と感じた	その他	無回答	回答計	
**【総数】**	376 100.0	87 23.1	29 7.7	72 19.1	45 12.0	166 44.1	34 9.0	36 9.6	23 6.1	492 130.9

集計表 12

問10 いちばん最近の働きかけに対して、どのように対処しましたか（あてはまるものすべてに○）。

該当数	弁護士に相談した	暴力追放センター等に相談した	警察に相談した	第三者に相談した	社内内で相談した	その他	無回答	回答計	
**【総数】**	376 100.0	78 20.7	31 8.2	118 31.4	12 3.2	117 31.1	130 34.6	18 4.8	504 134.0

集計表 13

問11 対処した結果、どうしましたか（あてはまるもの1つに○）。

該当数	働きかけに応じた	働きかけを断った	何もしなかった	その他	無回答	
**【総数】**	376 100.0	41 10.9	213 56.6	73 19.4	35 9.3	14 3.7

集計表 14

問12 <全員の方にお聞きします。> これまでに暴力団等との取引がありましたか。

総数	あった	なかった	無回答	
**【総数】**	3842 100.0	149 3.9	3665 95.4	28 0.7

集計表 15

問13 <問12で「1」とお答えの方にお聞きします。> どのような取引でしたか（あてはまるものすべてに○）。

該当数	物品の購入・販売	リース契約	業務への参入	下請けの委託	その他	無回答	回答計	
**【総数】**	149 100.0	94 63.1	3 2.0	4 2.7	9 6.0	45 30.2	1 0.7	156 104.7

暴力団等の排除に関するアンケート

集計表 16

<全員の方にお聞きします。>

問14 契約書等に「暴力団排除条項」を導入していますか (あてはまるもの1つに○)。

総数	導入して いない	導入して 準備 中	導入して 無回答 いる	無回答
**【総数】**	3842 100.0	2459 64.0	188 4.9	1142 29.7
			53 1.4	

集計表 17

問14 契約書等に「暴力団排除条項」を導入していますか (あてはまるもの1つに○)。

2. 準備を始めたのはいつごろですか。( )内に時期を記入してください。

該当数	平成22年 以前	平成23年	平成24年	無回答
**【総数】**	188 100.0	8 4.3	28 14.9	132 70.2
			20 10.6	

集計表 18

問14 契約書等に「暴力団排除条項」を導入していますか (あてはまるもの1つに○)。

3. 導入したのはいつごろですか。( )内に時期を記入してください。

該当数	平成18年 以前	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	無回答
**【総数】**	1142 100.0	43 3.8	24 2.1	72 6.3	76 6.7	133 11.6	370 32.4	109 9.5

集計表 19

問15 暴力団等を排除するために、会社として、どのような対応をしていますか (あてはまるものすべてに○)。

総数	対策マニ ュアルを 作成して いる	マニユ アルが ないが 対応方法 は決定済 み	マニユ アルが ないが 外部講習 会に参加 している	社内に専 門対応部 署を設置 している	その他	何もして いない	無回答	回答計
**【総数】**	3842 100.0	380 9.9	807 21.0	881 22.9	428 11.1	279 7.3	1803 46.9	40 1.0
								4618 120.2

集計表 20

問16 新規取引開始時に、取引先が暴力団等であるかを情報・データベース等で確認していますか (あてはまるもの1つに○)。

総数	すべての 取引につ いて確認 している	不審点が あった場 合に確認 している	それだけ が目的の 確認はし ていない	無回答	確認して いる (計)
**【総数】**	3842 100.0	462 12.0	1018 26.5	2337 60.8	25 0.7
					1480 38.5

暴力団等の排除に関するアンケート

集計表 21

＜問16で「1」または「2」とお答えの方にお聞きします。＞  
 問17 どのような方法で確認していますか（あてはまるものすべてに○）。

該当数	警察の事件広報		警察への問合せ		暴力団放散の問合せ		インターネットの活用		自社のデータベース		同業者からの情報		信用調査会社の情報		その他		無回答	回答計						
	94	6.4	425	28.7	416	28.1	752	50.8	279	18.9	203	13.7	554	37.4	685	46.3			57	3.9	10	0.7	3475	234.8
**【総数】**	1480	100.0	94	6.4	425	28.7	416	28.1	752	50.8	279	18.9	203	13.7	554	37.4	685	46.3	57	3.9	10	0.7	3475	234.8

集計表 22

＜問16で「3」それだけを目的とした確認はしていない」と回答された方のみにお聞きします。＞  
 問18 取引先が暴力団等であることを確認していない理由は何ですか（あてはまるもの1つに○）。

該当数	確認する余裕がない		確認してほっとしない		取引先に確認する方法がわからない		その他		無回答					
	123	5.3	174	7.4	925	39.6	853	36.5		218	9.3	44	1.9	
**【総数】**	2337	100.0	123	5.3	174	7.4	925	39.6	853	36.5	218	9.3	44	1.9

集計表 23

＜全員の方にお聞きします。＞

問19 暴力団等との関係を遮断するために、どのような取組みをしていますか（あてはまるものすべてに○）。

総数	警察当局との連携、情報収集		警察の担当者による講習会に参加		暴力団退散の推進		業界団体等のセミナー参加		地元企業や関連団体の採用		警察の身辺警護		その他		無回答	回答計						
	1105	28.8	837	21.8	938	24.4	777	20.2	1073	27.9	337	8.8	87	2.3			1424	37.1	52 <th>1.4</th> <th>6630 <th>172.6</th> </th>	1.4	6630 <th>172.6</th>	172.6
**【総数】**	3842	100.0	1105	28.8	837	21.8	938	24.4	777	20.2	1073	27.9	337	8.8	87	2.3	1424	37.1	52	1.4	6630	172.6

集計表 24

問20 暴力団排除条例施行に際して、警察、行政に何を望みますか（あてはまるものすべてに○）。

総数	相談窓口の設置		警察や関連組織の連携		警察の体制強化		契約面でアドバースの提供		組織情報		身辺警護		その他		無回答	回答計								
	2241	58.3	1022	26.6	1893	49.3	677	17.6	1898	49.4	397	10.3 <th>476</th> <th>12.4</th> <th>129</th> <th>3.4</th> <th>158</th> <th>4.1</th> <th>59</th> <th>1.5</th> <th>8950</th> <th>233.0</th>	476	12.4			129	3.4	158	4.1	59	1.5	8950	233.0
**【総数】**	3842	100.0	2241	58.3	1022	26.6	1893	49.3	677	17.6	1898	49.4	397	10.3	476	12.4	129	3.4	158	4.1	59	1.5	8950	233.0

集計表 25

問21 暴力団等を排除するための方策として何が必要だと思いますか（あてはまるものすべてに○）。

総数	暴力団等の存在を非合法化する		法改正による罰則の強化		法改正による利用者の制約		その他		必要ない		無回答		回答計	
	2205	57.4	2837	73.8	143	3.7	52	1.4	148	3.9	6621	172.3		
**【総数】**	3842	100.0	2205	57.4	2837	73.8	143	3.7	52	1.4	148	3.9	6621	172.3

暴力団等の排除に関するアンケート

集計表 26

問 2 2 暴力団排除条例が施行されたことによって、どのような変化や効果がありましたか。ア) からエ) のそれぞれについて、あてはまる番号に○を付けてください。

ア) 身なりや格好が一般の人と変わらなくなってきた

総数	とても思う	やや思う	あまり思う	全く思う	無回答	そう思う (計)	そう思わない (計)
**【総数】**	3842 100.0	358 9.3	1537 40.0	1168 30.4	196 5.1	583 15.2	1895 49.3
							1364 35.5

集計表 27

問 2 2 暴力団排除条例が施行されたことによって、どのような変化や効果がありましたか。ア) からエ) のそれぞれについて、あてはまる番号に○を付けてください。

イ) 言葉や態度が一般の人と変わらなくなってきた

総数	とても思う	やや思う	あまり思う	全く思う	無回答	そう思う (計)	そう思わない (計)
**【総数】**	3842 100.0	227 5.9	1474 38.4	1327 34.5	206 5.4	608 15.8	1701 44.3
							1533 39.9

集計表 28

問 2 2 暴力団排除条例が施行されたことによって、どのような変化や効果がありましたか。ア) からエ) のそれぞれについて、あてはまる番号に○を付けてください。

ウ) 暴力団等からの働きかけを断りやすくなった

総数	とても思う	やや思う	あまり思う	全く思う	無回答	そう思う (計)	そう思わない (計)
**【総数】**	3842 100.0	432 11.2	1487 38.7	1079 28.1	209 5.4	635 16.5	1919 49.9
							1288 33.5

集計表 29

問 2 2 暴力団排除条例が施行されたことによって、どのような変化や効果がありましたか。ア) からエ) のそれぞれについて、あてはまる番号に○を付けてください。

エ) 暴力団等からの働きかけが少なくなった

総数	とても思う	やや思う	あまり思う	全く思う	無回答	そう思う (計)	そう思わない (計)
**【総数】**	3842 100.0	268 7.0	1383 36.0	1163 30.3	242 6.3	786 20.5	1651 43.0
							1405 36.6

集計表 30

最後に、調査を統計的に分析するために、貴社に関することについてお聞かせください。

【所在地】

総数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
**【総数】**	3842 100.0	141 3.7	33 0.9	45 1.2	56 1.5	25 0.7	50 1.3	49 1.3	45 1.2	73 1.9	104 2.7	78 2.0	859 22.4	178 4.6	88 2.3	32 0.8	50 1.3	45 1.2

暴力団等の排除に関するアンケート

集計表 30

最後に、調査を統計的に分析するために、貴社に関することについてお聞かせください。  
【所在地】

	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
**【総数】**	24 0.6	62 1.6	63 1.6	104 2.7	211 5.5	33 0.9	29 0.8	77 2.0	329 8.6	122 3.2	15 0.4	26 0.7	16 0.4	55 1.4	92 2.4	39 1.0	23 0.6	35 0.9

集計表 30

最後に、調査を統計的に分析するために、貴社に関することについてお聞かせください。  
【所在地】

	愛媛県	高知県	福岡県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
**【総数】**	36 0.9	18 0.5	141 3.7	24 0.6	24 0.6	24 0.6	32 0.8	38 1.0	32 0.8	32 0.9	33 0.9	49 1.3

集計表 31

【業種】

	総数	農・林・水産	建設	製造	運輸・倉庫	卸売・小売	金融・保険	不動産・物品賃貸	宿泊・飲食サービス	その他	無回答
**【総数】**	3842 100.0	48 1.2	620 16.1	934 24.3	236 6.1	697 18.1	86 2.2	100 2.6	107 2.8	300 7.8	47 1.2

集計表 32

【資本金】

	総数	5000万円未満	5000万円以上1億円未満	1億円以上3億円未満	3億円以上	無回答
**【総数】**	3842 100.0	2297 59.8	295 7.7	165 4.3	984 25.6	101 2.6

集計表 33

【従業員数】

	総数	50人未満	50~99人	100~199人	200~299人	300人以上	無回答
**【総数】**	3842 100.0	2221 57.8	417 10.9	261 6.8	156 4.1	742 19.3	45 1.2

暴力団等の排除に関するアンケート

集計表 34

【証券取引所】

	総数	1部上場	2部上場	その他の上場	未上場	無回答
**【総数】**	3842 100.0	462 12.0	157 4.1	318 8.3	2722 70.8	183 4.8

集計表 35

【顧問弁護士】

	総数	いる	いない	無回答
**【総数】**	3842 100.0	1733 45.1	2046 53.3	63 1.6

集計表 36

【本社を含む事業所数】

	総数	1箇所	2～5箇所	6～10箇所	11箇所～49箇所	50箇所以上	無回答
**【総数】**	3842 100.0	1462 38.1	1454 37.8	270 7.0	377 9.8	228 5.9	51 1.3

集計表 37

【回答された方の所属】

	総数	総務部門	内部統制・コンプライアンス等部門	広報部門	その他	無回答
**【総数】**	3842 100.0	2968 77.3	180 4.7	18 0.5	525 13.7	151 3.9

集計表 38

【回答された方のポジション】

	総数	経営者・役員	部長級	課長級	それ以外	無回答
**【総数】**	3842 100.0	1599 41.6	746 19.4	780 20.3	643 16.7	74 1.9

集計表 39

【警察管区分】

	総数	北海道	東北管区	警視庁	関東管区	中部管区	近畿管区	中国管区	四国管区	九州管区	不明
**【総数】**	3842 100.0	141 3.7	261 6.8	859 22.4	805 21.0	434 11.3	598 15.6	227 5.9	112 2.9	356 9.3	49 1.3

資料3 暴力団に関する市民の意識調査  
調査票





【はじめに、暴力団に対するイメージや考えについておたずねします。】

質問 1. あなたは、暴力団とはどのようなものだと思いますか（あてはまるものすべてに○をつけてください）。

- 1 暴力団員の大部分は、他の人とは違う髪形や服装をしているので、一目でわかる
- 2 暴力団員は、指を詰めたり、入れ墨をしている人が多い
- 3 暴力団員は、高級外車に乗ったり、高価な腕時計をするなど、生活が派手である
- 4 暴力団員の中にも、生活に困る者が多くなっている
- 5 幹部の命令には絶対服従を強制されるなど、厳しい規律がある
- 6 暴力団員の行う犯罪の大部分は、暴行・傷害等「直接、暴力を用いる犯罪」である
- 7 暴力団の収入には、企業、団体からいろいろな名目で得たお金も相当ある
- 8 盛り場などで少年に声をかけて、暴力団に加入するよう誘っている
- 9 暴力団員になると、幹部の身代わりで刑務所へ行かなければならないこともある
- 10 暴力団の収入源で最も多いのは、覚せい剤やコカインなど薬物の密売である
- 11 暴力団は、企業経営や投資活動などにより資金を稼いでいる
- 12 暴力団員には、警察に捕まった経験のある者が多い
- 13 街で若い女性に声をかけて、性産業で働かせようとしている
- 14 地域のお祭りなどで、露店の配置などを取り仕切っている
- 15 暴力団に入ると、どんな非行少年でも面倒を見てもらえる
- 16 暴力団は、弱きを助け強きをくじく任侠団体である
- 17 暴力団は、一般市民に対しても凶器を用いた凶悪な事件を起こしている
- 18 日本の暴力団は、海外進出や覚せい剤・コカインの密輸など、世界の暴力団とつながりを持っている
- 19 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )
- 20 わからない

質問 2. あなたは、暴力団の存在に不安を感じていますか（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）。

- 1 感じる \_\_\_\_\_ → 質問 3 へ
- 2 少し感じる \_\_\_\_\_
- 3 あまり感じない \_\_\_\_\_
- 4 感じない \_\_\_\_\_ → 質問 4 からお答えください

<質問2で、不安を「1 感じる、2 少し感じる」と答えた方にお聞きます。>

質問3. 不安を感じる理由は何ですか (あてはまるものすべてに○)。

- 1 銃などを使った犯罪があるから
- 2 怖そうな人が出入りしたりする場所や暴力団事務所があるから
- 3 実際に暴力団員から因縁をつけられたり、暴力的犯罪の被害を経験したから
- 4 被害にあいそうなとき、警察が守ってくれるとは思わないから
- 5 何となく不安である
- 6 その他 (具体的に )

<全員の方にお聞きます。>

質問4. あなたは、暴力団はどのような存在だと思いますか (あてはまるもの1つに○)。

- 1 決して許されない存在である
- 2 必要悪の面もあり、許されない存在とも言い切れない
- 3 存在そのものは悪くない

質問5. あなたは、暴力団が社会に存在し続ける理由は何だと思いますか (あてはまるものすべてに○)。

- 1 暴力団にお金を出す会社などがあるから
- 2 暴力団を利用した方が都合がいいと考える人がいるから
- 3 暴力団の仕返しが怖いために警察に届けられない人が多いから
- 4 暴力団にあこがれたり、存在を許す社会の雰囲気があるから
- 5 暴力団事務所の物件を貸す人がいるから
- 6 暴力団を肯定するような映画・小説・漫画などがあるから
- 7 暴力団を取り締まるための法律が十分に整備されていないから
- 8 暴力団に対する警察の取り締まりが手ぬるいから
- 9 暴力団員が犯罪を犯した場合の刑が軽いから
- 10 暴力団を利用する人への罰が軽いから
- 11 暴力団に加入する人がいるから
- 12 暴力団を抜けたくても、抜けられないから
- 13 その他 (具体的に )
- 14 わからない

【次に、お住まいの地域と暴力団についておたずねします。以下の質問でいう「地域は」、ご自宅から半径1キロメートルくらいの範囲をお考えください。】

質問6. あなたがお住まいの地域で、暴力団員を見かけることがありますか(あてはまるもの1つに○)。

- |        |         |          |          |
|--------|---------|----------|----------|
| 1 よくある | 2 たまにある | 3 ほとんどない | 4 まったくない |
|--------|---------|----------|----------|

質問7. あなたがお住まいの地域には、暴力団事務所はありますか(あてはまるもの1つに○)。

- |      |      |         |
|------|------|---------|
| 1 ある | 2 ない | 3 わからない |
|------|------|---------|

質問8. あなたのお住まいの地域には、暴力団とかかわりのある人はいますか(あてはまるもの1つに○)。

- |          |        |           |          |
|----------|--------|-----------|----------|
| 1 たくさんいる | 2 少しいる | 3 ほとんどいない | 4 まったくない |
| 5 わからない  |        |           |          |

質問9. あなたがお住まいの地域で、暴力団による犯罪がおきたと、見たり聞いたりしたことはありますか(あてはまるもの1つに○)。

- |      |      |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

【ここからは、暴力団を利用する人や会社などについておたずねします。】

質問10. あなたは、暴力団にお金を出す会社などについてどう思いますか(あてはまるもの1つに○)。

- |                       |
|-----------------------|
| 1 悪いことではない            |
| 2 よくないことだが、仕方がない場合もある |
| 3 よくないことであり、してはいけない   |
| 4 何とも思わない             |

質問 1 1. 暴力団を利用してめ事などを解決しようとする人がいますが、あなたは、これについてどう思いますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1 悪いことではない            | → 質問 1 2 へ         |
| 2 よくないことだが、仕方がない場合もある |                    |
| 3 よくないことであり、してはいけない   | → 質問 1 3 からお答えください |
| 4 何とも思わない             |                    |

<質問 1 1 で、「1 悪いことではない、2 よくないことだが、仕方がない場合もある」と答えた方にお聞きします。>

質問 1 2. その理由は何ですか（あてはまるものすべてに○）。

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 裁判などで処理しようとしても日数がかかるから           |
| 2 弁護士に頼むとお金がかかるから                  |
| 3 警察に相談すると事が大きくなったり、いろいろ調べられて面倒だから |
| 4 問題がうまく解決するから                     |
| 5 法律に触れるわけではないのでかまわない              |
| 6 知り合いに暴力団員がいるならば、頼むのはかまわない        |
| 7 その他（具体的に )                       |

<全員の方にお聞きします。>

質問 1 3. 暴力団員から不当な金品等の要求行為（例えば、交通事故の示談に際して、暴力団員が介入し、不当に金品等を要求する行為等）に応じる人がいますが、あなたは、これについてどう思いますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1 悪いことではない          | 2 よくないことだが、仕方がない場合もある |
| 3 よくないことであり、してはいけない | 4 何とも思わない             |

【次に、暴力団からの被害及び暴力団との取引などについておたずねします。】

質問 14. あなたは今までに、暴力団から被害を受けたことがありますか(あてはまるものすべてに○)。

- 1 暴力を受けた
- 2 恐喝された
- 3 「みかじめ・用心棒代」を要求された
- 4 物品を買わされた、契約させられた
- 5 路上等で脅された、威嚇された
- 6 もめごとの斡旋などを行い、金品を要求された
- 7 所属している企業・団体が脅迫や嫌がらせを受けた
- 8 その他の被害(具体的に )
- 9 被害を受けたことはない ⇒ 質問 17 からお答えください

<質問 14 で、暴力団から「被害を受けたことがある」と答えた方(1 から 8 に○をつけた方)にお聞きします。>

質問 15. 被害を警察に届け出ましたか(あてはまるもの 1 つに○)。

- 1 届け出なかった ⇒ 質問 16 へ
- 2 届け出た ⇒ 質問 17 からお答えください

<質問 15 で「1 届け出なかった」と答えた方にお聞きします。>

質問 16. 届け出なかった理由は何ですか(主な理由 1 つに○)。

- 1 後が恐ろしい
- 2 面倒
- 3 警察はいやだ
- 4 たいしたことではなかった
- 5 警察が扱う刑事事件ではない
- 6 その他(具体的に )

<全員の方にお聞きします。>

質問 17. あなたは今までに、暴力団との取引がありましたか(あてはまるもの 1 つに○)。

- 1 ある ⇒ 質問 18 へ
- 2 ない ⇒ 質問 19 からお答えください

<質問17で、「1 ある」と答えた方にお聞きします。>

質問18. どのような取引でしたか（あてはまるものすべてに○）。

- |            |         |          |          |
|------------|---------|----------|----------|
| 1 物品の購入・販売 | 2 リース契約 | 3 業務への参入 | 4 下請けの委託 |
| 5 その他（具体的に |         |          | )        |

【次に、社会から暴力団をなくすための取組みについておたずねします。】

<全員の方にお聞きします。>

質問19. 平成23年10月1日に東京都と沖縄県で「暴力団排除条例」が施行され、これにより全都道府県で「暴力団排除条例」が施行されました。あなたは、暴力団排除条例の内容についてどの程度知っていますか（あてはまるもの1つに○）。

- |                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 1 詳細まで知っている               | → 質問20へ         |
| 2 内容をある程度知っている            |                 |
| 3 内容は知らないが、条例ができたことは知っている | → 質問21からお答えください |
| 4 条例も内容も知らない              |                 |

<質問19で「1 詳細まで知っている、2 内容をある程度知っている」と答えた方にお聞きします。>

質問20. 暴力団排除条例の内容として知っているものはどれですか（あてはまるものすべてに○）。

- |   |
|---|
| 1 事業者は、暴力団排除施策に協力するよう努めること                              |
| 2 学校等の周辺区域において、暴力団事務所を新規に開設・運営してはならないこと                 |
| 3 学校等の周辺区域で暴力団事務所を新規に開設・運営した場合には、懲役・罰金の処罰がありうること        |
| 4 事業者は、暴力団員に対して利益供与をしてはならないこと                           |
| 5 事業者が暴力団員に対して利益供与をした場合には、都道府県公安委員会から勧告を受けること           |
| 6 不動産業者は、暴力団事務所に利用されることを知って、不動産取引をしてはならないこと             |
| 7 不動産業者が暴力団事務所に利用されることを知って取引をした場合には、都道府県公安委員会から勧告を受けること |
| 8 市民は、暴力団排除施策に協力するよう努めること                               |
| 9 この中に知っているものはない  |

<全員の方にお聞きします。>

質問 2 1. 暴力団排除条例は、暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的だと思いますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- |             |           |             |
|-------------|-----------|-------------|
| 1 効果的       | 2 ある程度効果的 | 3 どちらともいえない |
| 4 あまり効果的でない | 5 効果的でない  |             |

質問 2 2. もし、あなたの住んでいる所で、暴力団排除の住民運動（暴力団事務所の撤去活動、暴力団事務所周辺でのデモや監視活動）が起きたら、あなたは協力したいと思いますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| 1 絶対に協力したくない | } → 質問 2 3 へ         |
| 2 あまり協力したくない |                      |
| 3 ある程度協力したい  | } → 質問 2 4 からお答えください |
| 4 進んで協力したい   |                      |
| 5 わからない      |                      |

<質問 2 2 で「1 絶対に協力したくない、2 あまり協力したくない」と答えた方にお聞きします。>

質問 2 3. 協力したくない理由は何ですか（あてはまるものすべてに○）。

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 暴力団の嫌がらせや仕返しが怖いから    |   |
| 2 自分に直接関係がないから         |   |
| 3 時間が取れないから            |   |
| 4 自分一人が参加したとしても影響がないから |   |
| 5 住民運動そのものが嫌いだから       |   |
| 6 本来は警察がやるべき仕事だから      |   |
| 7 暴力団を排除することは無理だから     |   |
| 8 その他（具体的に             | ) |

<全員の方にお聞きします。>

質問 2 4. もし、あなたが暴力団の犯罪行為や嫌がらせなどを見かけたときに、警察から証人として協力を頼まれたらどうしますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 1 進んで協力したい   | 2 ある程度協力したい | 3 あまり協力したくない |
| 4 絶対に協力したくない | 5 わからない     |              |



質問 25. あなたは、今後、どのような機関が暴力団排除への取組みを強化すべきだと思いますか（あてはまるものすべてに○）。

- |               |            |         |                |
|---------------|------------|---------|----------------|
| 1 警察          | 2 国、自治体    | 3 弁護士会  | 4 NPO などの非営利組織 |
| 5 飲食業         | 6 性風俗業     | 7 一般の企業 | 8 一般の商店        |
| 9 パチンコなどの遊戯業  | 10 公営ギャンブル |         |                |
| 11 個人（市民一人一人） |            |         |                |
| 12 その他（具体的に   |            |         |                |
| 13 特にない       |            |         |                |

質問 26. あなたは、社会から暴力団をなくしていくために必要なことは何だと思いますか（あてはまるものすべてに○）。

- |   |
|---|
| 1 警察の取締りを強化する                               |
| 2 警察が取締りをしやすいような法律や条例をつくる                   |
| 3 暴力団員に対する刑罰を重くする                           |
| 4 企業や市民が暴力団を利用したり、お金を出さないようにする              |
| 5 暴力団を排除するための住民（または「自治体・企業・住民が一体となった」）運動を行う |
| 6 暴力団を排除するための運動を行う団体・個人が報復を受けないようにする        |
| 7 青少年が暴力団に加入しないようにする                        |
| 8 被害を警察に積極的に届け出るようにする                       |
| 9 学校において、生徒を暴力団に加入させないための教育等を実施する           |
| 10 暴力団員の社会復帰のための職業訓練や就職のあっせんをする             |
| 11 その他（具体的に                                 |
| 12 特にない                                     |

質問 27. いまの社会全般について、あなたのお考えをお聞きます。a) から c) のそれぞれについて、右の回答欄のあてはまる番号に○をつけてください。

	とても そう思う	やや そう思う	あまり そう思わない	まったく そう思わない
a) ほとんどの人は信頼できる	1	2	3	4
b) ほとんどの隣近所の人は信頼できる	1	2	3	4
c) 不平等な社会になってきていると思う	1	2	3	4

【最後に、調査を統計的に分析するために、あなたご自身に関することについてお聞かせください。】

質問28. あなたの性別を教えてください。

- |      |      |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

質問29. あなたの年齢はおいくつですか。

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 20歳未満  | 2 20～29歳 | 3 30～39歳 | 4 40～49歳 |
| 5 50～59歳 | 6 60～69歳 | 7 70歳以上  |          |

質問30. あなたの職業はどれにあたりますか。1から15の番号の中からあてはまるもの1つに○をつけてください。

【自営業・家族従業者の方】

- |                     |          |            |
|---------------------|----------|------------|
| 1 農林漁業              | 2 製造・加工業 | 3 商業・サービス業 |
| 4 その他の自営・家族従業者（具体的に |          | ）          |

【勤め人の方】

- |                 |             |          |       |
|-----------------|-------------|----------|-------|
| 5 経営・管理職        | 6 専門・技術職    | 7 事務職    | 8 営業職 |
| 9 販売職           | 10 技能・生産工程職 | 11 サービス職 |       |
| 12 その他の勤め人（具体的に |             | ）        |       |

【無職の方】

- |       |       |           |
|-------|-------|-----------|
| 13 主婦 | 14 学生 | 15 その他の無職 |
|-------|-------|-----------|

質問31. 現在、あなたと一緒に住まいのご家族は、あなたを含めて何人ですか。

あなたを含めて  人 （一人暮らしの方は  人になります）

質問32. あなたは、現在住まいの地域にどれくらい住んでいますか（あてはまるもの1つに○）。

- |              |            |             |
|--------------|------------|-------------|
| 1 1年未満       | 2 1年以上5年未満 | 3 5年以上10年未満 |
| 4 10年以上20年未満 | 5 20年以上    |             |

質問 3 3. あなたは、現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- |   |           |   |            |
|---|-----------|---|------------|
| 1 | とてもそう思う   | 2 | ややそう思う     |
| 3 | あまりそう思わない | 4 | まったくそう思わない |

質問 3 4. あなたは、ご近所に、お互いに相談したり助け合ったりしている人がいますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- |   |        |   |        |   |        |   |         |
|---|--------|---|--------|---|--------|---|---------|
| 1 | たくさんいる | 2 | ある程度いる | 3 | あまりいない | 4 | ほとんどいない |
|---|--------|---|--------|---|--------|---|---------|

質問 3 5. あなたの世帯の生活程度は、世間一般から見てどう思いますか（あてはまるもの 1 つに○）。

- |   |   |   |     |   |     |   |     |   |   |
|---|---|---|-----|---|-----|---|-----|---|---|
| 1 | 上 | 2 | 中の上 | 3 | 中の中 | 4 | 中の下 | 5 | 下 |
|---|---|---|-----|---|-----|---|-----|---|---|

ご協力ありがとうございました。

## 資料4 市民の意識調査・単純集計表



集計表 1

【はじめに、暴力団に対するイメージや考えについておたずねします。】

質問1. あなたは、暴力団とはどのようなものだと思いますか（あてはまるものすべてに○をつけてください）。

総数	他の人と指を詰めたり、入った髪形や服装をしてる	高級外車に乗ったり、入れ替り等、生活している	生活に困る者が多くなり、活がない	幹部に絶対従って厳しい規律がある	行う犯罪は大部分直轄暴力名目で行っている	幹部身代わりで刑罰を受ける事もある	収入源で最も多いのは薬物の密売	企業経営等により資金を稼いでいる	警察に捕まった経験のある者が多い	若い女性に性産業をさせようとする	祭り等で露店の配置等仕切っている	入ると非行少年でも面倒見がて貰える	弱きを助け強きをくじく仲間意識	一般市民にも凶悪な事件を起こす	海外進出や密輸等世界と繋がりが		
**【総数】**	2012 100.0	560 27.8	939 46.7	927 46.1	655 32.6	1221 60.7	561 27.9	1266 62.9	339 16.8	858 42.6	1001 49.8	715 35.5	876 43.5	149 7.4	41 2.0	618 30.7	777 38.6

集計表 1

【はじめに、暴力団に対するイメージや考えについておたずねします。】

質問1. あなたは、暴力団とはどのようなものだと思いますか（あてはまるものすべてに○をつけてください）。

総数	わが国に	無回答	回答計	
**【総数】**	28 1.4	118 5.9	7 0.3	12915 641.9

集計表 2

質問2. あなたは、暴力団の存在に不安を感じていますか（あてはまるもの1つに○をつけてください）。

総数	感じる	少し感じる	あまり感じない	無回答	感じる（計）	感じない（計）		
**【総数】**	2012 100.0	521 25.9	794 39.5	583 29.0	113 5.6	1 0.0	1315 65.4	696 34.6

集計表 3

質問2で、不安を「1 感じる、2 少し感じる」と答えた方にお聞きます。>

質問3. 不安を感じる理由は何ですか（あてはまるものすべてに○）。

該当数	銃などを使った犯罪から	怖そうなの入りの場所があるから	実際に暴力的犯罪等を経験したから	警察が守ってくれられない	何となく不安である	その他	無回答	回答計	
**【総数】**	1315 100.0	744 56.6	317 24.1	25 1.9	533 40.5	749 57.0	39 3.0	2 0.2	2409 183.2

集計表 4

<全員の方にお聞きます。>

質問4. あなたは、暴力団はどのような存在だと思いますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	決して許されない存在である	許されない存在である	許されな	存在その	無回答
**【総数】**	2012 100.0	1325 65.9	533 26.5	117 5.8	37 1.8

集計表 5

質問5. あなたは、暴力団が社会に存在し続ける理由は何だと思いますか（あてはまるものすべてに○）。

総数	暴力団にお金を出す会社がある	暴力団に利用した方が都合がある	仕返しをする会社が多い	存在する理由がわからない	暴力団の取り締まりが手ぬるい	警察の取り締まりが手ぬるい	団員が犯罪を犯した場合一罰が軽い	暴力団を利用する人への罰が軽い	暴力団に加入する人がいるから	暴力団を抜けたくても抜けれない	その他	わからない	無回答	回答計			
**【総数】**	2012 100.0	1153 57.3	1096 54.5	800 39.8	413 20.5	405 20.1	517 25.7	880 43.7	756 37.6	463 23.0	441 21.9	768 38.2	722 35.9	41 2.0	162 8.1	4 0.2	8621 428.5

集計表 6

質問6. あなたがお住まいの地域で、暴力団員を雇うことがありますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	よくある	たまにある	ほとんどない	まったくない	無回答	ある(計)	ない(計)
**【総数】**	2012 100.0	37 1.8	180 8.9	760 37.8	1022 50.8	13 0.6	217 10.8

集計表 7

質問7. あなたがお住まいの地域には、暴力団事務所はありますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	ある	ない	わからない	無回答
**【総数】**	2012 100.0	115 5.7	710 35.3	1182 58.7

集計表 8

質問8. あなたがお住まいの地域には、暴力団とかわりのある人はいいますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	たくさんいる	少しいる	ほとんどいない	まったくない	わからない	無回答	いる(計)	いない(計)
**【総数】**	2012 100.0	7 0.3	141 7.0	273 13.6	344 17.1	1241 61.7	6 0.3	148 7.4

集計表 9

質問9. あなたがお住まいの地域で、暴力団による犯罪がおきたと、見たり聞いたりしたことはありますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	ある	ない	無回答	
**【総数】**	2012 100.0	146 7.3	1858 92.3	8 0.4

安全・安心な社会生活を送るためのアンケート

集計表 10

【ここからは、暴力団を利用する人や会社などについておたずねします。】

質問 10. あなたは、暴力団にお金を出す会社などについてどう思いますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	悪いことではない	よくない事だが仕方ない場合もある	ひどい事ではない	何とも思わない	無回答	悪いことではない	ひどい事ではない
**【総数】**	2012 100.0	15 0.7	357 17.7	1515 75.3	91 4.5	34 1.7	372 18.5

集計表 11

質問 11. 暴力団を利用してもめ事などを解決しようとする人がいますが、あなたも、これについてどう思いますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	悪いことではない	よくない事だが仕方ない場合もある	何とも思わない	無回答	悪いことではない	ひどい事ではない
**【総数】**	2012 100.0	14 0.7	246 12.2	1646 81.8	77 3.8	29 1.4

集計表 12

質問 12. その理由は何か（あてはまるものすべてに○）。

該当数	裁判などでの処理にかかる	弁護士に頼むのがかかる	警察に相談すると金がかかるといわれる	問題がうまく解決しない	法に触れる罪ではない	知り合いに団員がいれば構わない	その他	無回答	回答計
**【総数】**	260 100.0	88 33.8	76 29.2	101 38.8	61 23.5	15 5.8	43 16.5	5 1.9	419 161.2

集計表 13

質問 13. 暴力団員から不当な金品等の要求行為（例えば、交通事故の示談に際して、暴力団員が介入し、不当に金品等を要求する行為等）に応じる人がいますが、あなたは、これについてどう思いますか（あてはまるもの1つに○）。

質問 13. 暴力団員から不当な金品等の要求行為（例えば、交通事故の示談に際して、暴力団員が介入し、不当に金品等を要求する行為等）に応じる人がいますが、あなたは、これについてどう思いますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	悪いことではない	よくない事だが仕方ない場合もある	何とも思わない	無回答	悪いことではない	ひどい事ではない
**【総数】**	2012 100.0	3 0.1	298 14.8	1654 82.2	44 2.2	13 0.6

集計表 14

質問 14. 次に、暴力団からの被害及び暴力団との取引などについておたずねします。】

質問 14. 次に、暴力団からの被害及び暴力団との取引などについておたずねします。】

総数	暴力を受けた	暴力を受けた	恐喝された	みかじめ料を要求された	物品を壊された	物品を買取られた	路上等で脅された	その他の被害	被書を受けたこと	被書を受けたこと	被書を受けたこと	回答計
**【総数】**	2012 100.0	6 0.3	19 0.9	13 0.6	19 0.9	32 1.6	5 0.2	22 1.1	9 0.4	11 0.5	106 5.3	2031 100.9



安全・安心な社会生活を送るためのアンケート

集計表 15

＜質問14で、暴力団から「被害を受けたことがある」と答えた方（1から8に○をつけた方）にお聞きします。＞

質問15. 被害を警察に届け出ましたか（あてはまるもの1つに○）。

該当数	届け出なかった	届け出た	無回答
**【総数】**	106 100.0	82 77.4	23 21.7
		1 0.9	

集計表 16

＜質問15で「1届け出なかった」と答えた方にお聞きします。＞

質問16. 届け出なかった理由は何か（主な理由1つに○）。

該当数	後が恐ろしい	面倒	警察はいやだ	警察はいたいが、なかつた	警察が扱った事件ではない	その他	無回答
**【総数】**	82 100.0	13 15.9	15 18.3	1 1.2	35 42.7	8 9.8	7 8.5
							3 3.7

集計表 17

＜全員の方にお聞きします。＞

質問17. あなたは今までに、暴力団との取引がありましたか（あてはまるもの1つに○）。

総数	ある	ない	無回答
**【総数】**	2012 100.0	18 0.9	1987 98.8
			7 0.3

集計表 18

＜質問17で、「1ある」と答えた方にお聞きします。＞

質問18. どのような取引でしたか（あてはまるものすべてに○）。

該当数	物品の購入・販売	リース契約	業務への参入	下請けの委託	その他	無回答	回答計
**【総数】**	18 100.0	12 66.7	-	2 11.1	1 5.6	2 11.1	18 100.0
							1 5.6
							18 100.0

集計表 19

【次に、社会から暴力団をなくすための取組みについておたずねします。】

＜全員の方にお聞きします。＞

質問19. 平成23年10月1日に東京都と沖縄県で「暴力団排除条例」が施行され、これにより全都道府県で「暴力団排除条例」が施行されました。あなたは、暴力団排除条例の内容についてどの程度知っていますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	詳細まで知っている	内容をある程度知っている	内容は知っている	内容も知らない	無回答	内容を知っている（計）	内容を知らない（計）
**【総数】**	2012 100.0	5 0.2	196 9.7	1061 52.7	747 37.1	3 0.1	201 10.0
							1808 89.9

集計表 20  
 <質問19で「1詳細まで知っている、2内容はある程度知っている」と答えた方にお聞きします。>  
 質問20. 暴力団排除条例の内容として知っているものはどれですか（あてはまるものすべてに○）。

該当数	事業者は		学校等周		事業者は		利益供与		不動産業		この中に		無回答	回答計
	排除施策の協力を努める	営規制	辺区域の事務所運営	営規制	営規制	営規制	営規制	営規制	営規制	営規制	営規制	営規制		
**【総数】**	201	135	109	59	173	81	129	67	100	6	859			427.4
	100.0	67.2	54.2	29.4	86.1	40.3	64.2	33.3	49.8	3.0				

集計表 21  
 <全員の方にお聞きします。>  
 質問21. 暴力団排除条例は、暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的だと思いますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	ある程度効果的		どちらともいえない		あまり効果的でない		効果的でない		効果的でない	
	効果的	効果的	効果的	効果的	効果的	効果的	効果的	効果的	効果的	効果的
**【総数】**	2012	234	939	587	187	52	13	1173	239	11.9
	100.0	11.6	46.7	29.2	9.3	2.6	0.6	58.3	11.9	

集計表 22  
 質問22. もし、あなたの住んでいる所で、暴力団排除の住民運動（暴力団事務所の撤去活動、暴力団事務所周辺でのデモや監視活動）が起きたら、あなたは協力したいと思えますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	絶対に協力したくない		あまり協力したくない		ある程度協力したい		かなり協力したい		絶対に協力したい	
	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない
**【総数】**	2012	100	527	735	75	570	5	627	810	40.3
	100.0	5.0	26.2	36.5	3.7	28.3	0.2	31.2	40.3	

集計表 23  
 <質問22で「1絶対に協力したくない、2あまり協力したくない」と答えた方にお聞きします。>  
 質問23. 協力したくない理由は何か（あてはまるものすべてに○）。

該当数	暴力団の嫌がらせや仕返し		自分が参加できない		住民運動		暴力団を排除する		その他	
	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し	嫌がらせや仕返し
**【総数】**	627	363	146	145	67	149	237	134	28	1272
	100.0	57.9	23.3	23.1	10.7	23.8	37.8	21.4	4.5	202.9

集計表 24  
 <全員の方にお聞きします。>  
 質問24. もし、あなたが暴力団の犯罪行為や嫌がらせなどを見かけたときに、警察から証人として協力を頼まれたらどうしますか（あてはまるもの1つに○）。

総数	進んで協力したい		ある程度協力したい		あまり協力したくない		絶対に協力したくない		協力したくない	
	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない	協力したくない
**【総数】**	2012	220	955	354	39	440	4	1175	393	19.5
	100.0	10.9	47.5	17.6	1.9	21.9	0.2	58.4	19.5	

安全・安心な社会生活を送るためのアンケート  
集計表 25

質問25. あなたは、今後、どのような機関が暴力団排除への取組みを強化すべきだと思いますか（あてはまるものをすべてに○）。

総数	警察	国、自治体	弁護士会	NPOなどの非営利組織	飲食業	性風俗業	一般の企業	一般の商店	パチンコなどの遊業	公営ギャンブル	個人(市民一人)	その他	特にない	無回答	回答計	
**【総数】**	2012 100.0	1796 89.3	1395 69.3	615 30.6	305 15.2	430 21.4	640 31.8	425 21.1	243 12.1	647 32.2	528 26.2	344 17.1	12 0.6	78 3.9	7 0.3	7465 371.0

集計表 26

質問26. あなたは、社会から暴力団をなくしていくために必要なことは何だと思いますか（あてはまるものをすべてに○）。

総数	警察の取締りを強化する	警察が取り締まる法律等を作る	暴力団員に対する罰則を重くする	企業や市民が利用したり出さない	暴力団排除のための住民運動を行う	青少年を被書者や警察に積極的に出さない	学校が生徒に加入させない	団員の社会的職業訓練等	その他	特にない	無回答	回答計				
**【総数】**	2012 100.0	1451 72.1	1339 66.6	1016 50.5	1269 63.1	419 20.8	841 41.8	1033 51.3	855 42.5	670 33.3	774 38.5	28 1.4	55 2.7	8 0.4	9 0.4	9758 485.0

集計表 27

質問27. いまの社会全般について、あなたのお考えをお願いします。a) からc) のそれぞれについて、右の回答欄のあてはまる番号に○をつけてください。

a) ほとんどの人は信頼できる

総数	とても思う	やや思う	あまり思う	まったく思う	無回答	そう思う	そう思わない	そう思わない(計)
**【総数】**	2012 100.0	140 7.0	976 48.5	781 38.8	104 5.2	11 0.5	1116 55.5	885 44.0

集計表 28

質問27. いまの社会全般について、あなたのお考えをお願いします。a) からc) のそれぞれについて、右の回答欄のあてはまる番号に○をつけてください。

b) ほとんどの隣近所の人は信頼できる

総数	とても思う	やや思う	あまり思う	まったく思う	無回答	そう思う	そう思わない	そう思わない(計)
**【総数】**	2012 100.0	360 17.9	1134 56.4	449 22.3	66 3.3	3 0.1	1494 74.3	515 25.6

集計表 29

質問27. いまの社会全般について、あなたのお考えをお願いします。a) からc) のそれぞれについて、右の回答欄のあてはまる番号に○をつけてください。

c) 不平等な社会になってきていると思う

総数	とても思う	やや思う	あまり思う	まったく思う	無回答	そう思う	そう思わない	そう思わない(計)
**【総数】**	2012 100.0	552 27.4	1023 50.8	379 18.8	47 2.3	11 0.5	1575 78.3	426 21.2



安全・安心な社会生活を送るためのアンケート

集計表 34

質問3 1. 現在、あなたと一緒に住まいのご家族は、あなたを含めて何人ですか。

**【総数】**	総数						平均 (人)
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	
2012	160	499	462	464	233	188	6
100.0	8.0	24.8	23.0	23.1	11.6	9.3	0.3
6769							3.37

集計表 35

質問3 2. あなたは、現在お住まいの地域にどれくらい住んでいますか（あてはまるもの1つに○）。

**【総数】**	総数				無回答
	1年未満	5年以上 5年未満	10年以上 10年未満	20年以上 20年未満	
2012	83	247	212	414	1053
100.0	4.1	12.3	10.5	20.6	52.3
3					0.1

集計表 36

質問3 3. あなたは、現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか（あてはまるもの1つに○）。

**【総数】**	総数		無回答		そう思う (計)		そう思わ ない (計)	
	とても 思う	ややそ う思う	あまりそ う思わ ない	まったく 思わな い	そう思 う	そう思 わない (計)	そ う思 わな い (計)	そ う思 わ ない (計)
2012	1027	750	200	33	2	1777	233	
100.0	51.0	37.3	9.9	1.6	0.1	88.3	11.6	

集計表 37

質問3 4. あなたは、ご近所に、お互いに相談したり助け合ったりしている人がいますか（あてはまるもの1つに○）。

**【総数】**	総数		無回答		いる (計)		いない (計)	
	たくさん いる	ある程 度 いる	あまり ない	ほとんど いない	無回 答	いる (計)	いな い (計)	
2012	232	1005	486	288	1	1237	774	
100.0	11.5	50.0	24.2	14.3	0.0	61.5	38.5	

集計表 38

質問3 5. あなたの世帯の生活程度は、世間一般から見てもどう思いますか（あてはまるもの1つに○）。

**【総数】**	総数					無回答		中の上 (計)		中 の下 (計)	
	上	中の上	中の中	中の下	下	無回 答	上 中 (計)	中 下 (計)	中 上 (計)	中 下 (計)	
2012	26	225	1226	424	102	9	251	526	1875	26.1	
100.0	1.3	11.2	60.9	21.1	5.1	0.4	12.5	26.1	93.2	93.2	

集計表 39

〔地域〕

	総数	北海道	東北	関東	北陸	東山	東海	近畿	中国	四国	九州
**【総数】**	2012 100.0	80 4.0	148 7.4	680 32.8	92 4.6	80 4.0	200 9.9	324 16.1	120 6.0	80 4.0	228 11.3

集計表 40

〔都市規模〕

	総数	大都市 (計)	東京都 部	政令指定 都市	人口20 万以上の 市	人口10 万以上の 市	人口10 万未満の 市	町村
**【総数】**	2012 100.0	561 27.9	134 6.7	427 21.2	486 24.2	336 16.7	445 22.1	184 9.1

集計表 41

〔警察管区別〕

	総数	北海道	東北管区	警視庁	関東管区	中部管区	近畿管区	中国管区	四国管区	九州管区
**【総数】**	2012 100.0	80 4.0	148 7.4	201 10.0	619 30.8	212 10.5	324 16.1	120 6.0	80 4.0	228 11.3



## 暴力団排除に関する国民の意識調査

平成25年5月発行

発行 公益財団法人 日工組社会安全財団

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-7-8

(大手町佐野ビル6階)

電話 03-3219-5177 Fax 03-3219-2338

企画・編集 公益財団法人 日工組社会安全財団内

「暴力団排除に関する調査研究会」

代表 星野周弘

本報告書を引用する際は、出典を明らかにし、転載された刊行物、公表資料などを公益財団法人 日工組社会安全財団までお送りください。





ISBN978-4-904181-24-9